

平成26年度

地方税に関する参考計数資料

平成26年2月

総務省自治税務局

地方税に関する参考計数資料

目 次

1	地方税及び地方譲与税収入見込額（平成26年度）	1
2	税制改正による事項別増減収見込額（平成26年度）	5
3	国民所得、地方財政規模、地方税収入等の推移	6
4	国税及び地方税の累年比較	8
5	国（一般会計）と地方（普通会計）の歳出規模の比較	10
6	国民所得に対する国税及び地方税負担率の累年比較	12
7	国民1人当たり国税及び地方税負担額の累年比較	13
8	租税総額中に占める直接税及び間接税等の割合	14
9	地方歳入中に占める地方税収入の割合の推移	16
10	地方税の税目別収入額及びその割合の推移	22
11	地方税収入の税目別伸長率の推移	36
12	地方主要税目の納税義務者数の推移	38
13	市町村民税及び固定資産税の税率等別市町村数調（平成25年度）	40
14	超過課税の状況	44
15	法定外税の実施状況（平成25年度）	46
16	政令指定都市の歳入中に占める税収入等の割合（平成24年度）	54
17	地方税の税率等の推移	56
18	都道府県歳入中に占める税収入の都道府県別割合（平成24年度）	142
19	道府県税及び市町村税収入の都道府県別所在状況（平成24年度）	144
20	道府県税収入等の都道府県別所在状況（平成24年度）	146
21	市町村税収入等の都道府県別所在状況（平成24年度）	154
	（参考）超過課税及び法定外税を除いた地方税収の都道府県別所在状況（平成24年度）	164
22	県民経済計算	166
23	主要経済指標の推移	168

1 地方税及び地方譲与税収入見込額（平成26年度）

I 地方税

(1) 総括表

（単位：億円）

区 分	平成25年度 当初見込額 (A)	平 成 2 6 年 度								(G) の 構成割合 (%)
		平成25年度 当初見込額 に対する現 行法による 増減(△)収 見込額 (B)	現行法によ る収入見込 額 (A)+(B) (C)	税制改正による増減(△)収見込額			改正法によ る収入見込 額 (C)+(F) (G)	平成25年度 当初見込額 に対する増 減(△)収額 (G)-(A)	(G) —×100 (A) (%)	
				地方税制の 改正による もの (D)	国税の改正 に伴うもの (E)	計 (D)+(E) (F)				
1.道 府 県 税	139,001	8,812	147,813	△ 910	△ 283	△ 1,193	146,620	7,619	105.5	41.8
2.市 町 村 税	201,297	3,069	204,366	8	△ 188	△ 180	204,186	2,889	101.4	58.2
3.合 計	340,298	11,881	352,179	△ 902	△ 471	△ 1,373	350,806	10,508	103.1	100.0
地方法人特別譲与税	17,643	4,397	22,040	△ 1	△ 210	△ 211	21,829	4,186	123.7	5.9
再 計	357,941	16,278	374,219	△ 903	△ 681	△ 1,584	372,635	14,694	104.1	100.0

（参考） 利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金及び軽油引取税交付金に相当する金額を道府県税から控除し、市町村税に加算した場合の金額は、次のとおりである。

（単位：億円）

区 分	平成25年度 当初見込額 (A)	平 成 2 6 年 度								(G) の 構成割合 (%)
		平成25年度 当初見込額 に対する現 行法による 増減(△)収 見込額 (B)	現行法によ る収入見込 額 (A)+(B) (C)	税制改正による増減(△)収見込額			改正法によ る収入見込 額 (C)+(F) (G)	平成25年度 当初見込額 に対する増 減(△)収額 (G)-(A)	(G) —×100 (A) (%)	
				地方税制の 改正による もの (D)	国税の改正 に伴うもの (E)	計 (D)+(E) (F)				
1.道 府 県 税	121,762	5,928	127,690	△ 284	△ 274	△ 558	127,132	5,370	104.4	36.2
2.市 町 村 税	218,536	5,953	224,489	△ 618	△ 197	△ 815	223,674	5,138	102.4	63.8
3.合 計	340,298	11,881	352,179	△ 902	△ 471	△ 1,373	350,806	10,508	103.1	100.0
地方法人特別譲与税	17,643	4,397	22,040	△ 1	△ 210	△ 211	21,829	4,186	123.7	5.9
再 計	357,941	16,278	374,219	△ 903	△ 681	△ 1,584	372,635	14,694	104.1	100.0

(2) 税目別内訳

(単位：億円)

区 分	平成25年度 当初見込額 (A)	平成 26 年 度						平成25年度 当初見込額 に対する増 減(△)収額 (G)-(A)	(G) —×100 (A) (%)
		平成25年度 当初見込額 に対する現 行法による 増減(△)収 見込額 (B)	現行法による 収入見込 額 (A)+(B) (C)	税制改正による増減(△)収見込額			改正法による 収入見込 額 (C)+(F) (G)		
				地方税制の 改正による もの (D)	国税の改正 に伴うもの (E)	計 (D)+(E) (F)			
A 道府県税									
(I) 普通税									
1. 道府県民税	55,153	1,835	56,988		△ 77	△ 77	56,911	1,758	103.2
個人均等割 所得割 法人均等割 法人税割 利子割 配当割 株式等譲渡所得割	595	274	869				869	274	146.1
	45,672	75	45,747				45,747	75	100.2
	1,341	△ 4	1,337				1,337	△ 4	99.7
	5,459	789	6,248		△ 77	△ 77	6,171	712	113.0
	1,180	33	1,213				1,213	33	102.8
	769	575	1,344				1,344	575	174.8
	137	93	230				230	93	167.9
2. 事業税	25,109	3,298	28,407	1	△ 189	△ 188	28,219	3,110	112.4
個人 法人	1,678	117	1,795				1,795	117	107.0
	23,431	3,181	26,612	1	△ 189	△ 188	26,424	2,993	112.8
3. 地方消費税	26,650	3,410	30,060		△ 17	△ 17	30,043	3,393	112.7
譲渡割 貨物割	19,280	595	19,875		△ 17	△ 17	19,858	578	103.0
	7,370	2,815	10,185				10,185	2,815	138.2
4. 不動産取得税	3,304	340	3,644	△ 11		△ 11	3,633	329	110.0
5. 道府県たばこ税	1,710	△ 201	1,509				1,509	△ 201	88.2
6. ゴルフ場利用税	486	3	489				489	3	100.6
7. 自動車取得税	1,900	△ 52	1,848	△ 900		△ 900	948	△ 952	49.9
8. 軽油引取税	9,233	209	9,442				9,442	209	102.3
9. 自動車税	15,497	△ 17	15,480				15,480	△ 17	99.9
10. 鉱区税	4	△ 1	3				3	△ 1	75.0
11. 固定資産税(特例分等)	18	△ 2	16				16	△ 2	88.9
普通税計	139,064	8,822	147,886	△ 910	△ 283	△ 1,193	146,693	7,629	105.5
(II) 目的税									
1. 狩猟税	16	△ 1	15				15	△ 1	93.8
目的税計	16	△ 1	15				15	△ 1	93.8
(III) 道府県税小計	139,080	8,821	147,901	△ 910	△ 283	△ 1,193	146,708	7,628	105.5
(IV) 東日本大震災による減免等	△ 79	△ 9	△ 88				△ 88	△ 9	-
(V) 道府県税計	139,001	8,812	147,813	△ 910	△ 283	△ 1,193	146,620	7,619	105.5
地方法人特別譲与税	17,643	4,397	22,040	△ 1	△ 210	△ 211	21,829	4,186	123.7
再計	156,644	13,209	169,853	△ 911	△ 493	△ 1,404	168,449	11,805	107.5

(単位：億円)

区 分	平成 26 年 度								(G) — ×100 (A) (%)
	平成25年度 当初見込額 (A)	平成25年度 当初見込額 に対する現 行法による 増減(△)収 見込額 (B)	現行法によ る収入見込 額 (A)+(B) (C)	税制改正による増減(△)収見込額			改正法によ る収入見込 額 (C)+(F) (G)	平成25年度 当初見込額 に対する増 減(△)収額 (G)-(A)	
				地方税制の 改正による もの (D)	国税の改正 に伴うもの (E)	計 (D)+(E) (F)			
B 市 町 村 税									
(I) 普通 税									
1. 市 町 村 民 税	88,095	2,266	90,361	△ 1	△ 188	△ 189	90,172	2,077	102.4
個人均等割 所得割 法人均等割 法人税割	1,782	286	2,068				2,068	286	116.0
	68,477	37	68,514				68,514	37	100.1
	3,915	△ 5	3,910				3,910	△ 5	99.9
	13,921	1,948	15,869	△ 1	△ 188	△ 189	15,680	1,759	112.6
2. 固 定 資 産 税	85,968	1,065	87,033	8		8	87,041	1,073	101.2
土 地 家 屋 償 却 資 産	33,542	85	33,627	3		3	33,630	88	100.3
	36,032	938	36,970	4		4	36,974	942	102.6
	15,484	24	15,508	1		1	15,509	25	100.2
純固定資産税小計	85,058	1,047	86,105	8		8	86,113	1,055	101.2
交 付 金	910	18	928				928	18	102.0
3. 軽 自 動 車 税	1,852	57	1,909				1,909	57	103.1
4. 市 町 村 た ば こ 税	9,738	△ 508	9,230				9,230	△ 508	94.8
5. 鉱 産 税	18	1	19				19	1	105.6
6. 特 別 土 地 保 有 税	13	△ 2	11				11	△ 2	84.6
普通 税 計	185,684	2,879	188,563	7	△ 188	△ 181	188,382	2,698	101.5
(II) 目 的 税									
1. 入 湯 税	220	7	227				227	7	103.2
2. 事 業 所 税	3,542	△ 78	3,464				3,464	△ 78	97.8
3. 都 市 計 画 税	11,988	277	12,265	1		1	12,266	278	102.3
4. 水 利 地 益 税 等	0	0	0				0	0	0.0
目 的 税 計	15,750	206	15,956	1		1	15,957	207	101.3
(III) 市 町 村 税 小 計	201,434	3,085	204,519	8	△ 188	△ 180	204,339	2,905	101.4
(IV) 東日本大震災による減免等	△ 137	△ 16	△ 153				△ 153	△ 16	-
(V) 市 町 村 税 計	201,297	3,069	204,366	8	△ 188	△ 180	204,186	2,889	101.4

II 地方譲与税

(単位：億円)

区 分	平成25年度 当初見込額 (A)	平 成 26 年 度					(E) — ×100 (A) (%)
		平成25年度 当初見込額 に対する現 行法による 増減(△)収 見込額 (B)	現行法によ る収入見込 額 (A)+(B) (C)	制度改正に よる増減 (△) 収見 込額 (D)	改正法によ る収入見込 額 (C)+(D) (E)	平成25年度 当初見込額 に対する増 減(△)収額 (E)-(A)	
1.地方揮発油譲与税	2,756	△ 48	2,708		2,708	△ 48	98.3
2.石油ガス譲与税	110	△ 10	100		100	△ 10	90.9
3.自動車重量譲与税	2,696	△ 74	2,622	34	2,656	△ 40	98.5
4.航空機燃料譲与税	140	5	145		145	5	103.6
5.特別とん譲与税	125	1	126		126	1	100.8
6.地方法人特別譲与税	17,643	4,397	22,040	△ 211	21,829	4,186	123.7
合 計	23,470	4,271	27,741	△ 177	27,564	4,094	117.4

※ 地方揮発油譲与税には、地方道路譲与税を含む。

2 税制改正による事項別増減収見込額（平成26年度）

（単位：億円）

改正事項	初年度			平年度		
	道府県税	市町村税	計	道府県税	市町村税	計
1 法人住民税 法人税割の一部交付税原資化（国税化） （法人税割の税率の引下げ）	△ 0	△ 1	△ 1	△ 1,965	△ 2,943	△ 4,908
	△ 0	△ 1	△ 1	△ 1,965	△ 2,943	△ 4,908
2 法人事業税 地方法人特別税から法人事業税への一部復元 （所得割及び収入割の税率の引上げ）	1		1	6,728		6,728
	1		1	6,728		6,728
3 不動産取得税	△ 11		△ 11	△ 18		△ 18
(1) 子ども・子育て支援新制度の施行に伴う幼保連携型認定こども園等に係る非課税措置の創設	△ 5		△ 5	△ 5		△ 5
(2) 老朽化マンション再生（認定建替事業・認定建物敷地売却）により施行者が取得する不動産に係る非課税措置の創設	△ 1		△ 1	△ 1		△ 1
(3) 全国新幹線鉄道整備法に基づき指名された中央新幹線の建設主体が取得する不動産に係る非課税措置の創設	△ 4		△ 4	△ 11		△ 11
(4) その他	△ 1		△ 1	△ 1		△ 1
4 自動車税 グリーン化特例の拡充				10		10
				10		10
5 自動車取得税	△ 900		△ 900	△ 900		△ 900
(1) 税率の引下げ	△ 806		△ 806	△ 806		△ 806
(2) エコカー減税の拡充	△ 94		△ 94	△ 94		△ 94
6 固定資産税		8	8		△ 61	△ 61
(1) 耐震改修が行われた既存家屋に係る税額の減額措置の創設					△ 51	△ 51
(2) 浸水防止用設備に係る課税標準の特例措置の創設					△ 1	△ 1
(3) ノンフロン製品に係る課税標準の特例措置の創設					△ 5	△ 5
(4) 排出ガス規制に適合した特定特殊自動車に係る課税標準の特例措置の創設					△ 2	△ 2
(5) 子ども・子育て支援新制度の施行に伴う幼保連携型認定こども園等に係る非課税措置の創設					△ 12	△ 12
(6) 移行一般社団法人等がその業務の用に供する固定資産に対する非課税措置の廃止		9	9		9	9
(7) 成田国際空港株式会社が事業の用に供する固定資産に係る課税標準の特例措置の縮減		1	1		1	1
(8) 地方独立行政法人に係る非課税措置の拡充		△ 2	△ 2		△ 2	△ 2
(9) 一般放送事業者が新設した高度テレビジョン放送施設に係る課税標準の特例措置の廃止					2	2
7 軽自動車税					307	307
(1) 四輪車等の標準税率の引上げ （H27.4.1以降に新規取得される新車のみ）					60	60
(2) 四輪車等の経年車重課の導入					116	116
(3) 二輪車等の標準税率の引上げ					131	131
8 都市計画税		1	1		△ 2	△ 2
(1) 子ども・子育て支援新制度の施行に伴う幼保連携型認定こども園等に係る非課税措置の創設					△ 3	△ 3
(2) 移行一般社団法人等がその業務の用に供する固定資産に対する非課税措置の廃止		1	1		1	1
合計	△ 910	8	△ 902	3,855	△ 2,699	1,156
国税の税制改正に伴うもの	△ 283	△ 188	△ 471	△ 702	△ 215	△ 917
個人住民税				109	163	272
				(45)	(68)	(113)
法人住民税	△ 77	△ 188	△ 265	△ 125	△ 378	△ 503
法人事業税	△ 189		△ 189	△ 708		△ 708
地方消費税	△ 17		△ 17	22		22
再計	△ 1,193	△ 180	△ 1,373	3,153	△ 2,914	239

(※1) 地方法人税(国税)を創設して対応することとしており、その増収額は、初年度3億円、平年度4,845億円と見込まれる（財務省試算）。

(※2) 地方法人特別税の規模を1/3縮小し、法人事業税に還元することとしている。

(※3) 平成27年度以降に新規取得される四輪等の新車に引上げ後の税率が適用されることから、平成28年度以降の各年度の増収見込額。

(※4) 「給与所得控除の見直し」の増収見込額は平成30年度分以降の増収見込額（平年度）であり、カッコ書きは平成29年度分の増収見込額である。（平成29年度の給与所得に係る特別徴収は平成29年6月から実施されるが、その影響は考慮せず通年ベースとして算出している。）

(※5) 表中における計数は、1億円未満を四捨五入している。

3 国民所得、地方財政規模、地方税収入等の推移

区分 年度	国内総生産（名目）		国民所得	
	実 額	対前年度伸長率(%)	実 額	対前年度伸長率(%)
昭和 27 年度	-	-	52,159	117.6
28	-	-	60,015	115.1
29	-	-	65,917	109.8
30	85,979	-	69,733	105.8
31	96,477	112.2	78,962	113.2
32	110,641	114.7	88,681	112.3
33	118,451	107.1	93,829	105.8
34	138,970	117.3	110,421	117.7
35	166,806	120.0	134,967	122.2
36	201,708	120.9	160,819	119.2
37	223,288	110.7	178,933	111.3
38	262,286	117.5	210,993	117.9
39	303,997	115.9	240,514	114.0
40	337,653	111.1	268,270	111.5
41	396,989	117.6	316,448	118.0
42	464,454	117.0	375,477	118.7
43	549,470	118.3	437,209	116.4
44	650,614	118.4	521,178	119.2
45	752,985	115.7	610,297	117.1
46	828,993	110.1	659,105	108.0
47	964,863	116.4	779,369	118.2
48	1,167,150	121.0	958,396	123.0
49	1,384,511	118.6	1,124,716	117.4
50	1,523,616	110.0	1,239,907	110.2
51	1,712,934	112.4	1,403,972	113.2
52	1,900,945	111.0	1,557,032	110.9
53	2,086,022	109.7	1,717,785	110.3
54	2,252,372	108.0	1,822,066	106.1
55	2,483,759	109.0	2,038,787	109.5
56	2,646,417	106.5	2,116,151	103.8
57	2,761,628	104.4	2,201,314	104.0
58	2,887,727	104.6	2,312,900	105.1
59	3,082,384	106.7	2,431,172	105.1
60	3,303,968	107.2	2,605,599	107.2
61	3,422,664	103.6	2,679,415	102.8
62	3,622,967	105.9	2,810,998	104.9
63	3,876,856	107.0	3,027,101	107.7
平成 元 年度	4,158,852	107.3	3,208,020	106.0
2	4,516,830	108.6	3,468,929	108.1
3	4,736,076	104.9	3,689,316	106.4
4	4,832,556	102.0	3,660,072	99.2
5	4,826,076	99.9	3,653,760	99.8
6	4,956,122	101.4	3,667,524	100.4
7	5,045,943	101.8	3,707,727	101.1
8	5,159,439	102.2	3,809,122	102.7
9	5,212,954	101.0	3,822,681	100.4
10	5,109,192	98.0	3,693,715	96.6
11	5,065,992	99.2	3,687,817	99.8
12	5,108,347	100.8	3,751,863	101.7
13	5,017,106	98.2	3,667,838	97.8
14	4,980,088	99.3	3,638,901	99.2
15	5,018,891	100.8	3,681,009	101.2
16	5,027,608	100.2	3,701,166	100.5
17	5,053,494	100.5	3,741,251	101.1
18	5,091,063	100.7	3,781,903	101.1
19	5,130,233	100.8	3,812,392	100.8
20	4,895,201	95.4	3,550,380	93.1
21	4,739,339	96.8	3,443,848	97.0
22	4,802,325	101.3	3,527,028	102.4
23	4,736,691	98.6	3,490,563	99.0
24	4,725,965	99.8	3,511,139	100.6
25 実績見込	4,842,000	102.5	3,629,000	103.4
26 見 込	5,004,000	103.3	3,705,000	102.1

(注) 1 国内総生産（名目）は、平成24年度までは「国民経済計算」による実績、平成25年度実績見込及び平成26年度見込は「平成26年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」（平成26年1月24日閣議決定）における額である。

2 国民所得は、平成24年度までは実績、平成25年度実績見込及び平成26年度見込は(注)1と同様の経済見通しにおける額である。

3 鉱工業生産指数は、経済産業省発表の平成22年=100を基準とした年度の指数（総合）である、なお、平成24年度までは実績、平成25年度実績見込及び平成26年度見込は(注)1と同様の経済見通しの対前年度伸長率を掲げた。

鉱工業生産指数		地方財政歳出総額		地方税収入総額		区分			
指数22年=100	対前年度伸長率(%)	実 額	対前年度伸長率(%)	実 額	対前年度伸長率(%)	年度			
-	-	8,289	126.4	3,078	113.0	昭和	27 年度		
5.7	-	10,362	125.0	3,361	109.2		28		
5.9	103.7	11,290	109.0	3,659	108.9		29		
6.7	111.7	11,369	100.7	3,815	104.3		30		
8.1	124.1	12,061	106.1	4,499	117.9		31		
9.2	112.5	13,425	111.3	5,272	117.2		32		
9.2	102.8	14,556	108.4	5,439	103.2		33		
11.5	125.2	16,239	111.6	6,109	112.3		34		
14.0	122.5	19,249	118.5	7,442	121.8		35		
16.7	118.5	23,911	124.2	9,065	121.8		36		
17.5	104.7	28,874	120.8	10,567	116.6		37		
20.3	115.3	33,088	114.6	12,129	114.8		38		
22.8	112.6	38,220	115.5	13,996	115.4		39		
23.6	103.2	43,651	114.2	15,494	110.7		40		
27.6	117.1	50,262	115.1	17,686	114.1		41		
32.7	118.6	57,255	113.9	21,495	121.5		42		
37.5	117.2	67,296	117.5	25,801	120.0		43		
43.8	116.7	80,339	119.4	30,902	119.8		44		
48.6	110.8	98,149	122.2	37,507	121.4		45		
49.5	102.0	119,095	121.3	42,358	112.9		46		
54.6	110.8	146,183	122.7	50,044	118.1		47		
61.4	114.8	174,739	119.5	64,913	129.7		48		
55.4	90.3	228,879	131.0	82,375	126.9		49		
52.9	95.6	256,545	112.1	81,548	99.0		50		
58.7	110.8	289,070	112.7	95,641	117.3		51		
60.6	103.2	333,621	115.4	110,052	115.1		52		
64.8	107.0	383,470	114.9	122,371	111.2		53		
70.0	108.0	420,779	109.7	140,315	114.7		54		
71.4	102.2	457,808	108.8	158,938	113.3		55		
72.9	102.0	491,653	107.4	173,255	109.0		56		
72.5	99.4	511,333	104.0	186,286	107.5		57		
76.6	106.4	523,069	102.3	198,413	106.5		58		
83.0	108.4	538,700	103.0	214,939	108.3		59		
85.0	102.5	562,935	104.5	233,165	108.5		60		
84.9	99.8	587,171	104.3	246,282	105.6		61		
90.0	105.9	632,201	107.7	272,040	110.5		62		
97.8	108.9	664,016	105.0	301,169	110.7		63		
102.1	104.3	727,290	109.5	317,951	105.6		平成	元 年度	
107.1	105.0	784,732	107.9	334,504	105.2				2
106.4	99.3	838,065	106.8	350,727	104.8				3
100.1	93.7	895,597	106.9	345,683	98.6				4
96.4	96.0	930,764	103.9	335,913	97.2				5
99.4	103.0	938,178	100.8	325,391	96.9				6
101.5	102.1	989,445	105.5	336,750	103.5				7
104.9	103.4	990,261	100.1	350,937	104.2				8
106.1	101.1	976,738	98.6	361,555	103.0				9
98.8	93.0	1,001,975	102.6	359,222	99.4				10
101.5	102.6	1,016,291	101.4	350,261	97.5				11
105.8	104.3	976,164	96.1	355,464	101.5				12
96.1	90.9	974,317	99.8	355,488	100.0	13			
98.9	102.8	948,394	97.3	333,785	93.9	14			
101.8	103.5	925,818	97.6	326,657	97.9	15			
105.7	103.9	912,479	98.6	335,388	102.7	16			
107.4	101.6	906,973	99.4	348,044	103.8	17			
112.3	104.6	892,106	98.4	365,062	104.9	18			
115.4	102.7	891,476	99.9	402,668	110.3	19			
101.0	87.3	896,915	100.6	395,585	98.2	20			
91.4	90.5	961,064	107.2	351,830	88.9	21			
				(358,234)	(90.6)				
99.4	108.8	947,750	98.6	343,163	97.5	22			
				(357,323)	(99.7)				
98.7	99.3	970,026	102.4	341,714	99.6	23			
				(357,142)	(99.9)				
95.8	97.1	964,186	99.4	344,608	100.8	24			
				(361,317)	(101.2)				
-	102.4	819,154	100.1	349,108	101.3	25	実績 見込		
				(369,184)	(102.2)				
-	103.3	833,607	101.8	356,512	102.1	26	見 込		
				(378,341)	(102.5)				

4 地方財政歳出総額は、昭和27年度までは歳出決算額から歳入決算額中の県支出金を控除した額、昭和28年度から平成24年度までは純計決算額（平成5年度及び平成6年度は特定資金公共事業償還時補助金と相殺された償還金を除く。）、平成25年度実績見込及び平成26年度見込は地方財政計画額（通常収支分）である。

5 地方税収入総額は、平成24年度までは決算額、平成25年度実績見込は最近の実勢を加味して算出した額、平成26年度見込は地方財政計画額に計画外税収入見込額を加えた額である。また、（ ）内は、地方法人特別譲与税を加算した計数である。

4 国税及び地方税の累年比較

年度	区分	国		税	
		税 額	A	租税総額に対する割合A/C(%)	
昭和5年度		1,103 百万円		64.7	
8		1,002		64.3	
10		1,202		65.5	
14		2,933		79.5	
16		4,931	(4,508)	84.9	(77.6)
20		11,541	(10,693)	92.1	(85.4)
25		5,702 億円	(4,617)	75.2	(60.9)
26		7,228	(6,028)	72.6	(60.6)
27		8,422	(6,972)	73.2	(60.6)
28		9,420	(8,041)	73.7	(62.9)
29		9,333	(7,834)	71.8	(60.3)
30		9,363	(7,542)	71.1	(57.2)
31		10,862	(8,975)	70.7	(58.4)
32		12,015	(9,690)	69.5	(56.1)
33		11,904	(9,340)	68.6	(53.9)
34		13,714	(10,796)	69.2	(54.5)
35		18,010	(14,538)	70.8	(57.1)
36		22,269	(17,797)	71.1	(56.8)
37		23,897	(18,714)	69.3	(54.3)
38		27,306	(21,143)	69.2	(53.6)
39		31,592	(24,646)	69.3	(54.1)
40		32,785	(25,123)	67.9	(52.0)
41		36,630	(27,740)	67.4	(51.1)
42		43,946	(33,404)	67.2	(51.0)
43		53,220	(41,359)	67.3	(52.3)
44		64,532	(48,868)	67.6	(51.2)
45		77,732	(58,548)	67.5	(50.8)
46		84,426	(63,370)	66.6	(50.0)
47		103,977	(78,313)	67.5	(50.8)
48		140,473	(106,237)	68.4	(51.7)
49		157,544	(113,332)	65.7	(47.2)
50		145,043	(109,051)	64.0	(48.1)
51		168,020	(126,260)	63.7	(47.9)
52		184,341	(134,090)	62.6	(45.5)
53		232,239	(173,275)	65.5	(48.9)
54		249,566	(188,325)	64.0	(48.3)
55		283,688	(203,478)	64.1	(46.0)
56		304,551	(214,685)	63.7	(44.9)
57		320,031	(241,185)	63.2	(47.6)
58		341,621	(263,473)	63.3	(48.8)
59		367,748	(274,004)	63.1	(47.0)
60		391,502	(288,694)	62.7	(46.2)
61		428,510	(326,334)	63.5	(48.4)
62		478,068	(362,080)	63.7	(48.3)
63		521,938	(389,953)	63.4	(47.4)
平成元年度		571,361	(403,288)	64.2	(45.3)
2		627,798	(451,860)	65.2	(47.0)
3		632,110	(456,915)	64.3	(46.5)
4		573,964	(413,149)	62.4	(44.9)
5		571,142	(411,418)	63.0	(45.4)
6		540,007	(400,270)	62.4	(46.3)
7		549,630	(407,207)	62.0	(45.9)
8		552,261	(395,767)	61.1	(43.8)
9		556,007	(387,457)	60.6	(42.2)
10		511,977	(362,975)	58.8	(41.7)
11		492,139 <367,165>	(355,206)	58.4 <43.6>	(42.2)
12		527,209 <379,358>	(368,005)	59.7 <43.0>	(41.7)
13		499,684 <356,149>	(321,060)	58.4 <41.6>	(37.5)
14		458,442 <334,172>	(287,309)	57.9 <42.2>	(36.3)
15		453,694 <340,612>	(272,765)	58.1 <43.6>	(35.0)
16		481,029 <343,833>	(303,113)	58.9 <42.1>	(37.1)
17		522,905 <364,797>	(332,569)	60.0 <41.9>	(38.2)
18		541,169 <357,191>	(339,172)	59.7 <39.4>	(37.4)
19		526,558 <376,208>	(360,754)	56.7 <40.5>	(38.8)
20		458,309 <329,594>	(288,858)	53.7 <38.6>	(33.8)
21		402,433 <300,653>	(223,734)	53.4 <39.9>	(29.7)
		【 395,693 】		【 52.5 】	
22		437,074 <308,602>	(228,479)	56.0 <39.6>	(29.3)
		【 422,875 】		【 54.2 】	
23		451,754 <315,890>	(252,183)	56.9 <39.8>	(31.8)
		【 436,194 】		【 55.0 】	
24		470,492 <338,819>	(278,931)	57.7 <41.6>	(34.2)
		【 453,794 】		【 55.7 】	
25 実績見込		495,160 <351,587>	(296,155)	58.6 <41.6>	(35.1)
		【 474,975 】		【 56.3 】	
26 見込		536,456 <389,846>	(347,468)	60.1 <43.7>	(38.9)
		【 514,575 】		【 57.6 】	

- (注) 1 国税は特別会計分及び日本専売公社納付金を含み、平成24年度までは決算額、平成25年度実績見込は補正(第1号)後予算額、平成26年度見込は当初予算額である。
- 2 地方税は、平成24年度までは決算額、平成25年度実績見込は最近の実勢を加味して算出した額、平成26年度見込は地方財政計画額に計画外税収入見込額を加えた額である。
- 3 国税欄の < > 内は、国税から地方交付税のうち法定五税分(過年度精算分を含む)、地方譲与税及び税源移譲予定特例交付金を控除した場合の金額であり、地方税欄の < > 内は、地方税に地方交付税のうち法定五税分(過年度精算分を含む)、地方譲与税及び税源移譲予定特例交付金を加算した場合の金額である。
- 4 国税欄の()内は、国税から地方分与税(配付税)、地方財政平衡交付金、地方交付税、臨時地方特例交付金、臨時地方財政交付金、特別事

地 方 税		租 税 総 額		区分 年度
税 額 B	租税総額に対する割合B/C(%)	税 額 C		
601 百万円	35.3	1,704 百万円		昭 和 5 年 度
557	35.7	1,559		8
632	34.5	1,834		10
757	20.5	3,690		14
879	(1,302)	5,810		16
986	(1,834)	12,527		20
1,883 億円	(2,968)	7,585 億円		25
2,723	(3,923)	9,951		26
3,078	(4,528)	11,500		27
3,361	(4,740)	12,781		28
3,659	(5,158)	12,992		29
3,815	(5,636)	13,178		30
4,499	(6,386)	15,361		31
5,272	(7,597)	17,287		32
5,439	(8,003)	17,343		33
6,109	(9,027)	19,823		34
7,442	(10,914)	25,452		35
9,065	(13,537)	31,334		36
10,567	(15,750)	34,464		37
12,129	(18,292)	39,435		38
13,996	(20,942)	45,588		39
15,494	(23,156)	48,279		40
17,686	(26,576)	54,316		41
21,495	(32,037)	65,441		42
25,801	(37,662)	79,021		43
30,902	(46,566)	95,434		44
37,507	(56,691)	115,239		45
42,358	(63,414)	126,784		46
50,044	(75,708)	154,021		47
64,913	(99,149)	205,386		48
82,375	(126,587)	239,919		49
81,548	(117,540)	226,591		50
95,641	(137,401)	263,661		51
110,052	(160,303)	294,393		52
122,371	(181,335)	354,610		53
140,315	(201,556)	389,881		54
158,938	(239,148)	442,626		55
173,255	(263,121)	477,806		56
186,286	(265,132)	506,317		57
198,413	(276,561)	540,034		58
214,939	(308,683)	582,687		59
233,165	(335,973)	624,667		60
246,282	(348,458)	674,792		61
272,040	(388,028)	750,108		62
301,169	(433,154)	823,107		63
317,951	(486,024)	889,312		平成 元 年 度
334,504	(510,442)	962,302		2
350,727	(525,922)	982,837		3
345,683	(506,498)	919,647		4
335,913	(495,637)	907,055		5
325,391	(465,128)	865,398		6
336,750	(479,173)	886,380		7
350,937	(507,431)	903,198		8
361,555	(530,105)	917,562		9
359,222	(508,224)	871,199		10
350,261 <475,235>	(487,194)	842,400		11
355,464 <503,315>	(514,668)	882,673		12
355,488 <499,023>	(534,112)	855,172		13
333,785 <458,055>	(504,918)	792,227		14
326,657 <439,739>	(507,586)	780,351		15
335,388 <472,584>	(513,304)	816,417		16
348,044 <506,152>	(538,380)	870,949		17
365,062 <549,040>	(567,059)	906,231		18
402,668 <553,018>	(568,472)	929,226		19
395,585 <524,300>	(565,036)	853,894		20
351,830 <453,609>	(530,528)	754,262		21
【 358,234 】	【 47.5 】	【 753,928 】		
343,163 <471,635>	(551,758)	780,237		22
【 357,323 】	【 45.8 】	【 780,198 】		
341,714 <477,578>	(541,285)	793,468		23
【 357,142 】	【 45.0 】	【 793,336 】		
344,608 <476,281>	(536,169)	815,100		24
【 361,317 】	【 44.3 】	【 815,111 】		
349,108 <492,681>	(548,113)	844,268		25 実績見込
【 369,184 】	【 43.7 】	【 844,159 】		
356,512 <503,122>	(545,500)	892,968		26 見込
【 378,341 】	【 42.4 】	【 892,916 】		

業債償還交付金、臨時沖縄特別交付金、地方譲与税等(消費譲与税相当額を含む。)及び当分の間の措置として平成11年度に創設された地方特例交付金(平成19年度から平成21年度までの特別交付金を含む)を控除した場合の金額であり、地方税欄の()内は、地方税に地方分与税(配付税)、地方財政平衡交付金、地方交付税、臨時地方特例交付金、臨時地方財政交付金、特別事業債償還交付金、臨時沖縄特別交付金、地方譲与税等(消費譲与税相当額を含む。)及び当分の間の措置として平成11年度に創設された地方特例交付金(平成19年度から平成21年度までの特別交付金を含む)を加算した場合の金額である。なお、この場合の地方交付税は、借入金及び剰余金の活用分を控除し、借入金償還金及び借入金等利子充当分を加算した金額である。

5 国税欄の【 】内は、国税から地方法人特別税を控除した場合の金額であり、地方税の【 】内は、地方税に地方法人特別譲与税を加算した場合の金額である。

5 国（一般会計）と地方（普通会計）の歳出規模の比較

年 度	国の歳出 A	地方の歳出 B	B/A
	百万円	百万円	%
明治25年度	77	48	62.3
30	224	91	40.6
31	220	99	45.0
32	254	116	45.7
33	293	136	46.4
34	267	149	55.8
35	289	160	55.4
36	250	166	66.4
37	277	134	48.4
38	421	137	32.5
39	464	175	37.7
40	602	209	34.7
41	636	238	37.4
42	553	272	49.2
43	569	288	50.6
44	585	397	67.9
大正元年度	594	329	55.4
2	574	313	54.5
3	648	300	46.3
4	583	296	50.8
5	591	315	53.3
6	735	344	46.8
7	1,017	469	46.1
8	1,172	611	52.1
9	1,360	883	64.9
10	1,490	999	67.0
11	1,430	1,191	83.3
12	1,521	1,135	74.6
13	1,625	1,198	73.7
14	1,525	1,300	85.2
昭和元年度	1,579	1,491	94.4
2	1,766	1,961	111.0
3	1,815	1,773	97.7
4	1,736	1,597	92.0
5	1,558	1,647	105.7
6	1,477	1,594	107.9
7	1,950	1,819	93.3
8	2,255	2,543	112.8
9	2,163	2,163	100.0
10	2,206	2,117	96.0
11	2,282	2,717	119.1
12	2,709	2,050	75.7
13	3,288	2,130	64.8
14	4,494	2,363	52.6
15	5,860	2,786	47.5
16	8,123	3,089	38.0
17	8,276	3,426	41.4
18	12,552	4,318	34.4
19	19,872	3,802	19.1
20	21,496	4,996	23.2
	億円	億円	
21	1,152	278	24.1
22	2,058	935	45.4
23	4,620	2,591	56.1
24	6,994	3,795	54.3
25	6,333	5,098	80.5
26	7,498	6,559	87.5
27	8,739	8,289	94.9
28	10,172	10,362	101.9
29	10,408	11,290	108.5
30	10,182	11,369	111.7
31	10,692	12,061	112.8
32	11,877	13,425	113.0
33	13,316	14,556	109.3

年 度	国の歳出 A	地方の歳出 B	B/A
	億円	億円	%
昭和34年度	14,950	16,239	108.6
35	17,431	19,249	110.4
36	20,635	23,911	115.9
37	25,566	28,874	112.9
38	30,443	33,088	108.7
39	33,110	38,220	115.4
40	37,230	43,651	117.2
41	44,592	50,262	112.7
42	51,130	57,255	112.0
43	59,371	67,296	113.3
44	69,178	80,339	116.1
45	81,877	98,149	119.9
46	95,611	119,095	124.6
47	119,322	146,183	122.5
48	147,783	174,739	118.2
49	190,998	228,879	119.8
50	208,609	256,545	123.0
51	244,676	289,070	118.1
52	290,598	333,621	114.8
53	340,960	383,470	112.5
54	387,898	420,779	108.5
55	434,050	457,808	105.5
56	469,212	491,653	104.8
57	472,451	511,333	108.2
58	506,353	523,069	103.3
59	514,806	538,700	104.6
60	530,045	562,935	106.2
61	536,404	587,171	109.5
62	577,311	632,201	109.5
63	614,711	664,016	108.0
平成元年度	658,589	727,290	110.4
2	692,687	784,732	113.3
3	705,472	838,065	118.8
4	704,974	895,597	127.0
5	751,025	930,764	123.9
6	736,136	938,178	127.4
7	759,385	989,445	130.3
8	788,479	990,261	125.6
9	784,703	976,738	124.5
10	843,918	1,001,975	118.7
11	890,374	1,016,291	114.1
12	893,210	976,164	109.3
13	848,111	974,317	114.9
14	836,743	948,394	113.3
15	824,160	925,818	112.3
16	848,968	912,479	107.5
17	855,196	906,973	106.1
18	814,455	892,106	109.5
19	818,426	891,476	108.9
20	846,974	896,915	105.9
21	1,009,734	961,064	95.2
22	953,123	947,750	99.4
23	1,007,154	970,026	96.3
24	970,872	964,186	99.3
25実績見込	980,769	819,154	83.5
26見 込	958,823	833,607	86.9

(注) 1 国の歳出は平成24年度までは決算額、平成25年度実績見込は補正(第1号)後予算額、平成26年度見込は当初予算額で一般会計の計数である。

2 地方の歳出は、平成24年度までは決算額(ただし、昭和19年度及び昭和20年度は予算額)、平成25年度実績見込及び平成26年度見込は地方財政計画額(通常収支分)であり、その会計区分は次のとおりである。

明治25年度～大正元年度 都道府県は普通経済のみ、市町村は普通経済及び特別経済の各合計

大正2年度～昭和5年度 従来の合計から電気事業費及びガス事業費を除いた合計

昭和6年度～昭和21年度 都道府県、市町村とも普通経済及び特別経済の合算額から電気、ガス、水道及び自動車の各事業費を除いた合計

昭和22年度～昭和27年度 普通会計の合計 昭和28年度～平成24年度 普通会計の純計

3 地方の歳出のうち大正元年度以降昭和27年度までは歳出決算額から歳入決算額中の県支出金を、平成5年度及び平成6年度は特定資金公共事業債償還時補助金と相殺された償還金を控除した計数である。

6 国民所得に対する国税及び地方税負担率の累年比較

年 度	国民所得	租 税 負 担 額			租 税 負 担 率		
		国 税	地 方 税	租 税 総 額	国 税	地 方 税	租 税 総 額
	百万円	百万円	百万円	百万円	%	%	%
昭和9～11年度	14,372	1,226	629	1,855	8.5	4.4	12.9
16	35,834	4,931	879	5,810	13.8	2.5	16.2
19	56,937	12,715	862	13,577	22.3	1.5	23.8
	億円	億円	億円	億円			
24	27,373	6,361	1,424	7,785	23.2	5.2	28.4
25	33,815	5,702	1,883	7,585	16.9	5.6	22.4
30	69,733	9,363	3,815	13,178	13.4	5.5	18.9
35	134,967	18,010	7,442	25,452	13.3	5.5	18.9
40	268,270	32,785	15,494	48,279	12.2	5.8	18.0
41	316,448	36,630	17,686	54,316	11.6	5.6	17.2
42	375,477	43,946	21,495	65,441	11.7	5.7	17.4
43	437,209	53,220	25,801	79,021	12.2	5.9	18.1
44	521,178	64,532	30,902	95,434	12.4	5.9	18.3
45	610,297	77,732	37,507	115,239	12.7	6.1	18.9
46	659,105	84,426	42,358	126,784	12.8	6.4	19.2
47	779,369	103,977	50,044	154,021	13.3	6.4	19.8
48	958,396	140,473	64,913	205,386	14.7	6.8	21.4
49	1,124,716	157,544	82,375	239,919	14.0	7.3	21.3
50	1,239,907	145,043	81,548	226,591	11.7	6.6	18.3
51	1,403,972	168,020	95,641	263,661	12.0	6.8	18.8
52	1,557,032	184,341	110,052	294,393	11.8	7.1	18.9
		(208,721)		(331,092)	(12.2)		(19.3)
53	1,717,785	232,239	122,371	354,610	13.5	7.1	20.6
54	1,822,066	249,566	140,315	389,881	13.7	7.7	21.4
55	2,038,787	283,688	158,938	442,626	13.9	7.8	21.7
56	2,116,151	304,551	173,255	477,806	14.4	8.2	22.6
57	2,201,314	320,031	186,286	506,317	14.5	8.5	23.0
58	2,312,900	341,621	198,413	540,034	14.8	8.6	23.3
59	2,431,172	367,748	214,939	582,687	15.1	8.8	24.0
60	2,605,599	391,502	233,165	624,667	15.0	8.9	24.0
61	2,679,415	428,510	246,282	674,792	16.0	9.2	25.2
62	2,810,998	478,068	272,040	750,108	17.0	9.7	26.7
63	3,027,101	521,938	301,169	823,107	17.2	9.9	27.2
平成元年度	3,208,020	571,361	317,951	889,312	17.8	9.9	27.7
2	3,468,929	627,798	334,504	962,302	18.1	9.6	27.7
3	3,689,316	632,110	350,727	982,837	17.1	9.5	26.6
4	3,660,072	573,964	345,683	919,647	15.7	9.4	25.1
5	3,653,760	571,142	335,913	907,055	15.6	9.2	24.8
6	3,667,524	540,007	325,391	865,398	14.7	8.9	23.6
7	3,707,727	549,630	336,750	886,380	14.8	9.1	23.9
8	3,809,122	552,261	350,937	903,198	14.5	9.2	23.7
9	3,822,681	556,007	361,555	917,562	14.5	9.5	24.0
10	3,693,715	511,977	359,222	871,199	13.9	9.7	23.6
11	3,687,817	492,139	350,261	842,400	13.3	9.5	22.8
12	3,751,863	527,209	355,464	882,673	14.1	9.5	23.5
13	3,667,838	499,684	355,488	855,172	13.6	9.7	23.3
14	3,638,901	458,442	333,785	792,227	12.6	9.2	21.8
15	3,681,009	453,694	326,657	780,351	12.3	8.9	21.2
16	3,701,166	481,029	335,388	816,417	13.0	9.1	22.1
17	3,741,251	522,905	348,044	870,949	14.0	9.3	23.3
18	3,781,903	541,169	365,062	906,231	14.3	9.7	24.0
19	3,812,392	526,558	402,668	929,226	13.8	10.6	24.4
20	3,550,380	458,309	395,585	853,894	12.9	11.1	24.1
21	3,443,848	402,433	351,830	754,262	11.7	10.2	21.9
		(395,693)	(358,234)	(753,928)	(11.5)	(10.4)	(21.9)
22	3,527,028	437,074	343,163	780,237	12.4	9.7	22.1
		(422,875)	(357,323)	(780,198)	(12.0)	(10.1)	(22.1)
23	3,490,563	451,754	341,714	793,468	12.9	9.8	22.7
		(436,194)	(357,142)	(793,336)	(12.5)	(10.2)	(22.7)
24	3,511,139	470,492	344,608	815,100	13.4	9.8	23.2
		(453,794)	(361,317)	(815,111)	(12.9)	(10.3)	(23.2)
25 実績見込	3,629,000	495,160	349,108	844,268	13.6	9.6	23.3
		(474,975)	(369,184)	(844,159)	(13.5)	(10.5)	(24.0)
26見 込	3,705,000	536,456	356,512	892,968	14.5	9.6	24.1
		(514,575)	(378,341)	(892,916)	(14.2)	(10.4)	(24.6)

(注) 1 国民所得は、平成24年度までは実績、平成25年度実績見込額及び平成26年度見込は「平成26年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」(平成26年1月24日閣議了解)における額である。
 2 国税は特別会計分及び日本専売公社納付金を含み、平成24年度までは決算額、平成25年度実績見込は補正(第1号)後予算額、平成26年度見込は当初予算額である。なお、昭和52年度の()内は、年度所属区分の改正による増収額を除外した場合である。
 3 地方税は、平成24年度までは決算額(昭和19年度は予算額)、平成25年度実績見込は最近における実績を加味して算出した額、平成26年度見込は地方財政計画額に計画外税収入見込額を加えた額である。
 4 平成21年度以降の()内は、地方法人特別税の額を国税から控除し、地方税に地方法人特別譲与税を加算した場合である。
 5 国税及び地方税の租税負担率は、それぞれ算出し四捨五入してあるので、その合計は必ずしも租税総額と同率でない場合がある。

7 国民1人当たり国税及び地方税負担額の累年比較

年 度	国 税	地 方 税	総 額	負 担 指 数
昭 和 16 年 度	68 円	12 円	80 円	100
19	175	12	187	234
20	159	14	173	216
25	6,854	2,263	9,117	11,396
30	10,311	4,201	14,512	18,140
35	18,772	7,757	26,529	33,161
40	32,604	15,409	48,013	60,016
41	36,144	17,451	53,595	66,994
42	43,090	21,076	64,166	80,208
43	51,797	25,111	76,908	96,135
44	62,337	29,850	92,187	115,234
45	74,357	35,878	110,235	137,794
46	79,756	40,015	119,771	149,714
47	96,095	46,251	142,346	177,933
48	128,200	59,241	187,441	234,301
49	141,997	74,246	216,243	270,304
50	129,334	72,717	202,051	252,564
51	148,394	84,469	232,863	291,079
52	161,312	96,304	257,616	322,020
53	201,445	106,144	307,589	384,486
54	214,782	120,758	335,540	419,425
55	242,450	135,834	378,284	472,855
56	258,584	147,105	405,689	507,111
57	269,837	157,069	426,906	533,633
58	286,315	166,291	452,606	565,758
59	306,437	179,105	485,542	606,928
60	324,304	193,144	517,448	646,810
61	353,055	202,915	555,971	694,964
62	392,263	223,214	615,477	769,346
63	426,646	246,183	672,829	841,036
平 成 元 年 度	465,486	259,034	724,520	905,650
2	509,755	271,608	781,363	976,704
3	511,469	283,789	795,258	994,073
4	463,033	278,872	741,906	927,383
5	459,402	270,194	729,597	911,996
6	433,199	261,032	694,231	867,789
7	440,005	269,584	709,590	886,988
8	440,902	280,173	721,076	901,345
9	442,793	287,936	730,729	913,411
10	406,783	285,414	692,197	865,246
11	390,366	277,828	668,193	835,241
12	417,476	281,478	698,954	873,693
13	395,074	281,066	676,139	845,174
14	361,866	263,469	625,335	781,669
15	357,735	257,567	615,302	769,128
16	379,153	264,357	643,510	804,388
17	411,558	273,932	685,490	856,863
18	425,938	287,329	713,267	891,584
19	414,397	316,896	731,293	914,116
20	360,657	311,298	671,954	839,943
21	316,732	276,905	593,637	742,046
	(311,427)	(281,946)	(593,374)	(741,718)
22	344,329	270,346	614,675	768,344
	(333,143)	(281,501)	(614,644)	(768,305)
23	356,668	269,789	626,457	783,071
	(344,383)	(281,970)	(626,352)	(782,940)
24	371,462	272,074	643,535	804,419
	(358,278)	(285,266)	(643,544)	(804,430)
25 実績見込	391,760	276,207	667,967	834,959
	(375,790)	(292,091)	(667,881)	(834,851)
26 見込	424,433	282,065	706,497	883,122
	(407,121)	(299,335)	(706,456)	(883,070)

(注) 1 国税及び地方税については、6表の(注)に同じである。

2 人口の使用区分は、次のとおりである。

(ア) 昭和16年度から昭和21年度までは、昭和15年国勢調査人口

(イ) 昭和22、23年度は、昭和22年国勢調査人口

(ウ) 昭和24年度は、昭和23年8月1日常住調査人口

(エ) 昭和25年度から昭和27年度までは、昭和25年国勢調査人口

(オ) 昭和28年度から昭和41年度までは、各年度の3月31日現在住民登録人口

(カ) 昭和42年度以降は、各年度の3月31日現在住民基本台帳人口。ただし、平成25年度及び平成26年度は、平成25年3月31日現在住民基本台帳人口

8 租税総額中に占める直接税及び間接税等の割合

区分 年度	租 税 総 額		直 接 税		間 接 税 等	
	金 額	比 率	金 額	比 率	金 額	比 率
昭和 10 年度	1,834 百万円	100.0 %	1,008 百万円	55.0 %	826 百万円	45.0 %
15	5,003	100.0	3,417	68.3	1,586	31.7
25	7,585 億円	100.0	4,737 億円	62.5	2,848 億円	37.5
30	13,178	100.0	7,872	59.7	5,306	40.3
35	25,452	100.0	15,562	61.1	9,890	38.9
40	48,279	100.0	31,429	65.1	16,850	34.9
45	115,239	100.0	80,706	70.0	34,533	30.0
50	226,591	100.0	167,958	74.1	58,633	25.9
55	442,626	100.0	335,391	75.8	107,235	24.2
60	624,667	100.0	484,690	77.6	139,977	22.4
平成 2 年度	962,302	100.0	763,578	79.3	198,724	20.7
3	982,837	100.0	779,385	79.3	203,452	20.7
4	919,647	100.0	716,420	77.9	203,227	22.1
5	907,055	100.0	697,936	76.9	209,119	23.1
6	865,398	100.0	646,375	74.7	219,023	25.3
7	886,380	100.0	659,746	74.4	226,634	25.6
8	903,198	100.0	669,958	74.2	233,240	25.8
9	917,562	100.0	666,444	72.6	251,118	27.4
10	871,199	100.0	600,022	68.9	271,177	31.1
11	842,400	100.0	569,906	67.7	272,494	32.3
12	882,673	100.0	618,121	70.0	264,552	30.0
13	855,172	100.0	593,753	69.4	261,419	30.6
14	792,227	100.0	534,216	67.4	258,011	32.6
15	780,351	100.0	524,493	67.2	255,858	32.8
16	816,417	100.0	556,131	68.1	260,286	31.9
17	870,949	100.0	605,181	69.5	265,769	30.5
18	906,231	100.0	640,997	70.7	265,233	29.3
19	929,226	100.0	668,234	71.9	260,992	28.1
20	853,894	100.0	606,048	71.0	247,845	29.0
21	754,262	100.0	513,769	68.1	240,492	31.9
	(753,928)	(100.0)	(513,435)	(68.1)	(240,492)	(31.9)
22	780,237	100.0	536,362	68.7	243,875	31.3
	(780,198)	(100.0)	(536,321)	(68.7)	(243,875)	(31.3)
23	793,468	100.0	547,421	69.0	246,045	31.0
	(793,335)	(100.0)	(547,288)	(69.0)	(246,045)	(31.0)
24	815,098	100.0	567,791	69.7	247,307	30.3
	(815,109)	(100.0)	(567,802)	(69.7)	(247,307)	(30.3)
25 実績 見 込	844,268	100.0	592,698	70.2	251,570	29.8
	(844,158)	(100.0)	(592,588)	(70.2)	(251,570)	(29.8)
26 見 込	892,968	100.0	593,496	66.5	299,472	33.5
	(892,916)	(100.0)	(593,444)	(66.5)	(299,472)	(33.5)

区分 年度	国 税 総 額		直 接 税		間 接 税 等	
	金 額	比 率	金 額	比 率	金 額	比 率
昭和 10 年度	1,202 百万円	100.0 %	421 百万円	35.0 %	781 百万円	65.0 %
15	4,219	100.0	2,696	63.9	1,523	36.1
25	5,702 億円	100.0	3,136 億円	55.0	2,566 億円	45.0
30	9,363	100.0	4,811	51.4	4,552	48.6
35	18,010	100.0	9,784	54.3	8,226	45.7
40	32,785	100.0	19,416	59.2	13,369	40.8
45	77,732	100.0	51,344	66.1	26,388	33.9
50	145,043	100.0	100,583	69.3	44,460	30.7
55	283,688	100.0	201,628	71.1	82,060	28.9
60	391,502	100.0	285,170	72.8	106,332	27.2
平成 2 年度	627,798	100.0	462,971	73.7	164,827	26.3
3	632,110	100.0	463,073	73.3	169,037	26.7
4	573,964	100.0	405,520	70.7	168,444	29.3
5	571,142	100.0	396,582	69.4	174,560	30.6
6	540,007	100.0	359,567	66.6	180,440	33.4
7	549,630	100.0	363,519	66.1	186,111	33.9
8	552,261	100.0	360,476	65.3	191,785	34.7
9	556,007	100.0	352,325	63.4	203,682	36.6
10	511,977	100.0	303,397	59.3	208,580	40.7
11	492,139	100.0	281,293	57.2	210,846	42.8
12	527,209	100.0	323,193	61.3	204,016	38.7
13	499,684	100.0	297,393	59.5	202,291	40.5
14	458,442	100.0	257,891	56.3	200,551	43.7
15	453,694	100.0	254,727	56.1	198,967	43.9
16	481,029	100.0	279,858	58.2	201,171	41.8
17	522,905	100.0	315,413	60.3	207,492	39.7
18	541,169	100.0	335,007	61.9	206,162	38.1
19	526,558	100.0	323,272	61.4	203,286	38.6
20	458,309	100.0	264,507	57.7	193,802	42.3
21	402,433	100.0	212,940	52.9	189,492	47.1
	(395,693)	(100.0)	(206,201)	(52.1)	(189,492)	(47.9)
22	437,074	100.0	246,225	56.3	190,849	43.7
	(422,875)	(100.0)	(232,025)	(54.9)	(190,849)	(45.1)
23	451,754	100.0	258,580	57.2	193,172	42.8
	(436,194)	(100.0)	(243,020)	(55.7)	(193,172)	(44.3)
24	470,492	100.0	276,251	58.7	194,239	41.3
	(453,794)	(100.0)	(259,553)	(57.2)	(194,239)	(42.8)
25 実績 見 込	495,160	100.0	297,765	60.1	197,395	39.9
	(474,975)	(100.0)	(277,580)	(58.4)	(197,395)	(41.6)
26 見 込	536,456	100.0	292,795	54.6	243,661	45.4
	(514,575)	(100.0)	(270,914)	(52.6)	(243,661)	(47.4)

地 方 税		間 接 税 等		区 分		
総 額	比 率	直 接 税	比 率	金 額	比 率	
金 額		金 額		金 額		
632 百万円	100.0 %	587 百万円	92.9 %	45 百万円	7.1 %	昭 和 10 年 度
784	100.0	721	92.0	63	8.0	15
1,883 億円	100.0	1,601 億円	85.0	282 億円	15.0	25
3,815	100.0	3,061	80.2	754	19.8	30
7,442	100.0	5,778	77.6	1,664	22.4	35
15,494	100.0	12,013	77.5	3,481	22.5	40
37,507	100.0	29,362	78.3	8,145	21.7	45
81,548	100.0	67,375	82.6	14,173	17.4	50
158,938	100.0	133,763	84.2	25,175	15.8	55
233,165	100.0	199,520	85.6	33,645	14.4	60
334,504	100.0	300,607	89.9	33,897	10.1	2
350,727	100.0	316,312	90.2	34,415	9.8	3
345,683	100.0	310,900	89.9	34,783	10.1	4
335,913	100.0	301,354	89.7	34,559	10.3	5
325,391	100.0	286,808	88.1	38,583	11.9	6
336,750	100.0	296,227	88.0	40,523	12.0	7
350,937	100.0	309,482	88.2	41,455	11.8	8
361,555	100.0	314,119	86.9	47,436	13.1	9
359,222	100.0	296,625	82.6	62,597	17.4	10
350,261	100.0	288,613	82.4	61,648	17.6	11
355,464	100.0	294,928	83.0	60,536	17.0	12
355,488	100.0	296,360	83.4	59,128	16.6	13
333,785	100.0	276,325	82.8	57,460	17.2	14
326,657	100.0	269,766	82.6	56,891	17.4	15
335,388	100.0	276,273	82.4	59,115	17.6	16
348,044	100.0	289,768	83.3	58,277	16.7	17
365,062	100.0	305,990	83.8	59,071	16.2	18
402,668	100.0	344,962	85.7	57,706	14.3	19
395,585	100.0	341,542	86.3	54,043	13.7	20
351,830	100.0	300,829	85.5	51,000	14.5	21
(358,234)	(100.0)	(307,234)	(85.8)	(51,000)	(14.2)	
343,163	100.0	290,137	84.5	53,026	15.5	22
(357,323)	(100.0)	(304,296)	(85.2)	(53,026)	(14.8)	
341,714	100.0	288,841	84.5	52,873	15.5	23
(357,142)	(100.0)	(304,268)	(85.2)	(52,873)	(14.8)	
344,608	100.0	291,540	84.6	53,068	15.4	24
(361,317)	(100.0)	(308,249)	(85.3)	(53,068)	(14.7)	
349,108	100.0	294,933	84.5	54,175	15.5	25 実 績 見 込
(369,184)	(100.0)	(315,008)	(85.3)	(54,175)	(14.7)	
356,512	100.0	300,701	84.3	55,811	15.7	26 見 込
(378,341)	(100.0)	(322,530)	(85.2)	(55,811)	(14.8)	

(注) 1 国税は、特別会計分及び日本専売公社納付金を含み、平成24年度までは決算額、平成25年度実績見込は補正（第1号）後予算額、平成26年度見込は当初予算額である。

2 国税における直接税、間接税等の区分は、次のとおりである。

直接税：所得税、法人税、法人特別税、相続税、地価税、法人臨時特別税、会社臨時特別税、地方法人特別税、地租、営業収益税、営業税、資本利子税、法人資本税、鉱区税、鉱業税、外貨債特別税、取引所営業税、臨時利得税、利益配当税、公債及び社債利子税、配当利子特別税、増加所得税、非戦災者特別税、戦時利得税、北支事件特別税、富裕税、再評価税、旧税、還付税及び琉球政府諸税

間接税等：直接税以外のもの

3 地方税は、地方分与税（配付税）、地方交付税（臨時地方特例交付金等を含む。）及び地方譲与税等（消費譲与税相当額及び所得譲与税相当額を含む。）を含まず、平成24年度までは決算額、平成25年度実績見込は最近の実勢を加味して算出した額、平成26年度見込は地方財政計画額に計画外収入見込額を加えた額である。

4 地方税における直接税、間接税等の区分は、次のとおりである。

直接税：道府県民税、事業税、特別所得税、自動車税、鉱区税、狩猟者税、狩猟免許税、狩猟者登録税、市町村民税、固定資産税、自転車荷車税、軽自動車税、鉱産税、特別土地保有税、目的税（平成20年度までの自動車取得税、平成20年度までの軽油引取税、入湯税、法定外目的税を除く。）、国税附加税、特別地税、地租、家屋税、営業税、段別税、電柱税、漁業権税、軌道税、船舶税、電話加入権税、電話税、雑種税（一部）、段別割、戸数割、戸別割、家屋割、扇風機税、と畜税、犬税、使用人税、舟税、自転車税、荷車税及び金庫税

間接税等：直接税以外の諸税

5 平成21年度以降の（ ）内は、国税の直接税から地方法人特別税を控除し、地方税の直接税に地方法人特別譲与税を加算した場合である。

9 地方歳入中に占める地方税収入の割合の推移（その1）

区 分	昭和2年度			昭和5年度			昭和10年度			昭和15年度		
	金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %	
都道府県												
地 方 税	249	45.6	62.9	247	45.7	61.4	253	33.9	52.1	282	17.0	23.3
地 方 譲 与 税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方交付税(地方分与税、 地方財政平衡交付金)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	251	15.1	20.8
国 庫 支 出 金	58	10.6	14.6	55	10.2	13.7	130	17.4	26.7	403	24.3	33.4
そ の 他	89	16.3	22.5	100	18.5	24.9	103	13.8	21.2	272	16.4	22.5
小 計	396	72.5	100.0	402	74.4	100.0	486	65.1	100.0	1,208	72.8	100.0
地 方 債	77	14.1	—	83	15.4	—	159	21.3	—	199	12.0	—
繰 越 金	73	13.4	—	55	10.2	—	102	13.7	—	252	15.2	—
都 道 府 県 計	546	100.0	—	540	100.0	—	747	100.0	—	1,659	100.0	—
市町村												
地 方 税	376	20.7	37.1	355	26.2	45.0	379	23.8	42.8	502	26.4	39.5
地 方 譲 与 税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方交付税(地方分与税、 地方財政平衡交付金)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	100	6.0	8.3
国 県 支 出 金	162	8.9	16.0	135	10.0	17.1	161	10.1	18.2	115	6.1	9.0
そ の 他	476	26.3	46.9	299	22.1	37.9	346	21.7	39.1	555	29.2	43.6
小 計	1,014	55.9	100.0	789	58.2	100.0	886	55.7	100.0	1,272	66.9	100.0
地 方 債	556	30.7	—	388	28.6	—	510	32.1	—	210	11.1	—
繰 越 金	243	13.4	—	178	13.1	—	195	12.3	—	418	22.0	—
市 町 村 計	1,813	100.0	—	1,355	100.0	—	1,591	100.0	—	1,900	100.0	—
合計												
地 方 税	625	26.5	44.3	602	31.8	50.5	632	27.0	46.1	784	22.0	31.6
地 方 譲 与 税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方交付税(地方分与税、 地方財政平衡交付金)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	351	21.2	29.1
国 庫 支 出 金 等	220	9.3	15.6	190	10.0	16.0	291	12.4	21.2	518	14.6	20.9
そ の 他	565	24.0	40.1	399	21.1	33.5	449	19.2	32.7	827	23.2	33.3
小 計	1,410	59.8	100.0	1,191	62.8	100.0	1,372	58.7	100.0	2,480	69.7	100.0
地 方 債	633	26.8	—	471	24.9	—	669	28.6	—	409	11.5	—
繰 越 金	316	13.4	—	233	12.3	—	297	12.7	—	670	18.8	—
合 計	2,359	100.0	—	1,895	100.0	—	2,338	100.0	—	3,559	100.0	—

- (注) 1 各年度とも普通会計分であり、決算額である。
2 昭和2年度から昭和15年度までの歳入については、資料の関係上、一般会計分と特別会計分との合計額から、特別会計分の歳出額を「その他」欄から控除して掲げた。また、平成5年度及び平成6年度の歳入については、特定資金公共事業債償還時補助金を含めていない。
3 地方税については、都道府県が徴収した道府県民税利子割・配当割・株式等譲渡所得割、地方消費税、ゴルフ場（娯楽施設）利用税、特別地方消費税、自動車取得税及び軽油引取税はそのまま都道府県の収入とし、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場（娯楽施設）利用税交付金、自動車取得税交付金及び軽油引取税交付金は控除していない。
4 昭和25年度以降の地方税については、東京都が特別区内において都税として徴収した市町村税相当分はそのまま都道府県の収入とし、特別区が徴収した道府県税相当分はそのまま市町村の収入とした。

(単位 百万円)

昭和25年度			昭和26年度			昭和28年度			昭和29年度			区 分
金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		
78,158	26.3	29.6	133,359	34.2	38.6	151,340	24.7	28.3	167,456	25.0	27.9	都道府県
—	—	—	—	—	—	—	—	—	23,061	3.4	3.8	地 方 税
71,162	24.0	27.0	81,069	20.8	23.5	84,130	13.7	15.7	86,234	12.9	14.4	地 方 譲 与 税
78,803	26.5	29.8	87,036	22.3	25.2	221,929	36.2	41.5	234,621	35.0	39.2	地方交付税(地方分与税、 地方財政平衡交付金)
35,895	12.1	13.6	43,935	11.3	12.7	77,419	12.6	14.5	87,891	13.1	14.7	国 庫 支 出 金
264,018	88.9	100.0	345,399	88.5	100.0	534,818	87.2	100.0	599,263	89.3	100.0	そ の 他
17,811	6.0	—	31,662	8.1	—	63,030	10.3	—	56,334	8.4	—	小 計
15,099	5.1	—	13,399	3.4	—	15,254	2.5	—	15,191	2.3	—	地 方 債
296,928	100.0	—	390,460	100.0	—	613,102	100.0	—	670,788	100.0	—	繰 越 金
												都 道 府 県 計
												市町村
110,123	44.4	49.4	138,904	45.8	52.0	184,865	40.2	46.2	200,432	42.4	48.1	地 方 税
—	—	—	—	—	—	—	—	—	411	0.1	0.1	地 方 譲 与 税
37,289	15.0	16.7	38,936	12.8	14.6	53,800	11.7	13.4	40,146	8.5	9.6	地方交付税(地方分与税、 地方財政平衡交付金)
47,832	19.3	21.5	51,904	17.1	19.4	88,515	19.3	22.1	86,481	18.3	20.7	国 庫 支 出 金
27,464	11.1	12.3	37,601	12.4	14.1	72,849	15.8	18.2	89,567	18.9	21.5	そ の 他
222,708	89.8	100.0	267,345	88.2	100.0	400,029	87.0	100.0	417,037	88.2	100.0	小 計
15,015	6.1	—	21,638	7.1	—	43,817	9.5	—	38,256	8.1	—	地 方 債
10,298	4.2	—	14,214	4.7	—	15,863	3.5	—	17,540	3.7	—	繰 越 金
248,021	100.0	—	303,197	100.0	—	459,709	100.0	—	472,833	100.0	—	市 町 村 計
												合計
188,281	34.6	38.7	272,263	39.3	44.4	336,205	31.3	36.0	367,888	32.2	36.2	地 方 税
—	—	—	—	—	—	—	—	—	23,472	2.1	2.3	地 方 譲 与 税
108,451	19.9	22.3	120,005	17.3	19.6	137,930	12.9	14.8	126,380	11.1	12.4	地方交付税(地方分与税、 地方財政平衡交付金)
126,635	23.2	26.0	138,940	20.0	22.7	310,444	28.9	33.2	321,102	28.1	31.6	国 庫 支 出 金 等
63,359	11.6	13.0	81,537	11.8	13.3	150,268	14.0	16.1	177,458	15.5	17.5	そ の 他
486,726	89.3	100.0	612,744	88.3	100.0	934,847	87.1	100.0	1,016,300	88.9	100.0	小 計
32,826	6.0	—	53,300	7.7	—	106,847	10.0	—	94,590	8.3	—	地 方 債
25,397	4.7	—	27,613	4.0	—	31,117	2.9	—	32,731	2.9	—	繰 越 金
544,949	100.0	—	693,657	100.0	—	1,072,811	100.0	—	1,143,621	100.0	—	合 計

5 「その他」とは分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰入金、諸収入等の合計額である。

6 平成19年度から平成20年度の地方特例交付金には、特別交付金を含む。

7 地方交付税の欄は、昭和15年度は地方分与税制度、昭和25年度から昭和28年度までは地方財政平衡交付金制度、昭和29年度以降は地方交付税制度により国から地方団体に交付された額を掲げた。なお、昭和50年度は臨時地方特例交付金及び臨時沖縄特別交付金、昭和55年度は臨時地方特例交付金を含む。

8 国有提供施設等所在市町村助成交付金は「国庫支出金」及び「国庫支出金」に含めた。

9 構成比率は、各年度ごとの歳入総額を100とした場合、地方債及び繰越金を控除した小計を100とした場合の二つの方法で算出した。

10 合計の数値は、昭和29年度以前は、単純合計である。

11 構成比率は、各項目毎に四捨五入しており、合計と一致しないことがある。

地方歳入中に占める地方税収入の割合の推移（その2）

区 分	昭和30年度			昭和35年度			昭和40年度			昭和45年度		
	金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %	
都道府県												
地 方 税	168,973	24.6	27.3	394,592	30.9	33.3	848,397	30.7	33.0	2,265,873	37.4	40.0
地 方 譲 与 税	21,607	3.1	3.5	34,948	2.7	3.0	45,616	1.6	1.8	94,953	1.6	1.7
地 方 交 付 税	111,451	16.2	18.0	211,157	16.5	17.8	480,649	17.4	18.7	963,166	15.9	17.0
国 庫 支 出 金	226,840	33.0	36.7	375,094	29.4	31.7	833,939	30.1	32.5	1,551,448	25.6	27.4
そ の 他	89,854	13.1	14.5	168,764	13.2	14.2	360,371	13.0	14.0	795,664	13.1	14.0
小 計	618,725	90.0	100.0	1,184,555	92.7	100.0	2,568,972	92.9	100.0	5,671,104	93.7	100.0
地 方 債	57,029	8.3	—	49,657	3.9	—	150,352	5.4	—	252,518	4.2	—
繰 越 金	12,081	1.8	—	43,134	3.4	—	46,745	1.7	—	130,290	2.2	—
都 道 府 県 計	687,835	100.0	—	1,277,346	100.0	—	2,766,069	100.0	—	6,053,912	100.0	—
市町村												
地 方 税	212,518	44.7	49.9	349,644	42.8	47.3	701,023	37.2	42.4	1,484,795	32.7	37.5
地 方 譲 与 税	531	0.1	0.1	1,220	0.1	0.2	4,446	0.2	0.3	13,733	0.3	0.3
地 方 交 付 税	48,516	10.2	11.4	99,830	12.2	13.5	262,537	13.9	15.9	835,082	18.4	21.1
国 庫 支 出 金	83,690	17.6	19.6	144,890	17.7	19.6	357,237	19.0	21.6	778,005	17.2	19.6
そ の 他	80,892	17.0	19.0	142,853	17.5	19.3	328,701	17.5	19.9	851,103	18.8	21.5
小 計	426,147	89.6	100.0	738,437	90.5	100.0	1,653,944	87.8	100.0	3,962,718	87.4	100.0
地 方 債	39,899	8.4	—	46,618	5.7	—	170,586	9.1	—	431,169	9.5	—
繰 越 金	9,309	2.0	—	31,300	3.8	—	58,919	3.1	—	141,332	3.1	—
市 町 村 計	475,355	100.0	—	816,355	100.0	—	1,883,449	100.0	—	4,535,219	100.0	—
純計												
地 方 税	381,491	33.9	37.9	744,236	36.7	40.1	1,549,420	34.6	38.2	3,750,668	37.1	40.8
地 方 譲 与 税	22,138	2.0	2.2	36,168	1.8	1.9	50,062	1.1	1.2	108,686	1.1	1.2
地 方 交 付 税	159,967	14.2	15.9	310,987	15.4	16.8	743,186	16.6	18.3	1,798,248	17.8	19.6
国 庫 支 出 金 等	280,268	24.9	27.9	477,056	23.5	25.7	1,089,816	24.3	26.9	2,084,225	20.6	22.7
そ の 他	161,870	14.4	16.1	286,914	14.2	15.5	625,970	14.0	15.4	1,447,617	14.3	15.8
小 計	1,005,734	89.5	100.0	1,855,361	91.6	100.0	4,058,454	90.6	100.0	9,189,444	90.9	100.0
地 方 債	96,740	8.6	—	96,007	4.7	—	313,917	7.0	—	642,932	6.4	—
繰 越 金	21,390	1.9	—	74,434	3.7	—	105,664	2.4	—	271,622	2.7	—
合 計	1,123,864	100.0	—	2,025,802	100.0	—	4,478,035	100.0	—	10,103,998	100.0	—

(単位 百万円)

昭和50年度			昭和55年度			昭和60年度			平成2年度			区 分
金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		
												都道府県
4,280,955	29.6	33.9	8,137,099	32.7	36.2	11,353,669	36.9	40.2	17,353,167	39.9	43.7	地 方 税
149,050	1.0	1.2	175,614	0.7	0.8	183,108	0.6	0.6	802,141	1.8	2.0	地 方 譲 与 税
2,392,218	16.5	18.9	4,324,362	17.4	19.2	5,289,664	17.2	18.7	7,889,587	18.2	19.8	地 方 交 付 税
3,909,648	27.0	30.9	6,734,044	27.0	30.0	7,060,160	22.9	25.0	7,319,437	16.8	18.4	国 庫 支 出 金
1,907,827	13.2	15.1	3,103,376	12.5	13.8	4,373,798	14.2	15.5	6,389,749	14.7	16.1	そ の 他
12,639,698	87.3	100.0	22,474,495	90.2	100.0	28,260,399	91.8	100.0	39,754,081	91.5	100.0	小 計
1,617,748	11.2	—	2,084,906	8.4	—	2,185,640	7.1	—	3,156,054	7.3	—	地 方 債
218,707	1.5	—	349,564	1.4	—	334,256	1.1	—	544,616	1.3	—	繰 越 金
14,476,153	100.0	—	24,908,965	100.0	—	30,780,295	100.0	—	43,454,751	100.0	—	都 道 府 県 計
												市町村
3,873,886	30.1	35.6	7,756,709	31.8	37.0	11,962,804	40.5	45.3	16,097,206	38.7	43.3	地 方 税
99,107	0.8	0.9	264,438	1.1	1.3	278,394	0.9	1.1	860,552	2.1	2.3	地 方 譲 与 税
2,078,834	16.1	19.1	3,789,609	15.6	18.1	4,160,273	14.1	15.8	6,438,402	15.5	17.3	地 方 交 付 税
2,642,924	20.5	24.3	5,261,423	21.6	25.1	4,898,428	16.6	18.6	5,203,843	12.5	14.0	国 県 支 出 金
2,179,654	16.9	20.0	3,884,201	15.9	18.5	5,097,793	17.3	19.3	8,535,928	20.5	23.0	そ の 他
10,874,405	84.4	100.0	20,956,380	86.0	100.0	26,397,692	89.4	100.0	37,135,931	89.3	100.0	小 計
1,642,115	12.7	—	2,753,424	11.3	—	2,422,280	8.2	—	3,260,156	7.8	—	地 方 債
373,871	2.9	—	657,027	2.7	—	717,416	2.4	—	1,185,823	2.9	—	繰 越 金
12,890,391	100.0	—	24,366,831	100.0	—	29,537,388	100.0	—	41,581,910	100.0	—	市 町 村 計
												純計
8,154,841	31.3	36.6	15,893,808	34.0	38.7	23,316,473	40.6	44.9	33,450,373	41.6	46.2	地 方 税
248,157	1.0	1.1	440,052	0.9	1.1	461,502	0.8	0.9	1,662,693	2.1	2.3	地 方 譲 与 税
4,471,052	17.2	20.1	8,113,971	17.3	19.8	9,449,937	16.4	18.2	14,327,988	17.8	19.8	地 方 交 付 税
5,832,673	22.4	26.2	10,529,029	22.5	25.6	10,443,295	18.2	20.1	10,655,360	13.3	14.7	国 庫 支 出 金 等
3,565,220	13.7	16.0	6,087,717	13.0	14.8	8,250,550	14.4	15.9	12,325,267	15.3	17.0	そ の 他
22,271,943	85.5	100.0	41,064,576	87.7	100.0	51,921,757	90.3	100.0	72,421,681	90.1	100.0	小 計
3,179,896	12.2	—	4,731,907	10.1	—	4,499,125	7.8	—	6,257,893	7.8	—	地 方 債
592,578	2.3	—	1,006,591	2.2	—	1,051,673	1.8	—	1,730,440	2.2	—	繰 越 金
26,044,417	100.0	—	46,803,074	100.0	—	57,472,555	100.0	—	80,410,014	100.0	—	合 計

地方歳入中に占める地方税収入の割合の推移（その3）

区 分	平成7年度			平成12年度			平成17年度			平成20年度			
	金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		
都道府県													
地 方 税	15,728,741	29.3	35.8	17,456,122	32.1	36.9	17,137,360	35.2	40.6	20,012,065	41.7	48.4	
地 方 譲 与 税	870,597	1.6	2.0	132,292	0.2	0.3	853,575	1.8	2.0	162,330	0.3	0.4	
地方特例交付金	—	—	—	251,731	0.5	0.5	872,575	1.8	2.1	292,888	0.6	0.7	
地 方 交 付 税	8,436,385	15.7	19.2	11,782,870	21.7	24.9	9,221,643	18.9	21.9	8,119,540	16.9	19.7	
国庫支出金	9,943,539	18.5	22.7	9,597,479	17.6	20.3	6,583,581	13.5	15.6	5,750,978	12.0	13.9	
そ の 他	8,907,523	16.6	20.3	8,048,294	14.8	17.0	7,521,993	15.4	17.8	6,976,023	14.5	16.9	
小 計	43,886,785	81.7	100.0	47,268,788	86.9	100.0	42,190,727	86.6	100.0	41,313,824	86.0	100.0	
地 方 債	9,061,181	16.9	—	6,268,159	11.5	—	5,709,473	11.7	—	5,981,676	12.4	—	
繰 越 金	782,254	1.5	—	877,931	1.6	—	794,318	1.6	—	750,317	1.6	—	
都 道 府 県 計	53,730,220	100.0	—	54,414,878	100.0	—	48,694,518	100.0	—	48,045,817	100.0	—	
市町村													
地 方 税	17,946,236	33.6	40.8	18,090,312	34.3	38.9	17,667,049	35.0	39.7	19,546,461	38.9	43.4	
地 方 譲 与 税	1,068,744	2.0	2.4	487,884	0.9	1.0	995,387	2.0	2.2	516,496	1.0	1.1	
地方特例交付金	—	—	—	662,283	1.3	1.4	645,431	1.3	1.5	246,220	0.5	0.5	
地 方 交 付 税	7,716,489	14.5	17.5	9,993,551	18.9	21.5	7,737,076	15.3	17.4	7,286,542	14.5	16.2	
国 県 支 出 金	7,639,692	14.3	17.4	7,167,202	13.6	15.4	7,456,398	14.8	16.8	8,257,723	16.4	18.3	
そ の 他	9,642,551	18.1	21.9	10,122,432	19.2	21.8	9,958,796	19.7	22.4	9,213,110	18.3	20.4	
小 計	44,013,712	82.5	100.0	46,523,664	88.1	100.0	44,460,137	88.1	100.0	45,066,552	89.7	100.0	
地 方 債	8,056,396	15.1	—	4,905,348	9.3	—	4,718,975	9.3	—	3,970,672	7.9	—	
繰 越 金	1,295,281	2.4	—	1,375,171	2.6	—	1,299,494	2.6	—	1,176,303	2.3	—	
市 町 村 計	53,365,389	100.0	—	52,804,183	100.0	—	50,478,606	100.0	—	50,213,527	100.0	—	
純計													
地 方 税	33,674,977	33.2	40.9	35,546,434	35.4	40.9	34,804,409	37.4	43.3	39,558,526	42.9	49.2	
地 方 譲 与 税	1,939,341	1.9	2.4	620,177	0.6	0.7	1,848,962	2.0	2.3	678,826	0.7	0.8	
地方特例交付金	—	—	—	914,014	0.9	1.1	1,518,006	1.6	1.9	539,108	0.6	0.7	
地 方 交 付 税	16,152,873	15.9	19.6	21,776,420	21.7	25.1	16,958,719	18.2	21.1	15,406,082	16.7	19.2	
国庫支出金等	14,990,785	14.8	18.2	14,379,450	14.3	16.5	11,809,626	12.7	14.7	11,615,285	12.6	14.5	
そ の 他	15,501,852	15.3	18.8	13,669,359	13.6	15.7	13,526,590	14.6	16.8	12,566,944	13.6	15.6	
小 計	82,259,828	81.2	100.0	86,905,854	86.7	100.0	80,466,312	86.6	100.0	80,364,771	87.2	100.0	
地 方 債	16,978,240	16.8	—	11,116,145	11.1	—	10,376,345	11.2	—	9,922,067	10.8	—	
繰 越 金	2,077,535	2.1	—	2,253,102	2.2	—	2,093,812	2.3	—	1,926,621	2.1	—	
合 計	101,315,603	100.0	—	100,275,101	100.0	—	92,936,469	100.0	—	92,213,459	100.0	—	

(単位 百万円)

平成21年度			平成22年度			平成23年度			平成24年度			区 分
金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		
16,508,841	32.4	38.8	15,932,318	31.8	38.3	15,735,438	30.2	35.6	16,116,742	31.6	37.8	都道府県
810,283	1.6	1.9	1,593,264	3.2	3.8	1,703,659	3.3	3.9	1,830,934	3.6	4.3	地方税
216,047	0.4	0.5	156,631	0.3	0.4	143,621	0.3	0.3	50,987	0.1	0.1	地方譲与税
8,184,136	16.1	19.2	8,766,464	17.5	21.1	9,697,663	18.6	22.0	9,317,127	18.3	21.9	地方特例交付金
8,516,808	16.7	20.0	6,253,231	12.5	15.0	7,795,672	14.9	17.7	6,583,149	12.9	15.5	地方交付税
8,292,243	16.3	19.5	8,853,942	17.7	21.3	9,079,146	17.4	20.6	8,703,113	17.1	20.4	国庫支出金
42,528,358	83.4	100.0	41,555,850	83.0	100.0	44,155,199	84.7	100.0	42,602,052	83.6	100.0	その他
7,755,661	15.2	—	7,809,867	15.6	—	7,021,238	13.5	—	7,173,683	14.1	—	小計
684,181	1.3	—	700,395	1.4	—	970,018	1.9	—	1,161,494	2.3	—	地方債
50,968,200	100.0	—	50,066,112	100.0	—	52,146,455	100.0	—	50,937,229	100.0	—	繰越金
												都道府県計
												市町村
18,674,113	34.9	39.6	18,384,012	34.1	38.9	18,435,978	33.7	38.0	18,344,018	32.7	37.2	地方税
486,267	0.9	1.0	475,925	0.9	1.0	466,252	0.9	1.0	440,546	0.8	0.9	地方譲与税
245,964	0.5	0.5	226,534	0.4	0.5	220,399	0.4	0.5	76,480	0.1	0.2	地方特例交付金
7,636,101	14.3	16.2	8,427,087	15.6	17.8	9,054,605	16.5	18.7	8,972,699	16.0	18.2	地方交付税
10,861,001	20.3	23.0	10,973,476	20.4	23.2	11,526,036	21.0	23.8	12,313,036	21.9	25.0	国県支出金
9,269,697	17.3	19.7	8,815,047	16.4	18.6	8,766,662	16.0	18.1	9,155,891	16.3	18.6	その他
47,173,143	88.1	100.0	47,302,081	87.8	100.0	48,469,932	88.5	100.0	49,302,670	87.8	100.0	小計
4,666,867	8.7	—	5,184,960	9.6	—	4,778,775	8.7	—	5,194,526	9.3	—	地方債
1,714,707	3.2	—	1,366,984	2.5	—	1,527,639	2.8	—	1,648,155	2.9	—	繰越金
53,554,717	100.0	—	53,854,025	100.0	—	54,776,346	100.0	—	56,145,351	100.0	—	市町村計
												純計
35,182,954	35.8	42.1	34,316,330	35.2	41.6	34,171,416	34.1	39.8	34,460,760	34.5	40.7	地方税
1,296,551	1.3	1.6	2,069,189	2.1	2.5	2,169,911	2.2	2.5	2,271,480	2.3	2.7	地方譲与税
462,011	0.5	0.6	383,165	0.4	0.5	364,020	0.4	0.4	127,467	0.1	0.2	地方特例交付金
15,820,237	16.1	18.9	17,193,551	17.6	20.8	18,752,268	18.7	21.9	18,289,826	18.3	21.6	地方交付税
16,765,312	17.0	20.1	14,234,558	14.6	17.3	15,961,503	16.0	18.6	15,459,306	15.5	18.3	国庫支出金等
14,043,706	14.3	16.8	14,277,809	14.6	17.3	14,392,600	14.4	16.8	14,086,462	14.1	16.6	その他
83,570,771	85.0	100.0	82,474,602	84.6	100.0	85,811,718	85.8	100.0	84,695,301	84.8	100.0	小計
12,396,036	12.6	—	12,969,520	13.3	—	11,760,270	11.8	—	12,337,932	12.4	—	地方債
2,398,888	2.4	—	2,067,379	2.1	—	2,497,658	2.5	—	2,809,649	2.8	—	繰越金
98,365,695	100.0	—	97,511,501	100.0	—	100,069,646	100.0	—	99,842,882	100.0	—	合計

10 地方税の税目別収入額及びその割合の推移（その1）

区 分	昭和25年度		昭和26年度		昭和27年度		昭和28年度		昭和29年度	
	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率
道府県税		%		%		%		%		%
道府県民税	—	—	—	—	—	—	—	—	18,766	12.8
（個人分）	—	—	—	—	—	—	—	—	12,511	8.5
（法人分）	—	—	—	—	—	—	—	—	6,255	4.3
事業税	36,569	52.5	84,641	70.0	86,848	68.8	91,142	69.3	88,605	60.4
（個人分）	25,225	36.2	27,038	22.4	28,872	22.9	31,500	23.9	24,714	16.8
（法人分）	11,344	16.3	57,603	47.6	57,976	45.9	59,642	45.3	63,891	43.5
特別所得税	1,586	2.3	1,875	1.6	1,549	1.2	1,737	1.3	—	—
不動産取得税	—	—	—	—	—	—	—	—	2,096	1.4
道府県たばこ消費税	—	—	—	—	—	—	—	—	9,082	6.2
入場税	13,290	19.1	18,331	15.2	20,600	16.3	18,980	14.4	—	—
娯楽施設利用税	—	—	—	—	—	—	—	—	1,704	1.2
料理飲食等消費税 （遊興飲食税）	8,257	11.8	11,240	9.3	13,178	10.4	14,264	10.8	14,085	9.6
自動車税	1,778	2.6	1,984	1.6	2,433	1.9	4,201	3.2	6,283	4.3
鉱区税	274	—	335	—	329	—	383	—	414	—
漁業権税	48	—	50	—	—	—	—	—	—	—
狩猟者税	294	—	366	—	308	—	351	—	315	—
法定外普通税	220	11.8	264	2.3	339	1.3	251	0.9	261	3.8
道府県固定資産税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
旧法による税	7,331	—	1,782	—	672	—	258	—	4,580	—
水利地益税	50	—	23	—	5	—	2	—	—	—
軽油引取税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	69,697	100.0	120,891	100.0	126,261	100.0	131,569	100.0	146,731	100.0
市町村税										
市町村民税	46,459	39.2	63,505	42.0	76,127	41.9	87,946	43.0	73,427	33.5
個人均等割	8,510	7.2	8,343	5.5	8,110	4.5	8,738	4.3	7,106	3.2
所得割	37,942	32.0	38,607	25.5	47,452	26.1	54,524	26.7	46,696	21.3
法人均等割	不明	—	不明	—	719	0.4	754	0.4	789	0.4
法人税割	—	—	16,555	10.9	19,846	10.9	23,930	11.7	18,836	8.6
固定資産税	47,604	40.1	65,190	43.1	80,690	44.5	90,183	44.1	99,372	45.3
土地	18,670	15.7	23,341	15.4	27,659	15.2	30,751	15.0	34,489	15.7
家屋	20,019	16.9	29,768	19.7	36,412	20.1	40,302	19.7	44,282	20.2
償却資産	8,915	7.5	12,081	8.0	16,619	9.2	19,130	9.4	20,601	9.4
純固定資産税小計	47,604	40.1	65,190	43.1	80,690	44.5	90,183	44.1	99,372	45.3
交付金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
納付金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自転車荷車税	—	—	—	—	—	—	—	—	4,010	1.8
自転車税	1,685	2.4	1,887	2.0	2,126	1.8	2,400	1.8	—	—
荷車税	1,175	—	1,189	—	1,229	—	1,245	—	—	—
軽自動車税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
市町村たばこ消費税	—	—	—	—	—	—	—	—	18,643	8.5
電気ガス税	5,917	5.0	10,348	6.8	14,900	8.2	17,001	8.3	18,644	8.5
鉱産税	684	0.6	1,576	1.0	1,824	1.0	1,670	0.8	1,629	0.7
木材引取税	386	0.3	849	0.6	1,013	0.6	1,392	0.7	1,305	0.6
入湯税	62	0.1	111	0.1	132	0.1	192	0.1	240	0.1
広告税	166	0.1	218	0.1	84	0.0	—	—	—	—
接客人税	98	0.1	139	0.1	34	0.0	—	—	—	—
法定外普通税	294	11.9	484	4.0	323	1.6	814	1.0	843	0.7
旧法による税	13,820	—	5,556	—	2,652	—	1,281	—	722	—
入湯税（目的税）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
都市計画税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
水利地益税	226	0.2	303	0.2	349	0.2	339	0.2	305	0.1
共同施設税	8	—	17	—	22	—	21	—	18	—
計	118,584	100.0	151,372	100.0	181,505	100.0	204,484	100.0	219,158	100.0
地方税	188,281	—	272,263	—	307,766	—	336,053	—	365,889	—

(注) 1 各年度とも決算額である。
 2 昭和25年度及び昭和26年度の市町村民税の均等割は、便宜上、個人均等割欄に掲げた。
 3 昭和43年度以前の道府県民税については、個人均等割と所得割の合算額を個人分、法人均等割と法人税割の合算額を法人分として計上した。
 4 東京都の収入については、特別区が徴収する道府県税相当分は、市町村税収入から控除して道府県税収入として加算し、東京都が徴収する市町村税相当分は、道府県税収入から控除して市町村税収入として加算した。
 5 都道府県が徴収した道府県民税利子割・配当割・株式等譲渡所得割、地方消費税、ゴルフ場（娯楽施設）利用税、特別地方消費税、自動車取得税及び軽油引取税はそのまま道府県税とし、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場（娯楽施設）利用税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金及び軽油引取税交付金は控除していない。

(単位 百万円)

昭和30年度		昭和31年度		昭和32年度		昭和33年度		昭和34年度		区 分
税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	
	%		%		%		%		%	道府県税
23,692	16.1	28,577	15.4	36,921	16.0	35,864	15.8	40,866	15.5	道府県民税
13,957	9.5	15,097	8.2	17,750	7.7	18,796	8.3	19,085	7.2	(個人分)
9,735	6.6	13,480	7.3	19,171	8.3	17,068	7.5	21,781	8.3	(法人分)
80,573	54.8	96,953	52.4	124,544	54.1	115,236	50.7	134,652	51.0	事業税
20,181	13.7	17,755	9.6	16,122	7.0	17,900	7.9	12,922	4.9	(個人分)
60,392	41.1	79,198	42.8	108,422	47.1	97,336	42.8	121,730	46.1	(法人分)
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	特別所得税
5,216	3.5	6,663	3.6	8,411	3.7	10,241	4.5	10,741	4.1	不動産取得税
9,596	6.5	18,936	10.2	19,950	8.7	21,032	9.2	22,429	8.5	道府県たばこ消費税
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	入場税
1,478	1.0	1,483	0.8	1,832	0.8	2,280	1.0	2,755	1.0	娯楽施設利用税
15,111	10.3	17,210	9.3	18,170	7.9	19,053	8.4	22,638	8.6	料理飲食等消費税 (遊興飲食税)
7,852	5.3	8,614	4.7	10,184	4.4	10,606	4.7	12,139	4.6	自動車税
474	—	542	—	605	—	694	—	810	—	釧 区 税
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	漁業権税
331	—	341	—	351	—	373	—	387	—	狩猟者税
321	2.4	408	2.3	730	1.9	690	2.2	387	1.8	法定外普通税
2,155	—	2,819	—	2,373	—	3,087	—	3,099	—	道府県固定資産税
260	—	141	—	361	—	62	—	51	—	旧法による税
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	水利地益税
—	—	2,430	1.3	5,763	2.5	8,164	3.6	12,909	4.9	軽油引取税
147,059	100.0	185,117	100.0	230,195	100.0	227,382	100.0	263,863	100.0	計
										市町村税
73,956	31.5	83,892	31.7	94,657	31.9	93,871	29.7	104,862	30.2	市町村民税
7,692	3.3	7,731	2.9	8,389	2.8	8,565	2.7	8,900	2.6	個人均等割
49,841	21.3	54,492	20.6	56,404	19.0	58,616	18.5	61,240	17.6	所均等割
916	0.4	638	0.2	1,052	0.4	1,156	0.4	1,249	0.4	法人均等割
15,507	6.6	21,031	7.9	28,812	9.7	25,534	8.1	33,473	9.6	法人税割
110,401	47.1	122,510	46.3	134,690	45.4	148,420	46.9	160,123	46.1	固定資産税
43,305	18.5	45,324	17.1	46,003	15.5	49,873	15.8	50,756	14.6	土地
46,463	19.8	49,618	18.7	52,957	17.8	57,259	18.1	62,104	17.9	家屋
20,633	8.8	22,210	8.4	25,409	8.6	30,366	9.6	35,660	10.3	償却資産
110,401	47.1	117,152	44.2	124,369	41.9	137,498	43.4	148,520	42.8	純固定資産税小計
—	—	1,047	0.4	1,259	0.4	1,470	0.5	1,456	0.4	交付金
—	—	4,311	1.6	9,062	3.1	9,452	3.0	10,147	2.9	納付金
4,564	1.9	4,992	1.9	5,344	1.8	—	—	—	—	自転車荷車税
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	自転車税
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	荷車税
—	—	—	—	—	—	2,042	0.6	2,744	0.8	軽自動車税
19,225	8.2	21,090	8.0	22,401	7.5	28,699	9.1	30,776	8.9	市町村たばこ消費税
21,518	9.2	23,760	9.0	27,123	9.1	29,684	9.4	33,935	9.8	電気ガス税
1,731	0.7	2,040	0.8	2,305	0.8	2,099	0.7	2,150	0.6	釧産税
1,488	0.6	1,981	0.7	2,231	0.8	1,878	0.6	1,815	0.5	木材引取税
280	0.1	346	0.1	37	0.0	—	—	—	—	入湯税
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	広告税
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	接客人税
504	0.2	526	0.2	539	0.2	535	0.2	542	0.2	法定外普通税
428	0.2	221	0.1	148	0.0	400	0.1	232	0.1	旧法による税
—	—	—	—	350	—	441	—	547	—	入湯税(目的税)
—	—	3,149	—	6,858	—	8,197	—	9,053	—	都市計画税
318	—	284	—	279	—	267	—	280	—	水利地益税
19	0.1	17	—	33	—	17	—	16	—	共同施設税
234,432	100.0	264,808	100.0	296,995	100.0	316,550	100.0	347,075	100.0	計
381,491	—	449,925	—	527,190	—	543,932	—	610,938	—	地方税

6 昭和49年度において電気ガス税は電気税とガス税に分離された。

7 昭和54年度において狩猟免許税は狩猟者登録税に改称され、平成16年度において狩猟者登録税及び入猟税を廃止し、狩猟税が創設された。

8 平成元年度において道府県たばこ消費税、娯楽施設利用税、料理飲食等消費税及び市町村たばこ消費税は、それぞれ道府県たばこ税、ゴルフ場利用税、特別地方消費税及び市町村たばこ税に改められた。

9 納付金については、昭和63年度分までに旧三公社有資産所在市町村納付金が廃止された。また、平成16年度に日本郵政公社有資産に係る市町村納付金が創設され、平成19年度に廃止された。

10 平成21年度において自動車取得税及び軽油引取税は目的税から普通税に改められた。

11 構成比率は、項目毎に四捨五入しており、合計と一致しないことがある。

地方税の税目別収入額及びその割合の推移（その2）

区 分	昭和35年度		昭和36年度		昭和37年度		昭和38年度		昭和39年度	
	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率
道府県税		%		%		%		%		%
道府県民税	52,182	15.0	66,634	15.0	99,065	19.0	124,670	20.6	151,338	21.3
個人均等割	20,893	6.0	27,245	6.1	55,488	10.6	75,778	12.5	98,388	13.9
所得割										
法人均等割	31,289	9.0	39,389	8.9	43,577	8.3	48,892	8.1	52,950	7.5
法人税割										
事業税	188,707	54.1	240,789	54.2	265,888	50.9	297,503	49.1	326,656	46.0
（個人分）	15,183	4.4	19,251	4.3	17,703	3.4	20,412	3.4	22,231	3.1
（法人分）	173,524	49.7	221,538	49.9	248,185	47.5	277,091	45.8	304,425	42.9
不動産取得税	13,671	3.9	17,080	3.8	19,869	3.8	20,576	3.4	32,878	4.6
道府県たばこ消費税	24,906	7.1	28,137	6.3	33,670	6.4	36,477	6.0	39,811	5.6
娯楽施設利用税	3,332	1.0	4,410	1.0	5,511	1.1	6,578	1.1	7,998	1.1
料理飲食等消費税	28,326	8.1	34,290	7.7	34,847	6.7	43,107	7.1	50,344	7.1
（遊興飲食税）										
自動車税	14,665	4.2	18,903	4.3	22,404	4.3	28,157	4.7	35,806	5.0
鉦 区 税	928	1.7	935	1.6	909	1.5	874	1.0	829	0.9
狩猟者登録税	430		539		600		341		355	
（狩猟免許税）										
法定外普通税	422		474		558		561		586	
道府県固定資産税	4,105		4,926		5,824		4,545		4,441	
旧法による税	33		77		40		18		20	
自動車取得税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
軽油引取税	17,241	4.9	26,984	6.1	33,400	6.4	41,737	6.9	58,293	8.3
入 猟 税	—	—	—	—	—	—	299		305	
計	348,948	100.0	444,178	100.0	522,585	100.0	605,443	100.0	709,660	100.0
市町村税										
市町村民税	128,033	32.4	160,645	34.7	199,736	37.4	234,394	38.6	271,871	39.4
個人均等割	9,106	2.3	9,429	2.0	9,950	1.9	10,470	1.7	10,795	1.6
所得割	69,648	17.6	89,825	19.4	122,284	22.9	147,887	24.3	177,928	25.8
法人均等割	1,369	0.3	1,470	0.3	1,584	0.3	1,740	0.3	1,924	0.3
法人税割	47,910	12.1	59,921	13.0	65,918	12.3	74,297	12.2	81,224	11.8
固定資産税	172,264	43.6	192,567	41.7	213,615	40.0	239,196	39.4	267,841	38.8
土地	51,571	13.0	56,143	12.1	56,734	10.6	57,502	9.5	64,436	9.3
家 屋	68,038	17.2	75,567	16.3	84,253	15.8	94,684	15.6	105,500	15.3
償却資産	40,413	10.2	47,967	10.4	58,534	11.0	71,589	11.8	80,653	11.7
純固定資産税小計	160,022	40.5	179,677	38.9	199,521	37.4	223,775	36.8	250,589	36.3
交付金	1,564	0.4	1,782	0.4	2,105	0.4	2,113	0.3	2,468	0.4
納付金	10,678	2.7	11,108	2.4	11,989	2.2	13,308	2.2	14,784	2.1
軽自動車税	3,764	1.0	5,353	1.2	6,995	1.3	8,788	1.4	10,531	1.5
市町村たばこ消費税	34,290	8.7	38,697	8.4	45,088	8.4	53,941	8.9	65,926	9.6
電気ガス税	40,933	10.4	46,919	10.1	49,227	9.2	49,900	8.2	49,947	7.2
鉦 産 税	2,298	0.6	2,430	0.5	2,326	0.4	2,316	0.4	2,363	0.7
木材引取税	1,963	0.5	2,113	0.5	2,084	0.4	2,176	0.4	2,325	
法定外普通税	556	0.1	621	0.1	637	0.1	748	0.1	785	0.1
旧法による税	145	0.0	84	0.0	53	0.0	24	0.0	17	0.0
入 湯 税	635	2.8	745	2.8	886	2.7	1,028	2.6	1,197	2.7
都市計画税	10,108		11,793		13,123		14,573		16,799	
水利地益税	283		312		308		312		309	
共同施設税	16		18		20		21		26	
計	395,288	100.0	462,297	100.0	534,098	100.0	607,417	100.0	689,937	100.0
地 方 税	744,236	—	906,475	—	1,056,683	—	1,212,860	—	1,399,597	—

(単位 百万円)

昭和40年度		昭和41年度		昭和42年度		昭和43年度		昭和44年度		区 分	
税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率		
	%		%		%		%		%	道府県税	
175,775	22.5	201,930	22.2	247,073	21.8	285,124	20.2	326,116	18.9	道府県民税	
122,914	15.7	140,380	15.4	167,899	14.8	185,392	13.2	3,215	0.2	{ 個人均等割 所得割	
								197,116	11.4		
52,861	6.8	61,550	6.8	79,174	7.0	99,732	7.1	673	0.0	{ 法人均等割 法人税割	
								125,112	7.2		
329,851	42.2	386,679	42.4	493,495	43.6	621,925	44.1	779,486	45.1	事業税	
25,284	3.2	29,405	3.2	34,717	3.1	42,205	3.0	47,923	2.8	(個人分)	
304,567	38.9	357,274	39.2	458,778	40.6	579,720	41.1	731,563	42.3	(法人分)	
41,374	5.3	42,350	4.6	50,240	4.4	57,132	4.1	68,751	4.0	不動産取得税	
43,966	5.6	48,320	5.3	61,044	5.4	65,223	4.6	79,909	4.6	道府県たばこ消費税	
9,483	1.2	13,097	1.4	16,185	1.4	18,810	1.3	22,090	1.3	娯楽施設利用税	
55,917	7.1	65,263	7.2	77,575	6.9	92,674	6.6	107,411	6.2	{ 料理飲食等消費税 (遊興飲食税)	
54,905	7.0	69,078	7.6	87,815	7.8	111,622	7.9	141,096	8.2	自動車税	
825	} 0.7	802	} 0.7	846	} 0.4	878	} 0.3	861	} 0.3	}	鉾 区 税
393		435		491		546		604			狩猟者登録税 (狩猟免許税)
635		520		645		317		48			法定外普通税
3,944		4,436		2,613		2,555		2,815			道府県固定資産税
15		2		1		1		15			旧法による税
—	—	—	—	—	—	43,176	3.1	71,337	4.1	自動車取得税	
64,890	} 8.3	77,954	} 8.6	92,603	8.2	108,522	7.7	126,601	7.3	軽油引取税	
327		357		393	431	0.0	473	0.0	入 猟 税		
782,300	100.0	911,223	100.0	1,131,019	100.0	1,408,936	100.0	1,727,613	100.0	計	
										市 町 村 税	
304,648	39.7	341,118	39.8	418,568	41.1	486,949	41.6	562,199	41.3	市 町 村 民 税	
11,306	1.5	11,445	1.3	11,784	1.2	12,104	1.0	12,469	0.9	個人均等割	
208,737	27.2	229,096	26.7	277,944	27.3	312,657	26.7	345,715	25.4	所得割	
1,755	0.2	2,052	0.2	2,735	0.3	3,280	0.3	3,511	0.3	法人均等割	
82,850	10.8	98,525	11.5	126,105	12.4	158,908	13.6	200,504	14.7	法人税割	
296,385	38.6	329,870	38.5	369,420	36.3	423,819	36.2	491,882	36.1	固定資産税	
65,484	8.5	72,519	8.5	84,508	8.3	100,105	8.5	119,634	8.8	土 地	
121,038	15.8	136,402	15.9	151,861	14.9	174,501	14.9	200,838	14.7	家 屋	
90,803	11.8	97,910	11.4	106,810	10.5	120,124	10.3	141,975	10.4	償 却 資 産	
277,325	36.2	306,831	35.8	343,179	33.7	394,730	33.7	462,447	33.9	純固定資産税小計	
2,696	0.4	3,301	0.4	4,482	0.4	5,194	0.4	5,555	0.4	交 付 金	
16,364	2.1	19,738	2.3	21,759	2.1	23,895	2.0	23,880	1.8	納 付 金	
12,516	1.6	14,073	1.6	15,946	1.6	18,262	1.6	20,887	1.5	軽自動車税	
73,169	9.5	80,516	9.4	107,338	10.5	114,950	9.8	140,121	10.3	市町村たばこ消費税	
53,966	7.0	59,804	7.0	67,319	6.6	75,104	6.4	85,755	6.3	電気ガス税	
2,420	} 0.6	2,506	} 0.6	2,551	0.3	2,522	0.2	2,566	0.2	}	鉾 産 税
2,497		2,628		2,709	2,711	2,595	木材引取税				
812	0.1	852	0.1	945	0.1	1,234	0.1	1,424	0.1	法定外普通税	
12	0.0	19	0.0	10	0.0	6	0.0	2	0.0	旧法による税	
1,356	} 2.7	1,469	} 3.0	1,646	} 3.3	1,869	} 3.9	2,047	} 4.0	}	入 湯 税
19,012		24,208		31,759		43,457		52,785			都市計画税
302		297		290		306		300			水利地益税
26		4		3		3		3			共同施設税
767,121	100.0	857,364	100.0	1,018,504	100.0	1,171,192	100.0	1,362,566	100.0	計	
1,549,421	—	1,768,587	—	2,149,523	—	2,580,128	—	3,090,179	—	地 方 税	

地方税の税目別収入額及びその割合の推移（その3）

区 分	昭和45年度		昭和46年度		昭和47年度		昭和48年度		昭和49年度	
	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率
道府県税		%		%		%		%		%
道府県民税	409,139	19.4	482,603	21.1	591,539	22.3	776,021	22.1	1,018,001	23.8
個人均等割	3,483	0.2	3,580	0.2	3,683	0.1	3,770	0.1	3,766	0.1
所得割	249,095	11.8	323,677	14.2	406,009	15.3	504,255	14.4	686,321	16.1
法人均等割	714	0.0	770	0.0	825	0.0	903	0.0	951	0.0
法人税割	155,847	7.4	154,576	6.8	181,022	6.8	267,093	7.6	326,963	7.7
事業税	969,688	45.9	972,902	42.6	1,108,630	41.7	1,601,267	45.7	1,972,052	46.2
（個人分）	58,238	2.8	70,842	3.1	60,899	2.3	60,901	1.7	50,387	1.2
（法人分）	911,450	43.2	902,060	39.5	1,047,731	39.4	1,540,366	43.9	1,921,665	45.0
不動産取得税	94,915	4.5	106,523	4.7	112,372	4.2	154,111	4.4	174,563	4.1
道府県たばこ消費税	88,054	4.2	96,271	4.2	106,812	4.0	115,911	3.3	128,509	3.0
娯楽施設利用税	28,461	1.3	41,637	1.8	51,495	1.9	48,081	1.4	47,224	1.1
料理飲食等消費税	123,299	5.8	140,165	6.1	166,195	6.3	209,145	6.0	247,343	5.8
自動車税	171,388	8.1	202,613	8.9	243,709	9.2	291,155	8.3	330,591	7.7
鉱 区 税	822		792		731		660		621	
狩猟者登録税 （狩猟免許税）	667		1,724		1,719		1,819		1,977	
法定外普通税	56	0.2	2	0.2	107	0.2	171	0.1	171	0.1
道府県固定資産税	3,542		2,946		1,853		1,815		2,582	
旧法による税	6		4		101		110		33	
自動車取得税	76,396	3.6	77,990	3.4	93,916	3.5	102,932	2.9	153,983	3.6
軽油引取税	144,188	6.8	155,631	6.8	176,616	6.6	202,279	5.8	192,362	4.5
入 猟 税	515	0.0	1,361	0.1	1,352	0.1	1,407	0.0	1,503	0.0
計	2,111,136	100.0	2,283,164	100.0	2,657,147	100.0	3,506,884	100.0	4,271,515	100.0
市町村税										
市町村民税	706,766	43.1	850,240	43.5	1,062,157	45.2	1,361,262	45.6	1,973,295	49.8
個人均等割	12,721	0.8	13,503	0.7	14,409	0.6	14,493	0.5	14,595	0.4
所得割	431,563	26.3	571,548	29.3	733,762	31.3	883,300	29.6	1,252,622	31.6
法人均等割	3,773	0.2	4,055	0.2	4,319	0.2	4,687	0.2	5,081	0.1
法人税割	258,709	15.8	261,134	13.4	309,667	13.2	458,782	15.4	700,997	17.7
固定資産税	576,702	35.2	694,899	35.6	827,523	35.3	1,056,386	35.4	1,269,686	32.0
土地	150,947	9.2	192,996	9.9	249,564	10.6	398,804	13.4	500,916	12.6
家屋	225,514	13.8	264,439	13.5	306,542	13.1	359,395	12.0	428,525	10.8
償却資産	167,904	10.2	202,104	10.4	231,971	9.9	253,500	8.5	288,915	7.3
純固定資産税小計	544,365	33.2	659,539	33.8	788,077	33.6	1,011,699	33.9	1,218,356	30.7
交付金	6,432	0.4	7,231	0.4	8,404	0.4	9,927	0.3	12,149	0.3
納付金	25,905	1.6	28,129	1.4	31,042	1.3	34,760	1.2	39,181	1.0
軽自動車税	23,849	1.5	26,207	1.3	27,800	1.2	28,519	1.0	27,892	0.7
市町村たばこ消費税	154,850	9.4	169,154	8.7	187,497	8.0	203,758	6.8	225,698	5.7
電気税 （電気ガス税）	97,828	6.0	108,440	5.6	122,106	5.2	130,154	4.4	—	—
ガス税	—	—	—	—	—	—	—	—	16,416	0.4
鉱産税	2,425	0.1	2,219	0.1	1,980	0.1	2,063	0.1	2,409	0.1
木材引取税	2,518	0.2	2,405	0.1	2,545	0.1	2,811	0.1	2,814	0.1
特別土地保有税	—	—	—	—	—	—	17,456	0.6	107,595	2.7
法定外普通税	1,787	0.1	2,161	0.1	2,881	0.1	3,666	0.1	4,066	0.1
旧法による税	1	0.0	1	0.0	920	0.0	157	0.0	111	0.0
入湯税	2,173		3,651		4,263		4,513		4,504	
事業所税	—		—		—		—		—	
都市計画税	70,309	4.4	92,901	5.0	107,329	4.8	173,398	6.0	184,204	4.8
水利地益税	321		302		334		260		260	
共同施設税	3		2		0		0		—	
計	1,639,532	100.0	1,952,582	100.0	2,347,335	100.0	2,984,403	100.0	3,965,989	100.0
地方税	3,750,668	—	4,235,746	—	5,004,482	—	6,491,287	—	8,237,504	—

(単位 百万円)

昭和50年度		昭和51年度		昭和52年度		昭和53年度		昭和54年度		区 分
税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	
	%		%		%		%		%	道 府 県 税
989,039	25.6	1,177,522	26.2	1,336,493	26.0	1,521,326	27.0	1,740,659	26.4	道 府 県 民 税
3,835	0.1	9,859	0.2	10,532	0.2	10,740	0.2	10,885	0.2	個人均等割
735,450	19.0	850,039	18.9	951,133	18.5	1,109,548	19.7	1,247,574	18.9	所得割
968	0.0	2,618	0.1	4,653	0.1	7,246	0.1	8,672	0.1	法人均等割
248,786	6.4	315,006	7.0	370,175	7.2	393,791	7.0	473,528	7.2	法人税割
1,501,517	38.8	1,691,578	37.6	1,944,507	37.9	2,065,839	36.6	2,493,292	37.8	事 業 税
47,994	1.2	44,608	1.0	46,191	0.9	52,474	0.9	63,630	1.0	(個人分)
1,453,523	37.6	1,646,970	36.6	1,898,316	37.0	2,013,365	35.7	2,429,663	36.8	(法人分)
181,365	4.7	174,463	3.9	201,088	3.9	209,361	3.7	243,794	3.7	不動産取得税
135,590	3.5	138,527	3.1	209,668	4.1	214,193	3.8	221,407	3.4	道府県たばこ消費税
50,043	1.3	52,590	1.2	59,740	1.2	65,624	1.2	68,132	1.0	娯楽施設利用税
267,453	6.9	290,557	6.5	317,908	6.2	338,668	6.0	366,920	5.6	料理飲食等消費税
368,893	9.5	517,893	11.5	551,567	10.7	625,644	11.1	739,260	11.2	自動車税
592		530		993		961		1,029		鉾 区 税
1,993		2,067		3,686		3,997		3,577		狩猟者登録税
183	0.1	355	0.1	821	0.2	3,401	0.2	4,589	0.2	(狩猟免許税)
2,072		3,461		5,549		5,457		4,790		法定外普通税
6		4		1		3		0		道府県固定資産税
174,990	4.5	188,018	4.2	210,076	4.1	254,268	4.5	281,635	4.3	旧法による税
193,967	5.0	263,793	5.9	291,771	5.7	326,676	5.8	428,312	6.5	自動車取得税
1,521	0.0	1,560	0.0	2,810	0.1	3,004	0.1	2,678	0.0	軽油引取税
3,869,224	100.0	4,502,918	100.0	5,136,678	100.0	5,638,421	100.0	6,600,075	100.0	入 猟 税
										計
										市 町 村 税
1,980,353	46.2	2,362,592	46.7	2,707,475	46.1	3,112,088	47.2	3,588,366	48.3	市 町 村 民 税
14,098	0.3	38,300	0.8	40,756	0.7	41,403	0.6	42,038	0.6	個人均等割
1,345,536	31.4	1,574,035	31.1	1,795,773	30.6	2,125,260	32.2	2,417,565	32.5	所得割
5,074	0.1	13,585	0.3	22,527	0.4	31,228	0.5	36,862	0.5	法人均等割
615,645	14.4	736,672	14.6	848,419	14.5	914,196	13.9	1,091,901	14.7	法人税割
1,547,437	36.1	1,795,123	35.5	2,053,930	35.0	2,256,804	34.2	2,522,602	33.9	固定資産税
653,862	15.3	780,352	15.4	913,543	15.6	983,608	14.9	1,102,052	14.8	土地
506,780	11.8	592,621	11.7	680,019	11.6	774,090	11.7	877,670	11.8	家 屋
329,281	7.7	354,183	7.0	383,738	6.5	415,804	6.3	452,726	6.1	償 却 資 産
1,489,923	34.8	1,727,156	34.1	1,977,300	33.7	2,173,502	32.9	2,432,448	32.7	純固定資産税小計
13,630	0.3	16,295	0.3	19,322	0.3	21,168	0.3	22,475	0.3	交 付 金
43,884	1.0	51,672	1.0	57,308	1.0	62,135	0.9	67,679	0.9	納 付 金
27,517	0.6	35,167	0.7	34,944	0.6	36,115	0.5	40,691	0.5	軽自動車税
238,127	5.6	243,823	4.8	368,328	6.3	376,337	5.7	388,961	5.2	市町村たばこ消費税
148,164	3.5	182,836	3.6	217,130	3.7	229,395	3.5	251,012	3.4	電 気 税
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(電気ガス税)
13,164	0.3	13,160	0.3	10,681	0.2	9,757	0.1	9,223	0.1	ガ ス 税
2,779	0.1	3,508	0.1	3,818	0.1	3,689	0.1	3,967	0.1	鉾 産 税
2,876	0.1	2,996	0.1	3,033	0.1	2,971	0.0	3,243	0.0	木 材 引 取 税
102,792	2.4	102,848	2.0	99,360	1.7	71,632	1.1	65,478	0.9	特別土地保有税
4,228	0.1	4,925	0.1	5,450	0.1	6,103	0.1	6,625	0.1	法定外普通税
58	0.0	9	0.0	5	0.0	1	0.0	3	0.0	旧法による税
7,153		8,790		9,318		12,677		13,172		入 湯 税
15,206		80,149		102,311		108,304		113,084		事 業 所 税
195,498	5.1	224,990	6.2	252,487	6.2	372,479	7.5	424,715	7.4	都 市 計 画 税
265		257		267		282		294		水 利 地 益 税
-		-		-		-		-		共 同 施 設 税
4,285,617	100.0	5,061,173	100.0	5,868,537	100.0	6,598,632	100.0	7,431,436	100.0	計
8,154,841	-	9,564,091	-	11,005,216	-	12,237,054	-	14,031,511	-	地 方 税

地方税の税目別収入額及びその割合の推移（その4）

区 分	昭和55年度		昭和56年度		昭和57年度		昭和58年度		昭和59年度	
	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率
道府県税		%		%		%		%		%
道府県民税	1,971,477	26.7	2,212,558	28.0	2,387,182	28.6	2,568,046	29.6	2,732,529	28.8
個人均等割	17,411	0.2	18,610	0.2	19,148	0.2	19,486	0.2	19,097	0.2
所得割	1,397,222	18.9	1,585,517	20.0	1,751,807	21.0	1,916,505	22.1	1,952,455	20.5
法人均等割	9,116	0.1	9,871	0.1	10,638	0.1	17,620	0.2	43,537	0.5
法人税割	547,729	7.4	598,560	7.6	605,589	7.3	614,435	7.1	717,440	7.5
利子割	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
事業税	2,918,072	39.5	3,054,073	38.6	3,176,304	38.1	3,215,462	37.1	3,610,407	38.0
（個人分）	74,702	1.0	82,913	1.0	104,947	1.3	114,771	1.3	125,759	1.3
（法人分）	2,843,370	38.5	2,971,160	37.6	3,071,357	36.9	3,100,691	35.7	3,484,648	36.7
不動産取得税	282,137	3.8	299,456	3.8	335,627	4.0	374,486	4.3	398,212	4.2
道府県たばこ消費税	228,827	3.1	261,089	3.3	277,680	3.3	282,203	3.3	305,399	3.2
娯楽施設利用税	74,402	1.0	81,697	1.0	89,816	1.1	96,464	1.1	104,886	1.1
料理飲食等消費税	397,632	5.4	424,033	5.4	439,940	5.3	427,773	4.9	448,773	4.7
自動車税	780,615	10.6	814,678	10.3	844,560	10.1	867,046	10.0	1,014,364	10.7
鉦区税	1,009		967		910		958		935	
狩猟者登録税	3,398		3,204		2,961		3,048		2,865	
法定外普通税	5,140	0.2	5,111	0.2	8,661	0.3	11,575	0.3	14,700	0.3
道府県固定資産税	7,638		6,410		8,477		8,351		8,419	
旧法による税	2		0		0		0		0	
自動車取得税	270,340	3.7	282,971	3.6	293,215	3.5	317,336	3.7	330,806	3.5
軽油引取税	447,047	6.0	459,483	5.8	465,384	5.6	500,837	5.8	528,780	5.6
入猟税	2,536	0.0	2,387	0.0	2,203	0.0	2,198	0.0	2,070	0.0
計	7,390,272	100.0	7,908,117	100.0	8,332,920	100.0	8,675,783	100.0	9,503,145	100.0
市町村税										
市町村民税	4,187,071	49.2	4,757,452	50.5	5,184,651	50.4	5,593,497	50.1	6,012,801	50.1
個人均等割	52,936	0.6	55,033	0.6	56,492	0.5	57,695	0.5	56,501	0.5
所得割	2,837,147	33.4	3,258,730	34.6	3,612,301	35.1	3,964,997	35.5	4,047,309	33.8
法人均等割	37,852	0.4	40,260	0.4	42,012	0.4	77,647	0.7	181,969	1.5
法人税割	1,259,136	14.8	1,403,429	14.9	1,473,846	14.3	1,493,158	13.4	1,727,022	14.4
固定資産税	2,784,082	32.7	2,982,085	31.7	3,320,395	32.3	3,668,053	32.9	3,941,716	32.9
土地	1,191,484	14.0	1,220,582	13.0	1,372,254	13.3	1,530,870	13.7	1,606,295	13.4
家屋	994,187	11.7	1,105,063	11.7	1,230,947	12.0	1,354,907	12.1	1,485,354	12.4
償却資産	498,391	5.9	549,029	5.8	601,536	5.8	658,285	5.9	714,156	6.0
純固定資産税小計	2,684,062	31.6	2,874,674	30.5	3,204,737	31.1	3,544,062	31.7	3,805,805	31.7
交付金	25,082	0.3	26,827	0.3	30,087	0.3	32,692	0.3	34,665	0.3
納付金	74,938	0.9	80,585	0.9	85,571	0.8	91,299	0.8	101,246	0.8
軽自動車税	43,224	0.5	44,541	0.5	48,224	0.5	52,624	0.5	65,271	0.5
市町村たばこ消費税	402,018	4.7	458,785	4.9	487,785	4.7	495,838	4.4	536,575	4.5
電気税	372,231	4.4	410,411	4.4	422,441	4.1	457,569	4.1	489,383	4.1
ガス税	14,154	0.2	13,030	0.1	10,962	0.1	11,789	0.1	12,780	0.1
鉦産税	4,512	0.1	4,212	0.0	4,544	0.0	4,556	0.0	4,698	0.0
木材引取税	3,247	0.0	2,901	0.0	2,793	0.0	2,578	0.0	2,304	0.0
特別土地保有税	64,762	0.8	64,991	0.7	61,163	0.6	60,260	0.5	58,494	0.5
法定外普通税	7,254	0.1	7,769	0.1	7,964	0.1	8,540	0.1	9,360	0.1
旧法による税	1	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
入湯税	13,024		13,021		13,232		13,001		13,533	
事業所税	138,557		162,656		176,859		180,556		188,230	
都市計画税	469,084	7.3	495,211	7.1	554,396	7.2	616,356	7.3	655,370	7.2
水利地益税	315		315		316		303		280	
共同施設税	—		—		—		—		—	
計	8,503,536	100.0	9,417,381	100.0	10,295,725	100.0	11,165,520	100.0	11,990,795	100.0
地方税	15,893,807	—	17,325,498	—	18,628,645	—	19,841,303	—	21,493,940	—

(単位 百万円)

昭和60年度		昭和61年度		昭和62年度		昭和63年度		区 分
税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	
	%		%		%		%	道 府 県 税
2,951,256	28.9	3,093,448	29.2	3,448,532	28.8	4,020,859	29.0	道 府 県 民 税
26,634	0.3	27,371	0.3	27,784	0.2	28,435	0.2	個 人 均 等 割
2,073,605	20.3	2,228,715	21.1	2,409,502	20.1	2,477,100	17.8	所 得 割
54,399	0.5	55,732	0.5	57,985	0.5	61,522	0.4	法 人 均 等 割
796,618	7.8	781,630	7.4	953,261	8.0	1,100,125	7.9	法 人 税 割
—	—	—	—	—	—	353,677	2.5	利 子 割
3,937,043	38.6	3,936,037	37.2	4,726,382	39.4	5,779,715	41.6	事 業 税
129,797	1.3	137,971	1.3	152,034	1.3	179,244	1.3	(個 人 分)
3,807,246	37.3	3,798,066	35.9	4,574,348	38.2	5,600,471	40.4	(法 人 分)
434,597	4.3	483,743	4.6	545,024	4.5	569,362	4.1	不 動 産 取 得 税
312,987	3.1	356,004	3.4	355,829	3.0	359,933	2.6	道 府 県 た ば こ 消 費 税
108,261	1.1	115,382	1.1	124,893	1.0	133,495	1.0	娛 楽 施 設 利 用 税
475,679	4.7	511,317	4.8	557,750	4.7	608,442	4.4	料 理 飲 食 等 消 費 税
1,038,021	10.2	1,072,547	10.1	1,105,384	9.2	1,158,741	8.3	自 動 車 税
892		855		758		719		鉦 区 税
2,741		2,583		2,502		2,418		狩 猟 者 登 録 税
25,348	0.4	16,628	0.4	23,055	0.4	20,880	0.3	法 定 外 普 通 税
12,290		20,533		20,235		20,712		道 府 県 固 定 資 産 税
—		—		—		—		旧 法 に よ る 税
347,139	3.4	377,096	3.6	439,420	3.7	508,685	3.7	自 動 車 取 得 税
555,760	5.4	588,367	5.6	634,811	5.3	691,827	5.0	軽 油 引 取 税
1,967	0.0	1,852	0.0	1,785	0.0	1,732	0.0	入 猟 税
10,203,981	100.0	10,576,392	100.0	11,986,360	100.0	13,877,520	100.0	計
								市 町 村 税
6,645,401	50.7	7,015,739	49.9	7,843,195	51.5	8,514,328	52.4	市 町 村 民 税
74,944	0.6	77,354	0.6	78,927	0.5	80,819	0.5	個 人 均 等 割
4,427,855	33.8	4,786,551	34.1	5,201,976	34.2	5,451,849	33.6	所 得 割
226,473	1.7	235,759	1.7	242,579	1.6	256,741	1.6	法 人 均 等 割
1,916,129	14.6	1,916,075	13.6	2,319,713	15.2	2,724,919	16.8	法 人 税 割
4,315,206	32.9	4,729,254	33.7	4,996,135	32.8	5,297,530	32.6	固 定 資 産 税
1,789,771	13.6	1,971,257	14.0	2,034,961	13.4	2,183,672	13.4	土 地
1,602,858	12.2	1,757,075	12.5	1,907,246	12.5	1,994,763	12.3	家 屋
782,110	6.0	922,197	6.6	972,732	6.4	1,035,611	6.4	償 却 資 産
4,174,739	31.8	4,650,529	33.1	4,914,939	32.3	5,214,046	32.1	純 固 定 資 産 税 小 計
36,780	0.3	39,030	0.3	41,365	0.3	42,840	0.3	交 付 金
103,687	0.8	39,695	0.3	39,831	0.3	40,644	0.3	納 付 金
69,844	0.5	74,028	0.5	77,813	0.5	81,466	0.5	軽 自 動 車 税
551,470	4.2	629,005	4.5	629,952	4.1	636,734	3.9	市 町 村 た ば こ 消 費 税
514,459	3.9	486,866	3.5	483,653	3.2	489,652	3.0	電 気 税
12,608	0.1	11,284	0.1	9,363	0.1	8,983	0.1	ガ ス 税
4,598	0.0	4,076	0.0	3,397	0.0	3,100	0.0	鉦 産 税
2,089	0.0	1,875	0.0	1,851	0.0	1,756	0.0	木 材 引 取 税
55,198	0.4	65,582	0.5	74,282	0.5	77,808	0.5	特 別 土 地 保 有 税
10,099	0.1	11,076	0.1	12,976	0.1	13,332	0.1	法 定 外 普 通 税
0	0.0	—	—	—	—	—	—	旧 法 に よ る 税
13,957		14,886		15,699		16,217		入 湯 税
197,194		216,890		240,273		253,905		事 業 所 税
720,084	7.1	791,002	7.3	828,762	7.1	844,335	6.9	都 市 計 画 税
285		278		275		258		水 利 地 益 税
—		—		—		—		共 同 施 設 税
13,112,492	100.0	14,051,841	100.0	15,217,626	100.0	16,239,404	100.0	計
23,316,473	—	24,628,233	—	27,203,986	—	30,116,924	—	地 方 税

地方税の税目別収入額及びその割合の推移（その5）

区 分	平成元年度		平成2年度		平成3年度		平成4年度		平成5年度	
	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率
道府県税		%		%		%		%		%
道府県民税	4,336,936	29.4	5,088,713	32.5	5,312,281	32.8	4,912,415	33.1	4,799,720	34.6
個人均等割	28,778	0.2	29,172	0.2	30,269	0.2	30,676	0.2	31,293	0.2
所得割	2,286,545	15.5	2,428,447	15.5	2,711,412	16.8	2,919,205	19.7	2,852,930	20.6
法人均等割	65,125	0.4	70,076	0.4	74,251	0.5	77,526	0.5	79,407	0.6
法人税割	1,081,372	7.3	937,300	6.0	865,031	5.3	741,102	5.0	682,756	4.9
利子割	875,116	5.9	1,623,718	10.4	1,631,318	10.1	1,143,906	7.7	1,153,334	8.3
事業税	6,547,997	44.4	6,541,307	41.8	6,752,859	41.7	5,693,658	38.4	4,823,888	34.8
（個人分）	211,118	1.4	248,700	1.6	276,510	1.7	286,151	1.9	255,931	1.8
（法人分）	6,336,879	42.9	6,292,607	40.2	6,476,349	40.0	5,407,507	36.5	4,567,957	32.9
地方消費税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
譲渡割	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
貨物割	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産取得税	630,942	4.3	596,190	3.8	604,373	3.7	669,506	4.5	613,964	4.4
道府県たばこ税	317,508	2.2	360,547	2.3	365,382	2.3	366,384	2.5	371,282	2.7
ゴルフ場利用税	76,273	0.5	90,398	0.6	97,554	0.6	103,485	0.7	101,074	0.7
特別地方消費税	149,373	1.0	194,521	1.2	173,396	1.1	151,855	1.0	143,677	1.0
自動車税	1,196,259	8.1	1,276,176	8.2	1,342,868	8.3	1,412,277	9.5	1,466,725	10.6
鉱区税	704		694		698		709		643	
狩猟者登録税	2,337		2,281		2,255		2,194		2,133	
法定外普通税	16,176	1.0	21,512	0.3	19,551	0.2	17,976	0.3	21,429	0.2
道府県固定資産税	11,880		15,054		10,434		15,443		7,748	
旧法による税	122,048		10,694		4,688		2,159		1,208	
自動車取得税	577,688	3.9	613,065	3.9	623,944	3.9	582,373	3.9	542,021	3.9
軽油引取税	766,341	5.2	833,542	5.3	871,657	5.4	901,062	6.1	980,860	7.1
入猟税	1,668	0.0	1,630	0.0	1,601	0.0	1,552	0.0	1,504	0.0
計	14,754,130	100.0	15,646,324	100.0	16,183,541	100.0	14,833,048	100.0	13,877,876	100.0
市町村税										
市町村民税	9,275,035	54.4	9,672,418	54.3	10,092,653	53.4	10,179,092	51.6	9,702,381	49.2
個人均等割	81,363	0.5	82,823	0.5	85,264	0.5	87,113	0.4	89,153	0.5
所得割	5,841,764	34.3	6,391,632	35.9	6,797,603	36.0	7,352,258	37.3	7,242,398	36.7
法人均等割	268,529	1.6	285,143	1.6	301,018	1.6	310,142	1.6	317,306	1.6
法人税割	3,083,379	18.1	2,912,820	16.4	2,908,768	15.4	2,429,579	12.3	2,053,524	10.4
固定資産税	5,687,661	33.4	6,022,454	33.8	6,563,874	34.7	7,178,652	36.4	7,580,690	38.5
土地	2,320,870	13.6	2,370,985	13.3	2,602,823	13.8	2,863,943	14.5	2,976,732	15.1
家屋	2,170,764	12.7	2,350,328	13.2	2,529,258	13.4	2,738,827	13.9	2,952,917	15.0
償却資産	1,151,735	6.8	1,253,245	7.0	1,382,321	7.3	1,519,338	7.7	1,592,085	8.1
純固定資産税小計	5,643,369	33.1	5,974,558	33.6	6,514,402	34.5	7,122,108	36.1	7,521,734	38.2
交付金	44,292	0.3	47,896	0.3	49,472	0.3	56,544	0.3	58,956	0.3
軽自動車税	84,899	0.5	88,113	0.5	92,466	0.5	95,864	0.5	98,652	0.5
市町村たばこ税	564,965	3.3	635,831	3.6	645,305	3.4	648,067	3.3	656,732	3.3
鉱産税	2,939	0.0	2,677	0.0	2,691	0.0	2,496	0.0	2,383	0.0
特別土地保有税	96,168	0.6	118,407	0.7	134,354	0.7	163,456	0.8	147,215	0.7
法定外普通税	13,296	0.1	15,103	0.1	16,318	0.1	15,838	0.1	4,181	0.0
旧法による税	129,851	0.8	23	0.0	19	0.0	2	0	2	0
入湯税	17,220		18,420		19,313		19,388		19,445	
事業所税	264,634		288,090		309,565		322,543		331,759	
都市計画税	904,045	7.0	942,317	7.0	1,012,450	7.1	1,109,676	7.4	1,169,826	7.7
水利地益税	254		196		196		190		181	
共同施設税	—		—		—		—		—	
計	17,040,967	100.0	17,804,049	100.0	18,889,204	100.0	19,735,264	100.0	19,713,447	100.0
地方税	31,795,097	—	33,450,373	—	35,072,745	—	34,568,312	—	33,591,323	—

(単位 百万円)

平成6年度		平成7年度		平成8年度		平成9年度		平成10年度		区 分
税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	
	%		%		%		%		%	道府県税
4,440,498	32.6	4,460,352	32.1	4,140,438	28.4	4,209,060	28.2	3,651,605	23.8	道府県民税
31,609	0.2	32,331	0.2	45,589	0.3	46,904	0.3	47,387	0.3	個人均等割
2,435,454	17.9	2,630,606	18.9	2,563,889	17.6	2,760,580	18.5	2,386,699	15.6	所得割
108,338	0.8	120,442	0.9	124,423	0.9	126,519	0.8	126,822	0.8	法人均等割
641,247	4.7	685,049	4.9	868,637	6.0	827,328	5.5	730,764	4.8	法人税割
1,223,850	9.0	991,924	7.1	537,900	3.7	447,729	3.0	359,933	2.3	利子割
4,449,398	32.7	4,485,616	32.2	5,339,580	36.6	5,100,342	34.1	4,482,464	29.3	事業税
246,508	1.8	250,446	1.8	255,567	1.8	270,865	1.8	271,130	1.8	(個人分)
4,202,890	30.9	4,235,170	30.4	5,084,013	34.8	4,829,477	32.3	4,211,334	27.5	(法人分)
—	—	—	—	—	—	806,973	5.4	2,550,425	16.6	地方消費税
—	—	—	—	—	—	566,971	3.8	2,200,602	14.4	譲渡割
—	—	—	—	—	—	240,002	1.6	349,823	2.3	貨物割
661,112	4.9	787,602	5.7	807,315	5.5	731,058	4.9	634,762	4.1	不動産取得税
374,154	2.7	378,292	2.7	379,967	2.6	247,666	1.7	231,312	1.5	道府県たばこ税
98,926	0.7	97,674	0.7	98,701	0.7	98,012	0.7	92,283	0.6	ゴルフ場利用税
136,434	1.0	132,951	1.0	131,015	0.9	124,529	0.8	112,517	0.7	特別地方消費税
1,525,167	11.2	1,587,312	11.4	1,649,465	11.3	1,704,572	11.4	1,736,856	11.3	自動車税
613		594		580		537		492		鉾区税
2,098		2,021		1,962		1,932		1,805		狩猟者登録税
23,903	0.3	21,256	0.2	21,980	0.2	20,467	0.2	20,211	0.3	法定外普通税
13,401		9,966		7,097		8,327		21,883		道府県固定資産税
679		515		398		207		110		旧法による税
579,657	4.3	611,213	4.4	656,321	4.5	562,131	3.8	497,308	3.2	自動車取得税
1,300,421	9.6	1,332,173	9.6	1,355,331	9.3	1,330,669	8.9	1,284,124	8.4	軽油引取税
1,479	0.0	1,419	0.0	1,381	0.0	1,358	0.0	1,295	0.0	入猟税
13,607,940	100.0	13,908,956	100.0	14,591,531	100.0	14,947,840	100.0	15,319,452	100.0	計
										市町村税
8,499,913	44.9	8,806,143	44.6	9,097,968	44.4	9,704,190	45.8	8,815,753	42.8	市町村民税
89,496	0.5	91,541	0.5	114,288	0.6	117,114	0.6	117,376	0.6	個人均等割
6,200,032	32.8	6,440,856	32.6	6,293,220	30.7	7,055,180	33.3	6,406,904	31.1	所得割
346,891	1.8	362,176	1.8	375,017	1.8	378,124	1.8	380,073	1.8	法人均等割
1,863,494	9.8	1,911,570	9.7	2,315,443	11.3	2,153,772	10.2	1,911,400	9.3	法人税割
7,980,212	42.2	8,429,521	42.6	8,812,318	43.0	8,822,014	41.6	9,095,248	44.1	固定資産税
3,262,743	17.2	3,489,239	17.7	3,642,990	17.8	3,705,233	17.5	3,754,319	18.2	土地
3,028,776	16.0	3,221,754	16.3	3,433,043	16.7	3,324,224	15.7	3,511,245	17.0	家屋
1,626,236	8.6	1,651,721	8.4	1,666,048	8.1	1,723,012	8.1	1,754,233	8.5	償却資産
7,917,755	41.8	8,362,714	42.3	8,742,081	42.6	8,752,469	41.3	9,019,797	43.8	純固定資産税小計
62,457	0.3	66,807	0.3	70,237	0.3	69,545	0.3	75,451	0.4	交付金
101,859	0.5	105,471	0.5	109,451	0.5	113,132	0.5	115,888	0.6	軽自動車税
661,767	3.5	669,078	3.4	672,293	3.3	799,004	3.8	813,561	3.9	市町村たばこ税
2,272	0.0	2,205	0.0	2,156	0.0	1,855	0.0	1,671	0.0	鉾産税
124,506	0.7	120,759	0.6	104,984	0.5	94,081	0.4	61,866	0.3	特別土地保有税
1,185	0.0	602	0.0	589	0.0	575	0.0	546	0.0	法定外普通税
0	0	0	0	0	0	—	—	—	—	旧法による税
20,006		20,823		21,733		22,207		22,612		入湯税
311,717		306,759		311,399		324,774		323,193		事業所税
1,227,515	8.2	1,304,476	8.3	1,369,145	8.3	1,325,671	7.9	1,352,233	8.2	都市計画税
184		184		168		167		160		水利地益税
—		—		—		—		—		共同施設税
18,931,136	100.0	19,766,021	100.0	20,502,204	100.0	21,207,670	100.0	20,602,731	100.0	計
32,539,076	—	33,674,977	—	35,093,735	—	36,155,510	—	35,922,183	—	地方税

地方税の税目別収入額及びその割合の推移（その6）

区 分	平成11年度		平成12年度		平成13年度		平成14年度		平成15年度	
	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率
道府県税		%		%		%		%		%
道府県民税	3,611,004	24.8	4,500,408	28.9	4,382,432	28.2	3,452,836	25.0	3,273,427	23.9
個人均等割	47,389	0.3	46,943	0.3	46,776	0.3	46,605	0.3	46,433	0.3
所得割	2,417,161	16.6	2,339,384	15.0	2,322,523	15.0	2,277,050	16.5	2,182,210	15.9
法人均等割	127,679	0.9	131,556	0.8	133,847	0.9	136,442	1.0	138,461	1.0
法人税割	636,998	4.4	692,987	4.4	702,898	4.5	590,115	4.3	640,524	4.7
利子割	381,777	2.6	1,289,538	8.3	1,176,388	7.6	402,624	2.9	263,336	1.9
配当割	—	—	—	—	—	—	—	—	2,454	0.0
株式等譲渡所得割	—	—	—	—	—	—	—	—	9	0.0
事業税	3,932,736	27.0	4,140,982	26.6	4,328,217	27.9	3,675,109	26.6	3,845,825	28.1
（個人分）	229,068	1.6	222,974	1.4	226,404	1.5	222,363	1.6	216,531	1.6
（法人分）	3,703,668	25.4	3,918,008	25.1	4,101,813	26.4	3,452,746	25.0	3,629,295	26.5
地方消費税	2,479,319	17.0	2,528,247	16.2	2,474,477	15.9	2,424,524	17.6	2,393,582	17.5
譲渡割	2,142,627	14.7	2,167,065	13.9	2,080,731	13.4	2,030,174	14.7	1,993,244	14.6
貨物割	336,692	2.3	361,182	2.3	393,746	2.5	394,350	2.9	400,338	2.9
不動産取得税	579,572	4.0	566,720	3.6	537,460	3.5	523,991	3.8	480,500	3.5
道府県たばこ税	276,440	1.9	281,501	1.8	276,792	1.8	270,530	2.0	277,815	2.0
ゴルフ場利用税	87,569	0.6	81,445	0.5	78,909	0.5	74,386	0.5	69,076	0.5
特別地方消費税	103,991	0.7	11,613	0.1	1,097	0.0	437	0.0	228	0.0
自動車税	1,751,485	12.0	1,764,449	11.3	1,771,359	11.4	1,773,706	12.8	1,746,275	12.8
鉦区税	478		474		467		441		418	
狩猟者登録税	1,771		1,743		1,672		1,627		1,587	
法定外普通税	20,647	0.3	23,329	0.2	28,179	0.2	23,157	0.3	35,076	0.4
道府県固定資産税	13,552		11,155		7,857		9,459		15,488	
旧法による税	88		49		76		48		46	
自動車取得税	463,727	3.2	464,101	3.0	449,599	2.9	419,094	3.0	447,269	3.3
軽油引取税	1,262,618	8.7	1,207,564	7.7	1,190,483	7.7	1,152,458	8.3	1,102,487	8.1
入猟税	1,257	0.0	1,242	0.0	1,198	0.0	1,174	0.0	1,154	0.0
狩猟税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法定外目的税	—	—	—	—	—	—	496	0.0	2,891	0.0
計	14,586,254	100.0	15,585,022	100.0	15,530,274	100.0	13,803,473	100.0	13,693,144	100.0
市町村税										
市町村民税	8,362,688	40.9	8,220,590	41.2	8,184,593	40.9	7,770,867	39.7	7,636,615	40.3
個人均等割	118,221	0.6	117,322	0.6	117,136	0.6	117,130	0.6	116,627	0.6
所得割	6,184,354	30.3	5,927,096	29.7	5,879,071	29.4	5,772,458	29.5	5,519,171	29.1
法人均等割	382,426	1.9	393,632	2.0	394,054	2.0	386,702	2.0	390,927	2.1
法人税割	1,677,687	8.2	1,782,540	8.9	1,794,332	9.0	1,494,577	7.6	1,609,890	8.5
固定資産税	9,323,417	45.6	9,040,850	45.3	9,153,238	45.7	9,155,086	46.8	8,766,857	46.2
土地	3,798,653	18.6	3,746,875	18.8	3,726,651	18.6	3,615,709	18.5	3,553,872	18.7
家屋	3,680,768	18.0	3,468,588	17.4	3,620,551	18.1	3,758,692	19.2	3,475,829	18.3
償却資産	1,764,280	8.6	1,739,629	8.7	1,717,929	8.6	1,694,083	8.7	1,648,933	8.7
純固定資産税小計	9,243,701	45.2	8,955,092	44.9	9,065,131	45.3	9,068,484	46.3	8,678,635	45.7
交付金	79,716	0.4	85,758	0.4	88,107	0.4	86,602	0.4	88,222	0.5
納付金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
軽自動車税	119,521	0.6	124,957	0.6	130,153	0.7	135,229	0.7	140,523	0.7
市町村たばこ税	867,078	4.2	865,220	4.3	850,866	4.3	831,369	4.2	853,752	4.5
鉦産税	1,606	0.0	1,566	0.0	1,512	0.0	1,377	0.0	1,430	0.0
特別土地保有税	47,529	0.2	42,471	0.2	35,084	0.2	26,341	0.1	9,123	0.0
法定外普通税	532	0.0	476	0.0	584	0.0	585	0.0	610	0.0
旧法による税	3	0.0	—	—	—	—	—	—	—	—
入湯税	23,134		23,379		24,067		24,797		25,209	
事業所税	319,463		323,779		318,091		324,260		298,607	
都市計画税	1,374,736	8.4	1,317,968	8.3	1,320,154	8.3	1,304,975	8.5	1,239,211	8.2
水利地益税	158		156		136		95		95	
共同施設税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法定外目的税	—	—	—	—	31	0.0	64	0.0	551	0.0
計	20,439,865	100.0	19,961,412	100.0	20,018,509	100.0	19,575,045	100.0	18,972,584	100.0
地方税	35,026,119	—	35,546,434	—	35,548,783	—	33,378,518	—	32,665,727	—

(単位 百万円)

平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度		区 分
税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	
	%		%		%		%		%	道 府 県 税
3,398,623	23.5	3,585,419	23.5	3,989,226	24.4	6,214,038	33.3	6,238,656	34.8	道 府 県 民 税
46,843	0.3	53,595	0.4	64,868	0.4	69,534	0.4	75,912	0.4	個人均等割
2,125,519	14.7	2,200,737	14.5	2,439,565	14.9	4,531,799	24.3	4,824,598	26.9	所得割
141,032	1.0	143,455	0.9	145,079	0.9	147,606	0.8	146,586	0.8	法人均等割
722,152	5.0	822,655	5.4	972,089	6.0	1,035,572	5.5	916,931	5.1	法人税割
273,552	1.9	177,356	1.2	159,489	1.0	208,437	1.1	197,696	1.1	利子割
43,729	0.3	78,552	0.5	112,050	0.7	130,972	0.7	55,759	0.3	配当割
45,795	0.3	109,068	0.7	96,086	0.6	90,117	0.5	21,174	0.1	株式等譲渡所得割
4,338,874	30.0	4,914,186	32.3	5,579,132	34.2	5,826,107	31.2	5,419,356	30.2	事 業 税
215,565	1.5	215,817	1.4	216,455	1.3	218,373	1.2	216,734	1.2	(個人分)
4,123,309	28.5	4,698,368	30.9	5,362,677	32.9	5,607,734	30.0	5,202,621	29.0	(法人分)
2,613,934	18.0	2,551,190	16.8	2,628,938	16.1	2,569,208	13.8	2,474,083	13.8	地 方 消 費 税
2,153,452	14.9	2,046,635	13.4	2,028,071	12.4	1,942,196	10.4	1,812,520	10.1	譲 渡 割
460,483	3.2	504,555	3.3	600,867	3.7	627,012	3.4	661,563	3.7	貨 物 割
456,402	3.2	476,669	3.1	485,030	3.0	484,479	2.6	445,315	2.5	不 動 産 取 得 税
282,555	2.0	275,163	1.8	280,669	1.7	277,793	1.5	263,246	1.5	道 府 県 た ば こ 税
63,837	0.4	62,032	0.4	61,700	0.4	60,303	0.3	59,839	0.3	ゴ ル フ 場 利 用 税
118	0.0	75	0.0	58	0.0	33	0.0	15	0.0	特 別 地 方 消 費 税
1,713,074	11.8	1,752,750	11.5	1,725,484	10.6	1,717,417	9.2	1,680,767	9.4	自 動 車 税
409		407		407		401		396		鉦 区 税
—		—		—		—		—		狩 猟 者 登 録 税
45,101	0.4	45,262	0.4	45,612	0.3	30,477	0.2	32,875	0.3	法 定 外 普 通 税
16,494		16,426		10,019		14,252		17,595		道 府 県 固 定 資 産 税
22		15		4		5		3		旧 法 に よ る 税
450,883	3.1	452,839	3.0	457,034	2.8	424,748	2.3	366,261	2.0	自 動 車 取 得 税
1,099,912	7.6	1,085,926	7.1	1,050,651	6.4	1,033,873	5.5	918,784	5.1	軽 油 引 取 税
—		—		—		—		—		入 猟 税
2,583	0.0	2,529	0.0	2,467	0.0	2,174	0.0	2,067	0.0	狩 猟 税
4,185	0.0	6,037	0.0	7,859	0.0	8,879	0.0	8,790	0.0	法 定 外 目 的 税
14,487,006	100.0	15,226,925	100.0	16,324,289	100.0	18,664,187	100.0	17,928,048	100.0	計
										市 町 村 税
7,668,558	40.3	8,155,530	41.7	9,074,403	45.0	10,308,910	47.7	10,196,859	47.1	市 町 村 民 税
137,468	0.7	152,561	0.8	171,699	0.9	175,604	0.8	179,432	0.8	個人均等割
5,328,853	28.0	5,545,961	28.3	6,066,695	30.1	7,118,252	33.0	7,265,579	33.6	所得割
397,030	2.1	403,024	2.1	405,109	2.0	411,746	1.9	413,217	1.9	法人均等割
1,805,207	9.5	2,053,984	10.5	2,430,901	12.0	2,603,307	12.1	2,338,631	10.8	法人税割
8,806,106	46.2	8,862,096	45.3	8,571,941	42.5	8,728,895	40.4	8,876,295	41.0	固 定 資 産 税
3,484,481	18.3	3,405,760	17.4	3,394,740	16.8	3,404,150	15.8	3,411,000	15.8	土 地
3,623,049	19.0	3,765,085	19.2	3,466,444	17.2	3,596,858	16.7	3,726,087	17.2	家 屋
1,600,274	8.4	1,583,881	8.1	1,603,869	7.9	1,623,469	7.5	1,644,344	7.6	償 却 資 産
8,707,805	45.7	8,754,726	44.7	8,465,053	41.9	8,624,477	39.9	8,781,430	40.6	純 固 定 資 産 税 小 計
88,658	0.5	96,257	0.5	96,779	0.5	94,615	0.4	94,865	0.4	交 付 金
9,643	0.1	11,113	0.1	10,109	0.1	9,803	0.0	—	—	納 付 金
145,857	0.8	151,460	0.8	157,347	0.8	163,593	0.8	168,746	0.8	軽 自 動 車 税
868,038	4.6	845,291	4.3	861,979	4.3	853,018	3.9	808,350	3.7	市 町 村 た ば こ 税
1,420	0.0	1,566	0.0	1,684	0.0	1,881	0.0	1,942	0.0	鉦 産 税
7,462	0.0	4,274	0.0	3,300	0.0	3,945	0.0	3,821	0.0	特 別 土 地 保 有 税
983	0.0	1,359	0.0	1,258	0.0	1,227	0.0	1,307	0.0	法 定 外 普 通 税
—		—		—		—		13	0.0	旧 法 に よ る 税
24,195		24,366		25,011		24,686		23,704		入 湯 税
291,603		297,020		301,794		312,968		322,686		事 業 所 税
1,236,129	8.1	1,233,035	7.9	1,181,786	7.5	1,201,564	7.1	1,224,964	7.3	都 市 計 画 税
94		53		51		47		42		水 利 地 益 税
—		—		—		—		—		共 同 施 設 税
1,354	0.0	1,435	0.0	1,316	0.0	1,896	0.0	1,749	0.0	法 定 外 目 的 税
19,051,799	100.0	19,577,483	100.0	20,181,871	100.0	21,602,629	100.0	21,630,478	100.0	計
33,538,805	—	34,804,409	—	36,506,160	—	40,266,817	—	39,558,526	—	地 方 税

地方税の税目別収入額及びその割合の推移（その7）

（単位 百万円）

区 分	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度	
	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率
道府県税		%		%		%		%
道府県民税	5,766,272	39.3	5,476,739	39.0	5,408,221	39.2	5,628,848	39.8
個人均等割	78,067	0.5	77,056	0.5	77,958	0.6	79,772	0.6
所得割	4,767,910	32.5	4,413,481	31.5	4,336,804	31.4	4,512,792	31.9
法人均等割	143,319	1.0	146,424	1.0	146,405	1.1	146,077	1.0
法人税割	543,516	3.7	611,452	4.4	639,074	4.6	685,947	4.8
利子割	165,147	1.1	150,245	1.1	126,587	0.9	115,091	0.8
配当割	46,174	0.3	58,118	0.4	64,804	0.5	70,398	0.5
株式等譲渡所得割	22,140	0.2	19,962	0.1	16,589	0.1	18,771	0.1
事業税	2,904,803	19.8	2,437,057	17.4	2,419,689	17.5	2,531,276	17.9
（個人分）	203,747	1.4	184,014	1.3	179,311	1.3	177,618	1.3
（法人分）	2,701,056	18.4	2,253,043	16.1	2,240,378	16.2	2,353,658	16.6
地方消費税	2,413,077	16.5	2,641,903	18.8	2,550,334	18.5	2,551,109	18.0
譲渡割	1,904,111	13.0	2,075,281	14.8	1,936,362	14.0	1,910,111	13.5
貨物割	508,966	3.5	566,622	4.0	613,972	4.5	640,998	4.5
不動産取得税	404,183	2.8	378,892	2.7	341,526	2.5	335,563	2.4
道府県たばこ税	249,666	1.7	256,123	1.8	293,347	2.1	288,934	2.0
ゴルフ場利用税	58,355	0.4	54,648	0.4	50,623	0.4	50,670	0.4
自動車取得税	231,032	1.6	191,582	1.4	167,795	1.2	210,433	1.5
軽油引取税	908,336	6.2	917,958	6.5	931,832	6.8	924,854	6.5
自動車税	1,654,390	11.3	1,615,469	11.5	1,597,169	11.6	1,585,966	11.2
釧 区 税	394		393		386		368	
法定外普通税	36,222	0.4	40,412	0.3	20,215	0.2	25,604	0.2
道府県固定資産税	18,551		5,193		3,131		2,298	
旧法による税	12		7		5		6	
狩 猟 税	1,993	0.0	1,871	0.0	1,779	0.0	1,685	0.0
法定外目的税	7,253	0.0	7,988	0.1	7,989	0.1	7,972	0.1
計	14,654,541	100.0	14,026,237	100.0	13,794,040	100.0	14,145,587	100.0
市町村税								
市町村民税	9,124,144	44.4	8,748,480	43.1	8,698,342	42.7	9,070,771	44.7
個人均等割	181,583	0.9	179,354	0.9	179,217	0.9	180,052	0.9
所得割	7,167,340	34.9	6,615,627	32.6	6,508,379	31.9	6,762,066	33.3
法人均等割	401,725	2.0	412,633	2.0	412,987	2.0	413,617	2.0
法人税割	1,373,495	6.7	1,540,867	7.6	1,597,759	7.8	1,715,035	8.4
固定資産税	8,874,438	43.2	8,961,250	44.2	8,965,898	44.0	8,580,408	42.2
土地	3,467,441	16.9	3,476,159	17.1	3,436,470	16.9	3,399,016	16.7
家 屋	3,664,150	17.8	3,781,568	18.6	3,868,179	19.0	3,551,372	17.5
償却資産	1,647,317	8.0	1,607,212	7.9	1,564,516	7.7	1,538,656	7.6
純固定資産税小計	8,778,908	42.8	8,864,938	43.7	8,869,164	43.5	8,489,044	41.8
交付金	95,530	0.5	96,311	0.5	96,734	0.5	91,364	0.4
軽自動車税	173,939	0.8	177,577	0.9	180,370	0.9	184,272	0.9
市町村たばこ税	766,630	3.7	787,615	3.9	899,464	4.4	887,112	4.4
釧 産 税	1,950	0.0	1,754	0.0	1,889	0.0	1,979	0.0
特別土地保有税	2,017	0.0	2,923	0.0	687	0.0	731	0.0
法定外普通税	1,218	0.0	1,407	0.0	1,374	0.0	1,386	0.0
旧法による税	4	0.0	4	0.0	1	0.0	1	0.0
入 湯 税	22,790		22,349		20,863		21,799	
事業所税	327,465		329,464		338,988		349,796	
都市計画税	1,232,527	7.7	1,255,486	7.9	1,267,491	8.0	1,215,485	7.8
水利地益税	37		34		33		29	
共同施設税	—		—		—		—	
法定外目的税	1,253	0.0	1,751	0.0	1,976	0.0	1,405	0.0
計	20,528,413	100.0	20,290,093	100.0	20,377,377	100.0	20,315,173	100.0
地 方 税	35,182,954	—	34,316,330	—	34,171,416	—	34,460,760	—

11 地方税収入の税目別伸長率の推移

区 分	昭和35年度			昭和40年度			昭和45年度			昭和50年度			昭和55年度			昭和60年度			平成2年度			平成7年度				
	指 数	前 年 比		指 数	前 年 比		指 数	前 年 比		指 数	前 年 比		指 数	前 年 比		指 数	前 年 比		指 数	前 年 比		指 数	前 年 比			
道府県税		%		%		%		%		%		%		%		%		%		%		%		%		%
道府県民税	220	128	742	116	1,277	125	4,175	97	8,321	113	12,457	108	21,479	117	18,826	100										
個人均等割	150	109	881	125	108	108	11	102	542	160	828	139	907	101	1,006	102										
所得割					126	126	373	107	709	112	1,052	106	1,232	106	1,335	108										
法人均等割	321	144	543	100	106	106	144	102	1,355	105	8,083	125	10,412	108	17,896	111										
法人税割					125	125	199	76	438	116	637	111	749	87	548	107										
利子割													186	186	113	81										
配当割																										
株式等譲渡所得割																										
事業税	234	140	409	101	1,203	124	1,864	76	3,622	117	4,886	109	8,118	100	5,567	101										
(個人分)	75	117	125	114	289	122	238	95	370	117	643	103	1,232	118	1,241	102										
(法人分)	287	143	504	100	1,509	125	2,407	76	4,708	117	6,304	109	10,420	99	7,013	101										
地方消費税																										
譲渡割																										
貨物割																										
不動産取得税	262	127	793	126	1,820	138	3,477	104	5,409	116	8,332	109	11,430	94	15,100	119										
道府県たばこ税	260	111	458	110	918	110	1,413	106	2,385	103	3,262	102	3,757	114	3,942	101										
ゴルフ場利用税	225	121	642	119	1,926	129	3,386	106	5,034	109	7,325	103	6,116	119	6,609	99										
特別地方消費税	187	125	370	111	816	115	1,770	108	2,631	108	3,148	106	1,287	130	880	97										
自動車取得税					107	107	245	114	379	96	487	105	859	106	857	105										
軽油引取税	299	134	1,126	111	2,502	114	3,366	101	7,757	104	9,644	105	14,464	109	23,116	102										
自動車税	187	121	699	153	2,183	121	4,698	112	9,942	106	13,220	102	16,253	107	20,215	104										
鉱区税	196	115	174	100	173	95	125	95	213	98	188	95	146	99	125	97										
狩猟者登録税			115	111	196	111	584	101	996	95	804	96	669	98	593	96										
法定外税及旧法による	78	104	112	107	11	98	33	93	885	112	4,363	172	5,543	23	3,747	89										
道府県固定資産税	190	132	183	89	164	126	96	80	354	159	570	146	699	127	462	74										
入猟税			109	107	172	109	509	101	848	95	658	95	545	98	475	96										
狩猟税																										
計	237	132	532	110	1,436	122	2,631	91	5,025	112	6,939	107	10,639	106	9,458	102										
市町村税																										
市町村民税	173	122	412	112	956	126	2,678	100	5,662	117	8,986	111	13,079	104	11,907	104										
個人均等割	118	102	147	105	165	102	183	97	688	126	974	133	1,077	102	1,190	102										
所得割	140	114	419	117	866	125	2,700	107	5,692	117	8,884	109	12,824	109	12,923	104										
法人均等割	149	110	192	91	412	107	554	100	4,132	103	24,724	124	31,129	106	39,539	104										
法人税割	309	143	534	102	1,668	129	3,970	88	8,120	115	12,357	111	18,784	94	12,327	103										
固定資産税	156	108	268	111	522	117	1,402	122	2,522	110	3,909	109	5,455	106	7,635	106										
土地	119	102	151	102	349	126	1,510	131	2,751	108	4,133	111	5,475	102	8,057	107										
地	146	110	261	115	486	112	1,091	118	2,140	113	3,450	108	5,058	108	6,934	106										
家屋	196	113	440	113	814	118	1,596	114	2,416	110	3,791	110	6,074	109	8,005	102										
償却資産	149	107	257	109	614	116	1,302	112	2,396	112	3,513	106	4,575	108	6,381	107										
交付金	248	105	380	111	601	108	1,018	112	1,738	111	2,405	102	-	-	-	-										
納付金	184	137	613	119	1,168	114	1,348	99	2,117	106	3,420	107	4,315	104	5,165	104										
軽自動車税	178	111	381	111	805	111	1,239	106	2,091	103	2,869	103	3,307	113	3,480	101										
市町村たばこ税																										
電気税								101		148		105														
(電気ガス税)	190	121	251	108	455	114	750	99	1,796	148	2,449	105	-	-	-	-										
ガス								80		153		99														
税	133	107	140	102	140	95	161	115	261	114	266	98	155	91	127	97										
産	132	108	168	107	169	97	193	102	218	100	140	91	-	-	-	-										
木材引取税								96	96	60	99	51	94	110	123	112	97									
特別土地保有税																										
法定外税及旧法による	75	91	88	103	192	125	460	103	778	109	1,084	108	1,623	11	65	51										
入湯	181	116	387	113	621	106	2,044	159	3,721	99	3,988	103	5,263	107	5,949	104										
事業所									173	123	246	105	359	109	383	98										
都市計画法	321	112	604	113	2,233	133	6,208	106	14,896	110	22,867	110	29,924	104	41,425	106										
水利地益	89	101	95	98	101	107	83	102	99	107	90	102	62	77	58	100										
共同施設	84	100	137	100	16	100	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-										
計	169	114	327	111	699	120	1,828	108	3,627	114	5,593	109	7,595	104	8,431	104										
地方	195	122	406	111	983	121	2,138	99	4,166	113	6,112	108	8,768	105	8,827	103										

(注) 1 この調は、各年度とも決算額による。

2 指数は、昭和30年度を100として税目ごとに付したものであるが、固定資産税のうち交付金及び昭和60年度までの納付金、都市計画法については昭和31年度分を、軽油引取税及び入湯税については昭和32年度分を、軽自動車税については昭和33年度分を、狩猟者登録税及び入猟税については昭和38年度分を、自動車取得税については、昭和44年度分を、特別土地保有税については昭和49年度分を、事業所税については昭和51年度分を、利子割については平成元年度分を、地方消費税については平成10年度分を、配当割及び株式等譲渡所得割については平成16年度分を、平成16年度からの納付金については平成16年度分を100とした。

なお、道府県民税のうち個人均等割、所得割、法人均等割及び法人税割については、昭和44年度分を100としたが、昭和35年度及び40年度は、個人均等割と所得割を合わせて個人分、法人均等割と法人税割を合わせて法人税分とし、昭和30年度分を100とした数値を掲げた。

また、狩猟税については、昭和38年度分の狩猟者登録税と入猟税の合計値を100とした。

平成12年度		平成17年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		区 分
指 数	前 年 比	指 数	前 年 比	指 数	前 年 比	指 数	前 年 比	指 数	前 年 比	指 数	前 年 比	指 数	前 年 比	指 数	前 年 比	
	%		%		%		%		%		%		%		%	道 府 県 税
18,995	125	15,133	105	26,228	156	26,332	100	24,338	92	23,116	95	22,827	99	23,758	104	道 府 県 民 税
1,460	99	1,667	114	2,163	107	2,361	109	2,428	103	2,397	99	2,425	101	2,481	102	個 人 均 等 割
1,187	97	1,116	104	2,299	186	2,448	106	2,419	99	2,239	93	2,200	98	2,289	104	所 得 割
19,548	103	21,316	102	21,933	102	21,781	99	21,295	98	21,757	102	21,754	100	21,705	100	法 人 均 等 割
554	109	658	114	828	107	733	89	434	59	489	113	511	104	548	107	法 人 税 割
147	334	20	65	24	133	23	96	19	83	17	89	14	82	13	93	利 子 割
-	-	180	180	300	117	128	43	106	83	133	125	148	111	161	109	配 当 割
-	-	238	238	197	94	46	23	48	104	44	92	36	82	41	114	株 式 等 譲 渡 所 得 割
5,139	105	6,099	113	7,231	104	6,726	93	3,605	54	3,025	84	3,003	99	3,142	105	事 業 税
1,105	97	1,069	100	1,082	101	1,074	99	1,010	94	912	90	889	97	880	99	(個 人 分)
6,488	106	7,780	114	9,286	105	8,615	93	4,473	52	3,731	83	3,710	99	3,897	105	(法 人 分)
99	102	100	98	101	98	97	96	95	98	104	109	100	96	100	100	地 方 消 費 税
98	101	93	95	88	96	82	93	87	106	94	108	88	94	87	99	譲 渡 割
103	107	144	109	179	104	189	106	145	77	162	112	176	109	183	104	貨 物 割
10,865	98	9,139	104	9,288	100	8,537	92	7,749	91	7,264	94	6,548	90	6,433	98	不 動 産 取 得 税
2,934	102	2,867	97	2,895	99	2,743	95	2,602	95	2,669	103	3,057	115	3,011	98	道 府 県 た ば こ 税
5,510	93	4,197	97	4,080	98	4,049	99	3,948	98	3,697	94	3,425	93	3,428	100	ゴ ル フ 場 利 用 税
77	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	特 別 地 方 消 費 税
651	100	635	100	595	93	513	86	324	63	269	83	235	87	295	126	自 動 車 取 得 税
20,954	96	18,843	99	17,940	98	15,943	89	15,762	99	15,928	101	16,169	102	16,048	99	軽 油 引 取 税
22,471	101	22,322	102	21,872	100	21,406	98	21,070	98	20,574	98	20,341	99	20,198	99	自 動 車 税
100	99	86	100	85	99	84	99	83	99	83	100	81	98	78	96	鉦 区 税
511	98	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	狩 猟 者 登 録 税
4,024	113	8,832	104	6,775	74	7,172	106	7,483	104	8,331	111	4,854	58	5,779	119	法 定 外 税 及 び 旧 法 に よ る 税
518	82	762	100	661	142	816	123	861	106	241	28	145	60	107	74	道 府 県 固 定 資 産 税
415	99	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	入 猟 税
-	-	385	98	340	88	323	95	311	96	292	94	278	95	263	95	狩 猟 税
10,598	107	10,354	105	12,692	114	12,191	96	9,965	82	9,538	96	9,380	98	9,619	103	計
																市 町 村 税
11,116	98	11,028	106	13,939	114	13,788	99	12,337	89	11,829	96	11,762	99	12,265	104	市 町 村 民 税
1,525	99	1,983	111	2,283	102	2,333	102	2,361	101	2,332	99	2,330	100	2,341	100	個 人 均 等 割
11,892	96	11,127	104	14,282	117	14,578	102	14,380	99	13,273	92	13,058	98	13,567	104	所 得 割
42,973	103	43,998	102	44,950	102	45,111	100	43,856	97	45,047	103	45,086	100	45,155	100	法 人 均 等 割
11,495	106	13,246	114	16,788	107	15,081	90	8,857	59	9,937	112	10,303	104	11,060	107	法 人 税 割
8,189	97	8,027	101	7,907	102	8,040	102	8,038	100	8,117	101	8,121	100	7,772	96	固 定 資 産 税
8,652	99	7,865	98	7,861	100	7,877	100	8,007	102	8,027	100	7,936	99	7,849	99	土 地 税
7,465	94	8,103	104	7,741	104	8,019	104	7,886	98	8,139	103	8,325	102	7,643	92	家 屋 税
8,431	99	7,676	99	7,868	101	7,969	101	7,984	100	7,790	98	7,583	97	7,457	98	償 却 資 産 税
8,191	108	9,194	109	9,037	98	9,061	100	9,124	101	9,199	101	9,239	100	8,726	94	交 付 金
-	-	115	115	102	97	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	納 付 金
6,119	105	7,417	104	8,011	104	8,264	103	8,518	103	8,696	102	8,833	102	9,024	102	軽 自 動 車 税
4,500	100	4,397	97	4,437	99	4,205	95	3,988	95	4,097	103	4,679	114	4,614	99	市 町 村 た ば こ 税
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	電 気 税
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(電 気 ガ ス 税)
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ガ ス 税
90	97	90	110	109	112	112	103	113	101	89	109	108	114	105	105	鉦 産 税
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	木 材 引 取 税
39	89	4	57	4	133	4	100	2	50	3	150	1	33	1	100	特 別 土 地 保 有 税
51	90	300	120	335	121	329	98	266	81	339	127	360	106	300	83	法 定 外 税 及 び 旧 法 に よ る 税
6,680	101	6,962	101	7,053	99	6,773	96	6,511	96	6,385	98	5,961	93	6,228	104	入 湯 税
404	101	371	102	390	103	403	103	409	101	411	100	423	103	436	103	事 業 所 税
41,854	96	39,156	100	38,157	102	38,900	102	39,140	101	39,869	102	40,251	101	38,599	96	都 市 計 画 税
49	98	17	58	15	94	13	87	12	92	11	92	10	91	9	90	水 利 地 益 税
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	共 同 施 設 税
8,515	98	8,351	103	9,215	107	9,227	100	8,757	95	8,655	99	8,692	100	8,666	100	計
9,318	101	9,123	104	10,555	110	10,369	98	9,222	89	8,995	98	8,957	100	9,033	101	地 方 税

- 3 平成元年度において道府県たばこ消費税、娯楽施設利用税、料理飲食等消費税及び市町村たばこ消費税が、それぞれ道府県たばこ税、ゴルフ場利用税、特別地方消費税及び市町村たばこ税に改められた。
- 4 平成16年度において狩猟者登録税及び入猟税が廃止され、狩猟税が創設された。平成16年度における狩猟税の前年度比は、狩猟者登録税と入猟税の合計値との比較である。
- 5 納付金については、昭和63年度分までに旧三公社有資産所在市町村納付金が廃止された。また、平成16年度に日本郵政公社有資産に係る市町村納付金が創設され、平成19年度に廃止された。
- 6 平成21年度において、自動車取得税及び軽油引取税が目的税から普通税に変更された。平成21年度以降の自動車取得税と軽油引取税の前年度比は、普通税分と目的税分の合計値との比較である。

12 地方主要税目の納税義務者数の推移

(1) 個人住民税

年度		昭和35年度	40	45	50	55	60	平成2年度	7
均等割	区 分	26,101,086人	30,098,726人	34,047,436人	36,014,253人	36,086,421人	38,092,169人	41,047,866人	45,441,915人
所得割	所 得 割	13,763,041	22,577,251	27,900,479	33,420,613	39,363,965	42,974,337	45,691,945	51,050,417

- (注) 1 この調は、各年度とも7月1日現在における「市町村税課税状況等の調」による市町村税に係る納税義務者数である。ただし、平成25年度にお
 2 表中、昭和55年度から平成16年度までの均等割の納税義務者数が所得割の納税義務者数を下回ることとなったのは、昭和51年度において、条
 3 表中、平成17年度の均等割の納税義務者数が前年度に比べて大きく増加（約927万人増）したのは、いわゆる生計同一の妻に対する均等割の
 以前と同様、所得割の納税義務者数を上回るものとなっている。
 4 平成6年度から平成8年度まで及び平成10年度の所得割の納税義務者数は、特別減税前に納税義務のある者の数であり、平成11年度から平成18

(2) 個人事業税

年度		昭和35年度	40	45	50	55	60	平成2年度	7
第 一 業 種	所得税課税者	837,247人	1,118,007人	1,536,370人	501,105人	646,873人	924,940人	1,464,048人	1,319,743人
	所得税失格者	217,123	320,144	331,176	2,851	2,637	4,546	13,187	11,115
	計	1,054,370	1,438,151	1,867,546	503,956	649,510	929,486	1,477,235	1,330,858
第 二 業 種	所得税課税者	4,838人	6,716人	5,930人	2,023人	1,728人	1,683人	2,119人	1,601人
	所得税失格者	1,656	1,926	1,815	28	7	9	26	59
	計	6,494	8,642	7,745	2,051	1,735	1,692	2,145	1,660
第 三 業 種	所得税課税者	83,549人	109,529人	166,452人	72,232人	116,766人	163,550人	227,493人	218,623人
	所得税失格者	22,817	38,661	43,664	263	200	575	2,377	2,429
	計	106,366	148,190	210,116	72,495	116,966	164,125	229,870	221,052
総 計		1,167,230	1,594,983	2,085,407	578,502	768,211	1,095,303	1,709,250	1,553,570

- (注) この調は、各年度の「道府県税の課税状況等に関する調」による個人事業税の納税義務者数である。

(3) 法人事業税

年度		昭和35年度	40	45	50	55	60	平成2年度	7
普 通 法 人 口	分割法人	19,375人	31,545人	46,799人	65,385人	78,290人	87,319人	102,099人	114,527人
	県内法人	457,349	651,590	875,860	1,183,678	1,426,519	1,623,395	2,002,180	2,298,605
	計	476,724	683,135	922,659	1,249,063	1,504,809	1,710,714	2,104,279	2,413,132
特 別 法 人 公 益 法 人 等 人 格 な き 社 団 等 清 算 法 人 特 定 信 託	法人	19,816人	43,775人	48,534人	55,356人	61,581人	64,283人	69,397人	77,022人
	等	1,069	2,797	6,072	12,119	14,714	21,764	24,730	28,114
	等	407	974	1,407	2,506	2,665	3,887	4,384	5,565
	等	1,000	2,608	4,473	5,585	7,333	12,884	11,553	18,003
課 取 入 法 金 人 額	分割法人	93人	103人	113人	115人	119人	118人	116人	116人
	県内法人	91	140	154	209	243	264	282	269
	計	184	243	267	324	362	382	398	385
総 計		499,200	733,532	983,412	1,324,953	1,591,464	1,813,914	2,214,741	2,542,221

- (注) 1 この調は、各年度の「道府県税の課税状況等に関する調」による。
 2 6カ月事業年度の法人については、2事業年度をもって1納税者としたものである。
 3 分割法人については、他県に所在する事務所、事業所に係るものは算入していないので、本店の数に一致するものである。

(4) その他の市町村税

年度		昭和35年度	40	45	50	55	60	平成2年度	7
均等割	法 人 均 等 割	616,259人	903,732人	1,218,772人	1,671,957人	2,054,770人	2,389,564人	2,810,888人	3,339,390人
税割	法 人 税 割	585,828	832,743	1,139,143	1,579,053	1,977,199	2,334,708	2,737,275	3,238,327
資産税	固 定 資 産 税	18,040,074	19,983,783	20,873,839	24,403,431	30,514,604	34,810,147	38,154,255	39,469,959

- (注) この調は、各年度とも7月1日現在における「市町村税課税状況等の調」による納税義務者数である。ただし、平成25年度においては速報値である。

12	17	19	20	21	22	23	24	25
46,570,162人	55,400,971人	59,846,597人	60,381,477人	60,456,903人	59,359,667人	59,298,394人	59,398,942人	59,911,947人
51,634,930	51,361,677	55,627,624	56,094,654	56,108,704	54,773,740	54,682,444	54,849,689	55,353,694

いは速報値である。

例で定める一定金額以下の所得者に係る均等割の非課税措置が設けられたこと等によるものである。

非課税措置が平成16年度分をもって廃止されたこと等によるものである。この結果、表中、平成17年度の均等割の納税義務者数は、昭和50年度

年度までの所得割の納税義務者数は、定率減税による税額控除後に納税義務者のある者の数である。

12	17	19	20	21	22	23	24
1,030,237人	909,915人	874,348人	854,812人	779,828人	684,352人	675,657人	689,288人
32,695	21,033	19,313	21,478	23,368	20,950	24,477	19,739
1,062,932	930,948	893,661	876,290	803,196	705,302	700,134	709,027
1,355人	1,021人	1,031人	1,076人	892人	898人	953人	1,097人
81	34	15	17	23	20	23	19
1,436	1,055	1,046	1,093	915	918	976	1,116
194,654人	181,613人	179,366人	180,536人	172,763人	159,715人	157,397人	158,916人
6,450	4,406	4,814	5,128	5,535	5,151	5,809	4,610
201,104	186,019	184,180	185,664	178,298	164,866	163,206	163,526
1,265,472	1,118,022	1,078,887	1,063,047	982,409	871,086	864,316	873,669

12	17	19	20	21	22	23	24
122,128人	126,662人	129,904人	130,603人	129,918人	128,048人	127,518人	128,140人
2,354,731	2,381,754	2,413,968	2,404,461	2,387,255	2,366,730	2,353,635	2,355,383
2,476,859	2,508,416	2,543,872	2,535,064	2,517,173	2,494,778	2,481,153	2,483,523
87,289人	89,462人	96,378人	93,528人	92,793人	92,726人	92,866人	92,803人
31,792	43,080	48,134	48,933	50,357	52,503	53,034	55,792
7,158	12,151	12,999	13,074	12,875	12,820	12,951	12,970
30,692	34,111	36,282	38,106	39,729	37,272	32,785	33,119
	416						
149人	143人	159人	173人	172人	189人	198人	192人
950	1,221	1,317	1,550	1,585	1,682	2,001	2,038
1,099	1,364	1,476	1,723	1,757	1,871	2,199	2,230
2,634,889	2,689,000	2,739,141	2,730,428	2,714,684	2,691,970	2,674,988	2,680,437

12	17	19	20	21	22	23	24	25
3,563,841人	3,670,576人	3,714,524人	3,760,852人	3,688,980人	3,741,322人	3,691,449人	3,687,550人	3,710,057人
3,412,841	3,508,610	3,562,851	3,590,826	3,611,162	3,586,740	3,574,473	3,573,744	3,590,376
43,096,333	45,551,292	46,163,101	46,794,056	47,266,179	47,530,329	47,338,984	47,858,532	48,133,904

13 市町村民税及び固定資産税の税率等別市町村数調（平成 25 年度）

(1) 市町村民税所得割

区 分	標準税率 未 満	標準税率 (6%)	超過税率	合 計	ほか不均一 課税団体
市 町 村 数	3	1,737	2	1,742	—
構 成 比	0.2%	99.7%	0.1%	100.0%	—

- (注) 1 「市町村民税の税率等に関する調」(平成 25 年 4 月 1 日現在)による。
 2 東京都特別区は、特別区ごとに 1 団体として計上している。
 3 平成 25 年 4 月 1 日現在の所得割超過税率採用団体
 夕張市 6.5% (平成 19 年度から) 豊岡市 6.1% (平成 21 年度から)
 4 平成 25 年 4 月 1 日現在の所得割標準税率未満採用団体
 名古屋市 5.7% (平成 24 年度から) 金武町 5.4% (平成 24 年度から) 和泉市 5.85% (平成 25 年度)

(2) 市町村民税個人均等割

区 分	標準税率 未 満	標準税率 (3,000 円)	超過税率	合 計	ほか不均一 課税団体
市 町 村 数	3	1,737	2	1,742	—
構 成 比	0.2%	99.7%	0.1%	100.0%	—

- (注) 1 (1)の(注) 1、2 に同じ。
 2 平成 25 年 4 月 1 日現在の均等割超過税率採用団体
 夕張市 3,500 円 (平成 19 年度から) 横浜市 3,900 円 (平成 21 年度から)
 3 平成 25 年 4 月 1 日現在の均等割標準税率未満採用団体
 名古屋市 2,800 円 (平成 24 年度から) 金武町 2,700 円 (平成 24 年度から) 和泉市 100 円 (平成 25 年度)

(3) 市町村民税法人税割

区 分 団体区分	標準税率 (12.3%)	超 過 税 率					小計	不均一課税 団体	合 計
		12.4% ～13.1%	13.2% ～13.9%	14.0% ～14.6%	14.7%				
人口 50 万以上の市	2	—	—	—	4	4	22	28	
人口 5 万 以上 50 万未満の市	103	3	10	9	235	257	148	508	
人口 5 万未満の市	72	6	6	7	146	165	16	253	
町 村	546	8	20	27	298	353	31	930	
合 計	723	17	36	43	683	779	217	1,719	
構 成 比	42.1%	1.0%	2.1%	2.5%	39.7%	45.3%	12.6%	100.0%	

- (注) 1 (1)の(注) 1 に同じ。
 2 法人税割は、都が都民税として徴収しているので東京都特別区は含まれない。

(4) 市町村民税法人均等割

(イ) 法第 312 条第 1 項第 1 号の法人

区 分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (50,000 円)	超 過 税 率				小 計	不均一課税 団体	合 計
			50,100 円～ 54,900 円	55,000 円～ 57,900 円	58,000 円～ 59,900 円	60,000 円			
人口 50 万以上の市	1	21	1	—	—	4	5	1	28
人口 5 万 以上 50 万未満の市	—	381	—	1	—	125	126	1	508
人口 5 万未満の市	—	181	—	—	—	72	72	—	253
町 村	—	750	—	2	1	177	180	—	930
合 計	1	1,333	1	3	1	378	383	2	1,719
構 成 比	0.1%	77.5%	0.1%	0.2%	0.1%	22.0%	22.3%	0.1%	100.0%

- (注) 1 (1)の(注) 1 に同じ。
 2 法人均等割は、都が都民税として徴収しているので東京都特別区は含まれない。

(ロ) 法第 312 条第 1 項第 2 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (120,000 円)	超 過 税 率					小 計	不均一課税 団体	合 計
			120,100 円～ 131,900 円	132,000 円～ 138,900 円	139,000 円～ 143,900 円	144,000 円				
人口 50 万以上の市	1	21	1	—	—	4	5	1	28	
人口 5 万以上 50 万未満の市	—	374	—	2	—	131	133	1	508	
人口 5 万未満の市	—	181	—	—	—	72	72	—	253	
町 村	—	750	—	2	1	177	180	—	930	
合 計	1	1,326	1	4	1	384	390	2	1,719	
構 成 比	0.1%	77.1%	0.1%	0.2%	0.1%	22.3%	22.7%	0.1%	100.0%	

(注) (イ)の(注)に同じ。

(ハ) 法第 312 条第 1 項第 3 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (130,000 円)	超 過 税 率				小 計	不均一課税 団体	合 計
			130,100 円～ 142,900 円	143,000 円～ 149,900 円	150,000 円～ 155,900 円	156,000 円			
人口 50 万以上の市	1	20	1	—	—	5	6	1	28
人口 5 万以上 50 万未満の市	—	373	—	1	—	133	134	1	508
人口 5 万未満の市	—	181	—	—	—	72	72	—	253
町 村	—	750	—	2	1	177	180	—	930
合 計	1	1,324	1	3	1	387	392	2	1,719
構 成 比	0.1%	77.0%	0.1%	0.2%	0.1%	22.5%	22.8%	0.1%	100.0%

(注) (イ)の(注)に同じ。

(ニ) 法第 312 条第 1 項第 4 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (150,000 円)	超 過 税 率				小 計	不均一課税 団体	合 計
			150,100 円～ 164,900 円	165,000 円～ 173,900 円	174,000 円～ 179,900 円	180,000 円			
人口 50 万以上の市	1	20	1	—	—	5	6	1	28
人口 5 万以上 50 万未満の市	—	373	—	1	—	133	134	1	508
人口 5 万未満の市	—	181	—	—	—	72	72	—	253
町 村	—	750	—	2	1	177	180	—	930
合 計	1	1,324	1	3	1	387	392	2	1,719
構 成 比	0.1%	77.0%	0.1%	0.2%	0.1%	22.5%	22.8%	0.1%	100.0%

(注) (イ)の(注)に同じ。

(ホ) 法第 312 条第 1 項第 5 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (160,000 円)	超 過 税 率				小 計	不均一課税 団体	合 計
			160,100 円～ 175,900 円	176,000 円～ 184,900 円	185,000 円～ 191,900 円	192,000 円			
人口 50 万以上の市	1	20	1	—	—	5	6	1	28
人口 5 万以上 50 万未満の市	—	371	—	1	—	135	136	1	508
人口 5 万未満の市	—	181	—	—	—	72	72	—	253
町 村	—	750	—	2	1	177	180	—	930
合 計	1	1,322	1	3	1	389	394	2	1,719
構 成 比	0.1%	76.9%	0.1%	0.2%	0.1%	22.6%	22.9%	0.1%	100.0%

(注) (イ)の(注)に同じ。

(へ) 法第 312 条第 1 項第 6 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (400,000 円)	超 過 税 率					小 計	不均一課税 団体	合 計
			400,100 円～ 439,900 円	440,000 円～ 463,900 円	464,000 円～ 479,900 円	480,000 円				
人口 50 万以上の市	1	20	1	—	—	5	6	1	28	
人口 5 万 以上 50 万未満の市	—	371	—	1	—	135	136	1	508	
人口 5 万未満の市	—	181	—	—	—	72	72	—	253	
町 村	—	750	—	2	1	177	180	—	930	
合 計	1	1,322	1	3	1	389	394	2	1,719	
構 成 比	0.1%	76.9%	0.1%	0.2%	0.1%	22.6%	22.9%	0.1%	100.0%	

(注) (イ)の(注)に同じ。

(ト) 法第 312 条第 1 項第 7 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (410,000 円)	超 過 税 率					小 計	不均一課税 団体	合 計
			410,100 円～ 450,900 円	451,000 円～ 474,900 円	475,000 円～ 491,900 円	492,000 円				
人口 50 万以上の市	1	20	1	—	—	5	6	1	28	
人口 5 万 以上 50 万未満の市	—	371	—	1	—	135	136	1	508	
人口 5 万未満の市	—	181	—	—	—	72	72	—	253	
町 村	—	750	—	2	1	177	180	—	930	
合 計	1	1,322	1	3	1	389	394	2	1,719	
構 成 比	0.1%	76.9%	0.1%	0.2%	0.1%	22.6%	22.9%	0.1%	100.0%	

(注) (イ)の(注)に同じ。

(チ) 法第 312 条第 1 項第 8 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (1,750,000 円)	超 過 税 率					小 計	不均一 課税団体	合 計
			1,750,100 円～ 1,924,900 円	1,925,000 円～ 2,029,900 円	2,030,000 円～ 2,099,900 円	2,100,000 円				
人口 50 万以上の市	1	20	1	—	—	5	6	1	28	
人口 5 万 以上 50 万未満の市	—	371	—	1	—	135	136	1	508	
人口 5 万未満の市	—	181	—	—	—	72	72	—	253	
町 村	—	750	—	2	1	177	180	—	930	
合 計	1	1,322	1	3	1	389	394	2	1,719	
構 成 比	0.1%	76.9%	0.1%	0.2%	0.1%	22.6%	22.9%	0.1%	100.0%	

(注) (イ)の(注)に同じ。

(リ) 法第 312 条第 1 項第 9 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (3,000,000 円)	超 過 税 率					小 計	不均一 課税団体	合 計
			3,000,100 円～ 3,299,900 円	3,300,000 円～ 3,479,900 円	3,480,000 円～ 3,599,900 円	3,600,000 円				
人口 50 万以上の市	1	20	1	—	—	5	6	1	28	
人口 5 万 以上 50 万未満の市	—	371	—	1	—	135	136	1	508	
人口 5 万未満の市	—	181	—	—	—	72	72	—	253	
町 村	—	750	—	2	1	177	180	—	930	
合 計	1	1,322	1	3	1	389	394	2	1,719	
構 成 比	0.1%	76.9%	0.1%	0.2%	0.1%	22.6%	22.9%	0.1%	100.0%	

(注) (イ)の(注)に同じ。

(5) 固定資産税

区 分 団体区分	標準税率未満			標準税率			超過課税			計		不均一 課税団体 等
	税率	市町村数	比率	税率	市町村数	比率	税率	市町村数	比率	市町村数	比率	
人口50万以上の市	—	—	—	$\frac{1.4}{100}$	29	100.0	—	—	—	29	100.0	13
人口5万以上 50万未満の市	—	—	—	$\frac{1.4}{100}$	470	92.5	超 以下 $\frac{1.4}{100} \sim \frac{1.6}{100}$	38	7.5	508	100.0	224
							超 以下 $\frac{1.6}{100} \sim \frac{1.8}{100}$	—	—			
							超 以下 $\frac{1.8}{100} \sim \frac{2.1}{100}$	—	—			
小計	38	7.5										
人口5万未満の市	—	—	—	$\frac{1.4}{100}$	204	80.6	超 以下 $\frac{1.4}{100} \sim \frac{1.6}{100}$	46	18.2	253	100.0	165
							超 以下 $\frac{1.6}{100} \sim \frac{1.8}{100}$	3	1.2			
							超 以下 $\frac{1.8}{100} \sim \frac{2.1}{100}$	—	—			
小計	49	19.4										
町 村	—	—	—	$\frac{1.4}{100}$	861	92.6	超 以下 $\frac{1.4}{100} \sim \frac{1.6}{100}$	53	5.7	930	100.0	300
							超 以下 $\frac{1.6}{100} \sim \frac{1.8}{100}$	16	1.7			
							超 以下 $\frac{1.8}{100} \sim \frac{2.1}{100}$	—	—			
小計	69	7.4										
合 計	—	—	—	$\frac{1.4}{100}$	1,564	90.9	超 以下 $\frac{1.4}{100} \sim \frac{1.6}{100}$	137	8.0	1,720	100.0	702
							超 以下 $\frac{1.6}{100} \sim \frac{1.8}{100}$	19	1.1			
							超 以下 $\frac{1.8}{100} \sim \frac{2.1}{100}$	—	—			
小計	156	9.1										

(注) 1 (1)の(注)1に同じ。

2 東京都特別区は、1団体として計上している。

3 比率は、各項目毎に四捨五入しており、合計と一致しないことがある。

14 超過課税の状況

(1) 道府県税

税目	昭和40年度 決算	昭和49年度 決算		昭和50年度 決算		昭和55年度 決算		昭和60年度 決算		昭和61年度 決算		昭和62年度 決算		昭和63年度 決算		平成元年度 決算		平成2年度 決算			
	団 体 数	超 過 課 税 額	団 体 数	超 過 課 税 額	団 体 数	超 過 課 税 額	団 体 数	超 過 課 税 額	団 体 数	超 過 課 税 額	団 体 数	超 過 課 税 額	団 体 数	超 過 課 税 額	団 体 数	超 過 課 税 額	団 体 数	超 過 課 税 額	団 体 数	超 過 課 税 額	
道府県民税																					
法人税割	該当	1	(-)	20	4,616	44	79,876	46	124,869	45	120,468	45	147,396	45	170,445	45	166,836	45	141,428		
事業税		1	11,335	2	38,453	7	129,712	7	185,518	7	187,363	7	236,646	7	268,113	7	246,474	7	232,968		
法人自動車税	なし		(該当なし)	1	796	1	1,180	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計		-	11,335	-	43,865	-	210,768	-	310,387	-	307,831	-	384,042	-	438,558	-	413,310	-	374,396		

税目	平成13年度 決算	平成14年度 決算		平成15年度 決算		平成16年度 決算		平成17年度 決算		平成18年度 決算		平成19年度 決算		平成20年度 決算		平成21年度 決算		平成22年度 決算			
	団 体 数	超 過 課 税 額	団 体 数	超 過 課 税 額	団 体 数	超 過 課 税 額	団 体 数	超 過 課 税 額	団 体 数	超 過 課 税 額	団 体 数	超 過 課 税 額	団 体 数	超 過 課 税 額	団 体 数	超 過 課 税 額	団 体 数	超 過 課 税 額	団 体 数	超 過 課 税 額	
道府県民税																					
個人均等割	-	-	-	-	1	115	2	459	8	1,895	16	7,176	23	11,004	29	15,506	30	17,516	30	17,472	
所得割	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	2,457	1	3,063	1	2,729	1	2,472	
法人均等割	1	1,117	1	4,776	2	5,154	3	5,327	9	5,679	16	6,202	23	7,507	28	8,043	30	8,393	30	8,985	
法人税割	46	92,688	46	76,537	46	83,385	46	95,251	46	110,186	46	132,587	46	141,097	46	125,768	46	73,528	46	82,400	
事業税																					
法人	7	94,314	7	77,492	7	84,338	7	98,216	7	114,497	7	129,540	7	137,457	8	130,992	8	77,191	8	97,702	
自動車税	1	-	1	-	1	-	1	53	1	27	1	13	1	5	1	5	1	4	1	8	
合計	-	188,119	-	158,805	-	172,992	-	199,306	-	232,286	-	275,518	-	299,527	-	283,376	-	179,360	-	209,040	

(注) 1 団体数は、各年度の2月1日現在において超過課税の条例が議決されたものを掲げた。
 2 (-) は、適用事業年度の関係で実績が計上されなかったものである。
 3 自動車税の超過課税に関して、平成13年度から東京都が独自の制度を実施しているが、平成13～15年度の超過課税額については、データが不明なため、「-」とした。

(2) 市町村税

税目	昭和40年度 決算	昭和45年度 決算	昭和50年度 決算	昭和55年度 決算	昭和60年度 決算	平成2年度 決算	平成7年度 決算	平成8年度 決算	平成9年度 決算	平成10年度 決算	平成11年度 決算	平成12年度 決算	平成13年度 決算
市町村民税	13,875	15,807	41,002	168,506	260,239	392,882	253,427	309,964	282,903	253,361	223,930	239,376	241,074
個人均等割	387	273	189	139	131	127	127	43	35	24	26	22	20
所得割	10,347	6,348	59	9	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人均等割	173	369	530	4,148	9,143	11,118	14,116	14,702	14,709	14,290	14,020	13,990	14,058
法人税割	2,968	8,817	40,224	164,210	250,965	381,637	239,184	295,219	268,159	239,047	209,884	225,364	226,996
固定資産税	6,756	9,768	12,849	22,516	29,986	34,958	39,690	40,683	39,969	41,068	42,419	40,858	41,470
土地	1,871	2,680	4,183	7,181	9,685	10,791	11,925	12,025	12,092	12,337	12,614	12,733	12,820
家屋	2,597	3,912	4,765	9,298	12,709	14,830	16,926	17,590	16,763	17,571	18,351	17,067	17,684
償却資産	2,288	3,176	3,901	6,037	7,592	9,337	10,839	11,068	11,114	11,160	11,454	11,058	10,966
軽自動車税	54	67	77	187	290	324	383	385	411	436	439	443	457
鉱産税	48	96	144	217	190	88	51	47	37	32	11	11	13
入湯税	4	141	35	24	61	30	30	30	27	28	24	22	24
合計	20,978	26,133	54,379	191,741	290,963	428,282	293,581	351,109	323,347	294,925	266,823	280,710	283,038

(注) 昭和60年度以前の合計額には、木材引取税の額を含む。

(3) 合計

税目	昭和40年度 決算	昭和45年度 決算	昭和50年度 決算	昭和55年度 決算	昭和60年度 決算	平成2年度 決算	平成7年度 決算	平成8年度 決算	平成9年度 決算	平成10年度 決算	平成11年度 決算	平成12年度 決算	平成13年度 決算
合計	20,978	26,133	98,244	402,509	601,350	802,678	480,316	580,067	539,952	482,364	419,590	462,972	471,157

(単位 百万円)

平成3年度 決算		平成4年度 決算		平成5年度 決算		平成6年度 決算		平成7年度 決算		平成8年度 決算		平成9年度 決算		平成10年度 決算		平成11年度 決算		平成12年度 決算		税 目
団体 数	超 過 課税額	団体 数	超 過 課税額	団体 数	超 過 課税額	団体 数	超 過 課税額	団体 数	超 過 課税額	団体 数	超 過 課税額	団体 数	超 過 課税額	団体 数	超 過 課税額	団体 数	超 過 課税額	団体 数	超 過 課税額	
45	121,606	45	100,328	45	90,588	45	84,656	45	89,412	46	112,484	46	106,428	46	93,786	46	81,947	46	90,149	道府県民税 法人税割
7	172,714	7	142,982	7	116,596	7	103,105	7	97,323	7	116,474	7	110,177	7	93,653	7	80,820	7	92,113	事業税 法人
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	自動車税
-	294,320	-	243,310	-	207,184	-	187,761	-	186,735	-	228,958	-	216,605	-	187,439	-	162,767	-	182,262	合 計

平成23年度 決算		平成24年度 決算		平成25年度 決算見込		税 目
団体 数	超 過 課税額	団体 数	超 過 課税額	団体 数	超 過 課税額	
31	18,530	33	19,966	33	19,903	道府県民税
1	2,470	1	2,658	1	2,507	個人均等割
31	9,367	33	9,560	33	9,700	所得割
46	85,987	46	92,617	46	94,062	法人均等割
8	91,047	8	97,418	8	111,389	法人税割
1	13	1	14	1	20	事業税
-	207,414	-	222,233	-	237,581	法人 自動車税
						合 計

平成14年度 決算	平成15年度 決算	平成16年度 決算	平成17年度 決算	平成18年度 決算	平成19年度 決算	平成20年度 決算	平成21年度 決算	平成22年度 決算	平成23年度 決算	平成24年度 決算	平成25年度 決算見込	税 目
199,842	214,346	243,101	279,059	331,698	351,689	321,168	202,011	220,749	227,951	244,809	239,692	市町村民税
19	20	-	-	-	2	2	1,498	1,690	1,617	1,619	1,622	個人均等割
-	-	-	-	-	29	24	75	70	67	69	76	所得割
13,576	13,848	14,151	14,455	14,575	14,635	15,108	14,601	15,314	15,416	15,259	15,090	法人均等割
186,247	200,478	228,950	264,604	317,123	337,023	306,033	185,836	203,675	210,851	227,861	222,904	法人税割
41,710	39,063	38,425	37,381	34,791	35,857	37,168	37,706	37,189	35,756	34,130	34,230	固定資産税
12,809	12,582	12,331	11,730	11,598	11,913	12,092	12,339	12,071	11,156	10,829	10,690	土地
18,238	16,380	16,473	16,259	14,448	15,046	15,736	15,813	16,068	15,821	14,557	14,864	家屋
10,663	10,101	9,621	9,392	8,746	8,899	9,340	9,554	9,051	8,779	8,744	8,676	償却資産
468	483	501	528	497	509	564	666	715	729	679	685	軽自動車税
5	9	9	9	9	9	7	8	9	10	10	10	鉦産税
26	25	21	24	23	23	24	23	23	24	23	24	入湯税
242,051	253,926	282,057	317,001	367,018	388,088	358,931	240,413	258,685	264,469	279,650	274,641	合 計

平成14年度 決算	平成15年度 決算	平成16年度 決算	平成17年度 決算	平成18年度 決算	平成19年度 決算	平成20年度 決算	平成21年度 決算	平成22年度 決算	平成23年度 決算	平成24年度 決算	平成25年度 決算見込	税 目
400,856	426,918	481,363	549,287	642,536	687,615	642,308	419,773	467,725	471,883	501,883	512,222	合 計

15 法定外税の実施状況（平成25年度）

(1) 道府県法定外普通税

平成26年1月現在

No	団体名	税目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 24年度決算額 (百万円)
1	沖縄県	石油価格調整税	揮発油の販売	揮発油に係る数量から条例で定める欠減数量を控除した数量	揮発油の精製業者又は輸入業者その他これらに類する者のうち県内に事務所を設けて揮発油の販売を業とするもので知事が指定するもの (元売業者)	申告納付	1,500円/kl	S47.6.1施行 (H24.4.1) 986
2	福井県	核燃料税	①発電用原子炉への核燃料の挿入	①発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	①核燃料価額の100分の8.5	S51.11.10施行 (H23.11.10)
			②発電用原子炉を設置して行う発電事業	②発電用原子炉の熱出力			②45,750円/千kW(3ヶ月)	7,774
3	愛媛県	核燃料税	①発電用原子炉への核燃料の挿入	①発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	①核燃料価額の100分の8.5	S54.1.16施行 (H26.1.16)
			②発電用原子炉を設置して行う発電事業	②発電用原子炉の熱出力			②40,000円/千kW(3ヶ月)	0
4	佐賀県	核燃料税	発電用原子炉への核燃料の挿入	発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	100分の13	S54.4.1施行 (H21.4.1) 0
5	島根県	核燃料税	発電用原子炉への核燃料の挿入	発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	100分の13	S55.4.1施行 (H22.4.1) 0
6	静岡県	核燃料税	発電用原子炉への核燃料の挿入	発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	100分の13	S55.4.1施行 (H22.4.1) 0
7	鹿児島県	核燃料税	①発電用原子炉への核燃料の挿入	①発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	①核燃料価額の100分の12	S58.6.1施行 (H25.6.1)
			②発電用原子炉を設置して行う発電事業	②発電用原子炉の熱出力			②22,600円/千kW(3ヶ月)	0
8	宮城県	核燃料税	発電用原子炉への核燃料の挿入	発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	100分の12	S58.6.21施行 (H25.6.21) 0
9	新潟県	核燃料税	発電用原子炉への核燃料の挿入	発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	100分の14.5	S59.11.15施行 (H21.11.15) 0
10	北海道	核燃料税	①発電用原子炉への核燃料の挿入	①発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	①核燃料価額の100分の8.5	S63.9.1施行 (H25.9.1)
			②発電用原子炉を設置して行う発電事業	②発電用原子炉の熱出力			②37,750円/千kW(3ヶ月)	0
11	石川県	核燃料税	①発電用原子炉への核燃料の挿入	①発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	①核燃料価額の100分の8.5	H4.10.8施行 (H24.10.8)
			②発電用原子炉を設置して行う発電事業	②発電用原子炉の熱出力			②34,900円/千kW(3ヶ月)	193

No	団体名	税目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 24年度決算額 (百万円)
12	茨城県	核燃料等 取扱税	①原子炉への核燃料の挿入	①原子炉に挿入した核燃料の価額	①原子炉設置者	申告納付	①核燃料価額の100分の13	S53. 10. 18施行 (H21. 4. 1) 603
			②使用済燃料の受入れ	②使用済燃料の原子核分裂前のウランの重量	②再処理事業者		②46,000円/kg	
			③高放射性廃液の保管	③高放射性廃液の数量	③再処理事業者		③1,219,000円/m ³	
			④ガラス固化体の保管	④ガラス固化体の容器の数量	④再処理事業者		④1,219,000円/本	
			⑤放射性廃棄物の発生	⑤放射性廃棄物の容器の容量	⑤原子力事業者		⑤81,100円/m ³	
			⑥放射性廃棄物の保管	⑥放射性廃棄物の容器の容量	⑥原子力事業者		⑥3,900円/m ³	
13	青森県	核燃料物質等取扱税	①ウランの濃縮	①製品ウランの重量	①加工事業者	申告納付	①19,100円/kg	H3. 9. 28施行 (H24. 4. 1) 16,045
			②原子炉の設置	②発電用原子炉の熱出力	②原子炉設置者		②9,000円/千kW(3ヶ月)	
			③原子炉への核燃料の挿入	③原子炉に挿入した核燃料の価額	③原子炉設置者		③核燃料価額の100分の13	
			④使用済燃料の受入れ	④受け入れた使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量	④再処理事業者		④19,400円/kg	
			⑤使用済燃料の貯蔵	⑤使用済燃料の貯蔵に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量	⑤再処理事業者		⑤1,300円/kg (当面の間8,300円/kg)	
			⑥廃棄物の埋設	⑥廃棄物埋設に係る廃棄体に係る容器の容量	⑥廃棄物埋設事業者		⑥27,500円/m ³	
			⑦廃棄物の管理	⑦ガラス固化体の容器の数量	⑦廃棄物管理事業者		⑦845,400円/本	

(注) ○ 「直近の更新」とは、課税期間を規定している法定外税について、新設(更新)の総務大臣協議をした場合における、直近の施行日を記載している。
○ 神奈川県臨時特例企業税は、平成21年3月31日をもって失効しているが、法人税の更正に伴う修正申告等により、平成24年度の税収が約2百万円発生している。
○ 福島県核燃料税条例は平成24年12月30日をもって失効しており、平成24年度の税収は約1百万円。

(2) 市町村法定外普通税

平成26年1月現在

No	団体名	税目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 24年度決算額 (百万円)
1	静岡県 熱海市	別荘等所有税	別荘等の所有	別荘等の延面積	所有者	普通徴収	1㎡…年 650円	S51.4.1施行 (H23.4.1) 555
2	神奈川県 山北町	砂利採取税	岩石及び砂利の採取	採取量	採取業者	申告納付	岩石 1㎡…10円 砂利 1㎡…15円	S57.4.1施行 (H24.4.1) 4
3	福岡県 太宰府市	歴史と文化の環境税	有料駐車場に駐車する行為	有料駐車場に駐車する台数	有料駐車場利用者	特別徴収	二輪車(自転車を除く)…50円 乗車定員10人以下の自動車…100円 乗車定員10人超29人以下の自動車…300円 乗車定員29人超の自動車…500円	H15.5.23施行 (H24.5.23) 65
4	鹿児島県 薩摩川内市	使用済核燃料税	使用済核燃料の貯蔵	貯蔵されている使用済核燃料(使用済核燃料集合体)の数量(1発電用原子炉につき157体を超える分)	発電用原子炉の設置者	申告納付	250,000円/体	H15.11.1施行 (H26.1.5) 392
5	東京都 豊島区	狭小住戸集合住宅税	豊島区内における狭小住戸(専用面積30㎡未満の住戸)を有する集合住宅の建築等	区内に新たに生ずる集合住宅の狭小住戸の戸数	建築主	申告納付	1戸につき50万円	H16.6.1施行 369
6	大阪府 泉佐野市	空港連絡橋利用税	関西国際空港連絡橋を自動車で行き来して空港を利用する行為	関西国際空港連絡橋を自動車で行き来する回数	通行料金を支払う者	特別徴収	1往復につき100円	H25.3.30施行 0 (平年度見込額 300)

(注) ○ 「直近の更新」とは、課税期間を規定している法定外税について、新設(更新)の総務大臣協議をした場合における、直近の施行日を記載している。
○ 大阪府泉佐野市の空港連絡橋利用税の平年度見込額は、総務大臣協議時の税収見込額を記載している。
○ 神奈川県中井町砂利採取税条例は平成24年5月31日をもって失効しており、平成24年度の税収は約1百万円。

(3) 道府県法定外目的税

平成26年1月現在

No	団体名	税目	課税客体	税收の使途	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 24年度決算額 (百万円)
1	三重県	産業廃棄物税	産業廃棄物の中間処理施設又は最終処分場への搬入	産業廃棄物の発生抑制、再生、減量その他適正な処理に係る施策に要する費用	①最終処分場への搬入： 当該産業廃棄物の重量 ②中間処理施設への搬入： 当該産業廃棄物の重量に処理係数を乗じて得た重量	最終処分場又は中間処理施設へ搬入される産業廃棄物の排出事業者	申告納付	1,000円/トン ※年間搬入量 1000トン未満は免税	H14.4.1施行 154
2	岡山県	産業廃棄物処理税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物対策促進費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H15.4.1施行 448
3	広島県	産業廃棄物埋立税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクルその他産業廃棄物の適正な処理その他の循環型社会の形成に関する施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者 ※自社処分は原則課税免除	特別徴収 ※他者から搬入された産業廃棄物を自社の処分場において処理する場合は申告納付	1,000円/トン	H15.4.1施行 (H25.4.1) 501
4	鳥取県	産業廃棄物処分場税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物処理施設の設置の促進及び産業廃棄物の発生抑制、再生その他適正な処理に関する施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者 ※自社処分は原則課税対象外 ※下水処理に伴う汚泥等は非課税	特別徴収 ※他者から搬入された産業廃棄物を自社の処分場において処理する場合は申告納付	1,000円/トン	H15.4.1施行 (H25.4.1) 6
5	青森県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の発生の抑制及びその減量化、再生利用その他適正な処理の促進に関する施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	・最終処分業者へ産業廃棄物の最終処分を委託した者 ・自らその産業廃棄物の最終処分を行う者 ※県が供給する工業用水のうち、河川の表流水を原水により供給しているものから発生する汚泥を自社処理する場合は非課税	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H16.1.1施行 241
6	岩手県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用その他適正な処分に係る施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H16.1.1施行 82
7	秋田県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の発生の抑制、減量化、再生利用その他適正な処理の促進に関する施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン (公有水面埋立区域内に県が設置する最終処分場の指定副産物の搬入については250円/トン)	H16.1.1施行 241
8	滋賀県	産業廃棄物税	産業廃棄物の中間処理施設又は最終処分場への搬入	産業廃棄物の発生抑制及び再利用その他適正な処理に係る施策に要する費用	①最終処分場への搬入： 当該産業廃棄物の重量 ②中間処理施設への搬入： 当該産業廃棄物の重量に処理係数を乗じて得た重量	最終処分場又は中間処理施設へ搬入される産業廃棄物の排出事業者	申告納付	1,000円/トン ※年間搬入量 500トン未満は免税	H16.1.1施行 43

No	団体名	税目	課税客体	税收の用途	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 24年度決算額 (百万円)
9	奈良県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の排出の抑制、再生利用、減量その他その適正な処理に関する施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H16.4.1施行 97
10	山口県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の排出の抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量その他適正な処理の促進に関する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者 ※自社処分は原則課税免除	特別徴収 ※他者から搬入された産業廃棄物を自社の処分場において処理する場合は申告納付	1,000円/トン	H16.4.1施行 239
11	新潟県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の発生の抑制及び再生利用の促進、産業廃棄物の最終処分場の設置の促進その他産業廃棄物の適正な処理に関する施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H16.4.1施行 271
12	京都府	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用その他適正な処理を促進するための施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H17.4.1施行 57
13	宮城県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の発生の抑制、減量化、再生利用その他適正な処理の促進に関する施策の実施に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H17.4.1施行 (H22.4.1) 420
14	島根県	産業廃棄物減量税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の発生の抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量その他産業廃棄物の適正な処理の促進に関する施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H17.4.1施行 (H22.4.1) 318
15	福岡県	産業廃棄物税	焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の排出抑制、再生利用等の促進その他適正な処理の推進を図る施策に要する費用	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	焼却施設…800円/トン 最終処分場…1,000円/トン	H17.4.1施行 182
16	佐賀県	産業廃棄物税	焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入	循環型社会の実現に向けた産業廃棄物の排出抑制、再生利用その他適正な処理の促進を図る施策に要する費用	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	焼却施設…800円/トン 最終処分場…1,000円/トン	H17.4.1施行 102
17	長崎県	産業廃棄物税	焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入	循環型社会の形成に向けた産業廃棄物の排出抑制、リサイクルの促進その他適正な処理の促進を図る施策に要する費用	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	焼却施設…800円/トン 最終処分場…1,000円/トン	H17.4.1施行 83

No	団体名	税目	課税客体	税收の用途	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 24年度決算額 (百万円)
18	大分県	産業廃棄物税	焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の排出の抑制、再利用その他の適正な処理の推進を図るための施策に要する費用	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	焼却施設…800円/トン 最終処分場…1,000円/トン	H17.4.1施行 243
19	鹿児島県	産業廃棄物税	焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入	循環型社会の形成に向けた産業廃棄物の排出の抑制、減量化、再生利用その他の適正な処理の推進を図る施策に要する費用	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	焼却施設…800円/トン 最終処分場…1,000円/トン	H17.4.1施行 127
20	宮崎県	産業廃棄物税	焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入	循環型社会の形成に向けた産業廃棄物の排出抑制、再生利用その他の適正な処理の推進を図る施策に要する費用	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	焼却施設…800円/トン 最終処分場…1,000円/トン	H17.4.1施行 236
21	熊本県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	循環型社会の形成に向けた産業廃棄物の排出の抑制及び再利用、再生利用その他の適正な処理の推進に関する施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H17.4.1施行 150
22	福島県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の排出の抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量その他の適正な処理の推進に関する施策の実施に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン ※自社処分の場合は1/2、年間搬入量10,000トン超の部分は1/2	H18.4.1施行 764
23	愛知県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の発生の抑制、再使用及び再生利用の促進、産業廃棄物の最終処分場の設置の促進その他の産業廃棄物の適正な処理に関する施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン (自社処分の場合は500円/トン)	H18.4.1施行 583
24	沖縄県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	循環型社会の形成に向けた産業廃棄物の排出の抑制及び再利用、再生利用その他の適正な処理の推進に関する施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H18.4.1施行 65
25	北海道	循環資源利用促進税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の排出抑制及び循環資源の循環的な利用その他の産業廃棄物の適正な処理に係る施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H18.10.1施行 793
26	山形県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の排出の抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量その他の適正な処理の推進に関する施策の実施に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H18.10.1施行 181

No	団体名	税目	課税客体	税収の用途	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 24年度決算額 (百万円)
27	愛媛県	資源循環促進税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の排出の抑制及び減量化並びに資源の循環的な利用その他産業廃棄物の適正な処理の確保を促進するための施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分及び設置費用を負担した最終処分場での処分は申告納付	1,000円/トン (自社処分の場合は500円/トン、設置費用を負担した最終処分場で処分する場合は750円/トン)	H19. 4. 1施行 255
28	東京都	宿泊税	ホテル又は旅館への宿泊	国際都市東京の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用	ホテル又は旅館への宿泊数	ホテル又は旅館の宿泊者	特別徴収	1人1泊について宿泊料金が10千円以上15千円未満 …100円 15千円以上 …200円	H14. 10. 1施行 1,070
29	岐阜県	乗鞍環境保全税	乗鞍鶴ヶ池駐車場へ自動車運転して自ら入り込む行為、又は他人を入り込ませる行為	乗鞍地域の自然環境の保全に係る施策に要する費用	乗鞍鶴ヶ池駐車場に自動車で進入する回数	乗鞍鶴ヶ池駐車場へ入り込む自動車運転する者	特別徴収 ※シャトルバス、路線バス等については月ごとの申告納付	○乗車定員が30人以上の自動車 …3,000円/回 ・一般乗合用バス以外 …2,000円/回 ・一般乗合用バス …2,000円/回 ○乗車定員が11人以上29人以下の自動車 …1,500円/回 ○乗車定員が10人以下の自動車 …300円/回	H15. 4. 1施行 18

(注) ○ 「直近の更新」とは、課税期間を規定している法定外税について、新設(更新)の総務大臣協議をした場合における、直近の施行日を記載している。

(4) 市町村法定外目的税

平成26年1月現在

No	団体名	税目	課税客体	税収の用途	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 24年度決算額 (百万円)
1	京都市 城陽市	山砂利採取税	山砂利の採取	山砂利採取に起因する環境整備に要する経費	採取量	採取業者	申告納付	1 m ³ …40円	S43.12.1施行 (H23.6.1) 16
2	山梨県 富士河口湖町	遊漁税	河口湖での遊漁行為	河口湖及びその周辺地域における環境の保全、環境の美化及び施設の整備の費用	遊漁行為を行う日数	遊漁行為を行う者	特別徴収	1人1日 200円	H13.7.1施行 10
3	福岡県 北九州市	環境未来税	最終処分場において行われる産業廃棄物の埋立処分	廃棄物の適正な処理の推進、廃棄物の再生利用の促進に資する事業の支援その他環境に関する施策に要する費用	最終処分場において埋立処分される産業廃棄物の重量	最終処分場において埋立処分される産業廃棄物の最終処分業者及び自家処分事業者	申告納付	1,000円/ト	H15.10.1施行 776
4	新潟県 柏崎市	使用済核燃料税	使用済核燃料の保管	原子力発電所に対する安全対策、生業安定対策、環境安全対策及び民生安定対策並びに原子力発電所との共生に必要な費用	保管する使用済核燃料の重量(使用済核燃料に係る原子核分裂をさせる前の核燃料物質の重量)	使用済核燃料を保管する原子炉設置者	申告納付	480円/kg	H15.9.30施行 587
5	沖縄県 伊是名村	環境協力税	旅客船、飛行機等により伊是名村へ入域する行為	環境の美化、環境の保全及び観光施設の維持整備に要する費用	旅客船、飛行機等により伊是名村へ入域する回数	旅客船、飛行機等により伊是名村へ入域する者	特別徴収	1回の入域につき100円(障害者、高校生以下は課税免除)	H17.4.25施行 4
6	沖縄県 伊平屋村	環境協力税	旅客船等により伊平屋村へ入域する行為	環境の美化、環境の保全及び観光施設の維持整備に要する費用	旅客船等により伊平屋村へ入域する回数	旅客船等により伊平屋村へ入域する者	特別徴収	1回の入域につき100円(障害者、高校生以下は課税免除)	H20.7.1施行 3
7	沖縄県 渡嘉敷村	環境協力税	旅客船等又はヘリコプターにより渡嘉敷村へ入域する行為	環境の美化、環境の保全及び観光施設の維持整備に要する費用	旅客船等により渡嘉敷村へ入域する回数	旅客船等により渡嘉敷村へ入域する者	特別徴収	1回の入域につき100円(障害者、中学生以下は課税免除)	H23.4.1施行 9

- (注) ○ 「直近の更新」とは、課税期間を規定している法定外税について、新設(更新)の総務大臣協議をした場合における、直近の施行日を記載している。
 ○ 京都市城陽市山砂利採取税は平成23年6月1日に法定外普通税から法定外目的税に変更。
 ○ 遊漁税を課税していた3町村(河口湖町、勝山村及び足和田村)が平成15年11月15日に合併。

16 政令指定都市の歳入中に占める税収入等の割合（平成24年度）

（単位 百万円、％）

区分 団体名	歳入総額	税 収 入		地方交付税		国県支出金		地 方 債		そ の 他	
	金額 A	金額 B	$\frac{B}{A}$	金額 C	$\frac{C}{A}$	金額 D	$\frac{D}{A}$	金額 E	$\frac{E}{A}$	金額 F	$\frac{F}{A}$
札幌	842,960	273,833	32.5	105,211	12.5	205,928	24.4	80,973	9.6	177,016	21.0
仙台	624,414	170,074	27.2	51,868	8.3	204,892	32.8	76,565	12.3	121,014	19.4
さいたま	439,927	218,384	49.6	9,169	2.1	83,276	18.9	49,856	11.3	79,242	18.0
千葉	371,677	168,968	45.5	8,499	2.3	63,029	17.0	40,784	11.0	90,396	24.3
横浜	1,431,980	701,226	49.0	24,575	1.7	265,073	18.5	147,064	10.3	294,041	20.5
川崎	570,744	285,254	50.0	1,651	0.3	115,533	20.2	55,208	9.7	113,098	19.8
相模原	257,075	108,338	42.1	7,809	3.0	53,943	21.0	38,700	15.1	48,286	18.8
新潟	357,696	118,175	33.0	45,454	12.7	58,554	16.4	61,589	17.2	73,924	20.7
静岡	287,495	124,449	43.3	15,360	5.3	51,740	18.0	47,440	16.5	48,506	16.9
浜松	279,961	124,509	44.5	23,140	8.3	51,343	18.3	27,100	9.7	53,869	19.2
名古屋	1,013,608	487,285	48.1	8,369	0.8	183,700	18.1	85,465	8.4	248,789	24.5
京都	749,497	242,658	32.4	61,007	8.1	142,195	19.0	94,501	12.6	209,136	27.9
大阪	1,700,781	627,006	36.9	50,172	2.9	385,781	22.7	129,579	7.6	508,243	29.9
堺	347,539	130,988	37.7	27,286	7.9	95,333	27.4	46,970	13.5	46,962	13.5
神戸	767,036	266,520	34.7	67,927	8.9	146,548	19.1	88,601	11.6	197,439	25.7
岡山	262,293	108,088	41.2	30,524	11.6	54,209	20.7	31,062	11.8	38,411	14.6
広島	578,753	199,722	34.5	41,084	7.1	132,147	22.8	93,193	16.1	112,607	19.5
北九州	530,706	155,521	29.3	59,044	11.1	106,614	20.1	70,241	13.2	139,286	26.2
福岡	770,359	269,697	35.0	40,343	5.2	146,634	19.0	77,797	10.1	235,887	30.6
熊本	281,210	94,595	33.6	38,982	13.9	63,750	22.7	40,918	14.6	42,965	15.3
計	12,465,711	4,875,290	39.1	717,476	5.8	2,610,223	20.9	1,383,605	11.1	2,879,118	23.1

- （注） 1 普通会計における決算額である。
 2 国県支出金には、国有提供施設等所在市町村助成交付金を含む。
 3 項目毎に四捨五入しており、合計と一致しないことがある。

17 地方税の税率等の推移

I 道府県税

1. 道府県民税

① 個人

年度 項目	昭和 25 年度	29	31	32	33	34	36	37
基礎控除		所得税に同じ						9 万円
配偶者控除								
扶養控除		所得税に同じ						1 人目 7 万円 2 人目以降 3 万円 前年の合計所得金額 が 5 万円を超える配 偶者がある場合 1 人目 5 万円
税率		(創設) 年 均等割 100 円 所得割 所得税の 5% (課税総額)	所得割 5.5%	所得割 6%	所得割 7.5%	所得割 8%	所得割 所得金額を課税 標準とする 13 段階 の標準税率が設け られ、昭和 37 年度 から適用すること とされたが、同年 度において再び法 改正が行われ、実 施されなかった。	所得割 150 万円以下 2% 150 万円超 4%

(注) 税率は、道府県民税利子割、道府県民税配当割、道府県民税株式等譲渡所得割、地方消費税、道府県たばこ税、自動車取得税、軽油引取税、
鉾区税、狩猟者登録税、入猟税、狩猟税、市町村たばこ税、電気税、ガス税、特別土地保有税及び事業所税にあっては一定税率、市町村民税に
あっては昭和 39 年度までは準拠税率、都市計画税にあっては制限税率、その他にあっては標準税率である。

41	42	43	44	45	46
10万円		11万円	12万円	13万円	14万円
(新設) 8万円		9万円	10万円	11万円	13万円
扶養親族 1人 4万円 控除対象配偶者が ない場合 1人目 7万円 前年の合計所得金額 が5万円を超える配 偶者がある場合 1人目 6万円	扶養親族 1人 4万円 控除対象配偶者が ない場合 1人目 7万円	扶養親族 1人 5万円 控除対象配偶者が ない場合 1人目 8万円	扶養親族 1人 6万円 控除対象配偶者が ない場合 1人目 8万円	扶養親族 1人 8万円 配偶者がいない場合 1人目 9万円	扶養親族 1人 10万円 配偶者がいない場合 1人目 11万円
所得割 退職所得に係る 10%税額控除の創 設(昭和42年1 月1日以後に支払 を受けるべき退職 手当等)				所得割 土地建物等の譲渡所得に対する 税率 (1) 長期譲渡所得 (イ) 45、46、47年度 1.3% (ロ) 48、49年度 1.6% (ハ) 50、51年度 2.0% (2) 短期譲渡所得 (イ)又は(ロ)のいずれか多い金額 (イ) 4% (ロ) 総合課税で計算した場合 の課税短期譲渡所得金額に 対する税額の110%相当額	

(道府県民税「個人」つづき)

年度 項目	47	48	49	50	51
基礎控除	15万円	16万円	18万円	19万円	
配偶者控除	14万円	15万円	18万円	19万円	
扶養控除	扶養親族 1人 11万円 配偶者がいない場合 1人目 12万円	扶養親族 1人 12万円 配偶者がいない場合 1人目 14万円 (新設) 老人扶養親族 14万円	扶養親族 1人 14万円 老人扶養親族 1人 16万円 配偶者がいない場合 14万円	扶養親族 1人 17万円 老人扶養親族 1人 19万円 配偶者がいない場合 19万円	
税率			所得割 (1) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 (イ)又は(ロ)のいずれか多い金額 (イ) 4% (ロ) 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の110%相当額 (2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち、特定市街化区域農地等の譲渡所得については、 (イ) 49年度 1.3% (ロ) 50、51年度 1.6% (3) みなし法人所得 みなし法人税額相当所得税額の5.2% (ただし49年度は5.6%)		均等割 標準税率 年額 300円

(注) 1 昭和52年度欄における土地建物等の譲渡所得に対する所得割の税率のうち、(1)については昭和50年度改正、(2)については昭和51年度改正によるものである。

52	54	55	56
20万円	21万円	22万円	
20万円	21万円	22万円	(新設) 老人控除対象配偶者 23万円
扶養親族 1人 19万円 老人扶養親族 1人 20万円 配偶者がいない場合 20万円	扶養親族 1人 20万円 老人扶養親族 1人 21万円 配偶者がいない場合 21万円	扶養親族 1人 22万円 老人扶養親族 1人 23万円 (新設) 同居老親等扶養親族 1人 26万円	
所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得 (52～56年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000万円以下である場合 2% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000万円を超える場合 40万円と課税長期譲渡所得金額の 4分の3を総合課税した場合の 当該2,000万円を超える部分に係る 上積み税額との合計額 (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域 農地等の譲渡所得 (52～54年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000万円以下である場合 1.6% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000万円を超える場合 32万円と課税長期譲渡所得金額 から2,000万円を控除した金額の 2%に相当する金額との合計額		均等割 標準税率 年額 500円 所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地 等の譲渡所得 (イ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000万円以下である場合 2% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額 の2分の1を総合課税した場合の 当該4,000万円を超える部分に係る 上積み税額との合計額 (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域 農地等の譲渡所得 (55～57年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000万円以下である場合 1.6% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000万円を超える場合 64万円と課税長期譲渡所得金額 から4,000万円を控除した金額の 2%に相当する金額との合計額	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等 の外の譲渡所得 (56年度までの適用期限を廃止) (イ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000万円以下である場合 2% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額 のうち、4,000万円を超え8,000万円 以下の額の2分の1の額と8,000 万円を超える金額の4分の3の額 との合計額を総合課税した場合の 当該4,000万円を超える部分に係る 上積み税額との合計額 (2) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の 譲渡所得 (56年度までの適用期限を廃止)

2 昭和55年度欄における所得割の税率は、昭和54年度改正によるものである。

3 昭和56年度欄における所得割の税率は、昭和55年度改正によるものである。

(道府県民税「個人」つづき)

年度 項目	58	59
基礎控除		25万3千円
配偶者控除	(新設) 同居の特別障害者である控除対象配偶者 25万円	控除対象配偶者 25万3千円 老人控除対象配偶者 26万3千円 同居の特別障害者である控除対象配偶者 29万3千円
扶養控除	(新設) 同居の特別障害者である扶養親族 25万円	扶養親族 1人 25万3千円 老人扶養親族 1人 26万3千円 同居の特別障害者である扶養親族 1人 29万3千円 同居老親等扶養親族 1人 30万3千円
税率	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 (イ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額のうち4,000万円を超える金額の2分の1の額を総合課税した場合の当該4,000万円を超える部分に係る上積み税額との合計額 (2) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(58~60年度) (イ) 長期譲渡所得の全額が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合 ① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2% ② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額のうち、4,000万円を超える金額の2.5%に相当する金額との合計額 (ロ) 長期譲渡所得の一部が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合 ① 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 上記(1)の(イ)又は(ロ)の区分に応じ、それぞれに掲げる税率 ② 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円に優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の2.5%に相当する金額を加算した金額と課税長期譲渡所得金額の2分の1の額を総合課税した場合の税額から優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額の2分の1の額を総合課税した場合の税額を控除した金額との合計額 (3) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得(58~60年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 1.6% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 64万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額	

- (注) 1 昭和58年度欄における土地建物等の譲渡所得に対する所得割の税率は、昭和57年度改正によるものである。
2 昭和59年度欄においては、「個人の住民税に係る地方税の臨時特例に関する法律」により、基礎控除、配偶者控除及び扶養控除について上記金額にそれぞれ7千円が加算される。
3 昭和60年度欄における基礎控除、配偶者控除及び扶養控除は、昭和59年度改正によるものである。

60	61	63
26万円		28万円
控除対象配偶者 26万円 老人控除対象配偶者 27万円 同居の特別障害者である 控除対象配偶者 30万円	同居の特別障害者である控除対象配偶者 34万円	控除対象配偶者 28万円 老人控除対象配偶者 29万円 同居の特別障害者である控除対象配偶者 36万円 (新設) 配偶者特別控除 14万円 (配偶者に所得がある場合の控除額は調 整される。)
扶養親族 1人 26万円 老人扶養親族 1人 27万円 同居の特別障害者である 扶養親族 1人 30万円 同居老親等扶養親族 1人 31万円	同居の特別障害者である扶養親族 1人 34万円	扶養親族 1人 28万円 老人扶養親族 1人 29万円 同居の特別障害者である扶養親族 1人 36万円 同居老親等扶養親族 1人 33万円
均等割 標準税率 年額 700円	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(61~63年) (イ) 長期譲渡所得の全額が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合 ① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2% ② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額のうち4,000万円を超える金額 の2.5%に相当する金額との合計額 (ロ) 長期譲渡所得の一部が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合 ① 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が4,000万円以 下である場合 ③ 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2% ④ 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額のうち4,000万円を超える金 額の2分の1の額を総合課税した場合の当該4,000万円を超え る部分に係る上積み税額との合計額 ⑤ 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が4,000万円を 超える場合 80万円に優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額から4,000万 円を控除した金額の2.5%に相当する金額を加算した金額と課税長 期譲渡所得金額の2分の1の額を総合課税した場合の税額から優良 住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額の2分の1の額を総合課税し た場合の税額を控除した金額との合計額 (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得(61~63年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の 2.5%に相当する金額との合計額	所得割 (1) 130万円以下の金額 2% 130万円を超える金額 3% 260万円 " 4% (2) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業 所得等に対する税率 (昭和63~平成3年度) (イ)又は(ロ)のいずれか多い金額 (イ) 4% (ロ) 総合課税で計算した場合の課税 事業所得等の金額に対する税額の 120%相当額 (3) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等 の譲渡所得 (昭和63~平成3年度) (ロ) 長期譲渡所得のうち特定市街化区 域農地等の譲渡所得 (昭和63~平成3年度) (4) 賦課制限の廃止

4 昭和61年度欄における土地建物等の譲渡所得に対する所得割の税率は、昭和60年度改正によるものである。

5 昭和63年度欄については、昭和62年度改正によるものである。

(道府県民税「個人」つづき)

年度 項目	平成元年度	2
基礎控除		30万円(A)
配偶者控除		控除対象配偶者 30万円(A) 老人控除対象配偶者(障害者を含む。) 35万円(A、B) 同居の特別障害者である控除対象配偶者 51万円(B) (新設)同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 56万円(B) 配偶者特別控除 30万円(A) (配偶者に所得がある場合の控除額は調整される。)
扶養控除		扶養親族 1人 30万円(A) 老人扶養親族(障害者を含む。) 1人 35万円(A、B) 同居の特別障害者である扶養親族 1人 51万円(B) (新設)同居の特別障害者である老人扶養親族 1人 56万円(B) 同居老親等扶養親族(障害者を含む。) 1人 42万円(A、B) (新設)同居の特別障害者である老親等扶養親族 1人 63万円(B) (新設)特定扶養親族 1人 35万円(A) (新設)同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 56万円(A、B)
税率	<p>所得割</p> <p>(1) 500万円以下の金額 2% 500万円を超える金額 4%</p> <p>(2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>(イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2%</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額</p> <p>(ロ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(平成元年～3年度) 2%</p> <p>(ハ) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得(平成元年～3年度)</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2%</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額</p> <p>(ニ) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得(平成元年～3年度)</p> <p>(ニ) 長期譲渡所得のうち所有期間10年を超える居住用家屋及びその敷地の譲渡所得(一定の居住用財産に係る買換え(交換)の特例の適用を受けるものを除く。)</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 1.3%</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 52万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の1.6%に相当する金額との合計額</p>	<p>所得割</p> <p>(1) 株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (A) 2%</p> <p>(2) 資産合算課税制度の廃止 (A)</p> <p>(3) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 (C) (～平成5年度) (イ)又は(ロ)のいずれか多い金額 (イ) 4% (ロ) 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の120%相当額</p> <p>(4) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (C) (イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(～平成4年度) (ロ) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得(～平成4年度)</p>

(注) 1 平成元年度欄における所得割の税率のうち(1)及び(2)(イ)、(ハ)については昭和63年度(昭和63年12月)改正。(2)(ロ)、(ニ)については昭和63年度(昭和63年3月)改正によるものである。

2 平成2年度欄において、(A)とあるのは昭和63年度(昭和63年12月)改正によるものであり、(B)とあるのは平成元年度改正によるものであり、(A、B)とあるのは、昭和63年度改正により控除額が引き上げられ、平成元年度改正でその適用関係を拡大したものであり、又は昭和

3	4
31 万円	
控除対象配偶者 31 万円 老人控除対象配偶者（障害者を含む。） 36 万円 同居の特別障害者である控除対象配偶者 52 万円 同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 57 万円 配偶者特別控除 31 万円 （配偶者に所得がある場合の控除額は調整される。）	
扶養親族 1 人 31 万円 老人扶養親族（障害者を含む。） 1 人 36 万円 同居の特別障害者である扶養親族 1 人 52 万円 同居の特別障害者である老人扶養親族 1 人 57 万円 同居老親等扶養親族（障害者を含む。） 1 人 43 万円 同居の特別障害者である老親等扶養親族 1 人 64 万円 特定扶養親族 1 人 36 万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 1 人 57 万円	
所得割 (1) 550 万円以下の金額 2% 550 万円を超える金額 4% (2) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 （～平成 10 年度） (イ)又は(ロ)のいずれか多い金額 (イ) 4% (ロ) 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する 税額の 120%相当額	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得（～平成 9 年度） 1.6% (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得 特例廃止 （経過措置として平成 3 年 12 月 31 日までの譲渡に係る分は従前の 税率適用）

和 63 年度改正で引き上げられた控除額を平成元年度改正で更に引き上げたものであり、(C)とあるのは平成 2 年度改正で適用期限を延長したものである。

3 平成 4 年度欄については、平成 3 年度改正によるものである。

(道府県民税「個人」つづき)

年度 項目	5	6	7
基礎控除			33万円
配偶者控除			控除対象配偶者 33万円 老人控除対象配偶者(障害者を含む。) 38万円 同居の特別障害者である控除対象配偶者 54万円 同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 59万円 配偶者特別控除 33万円 (配偶者に所得がある場合の控除額は調整される。)
扶養控除		特定扶養親族 1人 39万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 60万円	扶養親族 1人 33万円 老人扶養親族(障害者を含む。) 1人 38万円 同居の特別障害者である扶養親族 1人 54万円 同居の特別障害者である老人扶養親族 1人 59万円 同居老親等扶養親族(障害者を含む。) 1人 45万円 同居の特別障害者である老親等扶養親族 1人 66万円 特定扶養親族 1人 41万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 62万円
税率	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 3% (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得(特例廃止後の経過措置として平成4年1月1日から平成5年3月31日までの譲渡に係る分は2.2%) (3) 長期譲渡所得のうち所有期間10年を超える居住用家屋及びその敷地の譲渡所得(一定の居住用財産に係る買換え(交換)の特例の適用を受けるものを除く。) (イ) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円以下である場合 1.3% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円を超える場合 78万円と課税長期譲渡所得金額から6,000万円を控除した金額の1.6%に相当する金額との合計額	所得割 みなし法人課税 制度廃止	所得割 700万円以下の金額 2% 700万円を超える金額 4%

- (注) 1 平成5年度欄については、平成3年度改正によるものである。
 2 平成6年度欄における所得割の税率は、平成4年度改正によるものである。
 3 平成6年度に限り道府県民税及び市町村民税の所得割額から、その20%相当額(20%相当額が20万円を超える場合は20万円を限度とする。)を控除した。
 4 平成7年度欄については、平成6年度(平成6年12月)改正によるものである。

8	9
<p>均等割 標準税率 年額 1,000 円</p> <p>所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 (1) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以下である場合 2% (2) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超える場合 80 万円と課税長期譲渡所得金額から 4,000 万円を控除 した金額の 3%に相当する金額との合計額</p>	<p>所得割 (1) 700 万円以下の金額 2% 700 万円を超える金額 4%</p> <p>(2) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 (イ) ①又は②のいずれか多い金額 ① 3% ② 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税 額の 110%相当額 (ロ) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等 (～平成 15 年度) ①又は②のいずれか多い金額 ① 3% ② 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税 額の 120%相当額</p> <p>(3) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 ① 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以下である場合 2% ② 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超え 8,000 万円以下である場合 80 万円と課税長期譲渡所得金額から 4,000 万円を控除した金額の 2%に相当する金額との合計額 ③ 課税長期譲渡所得金額が 8,000 万円を超える場合 160 万円と課税長期譲渡所得金額から 8,000 万円を控除した金額の 3%に相当する金額との合計額 (ロ) 短期譲渡所得 ①又は②のいずれか多い金額 ① 3% ② 総合課税で計算した場合の課税短期譲渡所得金額に対する税 額の 110%相当額</p>

5 平成 7 年度分及び平成 8 年度分の道府県民税及び市町村民税の所得割から、その 15%相当額 (15%相当額が 2 万円を超える場合は 2 万円を限度とする。)を控除した。

6 平成 8 年度欄のうち所得割については、平成 6 年度 (平成 6 年 12 月) 改正によるものである。

7 平成 9 年度欄における所得割の税率のうち (3) (イ)については、平成 8 年度改正によるものである。

(道府県民税「個人」つづき)

年度 項目	10	11
基礎控除		
配偶者控除		同居の特別障害者である控除対象配偶者 1人 56万円 同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 1人 61万円
扶養控除		同居の特別障害者である扶養親族 1人 56万円 同居の特別障害者である老人扶養親族 1人 61万円 同居の特別障害者である老親等扶養親族 1人 68万円 特定扶養親族 1人 43万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 66万円
税率	<p>所得割</p> <p>土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得（～平成14年度）</p> <p>(1) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 1.6%</p> <p>(2) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 64万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額</p>	<p>所得割</p> <p>(1) 土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得（平成11年度）</p> <p>(イ) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円以下である場合 2%</p> <p>(ロ) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円を超える場合 120万円と課税長期譲渡所得金額から6,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額</p> <p>(2) 土地の譲渡に係る事業所得等に対する税率</p> <p>(イ) 特例不適用（～平成13年度）</p> <p>(ロ) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等 特例廃止</p>

(注) 1 平成10年度欄については、平成8年度改正によるものである。
2 平成10年度分に限り、道府県民税及び市町村民税の所得割額の合計額から定額（本人17,000円、控除対象配偶者又は扶養親族1人につき8,500円の合計額。ただし、平成10年度分の所得割額を限度とする。）を控除した。
3 平成11年度欄については、所得割の税率のうち(1)の適用期限に係る部分は、平成11年度改正によるものであり、その他は平成10年度改正によるものである。

12	14	15
特定扶養親族 1人 45万円		
所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の 譲渡所得（～平成13年度） 2%	所得割 (1) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する 税率 特例不適用（～平成16年度） (2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の 譲渡所得（～平成16年度） 2% (3) 商品先物取引による所得に対する税率 (平成13年4月1日から平成15年3月31日 までの取引に係る分) 2%	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (～平成16年度) (1) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下 である場合 1.6% (2) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を 超える場合 64万円と課税長期譲渡所得金額から 4,000万円を控除した金額の2%に相当す る金額との合計額 (創設(平成16年1月～)) 配当割 上場株式等の配当所得に係る税率 5% (平成16年1月1日から平成20年3月31日 までの間に支払を受ける一定の上場株式等 の配当等に係る税率 3%) 株式等譲渡所得割 源泉徴収口座（所得税において源泉徴収を 選択した特定口座）内の株式等の譲渡による 所得に係る税率 5% (平成16年1月1日から平成19年12月31 日までの間に支払を受ける源泉徴収口座内 の上場株式等の譲渡所得等に係る税率 3%)

- 4 平成11年度分以降については、道府県民税及び市町村民税の所得割額から、その15%相当額（15%相当額が4万円を超える場合は4万円を限度とする。）を控除する（平成17年度改正により平成18年度分から2分の1に縮減、平成18年度改正により平成19年度分から廃止）。
- 5 平成12年度欄については、平成11年度改正によるものである。
- 6 平成14年度欄については、平成13年度改正によるものである。
- 7 平成15年度欄において、所得割については平成13年度改正、配当割及び株式等譲渡所得割については平成15年度改正によるものである。

(道府県民税「個人」つづき)

年度 項目	16	17
基礎控除		
配偶者控除		配偶者特別控除のうち、控除対象配偶者について、配偶者控除に上乗せして適用される部分の控除を廃止
扶養控除		
税 率	<p>所得割</p> <p>(1) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (平成 15 年 1 月～)</p> <p>(イ) 上場株式等に係る申告分離課税の税率 1.6%</p> <p>(ロ) 長期 (1 年超) 保有上場株式等に係る特例 (平成 15～17 年) 1%</p> <p>※ (イ)について、税率 1%の特例を創設 (～平成 20 年度) (ロ)について、廃止</p> <p>(2) 先物取引に係る雑所得等に対する税率 1.6%</p>	<p>所得割</p> <p>(1) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用 (～平成 21 年度)</p> <p>(2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>(イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 1.6%</p> <p>(ロ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (～平成 21 年度)</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円以下である場合 1.3%</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円を超える場合 26 万円と課税長期譲渡所得金額から 2,000 万円を控除した金額の 1.6%に相当する金額との合計額</p> <p>(ハ) 短期譲渡所得</p> <p>① 国等に対する譲渡以外である場合 3%</p> <p>② 国等に対する譲渡である場合 1.6%</p> <p>(3) 株式等に係る譲渡所得等に対する税率 1.6%</p>

- (注) 1 平成 16 年度欄において、所得割(1) (※を除く。)については平成 13 年度(平成 13 年 11 月)改正、それ以外については平成 15 年度改正によるものである。
- 2 平成 17 年度欄において、配偶者特別控除については平成 15 年度改正、所得割については平成 16 年度改正によるものである。
- 3 平成 11 年度分以降継続して実施している定率減税を 2 分の 1 に縮減し、平成 18 年度分以降は道府県民税及び市町村民税の所得割額から、

19	20
<p>所得割</p> <p>(1) 一律 4%</p> <p>(2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>イ) 長期譲渡所得 2%</p> <p>ロ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得（～平成 21 年度）</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円以下である場合 1.6%</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円を超える場合 32 万円と課税長期譲渡所得金額から 2,000 万円を控除した金額の 2%に相当する金額との合計額</p> <p>ハ) 長期譲渡所得のうち居住用財産の譲渡所得</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が 6,000 万円以下である場合 1.6%</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が 6,000 万円を超える場合 96 万円と課税長期譲渡所得金額から 6,000 万円を控除した金額の 2%に相当する金額との合計額</p> <p>ニ) 短期譲渡所得</p> <p>① 国等に対する譲渡以外である場合 3.6%</p> <p>② 国等に対する譲渡である場合 2%</p> <p>(3) 株式等に係る譲渡所得等に対する税率 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率（～平成 20 年度） 1.2%</p> <p>(4) 先物取引等に係る雑所得等に対する税率 2%</p> <p>(5) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率</p> <p>①又は②のいずれか多い金額</p> <p>① 4.8%</p> <p>② 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の 110%相当額 (ただし、平成 21 年度まで特例不適用)</p> <p>株式等譲渡所得割</p> <p>源泉徴収口座（所得税において源泉徴収を選択した特定口座）内の株式等の譲渡による所得に係る税率 5% (平成 20 年 1 月 1 日から平成 20 年 12 月 31 日までの間に支払を受ける源泉徴収口座内の株式等の譲渡所得等に係る税率 3%)</p>	<p>配当割</p> <p>上場株式等の配当所得に係る税率 5% (平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までの間に支払を受けるべき上場株式等の配当等に係る税率 3%) ※ 3%軽減税率は、平成 22 年 12 月 31 日まで延長。</p> <p>株式等譲渡所得割</p> <p>源泉徴収口座（所得税において源泉徴収を選択した特定口座）内の株式等の譲渡による所得に係る税率 5% (平成 21 年 1 月 1 日から平成 22 年 12 月 31 日までの間に支払を受ける源泉徴収口座内の上場株式等の譲渡所得等に係る税率 3%)</p>

その 7.5%相当額（7.5%相当額が 2 万円を超える場合は 2 万円を限度とする。）を控除する（平成 17 年度改正による。）。平成 19 年度分以降については定率減税を廃止する（平成 18 年度改正による。）。

4 平成 19 年度欄において、所得割については平成 18 年度改正、それ以外については平成 19 年度改正によるものである。

5 平成 20 年度欄において、配当割（※を除く。）については平成 19 年度改正、それ以外については平成 20 年度改正によるものである。

(道府県民税「個人」つづき)

年度 項目	21	22	23
基礎控除			
配偶者控除			
扶養控除			
税 率	<p>所得割 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (～平成21年度) 1.2%</p>	<p>所得割 (1) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (～平成26年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 1.6% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 32万円と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を 控除した金額の2%に相当する金額との合計額 (2) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用(～平成26年度) (3) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (平成22年度～平成24年度) 1.2% (4) 申告分離選択課税に係る上場株式等に係る配当所得に 対する税率(平成22年度～平成24年度) 1.2%</p> <p>配当割 上場株式等の配当所得に係る税率 5% (平成23年1月1日から平成23年12月31日までの間に 支払を受けるべき上場株式等の配当等に係る税率 3%)</p> <p>株式等譲渡所得割 源泉徴収口座(所得税において源泉徴収を選択した 特定口座)内の株式等の譲渡による所得に係る税率 5% (平成23年1月1日から平成23年12月31日までの間に 支払を受ける源泉徴収口座内の上場株式等の譲渡所得等 に係る税率 3%)</p>	<p>配当割 上場株式等の配当所得に係る税率 5% (平成24年1月1日から平成25年 12月31日までの間に支払を受ける べき上場株式等の配当等に係る税率 3%)</p> <p>株式等譲渡所得割 源泉徴収口座(所得税において源泉 徴収を選択した特定口座)内の株式等 の譲渡による所得に係る税率 5% (平成24年1月1日から平成25年12 月31日までの間に支払を受ける源泉 徴収口座内の上場株式等の譲渡所得 等に係る税率 3%)</p>

- (注) 1 平成21年度欄については、平成19年度改正によるものである。
2 平成22年度欄において、上場株式等に係る配当所得の申告分離課税については、平成20年度改正により創設されたもの、その他の記載については、平成21年度改正によるものである。
3 平成23年度欄については、平成23年度改正(平成23年6月)によるものである。

24	25	26
同居の特別障害者である控除対象配偶者について配偶者控除に 23 万円を加算する部分の控除を特別障害者控除の額に加算する控除に改組		
<p>扶養親族のうち年齢 16 歳未満の者に係る扶養控除を廃止</p> <p>特定扶養親族のうち年齢 16 歳以上 19 歳未満の者に係る扶養控除の上乗せ部分を廃止</p> <p>同居の特別障害者である扶養親族について扶養控除に 23 万円を加算する部分の控除を特別障害者控除の額に加算する控除に改組</p>		
<p>所得割</p> <p>退職所得に係る 10%税額控除の廃止 (平成 25 年 1 月 1 日以後に支払を受けるべき退職手当等)</p>	<p>所得割</p> <p>上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率</p> <p>(1) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (平成 25 年度～平成 26 年度) 1.2%</p> <p>(2) 申告分離選択課税に係る上場株式等に係る配当所得に対する税率 (平成 25 年度～平成 26 年度) 1.2%</p>	<p>均等割</p> <p>標準税率 (平成 26 年度～平成 35 年度) 年額 1,500 円 〔 本則税率 年額 1,000 円に 年額 500 円を加算した額 〕</p> <p>配当割</p> <p>上場株式等の配当所得に係る税率 5% (平成 26 年 1 月 1 日以後に支払を受けるべき上場株式等の配当等)</p> <p>株式等譲渡所得割</p> <p>源泉徴収口座 (所得税において源泉徴収を選択した特定口座) 内の上場株式等の譲渡による所得に係る税率 5% (平成 26 年 1 月 1 日以後に支払を受ける源泉徴収口座内の上場株式等の譲渡所得等)</p>

- 4 平成 24 年度欄において、配偶者控除及び扶養控除については、平成 22 年度改正によるもの、その他の記載については、平成 23 年度改正 (平成 23 年 12 月) によるものである。
- 5 平成 25 年度欄については、平成 23 年度改正 (平成 23 年 6 月) によるものである。
- 6 平成 26 年度欄において、均等割については、平成 23 年度改正 (平成 23 年 12 月) によるもの、その他の記載については、平成 23 年度改正 (平成 23 年 6 月) によるものである。

(道府県民税「個人」つづき)

年度 項目	27	28	29
基礎控除			
配偶者控除			
扶養控除			
税率	<p>所得割 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (1) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率(平成27年度～) 2% ※軽減税率は平成26年度まで</p> <p>(2) 申告分離選択課税に係る上場株式等に係る配当所得に対する税率(平成27年度～) 2% ※軽減税率は平成26年度まで</p>	<p>配当割 上場株式等の配当所得等に係る税率 5% (平成28年1月1日以後に支払を受けるべき上場株式等の配当等)</p>	<p>所得割 (1) 一般株式等に係る譲渡所得等に対する税率(平成29年度～) 2% (2) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率(平成29年度～) 2% (3) 申告分離選択課税に係る上場株式等に係る配当所得等に対する税率(平成29年度～) 2%</p>

- (注) 1 平成27年度欄については、平成23年度改正によるものである。
2 平成28年度欄及び平成29年度欄については、平成25年度改正によるものである。

② 法 人

年度 項目	昭和 25 年度	29	30	40	41	42
税 率		(創設) 均等割 年 600 円 法人税割 法人税額の 5% 制限税率 6% ※昭和 29 年 5 月 13 日施行、昭和 29 年 4 月 1 日の属 する事業年度から 適用	法人税割 標準税率 5.4% 制限税率 6.5% ※昭和 30 年 7 月 1 日から同年 9 月 30 日までの間に終了 する事業年度分に あつては、 標準税率 5.3% 制限税率 6.3%	法人税割 標準税率 5.5% 制限税率 6.6%	法人税割 標準税率 5.8% 制限税率 7.0%	均等割 標準税率 (1) 資本の金額又は出資金額が 1,000 万円を超える法人 年 1,000 円 (2) 上記法人以外の法人等 年 600 円

年度 項目	昭和 53 年度	56	58
税 率	均等割 標準税率 (1) 資本の金額又は出資金額が 50 億円を超える法人 年額 200,000 円 (2) 資本の金額又は出資金額が 10 億円を超え 50 億円以下の法人 年額 100,000 円 (3) 資本の金額又は出資金額が 1 億円を超え 10 億円以下の法人 年額 20,000 円 (4) 資本の金額又は出資金額が 1 千万円を超え 1 億円以下の法人 年額 6,000 円 (5) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 2,000 円	均等割 標準税率 (1) 資本等の金額が 50 億円を超える法人 年額 200,000 円 (2) 資本等の金額が 10 億円を超え 50 億円以下の法人 年額 100,000 円 (3) 資本等の金額が 1 億円を超え 10 億円以下の法人 年額 20,000 円 (4) 資本等の金額が 1 千万円を超え 1 億円以下の法人 年額 6,000 円 (5) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 2,000 円 ※資本等の金額 …資本の金額又は出資金額と資本積立金との 合計額 法人税割 標準税率 5.0% 制限税率 6.0%	均等割 標準税率 (1) 資本等の金額が 50 億円を超える法人 年額 300,000 円 (2) 資本等の金額が 10 億円を超え 50 億円以下の法人 年額 200,000 円 (3) 資本等の金額が 1 億円を超え 10 億円以下の法人 年額 40,000 円 (4) 資本等の金額が 1 千万円を超え 1 億円以下の法人 年額 12,000 円 (5) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 4,000 円

45	49	51	52
法人税割 標準税率 5.6% 制限税率 6.6%	法人税割 標準税率 5.2% 制限税率 6.2%	均等割 標準税率 (1) 資本の金額又は出資金額が 1億円を超える法人 年額 6,000円 (2) 資本の金額又は出資金額が 1千万円を超え1億円以下の法人 年額 3,000円 (3) 資本の金額又は出資金額が 1千万円以下の法人等 年額 1,800円	均等割 標準税率 (1) 資本の金額又は出資金額が 1億円を超える法人 年額 20,000円 (2) 資本の金額又は出資金額が 1千万円を超え1億円以下の法人 年額 6,000円 (3) 資本の金額又は出資金額が 1千万円以下の法人等 年額 2,000円

59	平成6年度	14	18
均等割 標準税率 (1) 資本等の金額が 50億円を超える法人 年額 750,000円 (2) 資本等の金額が 10億円を超え50億円以下の法人 年額 500,000円 (3) 資本等の金額が 1億円を超え10億円以下の法人 年額 100,000円 (4) 資本等の金額が 1千万円を超え1億円以下の法人 年額 30,000円 (5) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 10,000円	均等割 標準税率 (1) 資本等の金額が 50億円を超える法人 年額 800,000円 (2) 資本等の金額が 10億円を超え50億円以下の法人 年額 540,000円 (3) 資本等の金額が 1億円を超え10億円以下の法人 年額 130,000円 (4) 資本等の金額が 1千万円を超え1億円以下の法人 年額 50,000円 (5) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 20,000円	均等割 資本等の金額 …資本の金額又は 出資金額と資本 積立金額又は連 結個別資本積立 金額との合計額 法人税割 連結申告法人の課税 標準を個別帰属法人税 額とする等	均等割 資本金等の額 …法人税法に規定 する資本金等の 額又は連結個別 資本金等の額 法人税割 連結申告法人の課税 標準を個別帰属法人税 額とする等

(道府県民税「法人」つづき)

年度 項目	平成 20 年度	26 (改正案による)
税 率	均等割 標準税率 (1) 資本金等の額が 50 億円を超える法人 年額 800,000 円 (2) 資本金等の額が 10 億円を超え 50 億円以下の法人 年額 540,000 円 (3) 資本金等の額が 1 億円を超え 10 億円以下の法人 年額 130,000 円 (4) 資本金等の額が 1 千万円を超え 1 億円以下の法人 年額 50,000 円 (5) 資本金等の額が 1 千万円以下の法人 年額 20,000 円	法人税割 標準税率 3.2% 制限税率 4.2% ※平成 26 年 10 月 1 日 以後に開始する事業年 度から適用

③ 利 子 割

年度 項目	昭和 63 年度	平成 19 年度
税 率 等	(創設) 利子割 一定税率 5.0% 4 月 1 日施行	(交付金) 都道府県間の精算をした後の額に 99%を 乗じて得た額の 5 分の 3 を市町村に交付 (交付金) 都道府県間の精算をした後の額に 95%を 乗じて得た額の 5 分の 3 を市町村に交付

(注) 平成 19 年度欄については、平成 18 年度改正によるものである。

2. 事業税

① 個人

年度 項目	昭和 25 年度	27	28	29	30	31	32	33
事業主控除等	免税点 年 25,000 円	基礎控除 年 38,000 円	基礎控除 年 50,000 円	基礎控除 年 70,000 円	基礎控除 年 100,000 円	基礎控除 年 120,000 円		
税率	第 1 種事業 12% 第 2 種事業 8% 特別所得税 第 1 種業務 6.4% 第 2 種業務 8%		第 1 種業務のうち助産婦業等 4%	第 1 種事業 8% 第 2 種事業及び第 3 種事業 6% 第 3 種業務のうち助産婦業等 4%			第 1 種事業課税所得 年 50 万円以下 6% 年 50 万円超 8%	
事業専従者控除等				特別所得税が事業税の第 3 種事業とされた。				事業専従者控除 (青色) 年 80,000 円

年度 項目	昭和 46 年度	47	48	49	50	51	52	60
事業主控除等	事業主控除 年 360,000 円	事業主控除 年 600,000 円	事業主控除 年 800,000 円	事業主控除 年 1,500,000 円	事業主控除 年 1,800,000 円	事業主控除 年 2,000,000 円	事業主控除 年 2,200,000 円	事業主控除 年 2,400,000 円
税率					制限税率が設けられた。 (標準税率の 1.1 倍)			
事業専従者控除等		事業専従者控除 (白色) 年 165,000 円	事業専従者控除 (白色) 年 170,000 円	事業専従者控除 (白色) 年 192,500 円 (49 年度限り、本則は年 200,000 円)	事業専従者控除 (白色) 年 275,000 円 (50 年度限り、本則は年 300,000 円)	事業専従者控除 (白色) 年 400,000 円		事業専従者控除 (白色) 年 450,000 円

34	37	39	40	41	42	43	44	45
基礎控除 年 200,000 円	事業主控除と名称 が変更された。	事業主控除 年 220,000 円	事業主控除 年 240,000 円	事業主控除 年 250,000 円	事業主控除 年 270,000 円			事業主控除 年 320,000 円
	第1種事業 5% 第2種事業 4% 第3種事業 5% 助産婦業等 3%							
	事業専従者控除 (白色) 年 50,000 円 (青色の 年 80,000 円 についても 法律に明記)			事業専従者控除 (青色) 年 100,000 円 (白色) 年 60,000 円	事業専従者控除 (青色) 年 120,000 円 (白色) 年 80,000 円	事業専従者控除 (青色) 年 170,000 円 (白色) 年 110,000 円	事業専従者控除 (青色) 完全給与制 (白色) 年 150,000 円	

63	平成2年度	5	8	11
		事業主控除 年 2,700,000 円		事業主控除 年 2,900,000 円
事業専従者控除 (白色) 配偶者である 事業専従者 年 600,000 円 その他の 事業専従者 年 450,000 円	事業専従者控除 (白色) 配偶者である 事業専従者 年 800,000 円 その他の 事業専従者 年 470,000 円		事業専従者控除 (白色) 配偶者である 事業専従者 年 860,000 円 その他の 事業専従者 年 500,000 円	

(注) 1 昭和63年度欄については、昭和62年9月改正によるものである。
2 平成2年度欄については、昭和63年12月改正によるものである。

② 法 人

年度 項目	昭和25年度	26	29	30	32	34	37
税 率	普通法人 12% 特別法人 8% 収入金額課税法人 1.6%		普通法人 年50万円以下 10% 年50万円超及び 清算所得 12% 収入金額課税法人 1.5%	普通法人 3以上の道府 県に事務所等 を有する法人 で資本金等 500万円以上 の法人の所得 及び清算所得 12%	普通法人 年50万円以下 8% 年100万円以下 10% 年100万円超及び 清算所得 12% 3以上の道府県 に事務所等を有 する法人で資本 金等500万円以 上の法人の所得 12%	普通法人 年50万円以下 7% 年100万円以下 8% 年200万円以下 10% 年200万円超及び 清算所得 12% 3以上の道府県 に事務所等を有 する法人で資本 金等500万円以 上の法人の所得 12% 特別法人 年50万円以下 7% 年50万円超及び 清算所得 8% 3以上の道府県 に事務所等を有 する法人で資本 金等500万円以 上の法人の所得 8%	普通法人 年100万円以下 6% 年200万円以下 9% 年200万円超及び 清算所得 12% 3以上の道府県に事 務所等を有する法人 で資本金等1,000万 円以上の法人の所得 12% 特別法人 年100万円以下 6% 年100万円超及び 清算所得 8% 3以上の道府県に事 務所等を有する法人 で資本金等1,000万 円以上の法人の所得 8%
そ の 他		申告納付制度が採用された。	生命保険事業が収入金額課税とされ、運送業（地方鉄軌道事業を除く。）が所得課税とされた。	損害保険事業が収入金額課税とされた。	地方鉄軌道事業が所得課税とされた。		

39	49	50	平成元年度	10	11
<p>普通法人</p> <p>年 150 万円以下 6%</p> <p>年 300 万円以下 9%</p> <p>年 300 万円超及び清算所得 12%</p> <p>3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金等 1,000 万円以上の法人の所得 12%</p> <p>特別法人</p> <p>年 150 万円以下 6%</p> <p>年 150 万円超及び清算所得 8%</p> <p>3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金等 1,000 万円以上の法人の所得 8%</p>	<p>普通法人</p> <p>年 350 万円以下 6%</p> <p>年 350 万円超 700 万円以下 9%</p> <p>年 700 万円超及び清算所得 12%</p> <p>3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金等 1,000 万円以上の法人の所得 12%</p> <p>特別法人</p> <p>年 350 万円以下 6%</p> <p>年 350 万円超及び清算所得 8%</p> <p>3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金等 1,000 万円以上の法人の所得 8%</p> <p>ただし、昭和 49 年 5 月 1 日から昭和 50 年 4 月 30 日までの間に終了する法人については次による。</p> <p>普通法人</p> <p>年 300 万円以下 6%</p> <p>年 300 万円超 600 万円以下 9%</p> <p>年 600 万円超及び清算所得 12%</p> <p>特別法人</p> <p>年 300 万円以下 6%</p> <p>年 300 万円超及び清算所得 8%</p>	<p>制限税率が設けられた。</p> <p>標準税率の 1.1 倍</p> <p>一定の協同組合等については 年 10 億円超 9%</p> <p>一定の協同組合等については 年 10 億円超 9%</p>	<p>特別法人</p> <p>年 350 万円以下 6%</p> <p>年 350 万円超及び清算所得 8%</p> <p>一定の協同組合等については 年 10 億円超 9%</p> <p>3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金等 1,000 万円以上の法人の所得 8%</p> <p>一定の協同組合等については 年 10 億円超 9%</p>	<p>普通法人</p> <p>年 400 万円以下 5.6%</p> <p>年 400 万円超 800 万円以下 8.4%</p> <p>年 800 万円超及び清算所得 11%</p> <p>3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金等 1,000 万円以上の法人の所得 11%</p> <p>特別法人</p> <p>年 400 万円以下 5.6%</p> <p>年 400 万円超及び清算所得 7.5%</p> <p>3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金等 1,000 万円以上の法人の所得 7.5%</p>	<p>普通法人</p> <p>年 400 万円以下 5%</p> <p>年 400 万円超 800 万円以下 7.3%</p> <p>年 800 万円超及び清算所得 9.6%</p> <p>3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金等 1,000 万円以上の法人の所得 9.6%</p> <p>特別法人</p> <p>年 400 万円以下 5%</p> <p>年 400 万円超及び清算所得 6.6%</p> <p>一定の協同組合等については 年 10 億円超 7.9%</p> <p>3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金等 1,000 万円以上の法人の所得 6.6%</p> <p>一定の協同組合等については 年 10 億円超 7.9%</p> <p>収入金額課税法人 1.3%</p> <p>※上記税率は恒久的な減税として法附則 40⑩に定められているものであり、本則(法 72 の 22)の税率とは異なる。</p>

(事業税「法人」つづき)

年度 項目	16		20	
税 率	右に掲げる法人以外の法人 (資本金等1億円超の法人)	所得課税法人(特別法人を除く。)のうち資本金等1億円以下の法人、公益法人等及び投資法人等	右に掲げる法人以外の法人 (資本金等1億円超の法人)	所得課税法人(特別法人を除く。)のうち資本金等1億円以下の法人、公益法人等及び投資法人等
	付加価値割 0.48%		付加価値割 0.48%	
	資 本 割 0.2%		資 本 割 0.2%	
	所 得 割	所 得 割	所 得 割	所 得 割
	年400万円以下 3.8%	年400万円以下 5%	年400万円以下 1.5%	年400万円以下 2.7%
	年400万円超800万円以下 5.5%	年400万円超800万円以下 7.3%	年400万円超800万円以下 2.2%	年400万円超800万円以下 4.0%
	年800万円超及び清算所得 7.2%	年800万円超及び清算所得 9.6%	年800万円超及び清算所得 2.9%	年800万円超及び清算所得 5.3%
	3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金等1,000万円以上の法人の所得 7.2%	3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金等1,000万円以上の法人の所得 9.6%	3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金等1,000万円以上の法人の所得 2.9%	3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金等1,000万円以上の法人の所得 5.3%
		特別法人		特別法人
		所 得 割 年400万円以下 5% 年400万円超及び清算所得 6.6% 〔一定の協同組合等については〕 年10億円超 7.9% 3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金等1,000万円以上の法人の所得 6.6% 〔一定の協同組合等については〕 年10億円超 7.9% 収入金額課税法人 収 入 割 1.3%		所 得 割 年400万円以下 2.7% 年400万円超及び清算所得 3.6% 〔一定の協同組合等については〕 年10億円超 4.3% 3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金等1,000万円以上の法人の所得 3.6% 〔一定の協同組合等については〕 年10億円超 4.3% 収入金額課税法人 収 入 割 0.7%
※上記の所得割及び収入割の税率は、恒久的な減税として、法附則40⑩に定められているものであり、本則(法72の24の7)の税率とは異なる。制限税率が引き上げられた。〔標準税率の1.2倍〕				
そ の 他	※平成20年10月1日以後に開始する事業年度に適用			

(注) 1 平成16年度欄については、平成15年3月改正によるものである。

2 上記の所得割及び収入割の税率は、平成18年度改正により平成19年4月1日から本則の税率となったものである。

22		26 (改正案による)	
右に掲げる法人以外の法人 (資本金等1億円超の法人)	所得課税法人(特別法人を除く。)のうち資本金等1億円以下の法人、公益法人等及び投資法人等	右に掲げる法人以外の法人 (資本金等1億円超の法人)	所得課税法人(特別法人を除く。)のうち資本金等1億円以下の法人、公益法人等及び投資法人等
付加価値割 0.48%		付加価値割 0.48%	
資本割 0.2%		資本割 0.2%	
所得割	所得割	所得割	所得割
年400万円以下 1.5%	年400万円以下 2.7%	年400万円以下 2.2%	年400万円以下 3.4%
年400万円超800万円以下 2.2%	年400万円超800万円以下 4.0%	年400万円超800万円以下 3.2%	年400万円超800万円以下 5.1%
年800万円超 2.9%	年800万円超 5.3%	年800万円超 4.3%	年800万円超 6.7%
3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金等1,000万円以上の法人の所得 2.9%	3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金等1,000万円以上の法人の所得 5.3%	3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金等1,000万円以上の法人の所得 4.3%	3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金等1,000万円以上の法人の所得 6.7%
	特別法人		特別法人
	所得割		所得割
	年400万円以下 2.7%		年400万円以下 3.4%
	年400万円超 3.6%		年400万円超 4.6%
	[一定の協同組合等については年10億円超 7.3%]		[一定の協同組合等については年10億円超 5.5%]
	3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金等1,000万円以上の法人の所得 3.6%		3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金等1,000万円以上の法人の所得 4.6%
	[一定の協同組合等については年10億円超 4.3%]		[一定の協同組合等については年10億円超 5.5%]
	収入金額課税法人		収入金額課税法人
	収入割 0.7%		収入割 0.9%
※平成22年10月1日以後に解散(合併による解散及び破産手続開始の決定による解散を除く。)又は破産手続開始の決定が行われる場合に適用		※平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用	

法人事業税の分割基準

年度 区分	昭和 26 年度	29	37	42	45
銀行業 保険業 (証券業)	従業者の数	1/2 を事務所の数 他の 1/2 を従業者の数		各月の延従業者の数を期 末現在の従業者の数とし た。	資本金が 1 億円以上の法 人の本社管理部門の従業 者数については 1/2
運輸・通信業 卸売・小売業 サービス業 等					
製造業			資本金 1 億円以上の法人の 本社管理部門の従業者数に ついては 1/2		
鉄道業 軌道業	1/2 を固定資産の価額 他の 1/2 を従業者の数	軌道の延長キロメートル 数			
ガス供給業 倉庫業		固定資産の価額			
電気供給業					

年度 区分	昭和 47 年度	57	平成元年	17
銀行業 保険業 (証券業)			証券業が追加された	1/2 を事務所の数 他の 1/2 を従業者の数 ※本社管理部門の従業者 数 1/2 措置は廃止
運輸・通信業 卸売・小売業 サービス業 等				
製造業			資本金 1 億円以上の法人の 工場の従業者数については 1.5 倍	本社管理部門の従業者数 1/2 措置は廃止
鉄道業 軌道業				
ガス供給業 倉庫業				
電気供給業	1/2 を発電所の固定資 産の価額 他の 1/2 を固定資産の 価額	3/4 を発電所の固定資産 の価額 他の 1/4 を固定資産の価 額		

(注) 電気供給業については経過措置あり。

3. 地方消費税

年度 項目	平成9年度	26
税率等	<p>(創設) 一定税率 消費税額の100分の25</p> <p>(交付金) 都道府県内の市町村に対して清算後の額の2分の1を交付</p> <p>(交付基準) 人口と従業者数を1:1で按分</p>	<p>(税率) 一定税率 消費税額の63分の17</p> <p>(交付基準) 従来分の地方消費税収については、人口と従業者数を1:1で按分 引上げ分の地方消費税収については、人口のみで按分</p> <p>(使途) 引上げ分の地方消費税収(市町村交付金を含む。)については、全額社会保障財源化</p>

- (注) 1 平成9年度欄については、平成6年12月改正によるものである。
 2 平成26年度欄については、平成24年8月改正によるものである。
 3 譲渡割については、当分の間、国が消費税と併せて賦課徴収し、貨物割については、国が消費税と併せて賦課徴収する。

4. 不動産取得税

年度 項目	昭和25年度	29	30	39	48	56	61
税率等		<p>(創設) 税率 3%</p>	<p>(免税点) 土地 1万円 家屋(建築) 10万円 家屋(その他) 5万円</p>	<p>(免税点) 土地 5万円 家屋(建築) 15万円 家屋(その他) 8万円</p>	<p>(免税点) 土地 10万円 家屋(建築) 23万円 家屋(その他) 12万円</p>	<p>税率4%</p> <p>ただし、昭和56年7月1日から昭和61年6月30日までに行われた住宅の取得については3%とされた。 昭和56年7月1日から昭和61年6月30日までの間に行われた一定の住宅用土地の取得については税額から4分の1に相当する額を減額することとされた。</p>	<p>住宅及び住宅用土地に係る税率等の特例措置について、平成元年6月30日まで3年間延長された。</p>

年度 項目	平成12年度	13	15	18
税率等	<p>宅地及び宅地比準土地の取得が、平成12年1月1日から平成14年12月31日までに行われた場合においては課税標準を価格の2分の1とする特例措置が講じられた。</p>	<p>住宅及び住宅用土地に係る税率等の特例措置について平成16年6月30日まで3年間延長された。</p>	<p>税率4%</p> <p>ただし、平成15年4月1日から平成18年3月31日までに行われた不動産の取得については課税標準を3%とする特例措置が講じられた。 宅地及び宅地比準土地の取得が平成15年1月1日から平成17年12月31日までに行われた場合においては課税標準を価格の2分の1とする特例措置が講じられた。</p>	<p>税率4%</p> <p>ただし、住宅及び土地に係る税率の特例措置については平成21年3月31日まで3年間延長された。 住宅以外の家屋に係る税率の特例措置については平成18年4月1日から平成20年3月31日までの2年間に限り、標準税率を3.5%とする経過措置が講じられた。 宅地及び宅地比準土地の取得に係る課税標準の特例措置について平成21年3月31日まで延長する。</p>

平成元年度	4	6	7	8	9	10
住宅及び住宅用土地に係る税率等の特例措置について、平成4年6月30日まで3年間延長された。	住宅及び住宅用土地に係る税率等の特例措置について、平成7年6月30日まで3年間延長された。	宅地及び宅地比準土地の取得が、平成6年中に行われた場合には課税標準を価格の2分の1、平成7年及び平成8年中に行われた場合には課税標準を価格の3分の2とする特例措置が講じられた。	住宅及び住宅用土地に係る税率等の特例措置について、平成10年6月30日まで3年間延長された。	宅地及び宅地比準土地の取得が、平成8年中に行われた場合には、課税標準を価格の2分の1とする特例措置が講じられた。	宅地及び宅地比準土地の取得が、平成9年1月1日から平成11年12月31日までに行われた場合には課税標準を価格の2分の1とする特例措置が講じられた。	住宅及び住宅用土地に係る税率の特例措置について、平成13年6月30日まで3年間延長された。

21	24
<p>税率4%</p> <p>〔ただし、住宅及び土地に係る税率の特例措置については平成24年3月31日まで3年間延長する。〕</p> <p>宅地及び宅地比準土地の取得に係る課税標準の特例措置について平成24年3月31日まで延長する。</p>	<p>税率4%</p> <p>〔ただし、住宅及び土地に係る税率の特例措置については平成27年3月31日まで3年間延長する。〕</p> <p>宅地及び宅地比準土地の取得に係る課税標準の特例措置について平成27年3月31日まで延長する。</p>

5. 道府県たばこ税（道府県たばこ消費税）

年度 項目	昭和25年度	29	31	37	42	60	61
税率等		(創設) 税率 115分の5	税率 8%	税率 9%	税率 10.3%	昭和60年4月1日以降の 売渡し等分 税率 従価割 8.1% 従量割 1,000本につき 200円	税率 従価割 8.1% 従量割 1,000本につき 200円 ただし、昭和61年5月か ら昭和62年3月までの間に 行われた売渡し等分につい ては、特例措置として、1,00 0本につき160円を加算。

年度 項目	平成15年度	18	22	25
税率等	平成15年7月1日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 969円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 461円	平成18年7月1日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 1,074円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 511円	平成22年10月1日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 1,504円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 716円	平成25年4月1日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 860円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 411円

- (注) 1 昭和60年度欄については、昭和59年法律第88号による改正に係るものである。
2 昭和62年度欄のうち、上段については昭和62年法律第15号による改正、下段については昭和62年法律第94号による改正に係るものである。

6. ゴルフ場利用税（娯楽施設利用税、地方税としての入場税を含む。）

年度 項目	昭和25年度	27	29	32	36	37	41	46
税率等	(入場税) 第1種の場所 100% 第2種の場所 40% 第3種の施設 100%	(入場税) 税率が従前の2分の1 に引き下げられた。	入場税が国税に移譲 され、第3種の施設 の利用に対し娯楽施 設利用税を課するこ ととされた。 (1) 料金課税の税率 舞踏場、 ゴルフ場 50% その他 30% 学生生徒等の 運動競技の 施設利用 10% (2) 外形課税(月額) 税率 ばちんこ場 1台 150円 まあじゃん場 1卓 500円 たまつき場 1台 1,000円	ゴルフ場 に対し定額課 税が採用さ れた。 1人1日 200円	(1) 料金課税の 税率 ゴルフ場 30% その他 15% (2) ゴルフ場の 定額課税の 税率 1人1日 400円	料金課税の 税率 ゴルフ場 30% その他 10%	(1) ゴルフ場 の定額課 税の税率 1人1日 600円 (2) ゴルフ場 所在市町 村に対 して6分 の1を交付	ゴルフ場 所在市町 村に対 して3分 の1を交付

62	63	平成元年度	9	11
従量制の税率の引上げ等の特例措置が、昭和62年12月31日まで延長された。	従量制の税率の引上げ等の特例措置が、平成元年3月31日まで延長された。	名称が道府県たばこ税に変更された。	平成9年4月1日以降の売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 692円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 329円	平成11年5月1日以降の売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 868円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 413円
従量制の税率の引上げ等の特例措置が、昭和63年3月31日まで延長された。		平成元年4月1日以降の売渡し等分 従価割 廃止 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 1,129円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 536円		

47	48	52	58	平成元年度	15
ゴルフ場（ゴルフ場に類する施設を含む。）に対する課税が定額課税に統一された。 1人1日 600円	(1) ゴルフ場（ゴルフ場に類する施設を含む。）の税率 1人1日 800円 (2) ゴルフ場所在市町村に対して2分の1を交付	(1) ゴルフ場（ゴルフ場に類する施設を含む。）の税率 1人1日 1,000円 (2) 外形課税（月額）税率 ばちんこ場 1台 250円 まあじゃん場 1卓 750円 たまつき場 1台 1,200円 利用料金課税及び定額課税について制限税率が設けられた。 （標準税率の1.5倍）	(1) ゴルフ場（ゴルフ場に類する施設を含む。）の税率 1人1日 1,100円 (2) 外形課税（月額）税率 ばちんこ場 1台 280円 まあじゃん場 1卓 830円 たまつき場 1台 1,300円	(1) 名称がゴルフ場利用税に変更された。 (2) 課税対象施設がゴルフ場に限定された。 (3) 税率 1人1日 800円 制限税率 1,200円 (4) ゴルフ場所在市町村に対して10分の7を交付	18歳未満の者、70歳以上の者及び障害者の利用並びに国民体育大会のゴルフ競技及び学校の教育活動としての利用について、非課税措置が設けられた。

7. 特別地方消費税（料理飲食等消費税、遊興飲食税を含む。）（平成12年4月1日廃止）

年度 項目	昭和25年度	27	29	30	32
税率等	(遊興飲食税) 芸者等の花代 100% カフェ・バー等 40% 上記以外の飲食 20% 宿泊 20%	カフェ・バー等 20% 上記以外の飲食 10% 宿泊 10% (非課税) 大衆食堂等 1人1回 100円以下 1品価格 50円以下	(非課税) 大衆飲食店 1人1回 120円 甘味喫茶店 1人1回 100円 大衆旅館 1人1回 700円	芸者の花代 30% 花代を伴う遊興飲食 15% カフェ・バー等 15% 上記以外の飲食 1人1回 500円以下 5% 1人1回 500円超 10% 宿泊 1人1泊 1,000円以下 5% 1人1泊 1,000円超 10% (免税点) 1人1回 200円以下 食券食堂の1品の価格 100円以下 (基礎控除) 1人1泊 500円 公給領収証制度の採用 (非課税制度が免税点制度 に改められた。)	芸者の花代及びカフェー ・バー等 15% 宿泊及び上記以外の飲食 10% (免税点) 飲食店 1人1回 300円以下 食券食堂 1品の価格 150円以下 宿泊 1人1泊 800円以下

年度 項目	昭和48年度	49	50	52	53
税率等	(免税点) 旅館 1人1泊 2,400円 飲食店等 1人1回 1,200円 チケット制食堂 1品 600円	(旅館における基礎控除) 1,500円	(免税点) 旅館 1人1泊 3,400円 飲食店等 1人1回 1,700円 チケット制食堂 1品 850円	(免税点) 旅館 1人1泊 4,000円 飲食店等 1人1回 2,000円 チケット制食堂 1品 1,000円	(旅館における基礎控除) 2,000円

36	37	41	44	46
<p>名称が料理飲食等消費税に変更された。</p> <p>(免税点)</p> <p>飲食店 1人1回 500円以下 食券食堂 1品の価格 250円以下 宿泊 1人1泊 1,000円以下</p>	<p>(税率)</p> <p>(1) 1人1回の消費金額 3,000円超 15% 3,000円以下 10%</p> <p>(2) 旅館における宿泊の料金(1泊につき2食までの料金を含む。) 10%</p> <p>(旅館における基礎控除) 800円</p>	<p>(免税点)</p> <p>旅館 1人1泊 1,200円</p> <p>飲食店等 1人1回 600円 チケット制食堂 1品 300円</p> <p>(奉仕料控除) 旅館及び飲食店等における特定の奉仕料(料金の10%以下等)を課税標準から控除することとされた。</p>	<p>(税率) 1人1回の消費金額の10%</p> <p>(免税点)</p> <p>旅館 1人1泊 1,600円</p> <p>飲食店等 1人1回 800円 チケット制食堂 1品 400円</p>	<p>(免税点)</p> <p>旅館 1人1泊 1,800円</p> <p>飲食店等 1人1回 900円 チケット制食堂 1品 450円</p> <p>(旅館における基礎控除) 1,000円</p>

57	58	平成元年度	3	9	12
<p>(免税点)</p> <p>旅館 1人1泊 5,000円</p> <p>飲食店等 1人1回 2,500円</p>	<p>(旅館における基礎控除) 2,500円</p>	<p>名称が特別地方消費税に変更された。</p> <p>(税率) 1人1回の消費金額の3%</p> <p>(免税点) 遊興を含むすべての利用行為について適用</p> <p>旅館 1人1泊 10,000円</p> <p>飲食店等 1人1回 5,000円</p> <p>(旅館における基礎控除) 廃止</p> <p>(奉仕料控除) 廃止</p> <p>公給領収書制度の廃止</p>	<p>(免税点)</p> <p>旅館 1人1泊 15,000円</p> <p>飲食店等 1人1回 7,500円</p> <p>チケット制食堂における免税点の廃止</p> <p>(交付金) 旅館・飲食店等所在市町村に対して5分の1の範囲内で交付</p>	<p>(交付金) 旅館・飲食店等所在市町村に対して2分の1の範囲内で交付</p>	<p>4月1日廃止</p>

8. 自動車税

年度 項目	昭和25年度	28	29	31	33	36	37		
税率等	普通自動車 自家用 15,000円	普通自動車 自家用 30,000円	普通自動車 自家用 120インチ以下 36,000円	トラック及びバスについて「揮発油を燃料とする自動車」以外の税率が「揮発油を燃料とする自動車」の標準税率まで引き下げられた。	二輪小型自動車及び軽自動車 が市町村税の課税客体とされた。	普通自動車 自家用 3.048メートル以下 36,000円	小型四輪車 乗用車 自家用 1リットル以下 12,000円		
	営業用 10,000円	営業用 14,000円	120インチ超 60,000円			3.048メートル超 60,000円		1リットル超 12,000円	
	トラック及びバス 10,000円	トラック 14,000円	営業用 120インチ以下 15,000円			営業用 3.048メートル以下 15,000円		営業用 3.048メートル超 30,000円	1.5リットル以下 14,000円
	小型自動車 四輪車 自家用 4,500円	バス 観光用 25,000円	120インチ超 30,000円			トラック 自家用 揮発油 15,000円		トラック 15,000円	1.5リットル超 16,000円
	その他 3,000円	その他 14,000円	トラック 自家用 揮発油 23,000円			その他 揮発油 23,000円		バス 観光用 30,000円	営業用 1リットル以下 6,000円
	三輪車 2,000円	小型自動車 四輪車 自家用 7,200円	営業用 揮発油 14,000円			その他 揮発油 21,000円		その他 14,000円	1.5リットル以下 7,000円
	二輪車 1,000円	営業用 4,200円	その他 21,000円			バス 観光用 揮発油 30,000円		小型自動車 四輪車 自家用 16,000円	1.5リットル超 8,000円
	軽自動車 500円	三輪車 2,800円	その他 21,000円			その他 揮発油 14,000円		営業用 8,000円	三輪車 3,800円
		二輪車 1,400円	その他 21,000円			その他 揮発油 14,000円			
		軽自動車 700円	その他 21,000円			その他 揮発油 14,000円			
			その他 21,000円			その他 揮発油 14,000円			
			その他 21,000円			その他 揮発油 14,000円			
			その他 21,000円			その他 揮発油 14,000円			
			その他 21,000円			その他 揮発油 14,000円			
			その他 21,000円			その他 揮発油 14,000円			
			その他 21,000円			その他 揮発油 14,000円			
			その他 21,000円			その他 揮発油 14,000円			
			その他 21,000円			その他 揮発油 14,000円			

40	47	51	54	59	平成元年度
普通自動車 自家用 3.048メートル以下 54,000円 3.048メートル超 90,000円 営業用 3.048メートル以下 22,500円 3.048メートル超 45,000円 小型自動車 四輪車 自家用 1リットル以下 18,000円 1リットル超1.5リットル以下 21,000円 1.5リットル超 24,000円 観光貸切用バス 45,000円	バス 一般乗合用 14,000円 その他 30,000円	普通自動車 自家用 3.048メートル以下 70,000円 3.048メートル超 117,000円 営業用 3.048メートル以下 26,000円 3.048メートル超 52,000円 四輪以上の小型自動車 自家用 1リットル以下 23,500円 1リットル超1.5リットル以下 27,500円 1.5リットル超 31,500円 営業用 1リットル以下 7,000円 1リットル超1.5リットル以下 8,000円 1.5リットル超 9,000円 トラック 4トン超5トン以下 自家用 20,000円 営業用 17,500円 バス 自家用 乗車定員40人超50人以下 39,000円 営業用 一般乗合用 乗車定員30人超40人以下 14,000円 一般乗合用以外のもの 乗車定員40人超50人以下 34,500円 三輪の小型自動車 自家用 5,000円 営業用 4,400円 制限税率が設けられた。 (標準税率の1.2倍)	普通自動車 自家用 3リットル以下 71,000円 3リットル超6リットル以下 77,000円 6リットル超 129,000円 営業用 3リットル以下 24,000円 3リットル超6リットル以下 26,000円 6リットル超 52,000円 四輪以上の小型自動車 自家用 1リットル以下 25,500円 1リットル超1.5リットル以下 30,000円 1.5リットル超 34,500円 トラック 自家用 4トン超5トン以下 22,000円 バス 自家用 乗車定員40人超50人以下 42,500円 営業用 一般乗合用以外のもの 乗車定員40人超50人以下 36,000円 三輪の小型自動車 自家用 5,500円	普通自動車 自家用 3リットル以下 81,500円 3リットル超6リットル以下 88,500円 6リットル超 148,500円 営業用 3リットル以下 25,000円 3リットル超6リットル以下 27,500円 6リットル超 54,500円 四輪以上の小型自動車 自家用 1リットル以下 29,500円 1リットル超1.5リットル以下 34,500円 1.5リットル超 39,500円 トラック 自家用 7,500円 1リットル超1.5リットル以下 8,500円 1.5リットル超 9,500円 バス 自家用 乗車定員40人超50人以下 25,500円 営業用 18,500円 トラック 4トン超5トン以下 25,500円 自家用 乗車定員40人超50人以下 49,000円 営業用 一般乗合用 乗車定員30人超40人以下 14,500円 一般乗合用以外のもの 乗車定員40人超50人以下 38,000円 三輪の小型自動車 自家用 6,000円 営業用 4,500円	乗用車 自家用 1リットル以下 29,500円 1リットル超1.5リットル以下 34,500円 1.5リットル超2リットル以下 39,500円 2リットル超2.5リットル以下 45,000円 2.5リットル超3リットル以下 51,000円 3リットル超3.5リットル以下 58,000円 3.5リットル超4リットル以下 66,500円 4リットル超4.5リットル以下 76,500円 4.5リットル超6リットル以下 88,000円 6リットル超 111,000円 営業用 1リットル以下 7,500円 1リットル超1.5リットル以下 8,500円 1.5リットル超2リットル以下 9,500円 2リットル超2.5リットル以下 13,800円 2.5リットル超3リットル以下 15,700円 3リットル超3.5リットル以下 17,900円 3.5リットル超4リットル以下 20,500円 4リットル超4.5リットル以下 23,600円 4.5リットル超6リットル以下 27,200円 6リットル超 40,700円 普通自動車と小型自動車 (三輪車を除く。)との 車種区分を廃止した。

(自動車税つづき)

年度 項目	平成 14 年度	18	
税 率 等	トラック (三輪の小型自動車を除く。)	制限税率が引き上げられた。 (標準税率の 1.5 倍)	
	営業用 (けん引自動車及び被けん引自動車を除く。)		
	1 トン以下 6,500 円		5 トン超 6 トン以下 22,000 円
	1 トン超 2 トン以下 9,000 円		6 トン超 7 トン以下 25,500 円
	2 トン超 3 トン以下 12,000 円		7 トン超 8 トン以下 29,500 円
	3 トン超 4 トン以下 15,000 円		8 トン超 29,500 円に 8 トンを超える部分 1 トンまで
	4 トン超 5 トン以下 18,500 円		ごとに 4,700 円を加算した額
	自家用 (けん引自動車及び被けん引自動車を除く。)		
	1 トン以下 8,000 円		5 トン超 6 トン以下 30,000 円
	1 トン超 2 トン以下 11,500 円		6 トン超 7 トン以下 35,000 円
	2 トン超 3 トン以下 16,000 円		7 トン超 8 トン以下 40,500 円
	3 トン超 4 トン以下 20,500 円		8 トン超 40,500 円に 8 トンを超える部分 1 トンまで
	4 トン超 5 トン以下 25,500 円		ごとに 6,300 円を加算した額
	けん引自動車		
	営業用		
	小型自動車 7,500 円		
	普通自動車 15,100 円		
	自家用		
	小型自動車 10,200 円		
	普通自動車 20,600 円		
	被けん引自動車		
	営業用		
	小型自動車 3,900 円		
	普通自動車で 8 トン以下のもの 7,500 円		
	普通自動車で 8 トン超のもの 7,500 円に 8 トンを超える部分 1 トンまでごとに 3,800 円を加算した額		
自家用			
小型自動車 5,300 円			
普通自動車で 8 トン以下のもの 10,200 円			
普通自動車で 8 トン超のもの 10,200 円に 8 トンを超える部分 1 トンまでごとに 5,100 円を加算した額			
※ トラックのうち最大乗車定員が 4 人以上であるものの税率は上記税率に次の区分に応じた額を加算した額			
営業用	自家用		
1 リットル以下 3,700 円	1 リットル以下 5,200 円		
1 リットル超 1.5 リットル以下 4,700 円	1 リットル超 1.5 リットル以下 6,300 円		
1.5 リットル超 6,300 円	1.5 リットル超 8,000 円		
バス (三輪の小型自動車を除く。)			
営業用			
一般乗合用	一般乗合用以外		
30 人以下 12,000 円	30 人以下 26,500 円		
30 人超 40 人以下 14,500 円	30 人超 40 人以下 32,000 円		
40 人超 50 人以下 17,500 円	40 人超 50 人以下 38,000 円		
50 人超 60 人以下 20,000 円	50 人超 60 人以下 44,000 円		
60 人超 70 人以下 22,500 円	60 人超 70 人以下 50,500 円		
70 人超 80 人以下 25,500 円	70 人超 80 人以下 57,000 円		
80 人超 29,000 円	80 人超 64,000 円		
自家用			
30 人以下 33,000 円			
30 人超 40 人以下 41,000 円			
40 人超 50 人以下 49,000 円			
50 人超 60 人以下 57,000 円			
60 人超 70 人以下 65,500 円			
70 人超 80 人以下 74,000 円			
80 人超 83,000 円			

自動車税のグリーン化による特例措置

年度 項目	平成 14 年度	16
税 率 等	<p>軽 減 〔 平成 13 年度・14 年度新車新規登録分が対象 (軽減は登録の翌年度及び翌々年度) 〕</p> <p>電気自動車 天然ガス自動車 メタノール自動車 ☆☆☆☆かつ平成 22 年度燃費基準達成 } 標準税率より概ね 50%軽減</p> <p>☆☆☆☆かつ平成 22 年度燃費基準達成 " 25%軽減 ☆☆☆☆かつ平成 22 年度燃費基準達成 " 13%軽減</p> <p>重 課</p> <p>新車新規登録から 11 年超ディーゼル車 13 年超ガソリン車、LPG車 } 標準税率より概ね 10%重課</p>	<p>軽 減 〔 平成 15 年度新車新規登録分が対象 (軽減は登録の翌年度) 〕</p> <p>電気自動車 天然ガス自動車 メタノール自動車 ☆☆☆☆かつ平成 22 年度燃費基準達成 } 標準税率より概ね 50%軽減</p> <p>重 課</p> <p>新車新規登録から 11 年超ディーゼル車 13 年超ガソリン車、LPG車 } 標準税率より概ね 10%重課</p>

- (注) 1 平成 14 年度欄については、平成 13 年度改正によるものである。
 2 平成 16 年度欄については、平成 15 年度改正によるものである。
 3 ☆☆☆は平成 12 年排出ガス基準値より 75%以上性能がよい自動車
 4 ☆☆☆は " 50%以上 "

年度 項目	平成 21 年度	23
税 率 等	<p>軽 減 〔 平成 20 年度・21 年度新車新規登録分が対象 (軽減は登録の翌年度) 〕</p> <p>電気自動車 次に掲げる天然ガス自動車 ・車両総重量が 3.5 トン超の天然ガス自動車のうち、平成 17 年排出ガス規制に適合し、かつ、同基準値より 10%以上 NOx 低減しているもの } 標準税率より概ね 50%軽減 ・車両総重量 3.5 トン以下の天然ガス自動車のうち、平成 17 年排出ガス規制に適合し、かつ、同基準値より 75%以上 NOx 低減 ★★★★かつ平成 22 年度燃費基準 +25%以上達成 } ★★★★かつ平成 22 年度燃費基準 +15%以上達成 " 25%軽減</p> <p>重 課</p> <p>新車新規登録から 11 年超ディーゼル車 13 年超ガソリン車、LPG車 } 標準税率より概ね 10%重課</p>	<p>軽 減 〔 平成 22 年度・23 年度新車新規登録分が対象 (軽減は登録の翌年度) 〕</p> <p>電気自動車 次に掲げる天然ガス自動車 ・車両総重量が 3.5 トン超の天然ガス自動車のうち、平成 17 年排出ガス規制に適合し、かつ、同基準値より 10%以上 NOx 低減しているもの } 標準税率より概ね 50%軽減 ・車両総重量 3.5 トン以下の天然ガス自動車のうち、平成 17 年排出ガス規制に適合し、かつ、同基準値より 75%以上 NOx 低減 プラグインハイブリッド自動車 ★★★★かつ平成 22 年度燃費基準 +25%以上達成 } 重 課</p> <p>新車新規登録から 11 年超ディーゼル車 13 年超ガソリン車、LPG車 } 標準税率より概ね 10%重課</p>

- (注) 1 平成 21 年度欄については、平成 20 年度改正によるものである。
 2 平成 23 年度欄については、平成 22 年度改正によるものである。
 3 ★★★★★は平成 17 年排出ガス基準値より 75%以上性能がよい自動車

17	19
<p>軽 減 (平成16年度・17年度新車新規登録分が対象 (軽減は登録の翌年度))</p> <p>電気自動車 天然ガス自動車 メタノール自動車 ★★★★かつ平成22年度燃費基準 +5%以上達成 } 標準税率より概ね50%軽減</p> <p>★★★★かつ平成22年度燃費基準達成 ★★★かつ平成22年度燃費基準 +5%以上達成 } " 25%軽減</p> <p>重 課 新車新規登録から 11年超ディーゼル車 13年超ガソリン車、LPG車 } 標準税率より概ね10%重課</p>	<p>軽 減 (平成18年度・19年度新車新規登録分が対象 (軽減は登録の翌年度))</p> <p>電気自動車 天然ガス自動車 メタノール自動車 ★★★★かつ平成22年度燃費基準 +20%以上達成 } 標準税率より概ね50%軽減</p> <p>★★★★かつ平成22年度燃費基準 +10%以上達成 } " 25%軽減</p> <p>重 課 新車新規登録から 11年超ディーゼル車 13年超ガソリン車、LPG車 } 標準税率より概ね10%重課</p>

- (注) 1 平成17年度欄については、平成16年度改正によるものである。
2 平成19年度欄については、平成18年度改正によるものである。
3 ★★★★★は平成17年排出ガス基準値より75%以上性能がよい自動車
4 ★★★ は " 50%以上 "

25	27 (改正案による)
<p>軽 減 (平成24年度・25年度新車新規登録分が対象 (軽減は登録の翌年度))</p> <p>電気自動車 次に掲げる天然ガス自動車 ・平成21年排出ガス規制に適合し、かつ、同基準値より10%以上NOx低減しているもの プラグインハイブリッド自動車 ★★★★かつ平成27年度燃費基準 +10%以上達成 } 標準税率より概ね50%軽減</p> <p>★★★★かつ平成27年度燃費基準 " 25%軽減</p> <p>重 課 新車新規登録から 11年超ディーゼル車 13年超ガソリン車、LPG車 } 標準税率より概ね10%重課</p>	<p>軽 減 (平成26年度・27年度新車新規登録分が対象 (軽減は登録の翌年度))</p> <p>電気自動車 次に掲げる天然ガス自動車 ・平成21年排出ガス規制に適合し、かつ、同基準値より10%以上NOx低減しているもの プラグインハイブリッド自動車 クリーンディーゼル乗用車 ★★★★かつ平成27年度燃費基準 +20%達成 (平成32年度燃費基準達成車) } 標準税率より概ね75%軽減</p> <p>★★★★かつ平成27年度燃費基準+20%達成 (平成32年度燃費基準未達成車) ★★★★かつ平成27年度燃費基準+10%達成 } " 50%軽減</p> <p>重 課 新車新規登録から 11年超ディーゼル車 13年超ガソリン車、LPG車 } 標準税率より概ね15%重課 (トラック及びバスは概ね10%重課)</p>

- (注) 1 平成25年度欄については、平成24年度改正によるものである。
2 平成27年度欄については、平成26年度改正によるものである。
3 ★★★★★は平成17年排出ガス基準値より75%以上性能がよい自動車

9. 軽油引取税

年度 項目	昭和25年度	31	32	34	36	39	51	53
税率等		(創設) 税率 1キロリットル 6,000円 (交付金) 指定都市に対し て10分の9に 相当する額を道 路面積等にあん 分して交付	税率 1キロリットル 8,000円	税率 1キロリットル 10,400円	税率 1キロリットル 12,500円	税率 1キロリットル 15,000円	税率 1キロリットル 19,500円 (2年度間の 暫定税率)	暫定税率が 2年度間延 長された。

年度 項目	平成22年度	23
税率等	平成30年3月31日までの10年間の暫定税率は廃止されたが、 当分の間、平成21年度の税率水準(1キロリットル32,100円) を維持することとされた。 揮発油税において本則税率を上回る部分の課税措置が停止され る場合には、軽油引取税についても本則税率(1キロリットル 15,000円)を上回る部分の課税措置を停止することとされた。 また、揮発油税において課税停止措置の解除基準を満たし元の 税率水準に復元される場合には、軽油引取税についても元の税 率水準に復元することとされた。	揮発油価格高騰時における軽油引取税の税率の特例規定の適用 停止措置については、東日本大震災の復旧及び復興の状況等を 勘案し、別に法律で定める日までの間、その適用を停止するこ ととされた。

54	58	60	63	平成5年度	10	15	20	21
税率 1キロリットル 24,300円 (4年度間の 暫定税率)	暫定税率が 2年度間延 長された。	暫定税率が 3年度間延 長された。	暫定税率が 5年度間延 長された。	暫定税率が平成5年11 月30日まで延長され、 平成5年12月1日から 平成10年3月31日ま での間適用する暫定税 率が1キロリットル当 たり32,100円とされ た。	暫定税率が 5年度間延 長された。	暫定税率が 5年度間延 長された。	暫定税率が 10年度間延 長された。	目的税から 普通税に改 められた。

10. その他の税目

年度 項目	昭和25年度	27	28	29	30	33	38	41
税率等	<p>附加価値税が創設され、実施は昭和27年1月1日からとされた。</p> <p>漁業権税 賃貸料の10%</p>	<p>附加価値税の実施は昭和28年1月1日からと延期された。</p> <p>漁業権税は廃止された。</p> <p>狩猟者税の税率が改正された。</p>	<p>附加価値税の実施は昭和29年1月1日からと延期された。</p> <p>狩猟者税の税率が改正された。</p>	<p>附加価値税は廃止された。</p>	<p>大規模償却資産に対する固定資産税の特例が創設された。</p>	<p>狩猟者税の税率が改正された。</p>	<p>狩猟免許税と目的税である入猟税が創設され、これに伴って狩猟者税は廃止された。</p>	<p>鉱区税について、石油又は天然ガスの鉱区に係る現行の税率（試掘90円、採掘180円）が、それぞれ3分の2（試掘60円、採掘120円）に引き下げられた。</p>

年度 項目	昭和58年度	60	63	平成2年度	5
税率等	<p>鉱区税、狩猟者登録税及び入猟税の税率がそれぞれの現行の1.1倍程度に改正された。</p> <p>(鉱区税)</p> <p>1. 砂鉱を目的としない鉱業権の鉱区 試掘鉱区 面積100アールごとに 年額200円 採掘鉱区 面積100アールごとに 年額400円</p> <p>2. 砂鉱を目的とする鉱業権の鉱区 河床に存するもの 延長1,000メートルごとに 年額600円 河床でないもの 面積100アールごとに 年額200円 など</p> <p>(狩猟者登録税及び入猟税)</p> <p>1. 甲種又は乙種狩猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 (狩) 10,000円又は4,500円 (入) 6,500円</p> <p>2. 丙種狩猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 (狩) 3,300円 (入) 2,200円 など</p> <p>自動車取得税の暫定措置がさらに2年度延長された。</p>	<p>自動車取得税の暫定措置がさらに3年度間延長された。</p>	<p>自動車取得税の暫定措置がさらに5年度間延長された。</p>	<p>自動車取得税の免税点 50万円 (3年度間の暫定措置)</p>	<p>自動車取得税の暫定措置がさらに5年度間延長された。</p>

年度 項目	平成20年度	21	22	25	26(改正案による)
税率等	<p>対象鳥獣捕獲員に係る狩猟者の登録が平成20年4月1日から平成25年3月31日までに行われた場合においては、狩猟税の税率を2分の1とする特例措置を講じた。</p> <p>自動車取得税の暫定措置がさらに10年度間延長された。</p>	<p>自動車取得税が目的税から普通税に改められた。</p>	<p>自動車取得税に係る平成30年3月31日の10年間の暫定税率は廃止されたが、当分の間、平成21年度の税率水準(3%。自家用の自動車で軽自動車以外のものは5%)を維持することとされた。</p>	<p>対象鳥獣捕獲員に係る狩猟税の税率の特例措置が3年度間延長された。</p>	<p>自動車取得税の税率が以下のとおり引き下げられた。</p> <p>自家用自動車(軽自動車を除く) 3%</p> <p>営業用自動車・軽自動車 2%</p>

43	44	46	49	51	52	53	54	55
自動車取得税(目的税)が創設され、法定外普通税としての自動車取得税が廃止された。 税率 3% 免税点 10万円 (交付金) 市町村に対して10分の7を交付(指定市に対しては一定額を加算)	自動車取得税の免税点 15万円	狩猟免許税の税率が改正された。 入猟税の税率が改正された。	自動車取得税の税率 自家用自動車、軽自動車以外のもの 5% 自動車取得税の免税点 30万円 (2年度間の暫定措置)	自動車取得税の暫定措置が2年度間延長された。	鉱区税、狩猟免許税及び入猟税の税率がそれぞれ現行の2倍に改正された。	自動車取得税の暫定措置がさらに2年度間延長された。	狩猟免許税の名称が狩猟者登録税に改められた。	自動車取得税の暫定措置がさらに3年度間延長された。

10	14	15	16	19
自動車取得税の暫定措置がさらに5年度間延長された。	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の改正により、甲種狩猟免許が、網・わな猟免許に、乙種狩猟免許が、第一種銃猟免許に、丙種狩猟免許が、第二種銃猟免許に改正された。 (平成15年4月16日施行)	自動車取得税の暫定措置がさらに5年度間延長された。	目的税である狩猟税が創設され、これに伴って狩猟者登録税と入猟税は廃止された。 1 網・わな猟免許又は第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 ・都道府県民税の所得割の納付を要する者 16,500円 ・都道府県民税の所得割の納付を要しない者 11,000円 2 第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 5,500円 など	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の改正により、網・わな猟免許が網猟免許とわな猟免許に分割されたことに伴って、狩猟税の税率が改正された。 1 第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 ・都道府県民税の所得割の納付を要する者 16,500円 ・都道府県民税の所得割の納付を要しない者 11,000円 2 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 ・都道府県民税の所得割の納付を要する者 8,200円 ・都道府県民税の所得割の納付を要しない者 5,500円 3 第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 5,500円 など

II 市町村税
1. 市町村民税
① 個人

年度 項目	昭和 25 年度	26	28	29	30	32
基礎控除	所得税に同じ					
配偶者控除						
扶養控除	所得税に同じ					
税率	均等割 標準税率 (1)人口 50 万以上の市 年額 800 円 (2)人口 5 万以上 50 万未満の市 年額 600 円 (3)その他の市町村 年額 400 円 制限税率 上記区分による (1)年額 1,000 円 (2)年額 750 円 (3)年額 500 円 所得割 (1)第一課税方式 標準税率 18% 制限税率 20% (2)第二課税方式 制限税率 10% (3)第三課税方式 制限税率 20% ただし、昭和 25 年度に限り (1)方式のみしかとれない。	均等割 標準税率 (1)人口 50 万以上の市 年額 700 円 (2)人口 5 万以上 50 万未満の市 年額 500 円 (3)その他の市町村 年額 300 円 制限税率 上記区分による (1)年額 900 円 (2)年額 650 円 (3)年額 400 円 所得割 (1)第一課税方式 標準税率 18% 制限税率 20% (2)第二課税方式 本文 (3)第二課税方式 但書 制限税率 10% (4)第三課税方式 本文 (5)第三課税方式 但書 制限税率 20%	所得割 (1)第一課税方式 賦課制限 課税総所得金額の 10% (2)第二課税方式 制限税率 10% (3)第三課税方式 制限税率 20%	均等割 標準税率 (1)人口 50 万以上の市 年額 600 円 (2)人口 5 万以上 50 万未満の市 年額 400 円 (3)その他の市町村 年額 200 円 制限税率 上記区分による (1)年額 800 円 (2)年額 550 円 (3)年額 300 円	所得割 (1)第一課税方式 標準税率 15% 制限税率 18% (2)以下左に同じ	所得割 (1)第一課税方式 標準税率 15% 制限税率 18% (2)第二課税方式 本文 (3)第二課税方式 但書 準拠税率法定 3 万円以下の金額 2.2% 3 万円を超える金額 3.0% 8 万円 " 3.7% 15 万円 " 4.5% 30 万円 " 5.2% 50 万円 " 6.0% 80 万円 " 6.7% 120 万円 " 7.5% 200 万円 " 8.2% 300 万円 " 9.0% (4)第三課税方式 本文 (5)第三課税方式 但書 準拠税率法定 3 万円以下の金額 2.6% 3 万円を超える金額 3.7% 7 万円 " 5.0% 12 万円 " 6.4% 20 万円 " 8.1% 35 万円 " 10.0% 50 万円 " 12.3% 80 万円 " 15.0% 120 万円 " 18.3% 160 万円 " 22.5%

33	34	35	37	38	39
			9万円		
			1人目 7万円 2人目以降 3万円 前年の合計所得金額が 5万円を超える配偶者が ある場合 1人目 5万円		
<p>所得割</p> <p>(1) 第一課税方式 標準税率 18.5% 制限税率 22 %</p> <p>(2) 第二課税方式 本文 } (3) 第二課税方式 但書 }</p> <p>準拠税率</p> <p>3万円以下の金額 2.0% 3万円を超える金額 2.2% 5万円 " 3.0% 8万円 " 3.1% 15万円 " 3.5% 20万円 " 4.1% 30万円 " 4.4% 50万円 " 5.4% 80万円 " 5.5% 100万円 " 6.3% 120万円 " 6.5% 150万円 " 7.2% 200万円 " 7.4% 250万円 " 8.1% 300万円 " 8.3% 400万円 " 9.1% 500万円 " 9.2%</p> <p>(4) 第三課税方式 本文 } (5) 第三課税方式 但書 }</p> <p>準拠税率</p> <p>3万円以下の金額 2.3% 3万円を超える金額 2.5% 4万円 " 3.5% 7万円 " 3.8% 13万円 " 4.3% 17万円 " 5.2% 25万円 " 5.8% 40万円 " 7.5% 60万円 " 7.9% 75万円 " 9.5% 90万円 " 10.0% 110万円 " 11.8% 140万円 " 12.3% 170万円 " 14.5% 200万円 " 15.1% 250万円 " 17.8% 300万円 " 18.5% 350万円 " 21.7%</p>	<p>所得割</p> <p>(1) 第一課税方式 標準税率 20% 制限税率 24%</p> <p>(2) 第二課税方式 本文 } (3) 第二課税方式 但書 }</p> <p>準拠税率</p> <p>5万円以下の金額 2% 5万円 5万円を超える金額 3% 20万円 " 4% 50万円 " 5% 100万円 " 6% 150万円 " 7% 250万円 " 8% 400万円 " 9% 600万円 " 10%</p> <p>(4) 第三課税方式 本文 } (5) 第三課税方式 但書 }</p> <p>準拠税率</p> <p>3万円以下の金額 2% 3万円 3万円を超える金額 3% 8万円 " 4% 20万円 " 5% 40万円 " 6% 60万円 " 7% 80万円 " 8% 110万円 " 9% 140万円 " 11% 180万円 " 13% 270万円 " 16% 380万円 " 20% 580万円 " 24%</p>	<p>所得割</p> <p>(1) 第一課税方式 標準税率 20% 制限税率 24%</p> <p>(2) 第二課税方式 } 本文 } (3) 第二課税方式 } 但書 }</p> <p>準拠税率</p> <p>10万円以下の金額 2% 10万円 10万円を超える金額 3% 10万円 " 4% 以下金額 2% 10万円 10万円を超える金額 3% 以下左に同じ</p> <p>(4) 第三課税方式 } 本文 } (5) 第三課税方式 } 但書 }</p> <p>準拠税率</p> <p>5万円以下の金額 2% 5万円 5万円を超える金額 3% 10万円 10万円を超える金額 4% 以下左に同じ</p>	<p>所得割</p> <p>(1) 本文方式 } (2) 但書方式 }</p> <p>準拠税率</p> <p>15万円以下の金額 2% 15万円 15万円を超える金額 3% 20万円 " 4% 50万円 " 5% 100万円 " 6% 150万円 " 7% 250万円 " 8% 400万円 " 9% 600万円 " 10% 1,000万円 " 11% 2,000万円 " 12% 3,000万円 " 13% 5,000万円 " 14%</p>	<p>所得割の 不均衡是正</p> <p>1 40年度適用 (1) 本文方式へ統一 (但書方式の 廃止) (2) 標準税率の法 定 (段階、税率 は左に同じ) (3) 制限税率の法 定 (標準税率の 1.5倍の率)</p> <p>2 39年度適用 但書方式 (1) 扶養控除を所 得控除とした。 (2) 専従者の税額 控除の最低限の 法定</p> <p>3 上記1、2によ る減収について は市町村民税臨 時減税補てん債 により元利とも 補てんすること とされた。</p>	

(市町村民税「個人」つづき)

年度 項目	41	42	43	44	45
基礎控除	10万円		11万円	12万円	13万円
配偶者控除	(新設) 8万円		9万円	10万円	11万円
扶養控除	扶養親族 1人 4万円 控除対象配偶者がいない 場合 1人目 7万円 前年の合計所得金額が 5 万円を超える配偶者があ る場合 1人目 6万円	扶養親族 1人 4万円 控除対象配偶者がいない 場合 1人目 7万円	扶養親族 1人 5万円 控除対象配偶者がいない 場合 1人目 8万円	扶養親族 1人 6万円 控除対象配偶者がいない 場合 1人目 8万円	扶養親族 1人 8万円 配偶者がいない場合 1人目 9万円
税率	所得割 退職所得に係る 10% 税額控除の創設(昭和 42年1月1日以後に受 けるべき退職手当等)				所得割 土地建物等の譲渡所得に 対する税率 (1) 長期譲渡所得 (イ) 45、46、47年度 2.7% (ロ) 48、49年度 3.4% (ハ) 50、51年度 4.0% (2) 短期譲渡所得 (イ)又は(ロ)のいずれか 多い金額 (イ) 8% (ロ) 総合課税で計算 した場合の課税短 期譲渡所得金額に 対する税額の 110%相当額

46	47	48	49	50
14万円	15万円	16万円	18万円	19万円
13万円	14万円	15万円	18万円	19万円
扶養親族 1人 10万円 配偶者が不在の場合 1人目 11万円	扶養親族 1人 11万円 配偶者が不在の場合 1人目 12万円	扶養親族 1人 12万円 配偶者が不在の場合 1人目 14万円 (新設) 老人扶養親族 14万円	扶養親族 1人 14万円 老人扶養親族 1人 16万円 配偶者が不在の場合 16万円	扶養親族 1人 17万円 老人扶養親族 1人 19万円 配偶者が不在の場合 19万円
		所得割 30万円以下の金額 2% 30万円を超える金額 3% 50万円 " 4% 80万円 " 5% 110万円 " 6% 150万円 " 7% 250万円 " 8% 400万円 " 9% 600万円 " 10% 1,000万円 " 11% 2,000万円 " 12% 3,000万円 " 13% 5,000万円 " 14%	所得割 (1)土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 (イ)又は(ロ)のいずれか多い金額 (イ) 8% (ロ) 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の110%相当額 (2)土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得については (イ) 49年度 2.7% (ロ) 50、51年度 3.4% (3)みなし法人所得 みなし法人税額相当所得税額の12.1% (ただし49年度は9.1%)	

(市町村民税「個人」つづき)

年度 項目	51	52	54
基礎控除		20万円	21万円
配偶者控除		20万円	21万円
扶養控除		扶養親族 1人 19万円 老人扶養親族 1人 20万円 配偶者がいない場合 20万円	扶養親族 1人 20万円 老人扶養親族 1人 21万円 配偶者がいない場合 21万円
税率	<p>均等割</p> <p>標準税率</p> <p>(1)人口50万以上の市 年額 1,700円</p> <p>(2)人口5万以上50万未満の市 年額 1,200円</p> <p>(3)その他の市町村 年額 700円</p> <p>制限税率</p> <p>上記区分による</p> <p>(1) 年額 2,200円</p> <p>(2) 年額 1,600円</p> <p>(3) 年額 1,000円</p>	<p>所得割</p> <p>土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>(1)長期譲渡所得 (52～56年度)</p> <p>(イ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 4%</p> <p>(ロ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額の4分の3を総合課税した場合の当該2,000万円を超える部分に係る上積み税額との合計額</p> <p>(2)長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得 (52～54年度)</p> <p>(イ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 3.4%</p> <p>(ロ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 68万円と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の4%に相当する金額との合計額</p>	

- (注) 1 昭和52年度欄における土地建物等の譲渡所得に対する所得割の税率のうち、(1)については昭和50年度改正、(2)については昭和51年度改正によるものである。
- 2 昭和55年度欄における所得割の税率のうち、(2)については昭和54年度改正によるものである。
- 3 昭和56年度欄における所得割の税率は、昭和55年度改正によるものである。

55	56
22 万円	
22 万円	(新設) 老人控除対象配偶者 23 万円
扶養親族 1 人 22 万円 老人扶養親族 1 人 23 万円 (新設) 同居老親等扶養親族 1 人 26 万円	
<p>均等割</p> <p>標準税率</p> <p>(1) 人口 50 万以上の市 年額 2,000 円</p> <p>(2) 人口 5 万以上 50 万未満の市 年額 1,500 円</p> <p>(3) その他の市町村 年額 1,000 円</p> <p>制限税率</p> <p>上記区分による</p> <p>(1) 年額 2,600 円</p> <p>(2) 年額 2,000 円</p> <p>(3) 年額 1,400 円</p> <p>所得割</p> <p>(1) 30 万円以下の金額 2%</p> <p>30 万円を超える金額 3%</p> <p>45 万円 " 4%</p> <p>70 万円 " 5%</p> <p>100 万円 " 6%</p> <p>130 万円 " 7%</p> <p>230 万円 " 8%</p> <p>370 万円 " 9%</p> <p>570 万円 " 10%</p> <p>950 万円 " 11%</p> <p>1,900 万円 " 12%</p> <p>2,900 万円 " 13%</p> <p>4,900 万円 " 14%</p> <p>(2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>(イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以下である場合 4%</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超える場合</p> <p>160 万円と課税長期譲渡所得金額の 2 分の 1 を総合課税した場合の当該 4,000 万円を超える部分に係る上積み税額との合計</p> <p>(ロ) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得(55～57 年度)</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以下である場合 3.4%</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超える場合</p> <p>136 万円と課税長期譲渡所得金額から 4,000 万円を控除した金額の 4%に相当する金額との合計額</p>	<p>所得割</p> <p>土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>(1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 (昭和 56 年度までの適用期限を廃止)</p> <p>(イ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以下である場合 4%</p> <p>(ロ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超える場合</p> <p>160 万円と課税長期譲渡所得金額のうち、4,000 万円を超え 8,000 万円以下の金額の 2 分の 1 の額と 8,000 万円を超える金額の 4 分の 3 の額との合計額を総合課税した場合の当該 4,000 万円を超える部分に係る上積み税額との合計額</p> <p>(2) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (56 年度までの適用期限を廃止)</p>

(市町村民税「個人」つづき)

年度 項目	58	59	60
基礎控除		25万3千円	26万円
配偶者控除	(新設) 同居の特別障害者である控除対象配偶者 25万円	控除対象配偶者 25万3千円 老人控除対象配偶者 26万3千円 同居の特別障害者である 控除対象配偶者 29万3千円	控除対象配偶者 26万円 老人控除対象配偶者 27万円 同居の特別障害者である 控除対象配偶者 30万円
扶養控除	(新設) 同居の特別障害者である扶養親族 1人 25万円	扶養親族 1人 25万3千円 老人扶養親族 1人 26万3千円 同居の特別障害者である扶養親族 1人 29万3千円 同居老親等扶養親族 1人 30万3千円	扶養親族 1人 26万円 老人扶養親族 1人 27万円 同居の特別障害者である扶養親族 1人 30万円 同居老親等扶養親族 1人 31万円
税率	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1)長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 (イ)課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 4% (ロ)課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 160万円と課税長期譲渡所得金額のうち4,000万円を超える金額の2分の1の額を総合課税した場合の当該4,000万円を超える部分に係る上積み税額との合計額 (2)長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (58～60年度) (イ)長期譲渡所得の全額が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合 ①課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 4% ②課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 160万円と課税長期譲渡所得金額のうち、4,000万円を超える金額の5%に相当する金額との合計額 (ロ)長期譲渡所得の一部が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合 ①優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 上記(1)の(イ)又は(ロ)の区分に応じ、それぞれに掲げる税率 ②優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 160万円に優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の5%に相当する金額を加算した金額と課税長期譲渡所得金額の2分の1の額を総合課税した場合の税額から優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額の2分の1の額を総合課税した場合の税額を控除した金額との合計額 (3)長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得 (58～60年度) (イ)課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 3.4% (ロ)課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 136万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の4%に相当する金額との合計額		均等割 標準税率 (1)人口50万以上の市 年額 2,500円 (2)人口5万以上50万未満の市 年額 2,000円 (3)その他の市町村 年額 1,500円 制限税率 上記区分による (1)年額 3,200円 (2)年額 2,600円 (3)年額 2,000円 所得割 20万円以下の金額 2.5% 20万円を超える金額 3% 45万円 " 4% 70万円 " 5% 95万円 " 6% 120万円 " 7% 220万円 " 8% 370万円 " 9% 570万円 " 10% 950万円 " 11% 1,900万円 " 12% 2,900万円 " 13% 4,900万円 " 14%

(注) 1 昭和58年度欄における土地建物等の譲渡所得に対する所得割の税率は、昭和57年度改正によるものである。
2 昭和59年度欄においては、「個人の住民税に係る地方税の臨時特例に関する法律」により、基礎控除、配偶者控除及び扶養控除について上記金額にそれぞれ7千円が加算される。

61	63
	28万円
同居の特別障害者である控除対象配偶者 34万円	控除対象配偶者 28万円 老人控除対象配偶者 29万円 同居の特別障害者である控除対象配偶者 36万円 (新設) 配偶者特別控除 14万円 (配偶者に所得がある場合の控除額は調整される。)
同居の特別障害者である扶養親族 1人 34万円	扶養親族 1人 28万円 老人扶養親族 1人 29万円 同居の特別障害者である扶養親族 1人 36万円 同居老親等扶養親族 1人 33万円
所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(61~63年) (イ) 長期譲渡所得の全額が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合 ① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 4% ② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 160万円と課税長期譲渡所得金額のうち、4,000万円を超える金額の5%に相当する金額との合計額 (ロ) 長期譲渡所得の一部が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合 ① 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 ① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 4% ② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 160万円と課税長期譲渡所得金額のうち4,000万円を超える金額の2分の1の額を総合課税した場合の当該4,000万円を超える部分に係る上積み税額との合計額 ② 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 160万円に優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の5%に相当する金額を加算した金額と課税長期譲渡所得金額の2分の1の額を総合課税した場合の税額から優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額の2分の1の額を総合課税した場合の税額を控除した金額との合計額 (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得(61~63年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 4% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 160万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の5%に相当する金額との合計額	所得割 (1) 60万円以下の金額 3% 60万円を超える金額 5% 130万円 " 7% 260万円 " 8% 460万円 " 10% 950万円 " 11% 1,900万円 " 12% (2) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 (昭和63~平成3年度) (イ) 又は(ロ)のいずれか多い金額 (イ) 11% (ロ) 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の120%相当額 (3) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (昭和63~平成3年度) (ロ) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得 (昭和63~平成3年度) (4) 賦課制限の廃止

3 昭和60年度欄における基礎控除、配偶者控除及び扶養控除並びに所得割の税率は、昭和59年度改正によるものである。

4 昭和61年度欄における土地建物等の譲渡所得に対する所得割の税率は、昭和60年度改正によるものである。

5 昭和63年度欄においては、昭和62年度改正によるものである。

(市町村民税「個人」つづき)

年度 項目	平成元年度	2
基礎控除		30万円(A)
配偶者控除		控除対象配偶者 30万円(A) 老人控除対象配偶者(障害者を含む。) 35万円(A、B) 同居の特別障害者である控除対象配偶者 51万円(B) (新設)同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 56万円(B) 配偶者特別控除 30万円(A) (配偶者に所得がある場合の控除額は調整される。)
扶養控除		扶養親族 1人 30万円(A) 老人扶養親族(障害者を含む。) 1人 35万円(A、B) 同居の特別障害者である扶養親族 1人 51万円(B) (新設)同居の特別障害者である老人扶養親族 1人 56万円(B) 同居老親等扶養親族(障害者を含む。) 1人 42万円(A、B) (新設)同居の特別障害者である老親等扶養親族 1人 63万円(B) (新設)特定扶養親族 1人 35万円(A) (新設)同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 56万円(A、B)
税率	所得割 (1)120万円以下の金額 3% 120万円を超える金額 8% 500万円 〃 11% (2)土地建物等の譲渡所得に対する税率 (イ)長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 ① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 4% ② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 160万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の5.5%に相当する金額との合計額 (ロ)長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(平成元年～3年度) 4% (ハ)長期譲渡所得のうち所有期間10年を超える居住用家屋及びその敷地の譲渡所得(一定の居住用財産に係る買換え(交換)の特例の適用を受けるものを除く。) ① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2.7% ② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 108万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の3.4%に相当する金額との合計額	所得割 (1)株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (A) 4% (2)資産合算課税制度の廃止 (A) (3)超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 (C) (～平成5年度) (イ)又は(ロ)のいずれか多い金額 (イ) 11% (ロ) 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の120%相当額 (4)土地建物等の譲渡所得に対する税率 (C) (イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(～平成4年度) (ロ) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得(～平成4年度)

- (注) 1 平成元年度欄における所得割の税率のうち(1)及び(2)(イ)については昭和63年度(昭和63年12月)改正、(2)(ロ)、(ハ)については昭和63年度(昭和63年3月)改正によるものである。
- 2 平成2年度欄において、(A)とあるのは昭和63年度(昭和63年12月)改正によるものであり、(B)とあるのは平成元年度改正によるものであり、(A、B)とあるのは、昭和63年度改正により控除額が引き上げられ、平成元年度改正でその適用関係を拡大したもので、又は昭和63年度改正で引き上げられた控除額を平成元年度改正で更に引き上げたものであり、(C)とあるのは平成2年度改正で適用期限を延長したものである。

3	4	5
31 万円		
控除対象配偶者 31 万円 老人控除対象配偶者（障害者を含む。） 36 万円 同居の特別障害者である控除対象配偶者 52 万円 同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 57 万円 配偶者特別控除 31 万円 （配偶者に所得がある場合の控除額は調整される。）		
扶養親族 1 人 31 万円 老人扶養親族（障害者を含む。） 1 人 36 万円 同居の特別障害者である扶養親族 1 人 52 万円 同居の特別障害者である老人扶養親族 1 人 57 万円 同居老親等扶養親族（障害者を含む。） 1 人 43 万円 同居の特別障害者である老親等扶養親族 1 人 64 万円 特定扶養親族 1 人 36 万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 1 人 57 万円		
所得割 (1) 160 万円以下の金額 3% 160 万円を超える金額 8% 550 万円 " 11% (2) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等に対する 税率（～平成 10 年度） (イ) 又は(ロ) のいずれか多い金額 (イ) 11% (ロ) 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の 金額に対する税額の 120%相当額	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲 渡所得（～平成 9 年度） 3.4% (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農 地等の譲渡所得 特例廃止 （経過措置として平成 3 年 12 月 31 日ま での譲渡に係る分は従前の税率適用）	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外 の譲渡所得 6% (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農 地等の譲渡所得 （特例廃止後の経過措置として平成 4 年 1 月 1 日から平成 5 年 3 月 31 日までの 譲渡に係る分は 5.8%） (3) 長期譲渡所得のうち所有期間 10 年を超 える居住用家屋及びその敷地の譲渡所得 （一定の居住用財産に係る買換え（交換） の特例の適用を受けるものを除く。） (イ) 課税長期譲渡所得金額が 6,000 万円 以下である場合 2.7% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が 6,000 万円 を超える場合 162 万円と課税長期譲渡所得金額か ら 6,000 万円を控除した金額の 3.4% に相当する金額との合計額

3 平成 4 年度欄及び平成 5 年度欄は、平成 3 年度改正によるものである。

(市町村民税「個人」つづき)

年度 項目	6	7	8
基礎控除		33万円	
配偶者控除		控除対象配偶者 33万円 老人控除対象配偶者（障害者を含む。） 38万円 同居の特別障害者である控除対象配偶者 54万円 同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 59万円 配偶者特別控除 33万円 （配偶者に所得がある場合の控除額は調整される。）	
扶養控除	特定扶養親族 1人 39万円 同居の特別障害者である 特定扶養親族 1人 60万円	扶養親族 1人 33万円 老人扶養親族（障害者を含む。） 1人 38万円 同居の特別障害者である扶養親族 1人 54万円 同居の特別障害者である老人扶養親族 1人 59万円 同居老親等扶養親族（障害者を含む。） 1人 45万円 同居の特別障害者である老親等扶養親族 1人 66万円 特定扶養親族 1人 41万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 62万円	
税率	所得割 みなし法人課税制度廃止	所得割 200万円以下の金額 3% 200万円を超える金額 8% 700万円を超える金額 11%	均等割 標準税率 (1)人口50万以上の市 年額 3,000円 (2)人口5万以上50万未満の市 年額 2,500円 (3)その他の市町村 年額 2,000円 制限税率 上記区分による (1) 年額 3,800円 (2) 年額 3,200円 (3) 年額 2,600円 所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 (1) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 5.5% (2) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 220万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の6%に相当する金額との合計額

- (注) 1 平成6年度欄における所得割の税率は、平成4年度改正によるものである。
 2 平成6年度分に限り道府県民税及び市町村民税の所得割額から、その20%相当額（20%相当額が20万円を超える場合は20万円を限度とする。）を控除した。
 3 平成7年度欄については、平成6年度（平成6年12月）改正によるものである。
 4 平成7年度分及び平成8年度分の道府県民税及び市町村民税の所得割額から、その15%相当額（15%相当額が2万円を超える場合は2万円を限度とする。）を控除した。

9	10
<p>所得割</p> <p>(1) 200万円以下の金額 3% 200万円を超える金額 8% 700万円を超える金額 12%</p> <p>(2) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率</p> <p>(イ) ①又は②のいずれか多い金額</p> <p>① 9% ② 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の110%相当額</p> <p>(ロ) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 (～平成15年度)</p> <p>①又は②のいずれか多い金額</p> <p>① 12% ② 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の120%相当額</p> <p>(3) 土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>(イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 4% ② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超え8,000万円以下である場合 160万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の5.5%に相当する金額との合計額 ③ 課税長期譲渡所得金額が8,000万円を超える場合 380万円と課税長期譲渡所得金額から8,000万円を控除した金額の6%に相当する金額との合計額</p> <p>(ロ) 短期譲渡所得</p> <p>①又は②のいずれか多い金額</p> <p>① 9% ② 総合課税で計算した場合の課税短期譲渡所得金額に対する税額の110%相当額</p>	<p>均等割 制限税率の廃止</p> <p>所得割</p> <p>(1) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (～平成14年度)</p> <p>(イ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 3.4% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 136万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の4%に相当する金額との合計額</p> <p>(2) 制限税率の廃止</p>

5 平成8年度欄のうち所得割については、平成6年度（平成6年12月）改正によるものである。

6 平成9年度欄における所得割の税率のうち(3)(イ)については、平成8年度改正によるものである。

7 平成10年度欄における所得割の税率のうち(1)については、平成8年度改正によるものである。

8 平成10年度分に限り、道府県民税及び市町村民税の所得割額の合計額から定額（本人17,000円、控除対象配偶者又は扶養親族1人につき8,500円の合計額。ただし、平成10年度分の所得割額を限度とする。）を控除した。

(市町村民税「個人」つづき)

年度 項目	11	12
基礎控除		
配偶者控除	同居の特別障害者である控除対象配偶者 1人 56万円 同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 1人 61万円	
扶養控除	同居の特別障害者である扶養親族 1人 56万円 同居の特別障害者である老人扶養親族 1人 61万円 同居の特別障害者である老親等扶養親族 1人 68万円 特定扶養親族 1人 43万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 66万円	特定扶養親族 1人 45万円
税率	<p>所得割</p> <p>(1) 200万円以下の金額 3% 200万円を超える金額 8% 700万円を超える金額 10%</p> <p>(2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 (平成11年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円以下である場合 4% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円を超える場合 240万円と課税長期譲渡所得金額から6,000万円を控除 した金額の5.5%に相当する金額との合計額</p> <p>(3) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 (イ) 特例不適用(～平成13年度) (ロ) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等 特例廃止</p>	<p>所得割</p> <p>土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 (～平成13年度) 4%</p>

- (注) 1 平成11年度欄については、所得割の税率のうち(1)及び(2)の適用期限に係る部分は、平成11年度改正によるものであり、その他は平成10年度改正によるものである。
- 2 平成11年度分以降については、道府県民税及び市町村民税の所得割額から、その15%相当額(15%相当額が4万円を超える場合は4万円を限度とする。)を控除する(平成17年度改正により平成18年度分から2分の1に縮減、平成18年度改正により平成19年度分から廃止)。

14	15	16
<p>所得割</p> <p>(1) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用（～平成16年度）</p> <p>(2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の 譲渡所得（～平成16年度） 4%</p> <p>(3) 商品先物取引による所得に対する税率 （平成13年4月1日から平成15年3月31日 までの取引に係る分） 4%</p>	<p>所得割</p> <p>土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の 譲渡所得（～平成16年度）</p> <p>(1) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円 以下である場合 3.4%</p> <p>(2) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円 を超える場合 136万円と課税長期譲渡所得金額 から4,000万円を控除した金額の 4%に相当する金額との合計額</p>	<p>均等割 標準税率 年額 3,000円</p> <p>所得割</p> <p>(1) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 （平成15年1月～）</p> <p>(イ) 上場株式等に係る申告分離課税の税率 3.4%</p> <p>(ロ) 長期(1年超)保有上場株式等に係る特例 （平成15～17年） 2%</p> <p>※ (イ)について、税率2%の特例を創設 （～平成20年度） (ロ)について、廃止</p> <p>(2) 先物取引に係る雑所得等に対する税率 3.4%</p>

3 平成12年度欄については、平成11年度改正によるものである。

4 平成14年度欄については、平成13年度改正によるものである。

5 平成15年度欄については、平成13年度改正によるものである。

6 平成16年度欄において、均等割については平成16年度改正、(1)(※を除く。)については平成13年度(平成13年11月)改正、それ以外については平成15年度改正によるものである。

(市町村民税「個人」つづき)

年度 項目	17	19
基礎控除		
配偶者控除	配偶者特別控除のうち、控除対象配偶者について、配偶者控除に上乗せして適用される部分の控除を廃止	
扶養控除		
税率	<p>所得割</p> <p>(1) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用（～平成 21 年度）</p> <p>(2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 3.4%</p> <p>ロ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 （～平成 21 年度）</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円以下である場合 2.7%</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円を超える場合 54 万円と課税長期譲渡所得金額から 2,000 万円を控除 した金額の 3.4%に相当する金額との合計額</p> <p>ハ) 短期譲渡所得</p> <p>① 国等に対する譲渡以外である場合 6%</p> <p>② 国等に対する譲渡である場合 3.4%</p> <p>(3) 株式等に係る譲渡所得等に対する税率 3.4%</p>	<p>所得割</p> <p>(1) 一律 6%</p> <p>(2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>イ) 長期譲渡所得 3%</p> <p>ロ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 （～平成 21 年度）</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円以下である場合 2.4%</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円を超える場合 48 万円と課税長期譲渡所得金額から 2,000 万円を 控除した金額の 3%に相当する金額との合計額</p> <p>ハ) 長期譲渡所得のうち居住用財産の譲渡所得</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が 6,000 万円以下である場合 2.4%</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が 6,000 万円を超える場合 144 万円と課税長期譲渡所得金額から 6,000 万円を 控除した金額の 3%に相当する金額との合計額</p> <p>ニ) 短期譲渡所得</p> <p>① 国等に対する譲渡以外である場合 5.4%</p> <p>② 国等に対する譲渡である場合 3%</p> <p>(3) 株式等に係る譲渡所得等に対する税率 3%</p> <p>上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 （～平成 20 年度） 1.8%</p> <p>(4) 先物取引等に係る雑所得等に対する税率 3%</p> <p>(5) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率</p> <p>① 又は ② のいずれか多い金額</p> <p>① 7.2%</p> <p>② 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に 対する税額の 110%相当額 （ただし、平成 21 年度まで特例不適用）</p>

(注) 1 平成 17 年度欄において、配偶者特別控除については平成 15 年度改正、所得割については平成 16 年度改正によるものである。
2 平成 11 年度分以降継続して実施している定率減税を 2 分の 1 に縮減し、平成 18 年度分以降は道府県民税及び市町村民税の所得割額から、その 7.5%相当額（7.5%相当額が 2 万円を超える場合は 2 万円を限度とする。）を控除する（平成 17 年度改正による。）。平成 19 年度分以降は定率減税を廃止する（平成 18 年度改正による。）。)

21	22
<p>所得割 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率(～平成 21 年度) 1.8%</p>	<p>所得割 (1) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(～平成 26 年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円を超える場合 2.4% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円を超える場合 48 万円と課税長期譲渡所得金額から 2,000 万円を控除した 金額の 3%に相当する金額との合計額 (2) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用(～平成 26 年度) (3) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (平成 22 年度～平成 24 年度) 1.8% (4) 申告分離選択課税に係る上場株式等に係る配当所得に対する税率 (平成 22 年度～平成 24 年度) 1.8%</p>

3 平成 19 年度欄については、平成 18 年度改正によるものである。

4 平成 21 年度欄については、平成 19 年度改正によるものである。

5 平成 22 年度欄において、上場株式等に係る配当所得の申告分離課税については、平成 20 年度改正により創設されたものである。
その他の記載については、平成 21 年度改正によるものである。

(市町村民税「個人」つづき)

年度 項目	24	25	26
基礎控除			
配偶者控除	同居の特別障害者である控除対象配偶者について配偶者控除に23万円を加算する部分の控除を特別障害者控除の額に加算する控除に改組		
扶養控除	扶養親族のうち年齢16歳未満の者に係る扶養控除を廃止 特定扶養親族のうち年齢16歳以上19歳未満の者に係る扶養控除の上乗せ部分を廃止 同居の特別障害者である扶養親族について扶養控除に23万円を加算する部分の控除を特別障害者控除の額に加算する控除に改組		
税率	所得割 退職所得に係る10%税額控除の廃止 (平成25年1月1日以後に支払を受けるべき退職手当等)	所得割 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (1)上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (平成25年度～平成26年度) 1.8% (2)申告分離選択課税に係る上場株式等に係る 配当所得に対する税率 (平成25年度～平成26年度) 1.8%	均等割 標準税率 (平成26年度～平成35年度) 年額 3,500円 〔本則税率 年額3,000円に〕 〔年額500円を加算した額〕

- (注) 1 平成24年度欄において、配偶者控除及び扶養控除については、平成22年度改正によるもの、その他の記載については、平成23年度改正(平成23年12月)によるものである。
2 平成25年度欄については、平成23年度改正(平成23年6月)によるものである。
3 平成26年度欄については、平成23年度改正(平成23年12月)によるものである。

27	29
<p>所得割 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (1) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率(平成27年度～) 3% ※軽減税率は平成26年度まで (2) 申告分離選択課税に係る上場株式等に係る配当所得に対する税率(平成27年度～) 3% ※軽減税率は平成26年度まで</p>	<p>所得割 (1) 一般株式等に係る譲渡所得等に対する税率(平成29年度～) 3% (2) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率(平成29年度～) 3% (3) 申告分離選択課税に係る上場株式等に係る配当所得等に対する税率(平成29年度～) 3%</p>

4 平成27年度欄については、平成23年度改正によるものである。

5 平成29年度欄については、平成25年度改正によるものである。

② 法 人

年度 項目	昭和 25 年度	26	27	29	30	40	41
税 率	均等割 標準税率 (制限税率) 人口 50 万以上の市 2,400 円 (4,000 円)	法人税率 標準税率 15.0% 制限税率	法人税率 標準税率 12.5% 制限税率	法人税割 標準税率 7.5% 制限税率	法人税割 標準税率 8.1% 制限税率	法人税割 標準税率 8.4% 制限税率	法人税割 標準税率 8.9% 制限税率
	人口 5 万以上 50 万未満の市 1,800 円 (3,000 円)	16.0%	15.0%	9.0%	9.7%	10.1%	10.7%
	上記以外の市並びに町村 1,200 円 (2,000 円)			※昭和 29 年 5 月 13 日施行、昭和 29 年 4 月 1 日の属 する事業年度から 適用	※昭和 30 年 7 月 1 日から同年 9 月 30 日までの間に終了 する事業年度分 については、 標準税率 7.9% 制限税率 9.5%		

年度 項目	昭和 53 年度	56	58
税 率	均等割 標準税率 (制限税率) (1) 資本の金額又は出資金額が 50 億円を 超え、かつ、市町村内に有する事務所等 の従業者の数の合計数が 100 人超の法人 年額 800,000 円 (1,000,000 円)	均等割 標準税率 (制限税率) (1) 資本等の金額が 50 億円を超え、か つ、市町村内に有する事務所等の従業者 の数の合計数が 100 人超の法人 年額 800,000 円 (1,000,000 円)	均等割 標準税率 (制限税率) (1) 資本等の金額が 50 億円を超え、か つ、市町村内に有する事務所等の従業者 の数の合計数が 50 人超の法人 年額 1,200,000 円 (1,500,000 円)
	(2) 資本の金額又は出資金額が 10 億円を 超え 50 億円以下であって、かつ、市町 村内に有する事務所等の従業者の数の合 計数が 100 人超の法人 年額 400,000 円 (560,000 円)	(2) 資本等の金額が 10 億円を超え 50 億円 以下であって、かつ、市町村内に 有する事務所等の従業者の数の合計数が 100 人 超の法人 年額 400,000 円 (560,000 円)	(2) 資本等の金額が 10 億円を超え 50 億円 以下であって、かつ、市町村内に 有する事務所等の従業者の数の合計数が 50 人 超の法人 年額 700,000 円 (1,000,000 円)
	(3) 資本の金額又は出資金額が 10 億円を 超え、かつ、市町村内に有する事務所等 の従業者の数の合計数が 100 人以下の法 人及び資本の金額又は出資金額が 1 億円 を超え 10 億円以下であって、かつ、市 町村内に有する事務所等の従業者の数の 合計数が 100 人超の法人 年額 80,000 円 (134,000 円)	(3) 資本等の金額が 10 億円を超え、か つ、市町村内に有する事務所等の従業者 の数の合計数が 100 人以下の法人及び資 本等の金額が 1 億円を超え 10 億円以下 であって、かつ、市町村内に 有する事務所等の従業者の数の合計数が 100 人超の 法人 年額 80,000 円 (134,000 円)	(3) 資本等の金額が 10 億円を超え、か つ、市町村内に有する事務所等の従業者 の数の合計数が 50 人以下の法人及び資 本等の金額が 1 億円を超え 10 億円以下 であって、かつ、市町村内に 有する事務所等の従業者の数の合計数が 50 人超の 法人 年額 160,000 円 (270,000 円)
	(4) 資本の金額又は出資金額が 1 億円を超 え 10 億円以下であって、かつ、市町村 内に有する事務所等の従業者の数の合計 数が 100 人以下の法人及び資本の金額が 又は出資金額が 1 千万円を超え 1 億円以 下の法人 年額 24,000 円 (40,000 円)	(4) 資本等の金額が 1 億円を超え 10 億円 以下であって、かつ、市町村内に 有する事務所等の従業者の数の合計数が 100 人 以下の法人及び資本等の金額が 1 千万円 を超え 1 億円以下の法人 年額 24,000 円 (40,000 円)	(4) 資本等の金額が 1 億円を超え 10 億円 以下であって、かつ、市町村内に 有する事務所等の従業者の数の合計数が 50 人 以下の法人及び資本等の金額が 1 千万円 を超え 1 億円以下であって、かつ、市町 村内に有する事務所等の従業者の数の合 計数が 50 人超の法人 年額 60,000 円 (100,000 円)
	(5) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 8,000 円 (13,000 円)	(5) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 8,000 円 (13,000 円)	(5) 資本等の金額が 1 千万円を超え 1 億円 以下であって、かつ、市町村内に 有する事務所等の従業者の数の合計数が 50 人 以下の法人及び資本等の金額が 1 千万円 以下であって、かつ、市町村内に 有する事務所等の従業者の数の合計数が 50 人 超の法人 年額 48,000 円 (80,000 円)
	法人税割 標準税率 12.3% 制限税率 14.7% ※資本等の金額…資本の金額又は出資金 額と資本積立金額との 合計額	(6) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 16,000 円 (27,000 円)	

42	45	49	51	52
均等割 標準税率(制限税率) (1) 資本の金額又は出資金額が1千万円を超える法人及び保険業法に規定する相互会社 年額 4,000円(7,000円) (2) 上記法人以外の法人等 年額 2,400円(4,000円)	法人税割 標準税率 9.1%	法人税割 標準税率 12.1% 制限税率 14.5%	均等割 標準税率(制限税率) (1) 資本の金額又は出資金額が1億円を超え、かつ、市町村内に在する事務所等の従業者の数の合計数が100人超の法人 年額 24,000円(40,000円) (2) 資本の金額又は出資金額が1億円を超える法人で(1)以外のもの及び資本の金額又は出資金額が1千万円を超え1億円以下の法人 年額 12,000円(20,000円) (3) (1)、(2)以外の法人等 年額 7,200円(12,000円)	均等割 標準税率(制限税率) (1) 資本の金額又は出資金額が1億円を超え、かつ、市町村内に在する事務所等の従業者の数の合計数が100人超の法人 年額 80,000円(134,000円) (2) 資本の金額又は出資金額が1億円を超える法人で(1)以外のもの及び資本の金額又は出資金額が1千万円を超え1億円以下の法人 年額 24,000円(40,000円) (3) (1)、(2)以外の法人等 年額 8,000円(13,000円)

59	平成6年度	14	18
均等割 標準税率(制限税率は標準税率の1.2倍) (1) 資本等の金額が50億円を超え、かつ、市町村内に在する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 3,000,000円 (2) 資本等の金額が10億円を超え50億円以下であって、かつ、市町村内に在する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 1,750,000円 (3) 資本等の金額が10億円を超え、かつ、市町村内に在する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人及び資本等の金額が1億円を超え10億円以下であって、かつ、市町村内に在する事務所等の従業者の数の合計が50人超の法人 年額 400,000円 (4) 資本等の金額が1億円を超え10億円以下であって、かつ、市町村内に在する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人及び資本等の金額が1千万円を超え1億円以下であって、かつ、市町村内に在する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 150,000円 (5) 資本等の金額が1千万円を超え1億円以下であって、かつ、市町村内に在する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人及び資本等の金額が1千万円以下であって、かつ、市町村内に在する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 120,000円 (6) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 40,000円	均等割 標準税率(制限税率は標準税率の1.2倍) (1) 資本等の金額が50億円を超え、かつ、市町村内に在する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 3,000,000円 (2) 資本等の金額が10億円を超え50億円以下であって、かつ、市町村内に在する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 1,750,000円 (3) 資本等の金額が10億円を超え、かつ、市町村内に在する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人 年額 410,000円 (4) 資本等の金額が1億円を超え10億円以下であって、かつ、市町村内に在する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 400,000円 (5) 資本等の金額が1億円を超え10億円以下であって、かつ、市町村内に在する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人 年額 160,000円 (6) 資本等の金額が1千万円を超え1億円以下であって、かつ、市町村内に在する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 150,000円 (7) 資本等の金額が1千万円を超え1億円以下であって、かつ、市町村内に在する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人 年額 130,000円 (8) 資本等の金額が1千万円以下であって、かつ、市町村内に在する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 120,000円 (9) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 50,000円	均等割 資本金等の額… 資本の金額又は出資金額と資本積立金額又は連結個別資本積立金額との合計額 法人税割 連結申告法人の課税標準を個別帰属法人税額とする等	均等割 資本金等の額… 法人税法に規定する資本金等の額又は連結個別資本等の額 法人税割 連結申告法人の課税標準を個別帰属法人税額とする等

2. 固定資産税

年度 項目	昭和 25 年度	26	29	30	31	34	39
税 率	一定税率 1.6%	標準税率 1.6% 制限税率 3.0%	標準税率 1.5% 制限税率 2.5%	標準税率 1.4%		制限税率 2.1%	
そ の 他	免税点 1 万円	免税点 償却資産 3 万円	免税点 償却資産 5 万円	大規模償却資産に対する特例及び基準年度制度が創設された。	免税点 償却資産 10 万円 国有資産等所在市町村交付金、公公有資産所在市町村納付金制度が創設された。	免税点 土地 2 万円 家屋 3 万円 償却資産 15 万円	(1) 新評価制度の実施に伴い土地について税額の激変緩和の暫定措置が講ぜられた。 (2) 免税点 暫定措置期間 (昭和 39 年度～ 昭和 40 年度) 土地 2 万 4 千円

年度 項目	昭和 49 年度	51	54
税 率			
そ の 他	(1) 200 m ² 以下の住宅用地（200 m ² を超える住宅用地については、その上に存する住居 1 戸につき 200 m ² までの住宅用地）について、課税標準をその価格の 4 分の 1 の額とする措置が講ぜられた。 (2) 個人の所有する非住宅用地に係る昭和 49 年度及び昭和 50 年度の固定資産税の額について、原則として前年度の課税標準となるべき額の 1.5 倍の額によって算定した税額とする措置が講ぜられた。 (3) 大規模償却資産に対する課税限度額の引上げ措置が講ぜられた。	(1) 宅地等 評価替えに伴い昭和 51 年度から昭和 53 年度まで新たな負担調整措置が講ぜられた。 (2) 農地 昭和 39 年度以来税額が据え置かれていたが、昭和 51 年度から昭和 53 年度まで段階的な課税の適正化措置が講ぜられた。 (3) 特定市街化区域農地 特定市街化区域農地に係る課税標準となるべき額の算定に用いる調整率が 1 年据え置かれた。	(1) 宅地等 評価替えに伴い昭和 54 年度から昭和 56 年度まで昭和 51 年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。 (2) 農地 評価替えに伴い昭和 54 年度から昭和 56 年度まで昭和 51 年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。 なお、上昇率 1.15 倍以下のものについて新たな負担調整措置が設けられた。

(注) 昭和 61 年度欄については、昭和 59 年法律第 88 号による改正に係るものである。

40	41	42	44	45	47	48
大規模償却資産に対する課税限度額の引上げ措置が講ぜられた。	(1) 新評価制度の実施に伴う土地の新たな負担調整措置が講ぜられた。 (2) 免税点 土地 8万円 家屋 5万円 償却資産 30万円	大規模償却資産に対する課税限度額の引上げ措置が講ぜられた。	100分の1.7を超える税率で課税する市町村は、一定の場合を除き、その旨を自治大臣に届け出ることとされた。	評価替えに伴い上昇率25倍以上の宅地等について新たな負担調整率が設けられた。	市街化区域内の農地について、税負担の激変を緩和しつつ課税の適正化を図るための措置が講ぜられた。なお、昭和47年度分に限り特例措置が講ぜられた。	(1) 住宅用地の課税標準を価格の2分の1の額とする特例を設けるとともに、税負担の激変緩和のための調整措置を講じながら昭和50年度から評価額を基礎として課税する措置が講じられた。 (2) 三大都市圏の特定の都市の市街化区域内に所在するA農地及びB農地について課税の適正化を図るための措置が講ぜられた。 (3) 免税点 土地 15万円 家屋 8万円 償却資産 100万円

57	60	61	63
(1) 宅地等 評価替えに伴い昭和57年度から昭和59年度まで昭和54年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。 なお、上昇率1.3倍超1.5倍以下、1.7倍超1.9倍以下のものについて新たな負担調整率が設けられた。 (2) 農地 評価替えに伴い昭和57年度から昭和59年度まで昭和54年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。 なお、上昇率1.3倍超1.5倍以下のものについて新たな負担調整率が設けられた。 (3) 三大都市圏の特定の都市の市街化区域内に所在する単位評価額3万円以上のC農地（新適用市街化区域農地）について宅地等と同様の負担調整措置が講ぜられた。	(1) 宅地等 評価替えに伴い昭和60年度から昭和62年度まで昭和57年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。 (2) 農地 評価替えに伴い昭和60年度から昭和62年度まで昭和57年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。 (3) 特定市街化区域農地 既適用市街化区域農地については、宅地等と同様の負担調整措置が講ぜられた。 また、一定の新適用市街化区域農地についても、新たに、既適用市街化区域農地と同様の負担調整措置が講ぜられた。	日本専売公社及び日本電信電話公社の経営形態の変更に伴い、これらの公社に係る非課税措置及び公社有資産所在市町村納付金制度が廃止され、日本国有鉄道有資産所在市町村納付金制度とされた。 (注)	(1) 宅地等 評価替えに伴い昭和63年度から平成2年度まで昭和60年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。 なお、上昇率1.15倍以下のものについて、新たな負担調整率が設けられた。 (2) 農地 評価替えに伴い昭和63年度から平成2年度まで昭和60年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。 なお、上昇率1.075倍以下のものについて、新たな負担調整率が設けられた。 (3) 特定市街化区域農地 既適用市街化区域農地について宅地等と同様の負担調整措置が講ぜられるとともに一定の新適用市街化区域農地についても既適用市街化区域農地と同様の負担調整措置が講ぜられた。

(固定資産税つづき)

年度 項目	平成元年度	3	4
税 率			
そ の 他	<p>日本国有鉄道の経営形態の改革及び鉄道事業法の制定に伴い、日本国有鉄道に係る非課税措置及び日本国有鉄道有資産所在市町村納付金制度が廃止され、あわせて旅客鉄道株式会社等が日本国有鉄道から承継した固定資産に係る課税標準の特例措置の創設等所要の措置が講ぜられた。(注1)</p>	<p>(1) 宅地等 評価替えに伴い、①住宅用地については平成3年度から平成5年度までの新たな負担調整措置、②住宅用地以外の宅地で法人の所有に係るものについては平成3年度から平成5年度までの新たな負担調整措置、③その他の宅地等については平成3年度から平成5年度まで昭和63年度の「宅地等」と同様の負担調整措置が、それぞれ講ぜられた。</p> <p>(2) 農地 評価替えに伴い平成3年度から平成5年度まで昭和63年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。</p> <p>(3) 特定市街化区域農地 既適用市街化区域農地についてその他の宅地等と同様の負担調整措置が講ぜられるとともに一定の新適用市街化区域農地についても既適用市街化区域農地と同様の負担調整措置が講ぜられた。</p> <p>(4) 免税点 土地 30万円 家屋 20万円 償却資産 150万円</p>	<p>三大都市圏の特定市の市街化区域内に所在する農地について、都市計画において保全する農地(生産緑地地区内の農地等)と宅地化する農地とに明確に区分されることと併せて、保全する農地については農地としての課税を行い、宅地化する農地については課税の適正化を図ることとされた。(注2)</p>

年度 項目	平成9年度	10
税 率		
そ の 他	<p>(1) 住宅用地 評価替えに伴い、負担水準の区分に応じて税額の据え置き又はなだらかな税負担となる調整措置及び著しい地価の下落に対応して税額を据え置く調整措置が講ぜられた。</p> <p>(2) 商業地等 評価替えに伴い、負担水準の区分に応じて税額の引き下げ、据え置き又はなだらかな税負担となる調整措置及び著しい地価の下落に対応して税額を据え置く調整措置が講ぜられた。</p> <p>(3) 農地(特定市街化区域農地を除く。) 評価替えに伴い、負担水準の区分に応じてなだらかな税負担となる調整措置が講ぜられた。なお、市街化区域農地にあつては著しい地価の下落に対応して税額を据え置く調整措置も併せて講ぜられた。</p> <p>(4) 特定市街化区域農地 一般住宅用地と同様の調整措置が講ぜられた。</p>	<p>(1) 平成11年度分の固定資産税について、宅地等の賦課期日における用途(小規模住宅用地、一般住宅用地、非住宅用宅地等)が前年度の賦課期日と異なるもの(「用途変更宅地等」という。)に係る課税標準額の算出方法として、当該市町村における当該土地の変更後の用途の平均負担水準を用いて算出することとされた。 ただし、従来の算出方法によることについて、市町村の条例で定めることができるとされた。</p> <p>(2) 100分の1.7を超える税率を採用する場合の自治大臣への届出等が廃止され、市町村の固定資産税の課税標準額の総額に対する一の納税義務者に係る固定資産税の課税標準額の割合が3分の2を超える場合であつて、100分の1.7を超える税率で固定資産税を課する旨の条例を制定しようとするときは、当該市町村の議会において、当該納税義務者の意見を聴くものとする事とされた。</p>

- (注) 1 平成元年度欄については、昭和61年法律第94号による改正に係るものである。
 2 平成4年度欄については、平成3年法律第7号による改正に係るものである。
 3 平成6年度欄の1(1)及び(3)については、平成5年法律第4号による改正に係るものである。
 4 平成6年度欄の2については、平成5年11月22日付自治省告示第136号による改正に係るものである。

6	7	8
<p>1 土地</p> <p>(1) 宅地等 評価替えに伴い、①住宅用地に係る課税標準の特例措置の拡充、②平成6年度から平成8年度までの評価の上昇割合の高い宅地に係る暫定的な課税標準の特例措置の導入、③平成6年度から平成8年度まで、よりなだらかな負担調整措置が講ぜられた。(注3)</p> <p>(2) 一般農地 評価替えに伴い、平成6年度から平成8年度まで平成3年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。</p> <p>(3) 特定市街化区域農地 税負担について、平成6年度から平成8年度まで課税標準を価格の3分の1の額(一定の農地についてはさらに一定の調整率を乗じた額)とする特例措置及び住宅用地と同様(一定の農地についてはさらに一定の調整率を乗ずる)の調整措置が講ぜられた。(注3)</p> <p>2 家屋 評価替えに伴い、①耐用年数の短縮、②非木造住宅・アパートに係る初期減価の引下げ、③在来分家屋に係る3%減価の措置が講ぜられた。(注4)</p>	<p>地下の下落に対応するため、現行の各種負担調整措置に加え平成7年度及び平成8年度の2年度間に限り、評価の上昇率に応じた臨時的な課税標準の特例措置が講ぜられた。</p>	<p>宅地等に係る負担調整率として新たに1.025を設定し、既存の負担調整率を一段階ずつ引き下げ、税負担の抑制を図る措置が講ぜられた。また、宅地等との均衡から農地に係る負担調整率の上限を1.15とする措置が講ぜられた。</p>

12	13	14	15
<p>平成9年度税制改正により導入された負担水準の均衡化をさらに推進することとし、①商業地等の負担水準の上限を現行の80%から平成12年度、平成13年度に75%、平成14年度に70%に段階的に引き下げ、②著しい地価の下落に対応して税額を据え置く調整措置を継続し、対象となる価格下落率を12%以上(現行:25%以上)とすることとされた。</p>	<p>住宅が震災等の事由により滅失・損壊した土地について、やむを得ない事情により当該土地を住宅用地として使用できないものと認められるときは、震災等の発生後2年度分の固定資産税に限り当該土地を住宅用地とみなすものとする措置が講ぜられた。</p>	<p>固定資産税に対する納税者の信頼を確保するとともに、市町村による資産評価事務の一層の適正化等を図るため、固定資産課税台帳の縦覧制度を改正し、土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を市町村内の納税者の縦覧に供する制度に改めるとともに、固定資産課税台帳の閲覧制度、評価額等の証明制度を創設する等、固定資産税における情報開示を推進するための措置が講ぜられた。</p>	<p>(1) 課税の公平の観点から、引き続き負担水準の均衡化を図る措置が実施された。①商業地等、住宅用地ともに平成14年度と同様の負担水準に応じた負担調整措置を継続し、②著しい地価の下落に対応した臨時的な税負担の据置措置について、対象となる価格下落率を過去3年間15%以上とする措置が講ぜられた。</p> <p>(2) 一般市街化区域農地 課税標準額の上限を評価額の3分の1とする等の措置が講ぜられた。</p>

(固定資産税つづき)

年度 項目	平成 16 年度	17
税 率	制限税率の廃止	
そ の 他	<p>(1) 商業地等に係る固定資産税について、負担水準の上限が 70% (法定されている上限) の場合に算定される税額から、地方公共団体の条例の定めるところにより、負担水準 60%から 70%の範囲内で条例で定める負担水準により算定される税額まで、一律に減額することができる措置が講ぜられた。</p> <p>(2) 日本郵政公社有資産所在市町村納付金制度が創設された。</p>	<p>住宅が震災等の事由により滅失・損壊した土地について、やむを得ない事情により当該土地を住宅用地として使用できないものと認められ、震災等に基づく避難指示等が長期間に及ぶときは、震災等の発生から避難指示等の解除後 3 年度分のまでの固定資産税に限り当該土地を住宅用地とみなすものとする措置が講ぜられた。</p>

年度 項目	平成 24 年度
税 率	
そ の 他	<p>(1) 宅地等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・負担調整措置について、住宅用地の据置特例を段階的に廃止するという見直しを行うこととされた。 ・商業地等について、地方公共団体の条例による減額措置が継続された。 ・税負担急増土地について、地方公共団体の条例による減額措置が継続された。 <p>(2) 農地</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般農地及び一般市街化区域農地については、従来と同様の負担調整措置が継続された。 ・特定市街化区域農地については、一般住宅用地と同様の取扱いとされた。

18	21
<p>(1) 宅地等</p> <p>①課税の公平及び制度の簡素化の観点から、負担水準が低い土地について、負担水準の均衡化を一層促進する措置が講ぜられた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前年度課税標準額に当該年度の評価額（住宅用地にあつては評価額×1/6又は1/3。以下同じ。）の5%を加えた額を課税標準額とする。 ・ただし、当該額が、商業地等にあつては評価額の60%、住宅用地にあつては評価額の80%を上回る場合には60%又は80%相当額とし、評価額の20%を下回る場合には20%相当額とする。 <p>②商業地等について、地方公共団体の条例による減額措置が継続された。</p> <p>(2) 農地</p> <p>一般農地及び一般市街化区域農地については、従来と同様の負担調整措置が講ぜられた。</p> <p>特定市街化区域農地については、一般住宅用地と同様の措置が講ぜられた。</p> <p>(3) 著しい地価の下落に対応した臨時的な税負担の据置措置が廃止された。</p>	<p>(1) 宅地等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宅地等に係る負担調整措置の仕組みが継続された。 ・商業地等について、地方公共団体の条例による減額措置が継続された。 ・商業地等及び住宅用地に係る固定資産税について、地方公共団体の条例の定めるところにより、平成21年度から平成23年度までの税額が、前年度税額(前年度に条例減額制度が適用されている場合には、減額後の税額)に1.1以上で条例で定める割合を乗じて得た額を超える場合には、当該超える額に相当する額を減額することができる措置が講ぜられた。 <p>(2) 農地</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般農地及び一般市街化区域農地については、従来と同様の負担調整措置が継続された。 ・特定市街化区域農地については、一般住宅用地と同様の取扱いとされた。

3. 軽自動車税（自転車税、荷車税、自転車荷車税）

年度 項目	昭和25年度	29	30	33	36	40
税率	自転車 200円 荷積牛馬車 800円 荷積大車 400円 荷積小車 200円 リヤカー 200円	原動機付自転車 500円 その他の自転車 200円 自転車税及び荷車税が自転車荷車税に統合された。	原動機付自転車 50cc以下 500円 50cc～90cc 800円 90cc超 1,000円	自転車荷車税が廃止され、原動機付自転車を軽自動車及び二輪の小型自動車とあわせて軽自動車税が創設された。 二輪の小型自動車 2,500円 軽自動車 1,500円	軽自動車 二輪のもの 1,500円 三輪のもの 2,000円 四輪のもの 乗用 3,000円 貨物用 2,500円	四輪以上のもの 乗用 4,500円

年度 項目	平成18年度	27（改正案による）	28（改正案による）
税率	制限税率が引き上げられた。 （標準税率の1.5倍）	標準税率 (1) 原動機付自転車 50cc以下 年額 2,000円 50cc～90cc 年額 2,000円 90cc超 年額 2,400円 ミニカー 年額 3,700円 (2) 二輪の軽自動車 年額 3,600円 (3) 二輪の小型自動車 年額 6,000円 平成27年4月1日以後に新規取得される新車の四輪車等に適用される税率 三輪のもの 年額 3,900円 四輪以上のもの 乗用 営業用 年額 6,900円 自家用 年額 10,800円 貨物用 営業用 年額 3,800円 自家用 年額 5,000円	四輪車等に対する経年車重課の導入 最初の新規検査から13年を経過した四輪車等の税率 三輪のもの 年額 4,600円 四輪以上のもの 乗用 営業用 年額 8,200円 自家用 年額 12,900円 貨物用 営業用 年額 4,500円 自家用 年額 6,000円

(注) 平成27年度及び28年度欄については、平成26年度改正案によるものである。

51	54	59	60
<p>標準税率</p> <p>(1) 原動機付自転車 50cc以下 年額 650円 50cc～90cc 年額 1,000円 90cc超 年額 1,300円</p> <p>(2) 軽自動車及び小型特殊自動車 二輪のもの (側車付のものを含む。) 年額 2,000円 三輪のもの 年額 2,600円 四輪以上のもの 乗用 営業用 年額 5,200円 自家用 年額 5,900円 貨物用 営業用 年額 2,900円 自家用 年額 3,300円</p> <p>(3) 二輪の小型自動車 年額 3,300円</p> <p>制限税率が設けられた。 (標準税率の1.2倍)</p>	<p>標準税率</p> <p>(1) 原動機付自転車 50cc以下 年額 700円 50cc～90cc 年額 1,100円 90cc超 年額 1,450円</p> <p>(2) 軽自動車及び小型特殊自動車 二輪のもの (側車付のものを含む。) 年額 2,200円 三輪のもの 年額 2,850円 四輪以上のもの 乗用 営業用 年額 5,200円 自家用 年額 6,500円 貨物用 営業用 年額 2,900円 自家用 年額 3,650円</p> <p>(3) 二輪の小型自動車 年額 3,650円</p>	<p>標準税率</p> <p>(1) 原動機付自転車 50cc以下 年額 1,000円 50cc～90cc 年額 1,200円 90cc超 年額 1,600円</p> <p>(2) 軽自動車及び小型特殊自動車 二輪のもの (側車付のものを含む。) 年額 2,400円 三輪のもの 年額 3,100円 四輪以上のもの 乗用 営業用 年額 5,500円 自家用 年額 7,200円 貨物用 営業用 年額 3,000円 自家用 年額 4,000円</p> <p>(3) 二輪の小型自動車 年額 4,000円</p>	<p>標準税率</p> <p>原動機付自転車 (イ) 50cc以下 ((ニ)に掲げるものを除く。) 年額 1,000円 (ロ) 二輪のもので、50cc～90cc 年額 1,200円 (ハ) 二輪のもので、90cc超 年額 1,600円 (ニ) 三輪以上のもので、20cc超 (ミニカー) 年額 2,500円</p>

4. 市町村たばこ税（市町村たばこ消費税）

年度 項目	昭和25年度	29	31	33	37	38	39	42	60
税率		(創設) 税率 115分の10	税率 9%	税率 11%	税率 12%	税率 13.4%	税率 15%	税率 18.1%	昭和60年4月1日以降の 売渡し等分 税率 従価割 14.3% 従量割 1,000本につき350円

年度 項目	平成9年度	11	15	18
税率	平成9年4月1日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき2,434円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき1,155円	平成11年5月1日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき2,668円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき1,266円	平成15年7月1日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき2,977円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき1,412円	平成18年7月1日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき3,298円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき1,564円

- (注) 1 昭和60年度欄については、昭和59年法律第88号による改正に係るものである。
2 昭和62年度欄のうち、上段については昭和62年法律第15号による改正、下段については昭和62年法律第94号による改正に係るものである。

5. 電気税及びガス税（電気ガス税）（平成元年4月1日廃止）

年度 項目	昭和25年度	36	37	38	39	40	42
税率等	税率 10%	免税点制度が 創設された。 月 300円	税率 9%	税率 8%	税率 7% 軽減税率 (綿紡等) 2%	免税点 電気 月 400円 ガス 月 500円	免税点 ガス 月 700円 軽減税率 (紙) 5%

年度 項目	昭和49年度	50	51	52
税率等	電気税とガス税が分離された。 電気税 税率 6% 5% (1月以降) 免税点 1,200円 2,000円 (1月以降) 軽減税率 綿ねん糸等 2% 毛ねん糸 4% ----- ガス税 税率 5% 4% (1月以降) 免税点 2,700円 4,000円 (1月以降)	電気税 軽減税率 (毛紡績糸・生糸等) 2% ガス税 税率 3%	電気税 軽減税率 (メリヤス等) 2%	電気税 免税点 2,400円 (6月以降) ガス税 免税点 4,800円 (6月以降)

6. 木材引取税（平成元年4月1日廃止）

年度 項目	昭和25年度	27	32	33	平成元年度
税率等	税率 価格 5%	課税標準を容積とすることが できることとされた。	税率 価格 4%	税率 価格 2%	消費税の創設に伴い 4月1日廃止

61	62	63	平成元年度
税率 従価割 14.3% 従量割 1,000本につき 350円 [ただし、昭和61年5月から昭和62年3月までの間に行われた売渡し等分については、特例措置として、1,000本につき290円を加算。]	従量割の税率の引上げ等の特例措置が、昭和62年12月31日まで延長された。 ----- 従量割の税率の引上げ等の特例措置が、昭和63年3月31日まで延長された。	従量割の税率の引上げ等の特例措置が、平成元年3月31日まで延長された。	名称が市町村たばこ税に変更された。 平成元年4月1日以降の売渡し等分 従価割 廃止 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 1,997円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 948円

22	25
平成22年10月1日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 4,618円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 2,190円	平成25年4月1日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 5,262円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 2,495円

43	44	45	46	47	48
免税点 ガス 月 800円	免税点 電気 月 500円 ガス 月 1,000円 軽減税率 (紙) 4%	免税点 電気 月 600円 ガス 月 1,200円 軽減税率 (毛紡績糸等) 4%	免税点 電気 月 700円 ガス 月 1,400円	免税点 電気 月 800円 ガス 月 1,600円	税率 6% 免税点 電気 月 1,000円 ガス 月 2,000円

53	54	55	57	平成元年度
		電気税 免税点 3,600円 (5月以降)		電気税 消費税の創設に伴い 4月1日廃止
ガス税 免税点 6,000円 (6月以降)	ガス税 免税点 7,000円 (6月以降)	ガス税 免税点 10,000円 (6月以降)	ガス税 免税点 12,000円 (6月以降)	ガス税 消費税の創設に伴い 4月1日廃止

7. 入湯税

年度 項目	昭和25年度	28	32	46	50	52
税率	1人1日 10円	1人1日 20円	目的税と された。	1人1日 40円	1人1日 100円	1人1日 150円 (53年1月以降)

8. 都市計画税

年度 項目	昭和 25 年度	31	39	41	45	47	48
税 率 等		都市計画税が創設された。税率 0.2%	税額の激変緩和の暫定措置が講ぜられた。	昭和 41 年度から昭和 43 年度までの新たな負担調整措置が講ぜられた。	昭和 45 年度及び昭和 46 年度に限り新たな負担調整措置が講ぜられた。	市街化区域内の農地について、税負担の激変を緩和しつつ課税の適正化を図るための措置が講ぜられた。なお昭和 47 年分に限り特例措置が講ぜられた。	三大都市圏の特定の都市の市街化区域内に所在する A 農地について昭和 48 年度から、B 農地について昭和 49 年度からそれぞれ課税の適正化を図るための措置が講ぜられた。

年度 項目	昭和 63 年度	平成 3 年度	4	6
税 率 等	<p>(1) 昭和 63 年度から平成 2 年度まで固定資産税と同様の負担調整措置が講ぜられた。</p> <p>(2) 特定市街化区域農地既適用市街化区域農地について宅地等と同様の負担調整措置が講ぜられるとともに一定の新適用市街化区域農地についても既適用市街化区域農地と同様の負担調整措置が講ぜられた。</p>	<p>(1) 平成 3 年度から平成 5 年度まで固定資産税と同様の負担調整措置が講ぜられた。</p> <p>(2) 特定市街化区域農地既適用市街化区域農地についてその他の宅地等と同様の負担調整措置が講ぜられるとともに一定の新適用市街化区域農地についても既適用市街化区域農地と同様の負担調整措置が講ぜられた。</p>	<p>三大都市圏の特定市の市街化区域内に所在する農地について、都市計画において保全する農地（生産緑地地区内の農地等）と宅地化する農地とに明確に区分されることと併せて、保全する農地については農地としての課税を行い、宅地化する農地については課税の適正化を図ることとされた。</p> <p>(注 1)</p>	<p>(1) 小規模住宅用地（200 ㎡を超える住宅用地については、その上に存する住居 1 戸につき 200 ㎡までの住宅用地）の課税標準を価格の 3 分の 1 の額、一般住宅用地の課税標準を価格の 3 分の 2 の額とする課税標準の特例措置が講ぜられた。</p> <p>(2) 平成 6 年度から平成 8 年度まで、評価の上昇割合の高い宅地に係る暫定的な課税標準の特例措置が講ぜられた。</p> <p>(3) 平成 6 年度から平成 8 年度まで固定資産税と同様の負担調整措置が講ぜられた（一般農地についても同様の負担調整措置が講ぜられた）。</p> <p>(4) 特定市街化区域農地の税負担について、平成 6 年度から平成 8 年度まで課税標準を価格の 3 分の 2 の額（一定の農地についてはさらに一定の調整率を乗じた額）とする特例措置及び住宅用地と同様（一定の農地についてはさらに一定の調整率を乗ずる）の調整措置が講ぜられた。</p> <p>(注 2)</p>

年度 項目	平成 13 年度	15	16	17
税 率 等	住宅が震災等の事由により滅失・損壊した土地について、やむを得ない事情により当該土地を住宅用地として使用できないものと認められるときは、震災等の発生後 2 年度分の都市計画税に限り当該土地を住宅用地とみなすものとする措置が講ぜられた。	市町村が一定の場合に据置減額又は引下げ減額できる条例を定めるための措置について法定化する措置が講ぜられた。	固定資産税と同様に、商業地等に係る都市計画税について、負担水準の上限が 70%（法定されている上限）の場合に算定される税額から、地方公共団体の条例の定めるところにより、負担水準 60% から 70% の範囲内で条例で定める負担水準により算定される税額まで、一律に減額することができる措置が講ぜられた。	住宅が震災等の事由により滅失・損壊した土地について、やむを得ない事由により当該土地を住宅用地として使用できないと認められ、震災等に基づく避難指示等が長期間に及ぶときは、震災等の発生から避難指示等の解除後 3 年度分までの都市計画税に限り当該土地を住宅用地とみなす措置が講ぜられた。

- (注) 1 平成 4 年度欄については、平成 3 年法律第 7 号による改正に係るものである。
 2 平成 6 年度欄（(3)の()内を除く）については、平成 5 年度法律第 4 号による改正に係るものである。

51	53	54	57	60
昭和 51 年度から昭和 53 年度まで、固定資産税と同様の負担調整措置が講ぜられた。	制限税率が 0.3% に引き上げられた。	昭和 54 年度から昭和 56 年度まで、固定資産税と同様の負担調整措置が講ぜられた。	(1) 昭和 57 年度から昭和 59 年度まで固定資産税と同様の負担調整措置が講ぜられた。 (2) 三大都市圏の特定の都市の市街化区域内に所在する単位評価額 3 万円以上の C 農地（新適用市街化区域農地）について新たに課税の適正化を図るとともに、A、B 農地（既適用市街化区域農地）について宅地等と同様の負担調整措置が講ぜられた。	(1) 昭和 60 年度から昭和 62 年度まで固定資産税と同様の負担調整措置が講ぜられた。 (2) 特定市街化区域農地既適用市街化区域農地については、宅地等と同様の負担調整措置が講ぜられた。 また、一定の新適用市街化区域農地についても、新たに、既適用市街化区域農地と同様の負担調整措置が講ぜられた。

7	8	9	10
地価の下落に対応するため、現行の各種負担調整措置に加え平成 7 年度及び平成 8 年度の 2 年度間に限り、評価の上昇率に応じた臨時的な課税標準の特例措置が講ぜられた。	宅地等に係る負担調整率として新たに 1.025 を設定し、既存の負担調整率を一段階ずつ引き下げ税負担の抑制を図る措置が講ぜられた。また、宅地等との均衡から農地に係る負担調整率の上限を 1.15 とする措置が講ぜられた。	(1) 住宅用地 負担水準の区分に応じてなだらかな税負担となる調整措置及び市町村が一定の場合に据置減額できる条例を定めるための必要な措置が講ぜられた。 (2) 商業地等 負担水準の区分に応じてなだらかな税負担となる調整措置及び市町村が一定の場合に据置減額又は引下げ減額できる条例を定めるための必要な措置が講ぜられた。 (3) 農地（特例市街化区域農地を除く。） 負担水準の区分に応じてなだらかな税負担となる調整措置が講ぜられた。 なお、市街化区域農地にあつては、市町村が一定の場合に据置減額できる条例を定めるための必要な措置も併せて講ぜられた。 (4) 特定市街化区域農地 一般住宅用地と同様の調整措置が講ぜられた。	平成 11 年度分の都市計画税について、宅地等の賦課期日における用途（小規模住宅用地、一般住宅用地、非住宅用地等）が前年度の賦課期日と異なるもの（「用途変更宅地等」という。）に係る課税標準額の算出方法として、当該市町村における当該土地の変更後の用途の平均負担水準を用いて算出することとされた。 ただし、従来の算出方法によることについて、市町村の条例で定めることができることとされた。

18	21	24
固定資産税と同様の負担調整措置が講ぜられた。	固定資産税と同様の負担調整措置等が講ぜられた。	固定資産税と同様の負担調整措置等が講ぜられた。

9. 国民健康保険税

年度 項目	昭和 25 年度	26	27	31	34	37	38
課税標準 総額等		国民健康保険税 が創設された。	課税限度額が 1 万 5 千円から 3 万円に引き上 げられた。	課税限度額が 5 万円に引き上 げられた。	標準課税総額が療養給付 費の見込額から一部負担 金の総額の見込額を控除 した額の 90%とされた。	標準課税総額が 80%とされた。	標準課税総額が 75%とされた。 低所得者に対し て課する国民健 康保険税を減額 することとされ た。

年度 項目	昭和 57 年度	58	59	60
課税標準 総額等	課税限度額が 27 万円に引き 上げられた。	課税限度額が 28 万円に引き上げられた。 標準課税総額が次の①と②の合算額とされた。 ① 療養の給付及び療養費の支給に要する費用の 総額の見込額から療養の給付についての一部負 担金の総額の見込額を控除した額の 65%相当額 ② 老人保健法の規定による拠出金の納付に要す る費用の額から当該費用に係る国の負担金の見 込額を控除した額	課税限度額が 35 万円に引き 上げられた。	標準課税総額が次の①と②の合算額とされた。 ① 一般保険者に係る療養の給付並びに特定療 養費及び療養費の支給に要する費用の総額の 見込額から療養の給付についての一部負担金 の総額の見込額を控除した額の 75%相当額 ② 老人保健法の規定による拠出金の納付に要 する費用の額から当該費用に係る国の負担金 の見込額を控除した額

年度 項目	平成 7 年度	9	12	15	18	19	20
課税標準 総額等	課税限度額が 52 万円に引き 上げられた。	課税限度額が 53 万円に引き 上げられた。	国民健康保険税の課税 額が基礎課税額及び介 護納付金課税額の合算 額とされ、課税限度額 がそれぞれ 53 万円、7 万円とされた。	介護納付金課税 額に係る課税限 度額が 8 万円に 引き上げられ た。	介護納付金課税 額に係る課税限 度額が 9 万円に 引き上げられ た。	基礎課税額に 係る課税限度 額が 56 万円に 引き上げられ た。	国民健康保険税の課税 額が基礎課税額、後期 高齢者支援金等課税額 及び介護納付金課税額 の合算額とされ、基礎 課税額に係る課税限度 額が 47 万円、後期高 齢者支援金等課税額に 係る課税限度額が 12 万円 とされた。

- (注) 1 昭和 60 年度欄については、昭和 59 年法律第 77 号による改正に係るものである。
2 平成 12 年度欄の前段の改正については、平成 9 年法律第 124 号による改正に係るものである。
3 平成 20 年度欄の前段の改正については、平成 18 年法律第 83 号による改正に係るものである。

43	46	49	51	52	53	54	55	56
標準課税総額が65%とされた。	課税限度額が8万円に引き上げられた。	課税限度額が12万円に引き上げられた。	課税限度額が15万円に引き上げられた。	課税限度額が17万円に引き上げられた。	課税限度額が19万円に引き上げられた。	課税限度額が22万円に引き上げられた。	課税限度額が24万円に引き上げられた。	課税限度額が26万円に引き上げられた。

61	62	63	平成元年度	3	4	5	6
課税限度額が37万円に引き上げられた。	課税限度額が39万円に引き上げられた。	課税限度額が40万円に引き上げられた。	課税限度額が42万円に引き上げられた。	課税限度額が44万円に引き上げられた。	課税限度額が46万円に引き上げられた。	課税限度額が50万円に引き上げられた。	標準課税総額が次の①と②の合算額とされた。 ① 一般被保険者に係る療養の給付並びに入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費及び高額療養費の支給に要する費用の総額の見込額から療養の給付についての一部負担金の総額の見込額を控除した額の65%相当額 ② 老人保健法の規定による拠出金の納付に要する費用の額から当該費用に係る国の負担金の見込額を控除した額

21	22	23	26 (改正案による)
介護納付金課税額に係る課税限度額が10万円に引き上げられた。	基礎課税額に係る課税限度額が50万円に引き上げられた。 後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額が13万円に引き上げられた。	基礎課税額に係る課税限度額が51万円に引き上げられた。 後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額が14万円に引き上げられた。 介護納付金課税額に係る課税限度額が12万円に引き上げられた。	後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額が16万円に引き上げられた。 介護納付金課税額に係る課税限度額が14万円に引き上げられた。

10. その他の税目

年度 項目	昭和25年度	27	37	44	48
税率等	鉱産税 税率 1% 水利地益税 共同施設税 広告税 税率 10% 10～50円 接客人税 1人月額 100円	広告税及び接客人税は 廃止された。	鉱産税 軽減税率の創設 月200万円以下 0.7%	宅地開発税が創設された。 税率は条例で定める。	特別土地保有税が創設された。 税率 保有分 1.4% 取得分 3%

年度 項目	昭和60年度	61	63	平成2年度
税率等	特別土地保有税 (1) 昭和44年1月1日から昭和 57年3月31日までの間に取得 された市街化区域内の土地を 除き、保有期間10年を超える 土地が課税対象外とされた。 (2) 三大都市圏の特定の都市の 市街化区域内において取得さ れる一定規模以上の一団の土 地に係る課税の特例につい て、昭和63年3月31日まで3 年間に限り延長された。	事業所税税率 事業に係る事業所税 資産割 事業所床面積1平方メートルにつき 600円	特別土地保有税 三大都市圏の特定の都市の 市街化区域内において取得さ れる一定規模以上の一団の土 地に係る課税の特例につい て、平成2年3月31日まで2 年間に限り延長されるととも に、昭和63年4月1日以後 に取得される土地について免 税点が330㎡(特別区及び指 定都市の区の区域にあっては 200㎡)に引き下げられた。	特別土地保有税 三大都市圏の特定の都市の 市街化区域内において取得さ れる一定規模以上の一団の土 地に係る課税の特例につい て、平成4年3月31日まで 2年間に限り延長された。

年度 項目	平成4年度	5	6	9
税率等	特別土地保有税 三大都市圏の特定市の市街 化区域内において取得される 一定規模以上の一団の土地に 係る課税の特例について、平 成5年3月31日まで1年間に 限り延長された。	特別土地保有税 三大都市圏の特定市の市街 化区域内において取得される 一定規模以上の一団の土地に 係る課税の特例について、平 成6年3月31日まで1年間に 限り延長された。	特別土地保有税 三大都市圏の特定市の市街 化区域内において取得される 一定規模以上の一団の土地に 係る課税の特例の対象となる 土地の取得期限が、平成5年 12月31日とされた。	特別土地保有税 三大都市圏の特定市において、 恒久的な建物、構築物等の用に供 する土地その他の施設用地に係る 免除制度の対象から、青空駐車 場、資材置場等の用に供する土地 を時限的に除外する措置につい ては、当該市の条例によりこれを適 用しないこととすることができる こととされた。

50	55	57
<p>事業所税が創設された。</p> <p>税率</p> <p> 新增設に係る事業所税 新增設事業所床面積1平方メートルにつき 5,000円</p> <p> 事業に係る事業所税 資産割 事業所床面積1平方メートルにつき300円</p> <p> 従業者割 従業者給与総額の100分の0.25</p>	<p>事業所税税率</p> <p> 新增設に係る事業所税 新增設事業所床面積1平方メートルにつき 6,000円</p> <p> 事業に係る事業所税 資産割 事業所床面積1平方メートルにつき500円</p>	<p>特別土地保有税</p> <p>(1) 保有期間10年を超える土地（市街化調整区域以外の区域で既に課税されている土地を除く。）が課税対象外とされた。</p> <p>(2) 三大都市圏の特定の都市の市街化区域内において、昭和57年4月1日から昭和60年3月31日までの間に取得された500㎡（特別区及び指定都市の区の区域にあつては300㎡）以上の一団の土地について、取得のあつた年の翌年以降2年以内に住宅等が建設された土地を除き、それ以後の保有について10年間特別土地保有税を課すこととされた。</p>

3
<p>特別土地保有税</p> <p>(1) 三大都市圏の特定市において、昭和61年1月1日以後に取得した土地の保有並びに平成3年4月1日以後に取得した土地の取得及び保有に係る特別土地保有税については、10年間に限り、免税点（基準面積）を特別区及び指定都市の区の区域にあつては2,000平方メートルを1,000平方メートルに、その他の市の区域にあつては5,000平方メートルを1,000平方メートルに引き下げるとともに、恒久的な建築物、構築物等の用に供する土地その他の施設用地に係る免除制度の対象から、青空駐車場、資材置場等の用に供する土地を除外することとされた。</p> <p>また、市街化区域内において、昭和57年4月1日以後に取得した土地の保有に係る特別土地保有税については、保有期間10年を超える土地を課税対象外とする措置を撤廃することとされた。</p> <p>(2) 遊休地に対する特別土地保有税の強化を、次のとおり実施することとされた。</p> <p>① 課税対象は、遊休土地転換利用促進地区として都市計画決定された区域内の1,000平方メートル以上の一団の土地とする。</p> <p>② 課税標準は、時価（当該土地の取得のために通常要する費用）又は取得価額のいずれか高い方とする。</p> <p>③ 税率1.4%とし、固定資産税額（保有に係る特別土地保有税の課税対象であるときは、その税額を含む。）を控除する。</p>

10	11
<p>特別土地保有税</p> <p>(1) 市街化区域内の土地で保有期間が10年を超えるものについて、特別土地保有税の課税対象から除外することとされた。</p> <p>(2) 三大都市圏の特定市における特別土地保有税の免税点（基準面積）を1,000㎡に引き下げる特例措置を廃止することとされた。</p> <p>(3) 三大都市圏の特定市の市街化区域内の土地に対して課する特別土地保有税の課税の特例（ミニ保有税）を廃止した際の経過措置により一部の土地の保有を引き続き課税対象としている措置を廃止することとされた。</p> <p>(4) 地価下落に対応して、当分の間、特別土地保有税の課税標準額（取得価額）を地価公示価格の全国的変動率を用いて簡易に修正する措置を講じることとされた。</p> <p>(5) 恒久的な建物等の用に供する予定の土地について、有効利用されるまでの一定期間特別土地保有税の徴収を猶予し、その期間内に有効利用された場合には、当該徴収猶予された税額に係る納税義務を免除する制度を創設することとされた。</p>	<p>特別土地保有税</p> <p>(1) 一定の事業計画書をもって徴収猶予の起算日の認定資料とすることとされた。</p> <p>(2) 土地の所有者（取得者）以外の者（借地人等）が非課税又は免除に係る建物等の用に供する土地として使用しようとする場合にも徴収猶予の対象とすることとされた。</p> <p>(3) 徴収猶予を受けている者が、当該徴収猶予に係る土地を譲渡した場合において、その譲渡が一定の住宅・宅地供給事業のための譲渡に該当するときは、当該譲渡者に係る徴収猶予の継続を認め、譲受者による住宅・宅地供給事業が完成した場合に、猶予された税額を免除する措置を2年間に限り講ずることとされた。</p> <p>(4) 恒久的な建物等の用に供する土地に係る徴収猶予期間（現行5年以内）について、やむを得ない場合には、1回に限り、5年以内で延長を認めることができることとされた。</p>

(その他の税目つづき)

年度 項目	平成 13 年度	14
税 率 等	<p>特別土地保有税</p> <p>(1) 一定の住宅・宅地供給事業のため土地を譲渡した場合における当該譲渡者に係る徴収猶予の継続及び税額の免除の特例措置について、その対象を当該譲受者が非課税用途に供する場合及び特例譲渡する場合に拡充したうえ、その適用期限を 2 年延長することとされた。</p> <p>(2) 特別土地保有税の徴収猶予を受けている者が、事業計画を変更する場合において、新たに非課税用途又は特例譲渡に係る事業計画を定めた場合には、1 回に限り、当該事業計画を変更した者に係る徴収猶予の継続を認め、新たな事業計画に係る事業が完成した場合に、猶予された税額を免除することとされた(2 年間の時限措置)。</p>	<p>特別土地保有税</p> <p>(1) 土地を譲渡した場合における当該譲渡者及び事業計画を変更した場合における当該事業計画を変更した者に係る徴収猶予の継続及び納税義務の免除の特例について、平成 13 年 4 月 1 日において徴収猶予を受けている者に限る要件を廃止することとされた。</p> <p>(2) 土地を譲渡した場合における当該譲渡者及び事業計画を変更した場合における当該事業計画を変更した者に係る徴収猶予の継続及び納税義務の免除の特例措置について、対象に恒久的な建物、施設等の用に供する土地を追加することとされた。</p>

15	17
<p>特別土地保有税 平成 15 年度以降、新たな課税は行わないものとされた。これに伴い、特別土地保有税審議会を廃止する等の所要の措置が講ぜられた。</p> <p>事業所税 新增設に係る事業所税を、平成 15 年 3 月 31 日をもって廃止した。</p>	<p>特別土地保有税</p> <p>(1) 非課税土地と特例譲渡等について、現行の徴収猶予期間の終期の到来後、延長期間が最大で 10 年間とされた（但し、土地区画整理事業等に係る土地の場合、災害が発生した場合について所要の例外措置が講ぜられた。）。</p> <p>(2) 特例譲渡として徴収猶予されている一定の土地について、納税義務を免除する時期が譲渡時から土地の造成等をし、譲渡するための公募をした時点に見直された。</p> <p>(3) 1 回に制限されていた計画変更が 2 回可能とされた。</p>

18 都道府県歳入中に占める税収入の都道府県別割合（平成24年度）

都 道 府 県	歳 入 総 額		税 収 入			地方譲与税		地方交付税	
	金 額 A (百万円)	金 額 B (百万円)	B/A (%)	金 額 C (百万円)	C/A (%)	金 額 D (百万円)	D/A (%)		
北海道	2,466,993	540,196	21.9	81,620	3.3	701,350	28.4		
青森県	732,880	135,906	18.5	19,463	2.7	238,892	32.6		
岩手県	1,224,814	121,952	10.0	20,018	1.6	322,472	26.3		
宮城県	1,987,901	257,812	13.0	31,486	1.6	383,085	19.3		
秋田県	626,309	90,512	14.5	16,304	2.6	203,484	32.5		
山形県	588,293	104,202	17.7	17,666	3.0	189,323	32.2		
福島県	1,792,391	204,231	11.4	29,470	1.6	309,030	17.2		
茨城県	1,134,972	332,809	29.3	40,361	3.6	197,172	17.4		
栃木県	776,647	228,210	29.4	28,321	3.7	140,188	18.1		
群馬県	750,842	213,282	28.4	28,126	3.8	137,451	18.3		
埼玉県	1,633,974	711,642	43.6	84,252	5.2	207,466	12.7		
千葉県	1,613,020	638,179	39.6	71,836	4.5	183,182	11.4		
東京都	6,232,984	4,257,082	68.3	285,440	4.6	-	-		
神奈川県	1,929,002	1,017,495	52.8	105,098	5.5	88,645	4.6		
新潟県	1,300,812	238,708	18.4	34,623	2.7	291,680	22.4		
富山県	559,739	118,014	21.1	16,593	3.0	132,072	23.6		
石川県	570,722	127,077	22.3	17,323	3.0	135,755	23.8		
福井県	454,572	97,903	21.5	12,332	2.7	131,604	29.0		
山梨県	485,408	92,999	19.2	12,335	2.5	131,769	27.2		
長野県	843,840	215,446	25.5	31,336	3.7	227,943	27.0		
岐阜県	752,653	214,850	28.6	29,501	3.9	176,254	23.4		
静岡県	1,128,494	437,027	38.7	50,750	4.5	164,739	14.6		
愛知県	2,146,264	938,569	43.7	102,212	4.8	59,125	2.8		
三重県	699,748	206,775	29.6	25,788	3.7	139,082	19.9		
滋賀県	481,514	147,303	30.6	19,396	4.0	112,243	23.3		
京都府	911,299	259,349	28.5	34,458	3.8	170,535	18.7		
大阪府	2,782,199	993,623	35.7	121,154	4.4	284,441	10.2		
兵庫県	2,041,056	574,192	28.1	70,585	3.5	316,142	15.5		
奈良県	466,225	117,606	25.2	16,684	3.6	150,137	32.2		
和歌山県	582,594	85,828	14.7	13,902	2.4	167,951	28.8		
鳥取県	349,787	50,824	14.5	9,110	2.6	137,307	39.3		
島根県	539,911	62,475	11.6	11,681	2.2	185,452	34.4		
岡山県	697,969	192,158	27.5	26,735	3.8	169,460	24.3		
広島県	900,106	297,092	33.0	39,792	4.4	192,374	21.4		
山口県	658,831	140,717	21.4	20,831	3.2	176,124	26.7		
徳島県	479,944	76,923	16.0	11,387	2.4	152,799	31.8		
香川県	433,080	107,928	24.9	14,253	3.3	114,932	26.5		
愛媛県	604,534	127,734	21.1	20,393	3.4	171,130	28.3		
高知県	439,623	60,471	13.8	11,476	2.6	175,717	40.0		
福岡県	1,629,177	501,736	30.8	66,700	4.1	292,683	18.0		
佐賀県	443,967	77,666	17.5	11,947	2.7	146,337	33.0		
長崎県	694,689	110,549	15.9	18,994	2.7	224,726	32.4		
熊本県	769,021	154,248	20.1	24,331	3.2	223,963	29.1		
大分県	569,573	105,695	18.6	17,546	3.1	177,596	31.2		
宮崎県	563,366	94,534	16.8	16,324	2.9	189,251	33.6		
鹿児島県	792,521	135,104	17.1	24,188	3.1	278,080	35.1		
沖縄県	672,972	102,105	15.2	16,814	2.5	215,985	32.1		
合 計	50,937,229	16,116,742	31.6	1,830,934	3.6	9,317,127	18.3		

- (注) 1 人口は、平成25年3月31日現在の住民基本台帳人口による。
2 東京都は、都が特別区において都税として徴収した市町村税相当分を含む。
3 この調は決算額による。また、地方消費税は、都道府県間における清算後の額である。
4 項目毎に四捨五入しており、合計と一致しないことがある。

国庫支出金		地方債		その他		全国計に対する千分比		基準財政需要額		都 道 府 県
金額 E (百万円)	E/A (%)	金額 F (百万円)	F/A (%)	金額 G (百万円)	G/A (%)	歳入 総額	人口	算出額 (百万円)	全国計に 対する千分比	
349,131	14.2	403,085	16.3	391,611	15.9	48	43	1,129,296	56	北海道
123,762	16.9	94,603	12.9	120,254	16.4	14	11	320,293	16	青森県
246,608	20.1	100,760	8.2	413,004	33.7	24	10	325,060	16	岩手県
467,163	23.5	142,976	7.2	705,377	35.5	39	18	363,731	18	宮城県
66,744	10.7	86,817	13.9	162,448	25.9	12	8	272,388	14	秋田県
71,083	12.1	86,884	14.8	119,135	20.3	12	9	269,830	13	山形県
514,977	28.7	120,239	6.7	614,443	34.3	35	16	374,999	19	福島県
159,167	14.0	169,773	15.0	235,689	20.8	22	23	442,554	22	茨城県
95,424	12.3	101,552	13.1	182,952	23.6	15	16	311,340	15	栃木県
85,595	11.4	106,610	14.2	179,778	23.9	15	16	309,111	15	群馬県
172,050	10.5	305,304	18.7	153,260	9.4	32	57	787,403	39	埼玉県
178,448	11.1	240,874	14.9	300,500	18.6	32	49	694,742	34	千葉県
395,475	6.3	341,259	5.5	953,728	15.3	122	101	1,949,189	97	東京都
185,788	9.6	300,524	15.6	231,452	12.0	38	71	889,660	44	神奈川県
173,087	13.3	216,876	16.7	345,838	26.6	26	19	472,259	23	新潟県
61,599	11.0	114,196	20.4	117,264	21.0	11	9	227,852	11	富山県
65,436	11.5	116,552	20.4	108,578	19.0	11	9	234,415	12	石川県
67,631	14.9	69,942	15.4	75,160	16.5	9	6	203,889	10	福井県
65,124	13.4	77,709	16.0	105,471	21.7	10	7	207,218	10	山梨県
111,016	13.2	129,872	15.4	128,227	15.2	17	17	396,653	20	長野県
87,636	11.6	132,114	17.6	112,298	14.9	15	16	346,540	17	岐阜県
132,433	11.7	206,908	18.3	136,637	12.1	22	30	501,012	25	静岡県
209,579	9.8	436,118	20.3	400,662	18.7	42	58	788,863	39	愛知県
89,766	12.8	160,325	22.9	78,012	11.2	14	14	308,099	15	三重県
53,968	11.2	77,484	16.1	71,120	14.8	9	11	235,357	12	滋賀県
94,599	10.4	175,684	19.3	176,674	19.4	18	20	376,865	19	京都府
252,571	9.1	401,687	14.4	728,724	26.2	55	69	1,051,347	52	大阪府
198,558	9.7	335,903	16.5	545,676	26.7	40	44	767,147	38	兵庫県
65,881	14.1	72,005	15.4	43,913	9.4	9	11	245,020	12	奈良県
91,349	15.7	102,518	17.6	121,045	20.8	11	8	234,708	12	和歌山県
52,349	15.0	51,515	14.7	48,682	13.9	7	5	176,464	9	鳥取県
80,553	14.9	81,817	15.2	117,934	21.8	11	6	235,086	12	島根県
75,919	10.9	107,151	15.4	126,546	18.1	14	15	318,986	16	岡山県
112,967	12.6	154,760	17.2	103,122	11.5	18	22	426,622	21	広島県
74,823	11.4	105,646	16.0	140,690	21.4	13	11	289,772	14	山口県
56,997	11.9	63,269	13.2	118,570	24.7	9	6	210,800	10	徳島県
45,205	10.4	61,268	14.2	89,494	20.7	9	8	198,245	10	香川県
71,966	11.9	92,382	15.3	120,930	20.0	12	11	276,126	14	愛媛県
65,647	14.9	71,025	16.2	55,287	12.6	9	6	224,442	11	高知県
214,146	13.1	303,936	18.7	249,976	15.3	32	40	681,552	34	福岡県
58,102	13.1	71,113	16.0	78,802	17.8	9	7	207,681	10	佐賀県
114,077	16.4	113,403	16.3	112,938	16.3	14	11	313,725	16	長崎県
134,045	17.4	111,367	14.5	121,067	15.7	15	14	343,487	17	熊本県
84,761	14.9	88,243	15.5	95,731	16.8	11	9	261,215	13	大分県
80,820	14.4	75,137	13.3	107,300	19.1	11	9	264,316	13	宮崎県
138,909	17.5	131,886	16.6	84,354	10.6	16	13	387,109	19	鹿児島県
190,183	28.3	62,613	9.3	85,272	12.7	13	11	290,710	14	沖縄県
6,583,116	12.9	7,173,683	14.1	9,915,627	19.5	1,000	1,000	20,143,175	1,000	合計

19 道府県税収入及び市町村税収入の都道府県別所在状況（平成24年度）

都道府県			道府県税 (百万円)	市町村税 (百万円)	地方税 (百万円)
北	海	道	540,196	678,330	1,218,525
青	森	県	135,906	147,578	283,485
岩	手	県	121,952	142,295	264,247
宮	城	県	257,812	301,814	559,626
秋	田	県	90,512	111,009	201,522
山	形	県	104,202	132,304	236,506
福	島	県	204,231	238,735	442,966
茨	城	県	332,809	425,093	757,903
栃	木	県	228,210	301,227	529,437
群	馬	県	213,282	290,726	504,008
埼	玉	県	711,642	1,064,385	1,776,027
千	葉	県	638,179	941,685	1,579,864
東	京	都	2,285,926	3,591,204	5,877,131
神	奈	川	1,017,495	1,622,364	2,639,860
新	潟	県	238,708	318,232	556,941
富	山	県	118,014	160,478	278,492
石	川	県	127,077	170,663	297,740
福	井	県	97,903	123,729	221,632
山	梨	県	92,999	120,310	213,309
長	野	県	215,446	289,212	504,658
岐	阜	県	214,850	289,648	504,498
静	岡	県	437,027	618,157	1,055,184
愛	知	県	938,569	1,357,577	2,296,146
三	重	県	206,775	275,103	481,878
滋	賀	県	147,303	209,215	356,519
京	都	府	259,349	392,312	651,661
大	阪	府	993,623	1,512,537	2,506,160
兵	庫	県	574,192	881,308	1,455,500
奈	良	県	117,606	168,414	286,020
和	歌	山	85,828	125,935	211,763
鳥	取	県	50,824	65,649	116,473
島	根	県	62,475	82,567	145,042
岡	山	県	192,158	273,546	465,705
広	島	県	297,092	432,922	730,013
山	口	県	140,717	195,528	336,245
徳	島	県	76,923	101,553	178,476
香	川	県	107,928	135,760	243,688
愛	媛	県	127,734	177,511	305,245
高	知	県	60,471	82,076	142,547
福	岡	県	501,736	710,172	1,211,907
佐	賀	県	77,666	97,569	175,235
長	崎	県	110,549	154,131	264,680
熊	本	県	154,248	200,069	354,317
大	分	県	105,695	150,317	256,013
宮	崎	県	94,534	123,080	217,614
鹿	児	島	135,104	186,078	321,182
沖	縄	県	102,105	145,065	247,170
合		計	14,145,587	20,315,173	34,460,760

(注) 1 人口1人当たりの指数は全国平均を100とした数値を掲げており、人口は平成25年3月31日現在の住民基本台帳人口による。

2 東京都は、都が特別区において都税として徴収した市町村税相当分を道府県税から控除して市町村税とした。

3 地方消費税は、都道府県間における清算後の額である。

4 都道府県が徴収した道府県民税利子割・配当割・株式等譲渡所得割、地方消費税、ゴルフ場利用税、特別地方

人口1人当たりの税額						都道府県
道府県税		市町村税		地方税		
税額(円)	指数	税額(円)	指数	税額(円)	指数	
99,222	88.7	124,594	77.5	223,816	82.1	北海道
99,329	88.8	107,859	67.1	207,188	76.0	青森県
93,164	83.2	108,704	67.6	201,868	74.0	岩手県
111,855	99.9	130,945	81.5	242,800	89.1	宮城県
84,384	75.4	103,493	64.4	187,877	68.9	秋田県
90,622	81.0	115,062	71.6	205,684	75.4	山形県
103,611	92.6	121,115	75.4	224,726	82.4	福島県
112,898	100.9	144,203	89.7	257,101	94.3	茨城県
115,165	102.9	152,013	94.6	267,179	98.0	栃木県
107,564	96.1	146,622	91.2	254,186	93.2	群馬県
99,444	88.9	148,736	92.5	248,179	91.0	埼玉県
104,001	92.9	153,463	95.5	257,464	94.4	千葉県
179,184	160.1	281,499	175.1	460,682	169.0	東京都
114,016	101.9	181,795	113.1	295,811	108.5	神奈川県
101,651	90.8	135,515	84.3	237,165	87.0	新潟県
109,104	97.5	148,362	92.3	257,466	94.4	富山県
110,250	98.5	148,064	92.1	258,314	94.7	石川県
122,541	109.5	154,866	96.4	277,408	101.7	福井県
109,363	97.7	141,479	88.0	250,841	92.0	山梨県
100,918	90.2	135,471	84.3	236,389	86.7	長野県
104,365	93.3	140,698	87.5	245,062	89.9	岐阜県
116,992	104.5	165,481	103.0	282,473	103.6	静岡県
129,048	115.3	186,659	116.1	315,708	115.8	愛知県
112,956	100.9	150,281	93.5	263,237	96.5	三重県
105,566	94.3	149,936	93.3	255,502	93.7	滋賀県
102,257	91.4	154,683	96.2	256,940	94.2	京都府
114,553	102.4	174,378	108.5	288,931	106.0	大阪府
103,182	92.2	158,371	98.5	261,554	95.9	兵庫県
84,322	75.3	120,750	75.1	205,072	75.2	奈良県
84,896	75.9	124,567	77.5	209,463	76.8	和歌山県
86,938	77.7	112,297	69.9	199,235	73.1	鳥取県
88,257	78.9	116,640	72.6	204,897	75.2	島根県
99,786	89.2	142,051	88.4	241,837	88.7	岡山県
104,756	93.6	152,650	95.0	257,406	94.4	広島県
98,106	87.7	136,320	84.8	234,426	86.0	山口県
98,606	88.1	130,178	81.0	228,785	83.9	徳島県
107,643	96.2	135,401	84.2	243,044	89.1	香川県
89,234	79.7	124,008	77.2	213,242	78.2	愛媛県
80,323	71.8	109,021	67.8	189,344	69.4	高知県
99,285	88.7	140,531	87.4	239,817	88.0	福岡県
91,455	81.7	114,891	71.5	206,346	75.7	佐賀県
77,844	69.6	108,532	67.5	186,375	68.4	長崎県
84,911	75.9	110,135	68.5	195,047	71.5	熊本県
88,821	79.4	126,319	78.6	215,140	78.9	大分県
83,102	74.3	108,197	67.3	191,299	70.2	宮崎県
79,695	71.2	109,763	68.3	189,457	69.5	鹿児島県
71,462	63.9	101,528	63.2	172,989	63.4	沖縄県
111,917	100.0	160,729	100.0	272,646	100.0	合計

消費税、自動車取得税及び軽油引取税はそのまま道府県税収入とし、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金及び軽油引取税交付金は控除していない。

5 項目毎に四捨五入しており、合計と一致しないことがある。

20 道府県税収入等の都道府県別所在状況（その1）（平成24年度）

都道府県	道府県民税								
	個人			法人			計		
	税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり	
		税額(円)	指数		税額(円)	指数		税額(円)	指数
北海道	157,668	28,960	76.3	21,049	3,866	58.7	178,717	32,826	73.7
青森県	31,526	23,041	60.7	4,416	3,227	49.0	35,941	26,268	59.0
岩手県	31,502	24,066	63.4	6,127	4,681	71.1	37,629	28,747	64.6
宮城県	66,282	28,757	75.8	16,542	7,177	109.0	82,825	35,934	80.7
秋田県	24,943	23,254	61.3	3,607	3,362	51.1	28,549	26,616	59.8
山形県	29,931	26,030	68.6	4,701	4,088	62.1	34,632	30,119	67.6
福島県	51,904	26,332	69.4	10,103	5,126	77.9	62,008	31,458	70.6
茨城県	101,780	34,526	91.0	16,773	5,690	86.4	118,553	40,216	90.3
栃木県	67,414	34,020	89.6	11,195	5,650	85.8	78,609	39,670	89.1
群馬県	64,029	32,292	85.1	10,694	5,393	81.9	74,723	37,685	84.6
埼玉県	288,740	40,348	106.3	31,458	4,396	66.8	320,198	44,744	100.5
千葉県	259,436	42,279	111.4	27,131	4,421	67.2	286,568	46,701	104.9
東京都	803,177	62,958	165.9	228,498	17,911	272.1	1,031,675	80,868	181.6
神奈川県	445,191	49,886	131.4	47,351	5,306	80.6	492,542	55,192	123.9
新潟県	67,602	28,787	75.9	11,761	5,008	76.1	79,363	33,795	75.9
富山県	37,344	34,525	91.0	5,861	5,418	82.3	43,205	39,943	89.7
石川県	38,656	33,537	88.4	6,877	5,966	90.6	45,533	39,503	88.7
福井県	26,522	33,196	87.5	4,486	5,616	85.3	31,008	38,812	87.2
山梨県	27,194	31,979	84.3	5,841	6,869	104.3	33,035	38,847	87.2
長野県	66,560	31,178	82.2	9,607	4,500	68.4	76,168	35,678	80.1
岐阜県	69,339	33,682	88.8	10,263	4,985	75.7	79,601	38,667	86.8
静岡県	139,933	37,460	98.7	19,996	5,353	81.3	159,928	42,813	96.1
愛知県	320,444	44,059	116.1	54,661	7,516	114.2	375,105	51,575	115.8
三重県	65,180	35,606	93.8	9,444	5,159	78.4	74,623	40,765	91.5
滋賀県	50,832	36,429	96.0	7,612	5,456	82.9	58,445	41,885	94.1
京都府	92,880	36,621	96.5	13,465	5,309	80.6	106,345	41,930	94.2
大阪府	319,872	36,878	97.2	76,348	8,802	133.7	396,219	45,680	102.6
兵庫県	216,392	38,886	102.5	26,408	4,745	72.1	242,799	43,631	98.0
奈良県	51,010	36,573	96.4	3,961	2,840	43.1	54,970	39,413	88.5
和歌山県	29,083	28,767	75.8	3,904	3,862	58.7	32,988	32,629	73.3
鳥取県	15,350	26,257	69.2	2,179	3,728	56.6	17,530	29,985	67.3
島根県	19,217	27,148	71.5	2,717	3,838	58.3	21,934	30,986	69.6
岡山県	60,827	31,587	83.2	9,661	5,017	76.2	70,488	36,604	82.2
広島県	100,681	35,501	93.5	16,837	5,937	90.2	117,519	41,438	93.0
山口県	45,134	31,467	82.9	7,029	4,900	74.4	52,163	36,367	81.7
徳島県	23,280	29,842	78.6	4,561	5,846	88.8	27,840	35,688	80.1
香川県	33,000	32,913	86.7	6,951	6,933	105.3	39,951	39,846	89.5
愛媛県	39,663	27,708	73.0	7,286	5,090	77.3	46,949	32,798	73.6
高知県	19,982	26,541	69.9	2,255	2,995	45.5	22,236	29,536	66.3
福岡県	161,093	31,878	84.0	27,372	5,416	82.3	188,465	37,294	83.7
佐賀県	22,030	25,941	68.4	3,510	4,133	62.8	25,540	30,074	67.5
長崎県	36,537	25,727	67.8	5,100	3,591	54.5	41,636	29,318	65.8
熊本県	46,562	25,632	67.5	7,120	3,920	59.5	53,682	29,551	66.4
大分県	31,820	26,740	70.5	4,888	4,107	62.4	36,707	30,847	69.3
宮崎県	27,018	23,750	62.6	3,755	3,301	50.1	30,773	27,052	60.7
鹿児島県	40,874	24,110	63.5	5,908	3,485	52.9	46,782	27,596	62.0
沖縄県	31,394	21,972	57.9	4,755	3,328	50.6	36,149	25,300	56.8
合計	4,796,824	37,951	100.0	832,024	6,583	100.0	5,628,848	44,534	100.0

(注) 1 人口1人当たりの指数は全国平均を100とした数値を掲げており、人口は平成25年3月31日現在の住民基本台帳人口による。
 2 東京都は、都が特別区において都税として徴収した市町村税相当分を道府県税から控除した。
 3 個人道府県民税は、均等割、所得割、利子割、配当割及び株式等譲渡所得割の合計額である。
 4 道府県が徴収した道府県民税利子割・配当割・株式等譲渡所得割、地方消費税、ゴルフ場利用税、特別地方消費税、自動車取得税及び軽油引取税はそのまま道府県税収入とし、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用

事業税									都道府県		
個人			法人			計					
税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり				
	税額(円)	指数		税額(円)	指数		税額(円)	指数			
3,730	685	48.8	64,013	11,758	63.1	67,743	12,443	62.1	北海道		
770	563	40.1	14,740	10,773	57.9	15,510	11,336	56.6	青森県		
964	737	52.5	16,101	12,300	66.1	17,065	13,037	65.1	岩手県		
2,516	1,092	77.7	48,153	20,892	112.2	50,669	21,983	109.8	宮城県		
666	621	44.2	10,099	9,415	50.6	10,765	10,036	50.1	秋田県		
817	711	50.6	13,259	11,531	61.9	14,076	12,242	61.1	山形県		
1,479	751	53.5	35,288	17,902	96.1	36,768	18,653	93.1	福島県		
2,551	866	61.6	49,676	16,852	90.5	52,228	17,717	88.5	茨城県		
1,629	822	58.5	33,130	16,719	89.8	34,759	17,541	87.6	栃木県		
1,553	783	55.7	31,074	15,672	84.2	32,627	16,455	82.2	群馬県		
11,043	1,543	109.8	84,455	11,802	63.4	95,498	13,345	66.6	埼玉県		
7,078	1,153	82.1	79,558	12,965	69.6	86,636	14,119	70.5	千葉県		
47,954	3,759	267.5	570,609	44,727	240.2	618,562	48,486	242.1	東京都		
17,574	1,969	140.1	150,499	16,864	90.6	168,073	18,834	94.0	神奈川県		
1,902	810	57.7	37,996	16,180	86.9	39,898	16,990	84.8	新潟県		
921	851	60.6	17,496	16,175	86.9	18,416	17,026	85.0	富山県		
1,168	1,014	72.2	20,180	17,508	94.0	21,348	18,521	92.5	石川県		
720	902	64.2	16,585	20,759	111.5	17,306	21,661	108.2	福井県		
807	948	67.5	16,033	18,854	101.2	16,840	19,803	98.9	山梨県		
1,422	666	47.4	29,010	13,589	73.0	30,432	14,255	71.2	長野県		
2,080	1,010	71.9	29,991	14,568	78.2	32,071	15,579	77.8	岐阜県		
5,150	1,379	98.1	75,337	20,168	108.3	80,488	21,547	107.6	静岡県		
11,662	1,603	114.1	167,066	22,971	123.4	178,728	24,574	122.7	愛知県		
1,776	970	69.0	30,760	16,804	90.2	32,537	17,774	88.8	三重県		
1,227	880	62.6	24,059	17,242	92.6	25,287	18,122	90.5	滋賀県		
3,360	1,325	94.3	39,792	15,689	84.2	43,152	17,014	85.0	京都府		
14,054	1,620	115.3	201,692	23,253	124.9	215,747	24,873	124.2	大阪府		
6,399	1,150	81.9	83,781	15,055	80.8	90,180	16,205	80.9	兵庫県		
1,160	831	59.1	10,629	7,621	40.9	11,789	8,452	42.2	奈良県		
881	871	62.0	11,086	10,966	58.9	11,967	11,837	59.1	和歌山県		
365	624	44.4	6,257	10,704	57.5	6,622	11,328	56.6	鳥取県		
581	820	58.4	9,164	12,946	69.5	9,745	13,766	68.7	島根県		
1,455	756	53.8	27,533	14,298	76.8	28,988	15,053	75.2	岡山県		
3,294	1,161	82.6	46,421	16,368	87.9	49,715	17,530	87.5	広島県		
1,295	903	64.3	21,369	14,898	80.0	22,664	15,801	78.9	山口県		
456	585	41.6	12,961	16,614	89.2	13,417	17,199	85.9	徳島県		
687	685	48.8	18,590	18,541	99.6	19,277	19,226	96.0	香川県		
1,018	711	50.6	20,359	14,222	76.4	21,377	14,934	74.6	愛媛県		
631	839	59.7	6,289	8,354	44.9	6,921	9,193	45.9	高知県		
5,660	1,120	79.7	73,707	14,585	78.3	79,367	15,706	78.4	福岡県		
728	857	61.0	10,744	12,651	67.9	11,471	13,508	67.4	佐賀県		
1,125	792	56.4	14,256	10,038	53.9	15,381	10,830	54.1	長崎県		
1,348	742	52.8	18,404	10,131	54.4	19,752	10,873	54.3	熊本県		
858	721	51.3	13,989	11,756	63.1	14,847	12,477	62.3	大分県		
909	799	56.9	12,019	10,566	56.7	12,928	11,365	56.7	宮崎県		
1,091	643	45.8	15,872	9,363	50.3	16,963	10,006	50.0	鹿児島県		
1,103	772	54.9	13,576	9,501	51.0	14,679	10,273	51.3	沖縄県		
177,618	1,405	100.0	2,353,658	18,622	100.0	2,531,277	20,027	100.0	合計		

税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金及び軽油引取税交付金は控除していない。

- 5 地方消費税は、都道府県間における清算後の額である。
- 6 自動車取得税及び軽油引取税については、旧法による税（目的税分）を含む。
- 7 項目毎に四捨五入しており、合計と一致しないことがある。

道府県税収入等の都道府県別所在状況（その2）（平成24年度）

都道府県			地方消費税			不動産取得税		
			税 額 (百万円)	人口1人当たり		税 額 (百万円)	人口1人当たり	
				税額(円)	指 数		税額(円)	指 数
北	海	道	113,203	20,793	103.0	14,163	2,601	98.0
青	森	県	26,440	19,324	95.7	3,021	2,208	83.2
岩	手	県	24,460	18,686	92.6	2,423	1,851	69.7
宮	城	県	47,582	20,644	102.3	6,017	2,611	98.3
秋	田	県	20,464	19,079	94.5	1,678	1,564	58.9
山	形	県	21,648	18,827	93.3	1,972	1,715	64.6
福	島	県	37,736	19,144	94.8	3,447	1,749	65.9
茨	城	県	55,435	18,805	93.2	5,903	2,003	75.4
栃	木	県	39,866	20,118	99.7	4,593	2,318	87.3
群	馬	県	38,433	19,383	96.0	4,662	2,351	88.5
埼	玉	県	118,792	16,600	82.2	15,231	2,128	80.2
千	葉	県	109,862	17,904	88.7	12,736	2,076	78.2
東	京	都	361,865	28,365	140.5	66,960	5,249	197.7
神	奈	川	164,255	18,406	91.2	23,395	2,622	98.8
新	潟	県	46,338	19,732	97.8	4,652	1,981	74.6
富	山	県	20,743	19,177	95.0	2,230	2,062	77.7
石	川	県	23,446	20,342	100.8	2,676	2,322	87.5
福	井	県	16,018	20,049	99.3	1,634	2,045	77.0
山	梨	県	16,945	19,926	98.7	1,657	1,948	73.4
長	野	県	43,952	20,588	102.0	3,775	1,768	66.6
岐	阜	県	39,198	19,041	94.3	4,045	1,965	74.0
静	岡	県	77,756	20,815	103.1	10,239	2,741	103.2
愛	知	県	157,906	21,711	107.6	17,335	2,384	89.8
三	重	県	35,641	19,470	96.5	3,882	2,120	79.8
滋	賀	県	23,211	16,634	82.4	3,228	2,313	87.1
京	都	府	53,630	21,145	104.8	6,928	2,732	102.9
大	阪	府	189,274	21,821	108.1	31,207	3,598	135.5
兵	庫	県	101,570	18,252	90.4	15,791	2,838	106.9
奈	良	県	21,726	15,577	77.2	1,929	1,383	52.1
和	歌	山	17,165	16,979	84.1	1,847	1,827	68.8
鳥	取	県	11,308	19,344	95.8	839	1,435	54.0
島	根	県	13,092	18,495	91.6	834	1,179	44.4
岡	山	県	35,644	18,510	91.7	4,515	2,345	88.3
広	島	県	55,654	19,624	97.2	6,235	2,199	82.8
山	口	県	25,205	17,572	87.1	2,459	1,715	64.6
徳	島	県	14,285	18,312	90.7	1,683	2,157	81.2
香	川	県	20,135	20,081	99.5	1,873	1,868	70.4
愛	媛	県	25,071	17,515	86.8	2,364	1,651	62.2
高	知	県	14,196	18,856	93.4	1,033	1,372	51.7
福	岡	県	99,854	19,759	97.9	15,376	3,043	114.6
佐	賀	県	15,512	18,266	90.5	1,985	2,338	88.1
長	崎	県	25,839	18,195	90.1	2,121	1,493	56.2
熊	本	県	34,478	18,979	94.0	3,479	1,915	72.1
大	分	県	23,333	19,608	97.1	2,267	1,905	71.8
宮	崎	県	21,086	18,536	91.8	2,053	1,805	68.0
鹿	児	島	30,305	17,876	88.6	3,290	1,941	73.1
沖	縄	県	21,551	15,083	74.7	3,898	2,728	102.7
合	計		2,551,109	20,184	100.0	335,563	2,655	100.0

道府県たばこ税			ゴルフ場利用税			自動車税			都道府県
税 額 (百万円)	人口1人当たり		税 額 (百万円)	人口1人当たり		税 額 (百万円)	人口1人当たり		
	税額(円)	指 数		税額(円)	指 数		税額(円)	指 数	
14,900	2,737	119.7	1,795	330	82.3	78,787	14,471	115.3	北海道
3,486	2,548	111.5	151	111	27.7	17,157	12,540	99.9	青森県
2,901	2,216	96.9	298	227	56.6	17,732	13,546	108.0	岩手県
5,872	2,547	111.4	692	300	74.8	31,065	13,478	107.4	宮城県
2,324	2,167	94.8	176	164	40.9	14,472	13,492	107.5	秋田県
2,352	2,046	89.5	132	115	28.7	16,497	14,347	114.3	山形県
4,880	2,476	108.3	663	336	83.8	30,321	15,383	122.6	福島県
7,185	2,437	106.6	3,120	1,058	263.8	51,929	17,616	140.4	茨城県
4,786	2,415	105.6	2,741	1,383	344.9	36,150	18,243	145.4	栃木県
4,557	2,298	100.5	1,479	746	186.0	35,297	17,801	141.9	群馬県
15,160	2,118	92.7	2,320	324	80.8	88,285	12,337	98.3	埼玉県
13,273	2,163	94.6	4,612	752	187.5	76,516	12,469	99.4	千葉県
33,792	2,649	115.9	630	49	12.2	109,953	8,619	68.7	東京都
18,254	2,045	89.5	1,705	191	47.6	96,208	10,781	85.9	神奈川県
5,094	2,169	94.9	575	245	61.1	32,883	14,003	111.6	新潟県
2,326	2,151	94.1	338	313	78.1	17,438	16,122	128.5	富山県
2,655	2,303	100.7	556	482	120.2	17,831	15,470	123.3	石川県
1,754	2,196	96.1	283	355	88.5	12,356	15,465	123.2	福井県
1,976	2,324	101.7	874	1,028	256.4	13,321	15,665	124.8	山梨県
4,242	1,987	86.9	991	464	115.7	33,012	15,463	123.2	長野県
4,089	1,986	86.9	1,910	928	231.4	33,138	16,097	128.3	岐阜県
8,248	2,208	96.6	2,808	752	187.5	56,449	15,111	120.4	静岡県
16,395	2,254	98.6	1,709	235	58.6	116,931	16,077	128.1	愛知県
3,962	2,164	94.7	2,040	1,114	277.8	28,410	15,520	123.7	三重県
2,967	2,126	93.0	1,270	910	226.9	18,544	13,290	105.9	滋賀県
5,398	2,128	93.1	856	337	84.0	26,310	10,374	82.7	京都府
23,256	2,681	117.3	1,598	184	45.9	80,654	9,298	74.1	大阪府
11,104	1,995	87.3	4,380	787	196.3	63,054	11,331	90.3	兵庫県
2,425	1,739	76.1	928	666	166.1	16,184	11,604	92.5	奈良県
2,227	2,203	96.4	436	431	107.5	11,647	11,520	91.8	和歌山県
1,233	2,109	92.3	136	233	58.1	7,189	12,297	98.0	鳥取県
1,335	1,887	82.5	159	225	56.1	8,333	11,772	93.8	島根県
4,092	2,125	93.0	918	477	119.0	26,208	13,610	108.5	岡山県
5,889	2,077	90.9	815	287	71.6	34,058	12,009	95.7	広島県
2,995	2,088	91.3	608	424	105.7	18,475	12,880	102.6	山口県
1,678	2,151	94.1	299	383	95.5	10,536	13,506	107.6	徳島県
2,186	2,180	95.4	408	407	101.5	13,442	13,407	106.8	香川県
2,952	2,062	90.2	488	341	85.0	16,233	11,340	90.4	愛媛県
1,679	2,231	97.6	256	340	84.8	8,109	10,772	85.8	高知県
12,092	2,393	104.7	1,134	224	55.9	59,991	11,871	94.6	福岡県
1,976	2,327	101.8	326	384	95.8	10,373	12,214	97.3	佐賀県
3,063	2,157	94.4	320	225	56.1	13,183	9,283	74.0	長崎県
3,920	2,158	94.4	626	345	86.0	21,980	12,100	96.4	熊本県
2,667	2,241	98.0	385	324	80.8	14,564	12,239	97.5	大分県
2,516	2,212	96.8	506	445	111.0	13,439	11,814	94.2	宮崎県
3,590	2,118	92.7	455	268	66.8	18,434	10,874	86.7	鹿児島県
3,230	2,261	98.9	761	532	132.7	12,888	9,020	71.9	沖縄県
288,934	2,286	100.0	50,670	401	100.0	1,585,966	12,548	100.0	合計

道府県税収入等の都道府県別所在状況（その3）（平成24年度）

都道府県			鉦 区 税			道府県固定資産税			自動車取得税		
			税 額 (百万円)	人口1人当たり		税 額 (百万円)	人口1人当たり		税 額 (百万円)	人口1人当たり	
				税額(円)	指 数		税額(円)	指 数		税額(円)	指 数
北海道	36	7	233.3	1,413	260	1,444.4	9,755	1,792	107.6		
青森県	4	3	100.0	464	339	1,883.3	2,458	1,796	107.9		
岩手県	18	14	466.7	-	-	-	2,689	2,054	123.4		
宮城県	3	1	33.3	-	-	-	4,839	2,100	126.1		
秋田県	16	15	500.0	-	-	-	2,123	1,979	118.9		
山形県	5	4	133.3	-	-	-	2,190	1,904	114.4		
福島県	13	7	233.3	-	-	-	4,216	2,139	128.5		
茨城県	4	1	33.3	-	0	0.0	5,348	1,814	108.9		
栃木県	9	4	133.3	-	-	-	3,709	1,872	112.4		
群馬県	2	1	33.3	-	-	-	4,235	2,136	128.3		
埼玉県	5	1	33.3	-	-	-	11,376	1,590	95.5		
千葉県	41	7	233.3	-	-	-	7,489	1,220	73.3		
東京都	2	0	0.0	-	-	-	20,227	1,586	95.3		
神奈川県	0	0	0.0	-	-	-	13,864	1,553	93.3		
新潟県	50	21	700.0	-	-	-	4,570	1,946	116.9		
富山県	1	1	33.3	-	-	-	2,079	1,922	115.4		
石川県	1	1	33.3	-	-	-	2,239	1,943	116.7		
福井県	3	3	100.0	-	-	-	1,555	1,946	116.9		
山梨県	0	-	-	-	-	-	1,471	1,730	103.9		
長野県	4	2	66.7	0	-	-	4,431	2,076	124.7		
岐阜県	22	11	366.7	-	-	-	4,297	2,087	125.3		
静岡県	4	1	33.3	-	-	-	7,427	1,988	119.4		
愛知県	4	1	33.3	421	58	322.2	17,612	2,422	145.5		
三重県	4	2	66.7	0	-	-	3,999	2,185	131.2		
滋賀県	8	6	200.0	-	-	-	2,457	1,761	105.8		
京都府	1	0	0.0	-	-	-	3,802	1,499	90.0		
大阪府	0	0	0.0	-	-	-	12,119	1,397	83.9		
兵庫県	5	1	33.3	-	-	-	8,371	1,504	90.3		
奈良県	1	1	33.3	-	-	-	1,891	1,356	81.4		
和歌山県	0	0	0.0	-	-	-	1,502	1,486	89.2		
鳥取県	1	1	33.3	-	-	-	937	1,603	96.3		
島根県	1	2	66.7	-	-	-	1,096	1,548	93.0		
岡山県	12	6	200.0	-	-	-	3,098	1,609	96.6		
広島県	5	2	66.7	-	-	-	4,588	1,618	97.2		
山口県	8	6	200.0	-	-	-	2,466	1,719	103.2		
徳島県	2	2	66.7	-	-	-	1,101	1,411	84.7		
香川県	0	0	0.0	-	-	-	1,482	1,478	88.8		
愛媛県	4	3	100.0	-	-	-	1,771	1,237	74.3		
高知県	7	9	300.0	-	-	-	958	1,273	76.5		
福岡県	6	1	33.3	-	-	-	7,526	1,489	89.4		
佐賀県	0	-	-	-	-	-	1,091	1,285	77.2		
長崎県	4	3	100.0	-	-	-	1,503	1,058	63.5		
熊本県	10	5	166.7	-	-	-	2,309	1,271	76.3		
大分県	12	10	333.3	-	-	-	1,603	1,347	80.9		
宮崎県	8	7	233.3	-	-	-	1,462	1,285	77.2		
鹿児島県	10	6	200.0	-	-	-	1,972	1,163	69.8		
沖縄県	13	9	300.0	-	-	-	1,132	792	47.6		
合 計	368	3	100.0	2,298	18	100.0	210,433	1,665	100.0		

軽油引取税			狩 獵 税			その他の道府県税			都 道 府 県
税 額 (百万円)	人口1人当たり		税 額 (百万円)	人口1人当たり		税 額 (百万円)	人口1人当たり		
	税額(円)	指 数		税額(円)	指 数		税額(円)	指 数	
58,777	10,796	147.5	115	21	161.5	793	146	54.9	北 海 道
14,970	10,941	149.5	18	13	100.0	16,286	11,903	4,474.8	青 森 県
16,620	12,697	173.5	36	28	215.4	82	62	23.3	岩 手 県
27,802	12,062	164.8	25	11	84.6	420	182	68.4	宮 城 県
9,675	9,020	123.3	29	27	207.7	241	225	84.6	秋 田 県
10,490	9,123	124.7	26	23	176.9	182	158	59.4	山 形 県
23,367	11,855	162.0	48	24	184.6	765	388	145.9	福 島 県
32,441	11,005	150.4	61	21	161.5	603	204	76.7	茨 城 県
22,944	11,578	158.2	44	22	169.2	-	0	0.0	栃 木 県
17,218	8,684	118.7	48	24	184.6	0	0	0.0	群 馬 県
44,748	6,253	85.5	30	4	30.8	0	0	0.0	埼 玉 県
40,398	6,584	90.0	49	8	61.5	0	0	0.0	千 葉 県
41,184	3,228	44.1	5	-	-	1,070	84	31.6	東 京 都
39,171	4,389	60.0	25	3	23.1	2	-	-	神 奈 川 県
24,977	10,636	145.4	38	16	123.1	271	116	43.6	新 潟 県
11,225	10,377	141.8	13	12	92.3	-	-	-	富 山 県
10,587	9,185	125.5	12	10	76.9	193	167	62.8	石 川 県
8,193	10,255	140.2	19	23	176.9	7,774	9,731	3,658.3	福 井 県
6,833	8,035	109.8	46	55	423.1	0	1	0.4	山 梨 県
18,364	8,602	117.6	74	35	269.2	0	0	0.0	長 野 県
16,420	7,976	109.0	40	19	146.2	18	9	3.4	岐 阜 県
33,611	8,998	123.0	69	18	138.5	-	-	-	静 岡 県
55,811	7,674	104.9	26	4	30.8	586	81	30.5	愛 知 県
21,483	11,736	160.4	41	22	169.2	154	84	31.6	三 重 県
11,821	8,472	115.8	22	16	123.1	43	31	11.7	滋 賀 県
12,840	5,063	69.2	31	12	92.3	57	22	8.3	京 都 府
43,537	5,019	68.6	11	1	7.7	-	-	-	大 阪 府
36,882	6,628	90.6	56	10	76.9	0	-	-	兵 庫 県
5,647	4,049	55.3	18	13	100.0	97	69	25.9	奈 良 県
6,011	5,946	81.3	38	38	292.3	0	0	0.0	和 歌 山 県
5,008	8,567	117.1	14	24	184.6	6	11	4.1	鳥 取 県
5,600	7,911	108.1	27	38	292.3	318	450	169.2	島 根 県
17,702	9,193	125.6	45	23	176.9	448	233	87.6	岡 山 県
22,074	7,783	106.4	39	14	107.7	501	177	66.5	広 島 県
13,399	9,342	127.7	35	25	192.3	239	167	62.8	山 口 県
6,057	7,764	106.1	26	33	253.8	0	0	0.0	徳 島 県
9,158	9,134	124.8	16	16	123.1	-	-	-	香 川 県
10,224	7,142	97.6	46	32	246.2	255	178	66.9	愛 媛 県
5,023	6,672	91.2	52	69	530.8	-	-	-	高 知 県
37,707	7,462	102.0	36	7	53.8	182	36	13.5	福 岡 県
9,272	10,918	149.2	16	19	146.2	102	120	45.1	佐 賀 県
7,397	5,209	71.2	20	14	107.7	83	59	22.2	長 崎 県
13,817	7,606	103.9	44	24	184.6	151	83	31.2	熊 本 県
9,017	7,578	103.6	49	41	315.4	243	204	76.7	大 分 県
9,474	8,329	113.8	53	46	353.8	236	207	77.8	宮 崎 県
13,125	7,742	105.8	52	30	230.8	127	75	28.2	鹿 児 島 県
6,750	4,725	64.6	4	3	23.1	1,051	736	276.7	沖 縄 県
924,854	7,317	100.0	1,685	13	100.0	33,582	266	100.0	合 計

道府県税収入等の都道府県別所在状況（その4）（平成24年度）

都道府県	道府県税			地方交付税		
	税額 (百万円)	A		税額 (百万円)	B	
		人口1人当たり 税額(円)	指数		人口1人当たり 税額(円)	指数
北海道	540,196	99,222	88.7	701,350	128,823	174.8
青森県	135,906	99,329	88.8	238,892	174,597	236.9
岩手県	121,952	93,164	83.2	322,472	246,348	334.2
宮城県	257,812	111,855	99.9	383,085	166,205	225.5
秋田県	90,512	84,384	75.4	203,484	189,707	257.4
山形県	104,202	90,622	81.0	189,323	164,650	223.4
福島県	204,231	103,611	92.6	309,030	156,777	212.7
茨城県	332,809	112,898	100.9	197,172	66,886	90.7
栃木県	228,210	115,165	102.9	140,188	70,746	96.0
群馬県	213,282	107,564	96.1	137,451	69,321	94.0
埼玉県	711,642	99,444	88.9	207,466	28,991	39.3
千葉県	638,179	104,001	92.9	183,182	29,852	40.5
東京都	2,285,926	179,184	160.1	-	-	-
神奈川県	1,017,495	114,016	101.9	88,645	9,933	13.5
新潟県	238,708	101,651	90.8	291,680	124,208	168.5
富山県	118,014	109,104	97.5	132,072	122,101	165.6
石川県	127,077	110,250	98.5	135,755	117,779	159.8
福井県	97,903	122,541	109.5	131,604	164,724	223.5
山梨県	92,999	109,363	97.7	131,769	154,954	210.2
長野県	215,446	100,918	90.2	227,943	106,772	144.8
岐阜県	214,850	104,365	93.3	176,254	85,616	116.1
静岡県	437,027	116,992	104.5	164,739	44,101	59.8
愛知県	938,569	129,048	115.3	59,125	8,129	11.0
三重県	206,775	112,956	100.9	139,082	75,977	103.1
滋賀県	147,303	105,566	94.3	112,243	80,440	109.1
京都府	259,349	102,257	91.4	170,535	67,239	91.2
大阪府	993,623	114,553	102.4	284,441	32,793	44.5
兵庫県	574,192	103,182	92.2	316,142	56,811	77.1
奈良県	117,606	84,322	75.3	150,137	107,646	146.0
和歌山県	85,828	84,896	75.9	167,951	166,127	225.4
鳥取県	50,824	86,938	77.7	137,307	234,872	318.6
島根県	62,475	88,257	78.9	185,452	261,982	355.4
岡山県	192,158	99,786	89.2	169,460	87,999	119.4
広島県	297,092	104,756	93.6	192,374	67,832	92.0
山口県	140,717	98,106	87.7	176,124	122,791	166.6
徳島県	76,923	98,606	88.1	152,799	195,869	265.7
香川県	107,928	107,643	96.2	114,932	114,629	155.5
愛媛県	127,734	89,234	79.7	171,130	119,550	162.2
高知県	60,471	80,323	71.8	175,717	233,404	316.6
福岡県	501,736	99,285	88.7	292,683	57,917	78.6
佐賀県	77,666	91,455	81.7	146,337	172,318	233.8
長崎県	110,549	77,844	69.6	224,726	158,242	214.7
熊本県	154,248	84,911	75.9	223,963	123,288	167.2
大分県	105,695	88,821	79.4	177,596	149,242	202.5
宮崎県	94,534	83,102	74.3	189,251	166,366	225.7
鹿児島県	135,104	79,695	71.2	278,080	164,033	222.5
沖縄県	102,105	71,462	63.9	215,985	151,163	205.1
合計	14,145,587	111,917	100.0	9,317,127	73,715	100.0

地方譲与税 C			合計 A+B+C			都道府県
税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり		
	税額(円)	指数		税額(円)	指数	
81,620	14,992	103.5	1,323,166	243,037	121.4	北海道
19,463	14,225	98.2	394,261	288,150	144.0	青森県
20,018	15,292	105.6	464,442	354,804	177.3	岩手県
31,486	13,661	94.3	672,384	291,721	145.8	宮城県
16,304	15,200	104.9	310,300	289,291	144.6	秋田県
17,666	15,363	106.1	311,190	270,635	135.2	山形県
29,470	14,951	103.2	542,731	275,339	137.6	福島県
40,361	13,691	94.5	570,342	193,475	96.7	茨城県
28,321	14,292	98.7	396,719	200,203	100.0	栃木県
28,126	14,185	97.9	378,859	191,070	95.5	群馬県
84,252	11,773	81.3	1,003,360	140,208	70.1	埼玉県
71,836	11,707	80.8	893,197	145,561	72.7	千葉県
285,440	22,374	154.5	2,571,367	201,558	100.7	東京都
105,098	11,777	81.3	1,211,238	135,726	67.8	神奈川県
34,623	14,744	101.8	565,011	240,602	120.2	新潟県
16,593	15,340	105.9	266,679	246,545	123.2	富山県
17,323	15,030	103.8	280,156	243,058	121.5	石川県
12,332	15,435	106.6	241,839	302,700	151.3	福井県
12,335	14,506	100.1	237,104	278,823	139.3	山梨県
31,336	14,678	101.3	474,726	222,368	111.1	長野県
29,501	14,330	98.9	420,605	204,311	102.1	岐阜県
50,750	13,586	93.8	652,516	174,678	87.3	静岡県
102,212	14,054	97.0	1,099,905	151,231	75.6	愛知県
25,788	14,087	97.2	371,645	203,020	101.5	三重県
19,396	13,900	96.0	278,942	199,906	99.9	滋賀県
34,458	13,586	93.8	464,342	183,083	91.5	京都府
121,154	13,968	96.4	1,399,217	161,314	80.6	大阪府
70,585	12,684	87.6	960,919	172,677	86.3	兵庫県
16,684	11,962	82.6	284,427	203,930	101.9	奈良県
13,902	13,751	94.9	267,681	264,774	132.3	和歌山県
9,110	15,584	107.6	197,241	337,394	168.6	鳥取県
11,681	16,501	113.9	259,607	366,740	183.3	島根県
26,735	13,883	95.8	388,353	201,669	100.8	岡山県
39,792	14,031	96.9	529,258	186,618	93.3	広島県
20,831	14,523	100.3	337,672	235,420	117.6	山口県
11,387	14,596	100.8	241,108	309,071	154.4	徳島県
14,253	14,215	98.1	237,113	236,487	118.2	香川県
20,393	14,246	98.3	319,256	223,031	111.4	愛媛県
11,476	15,243	105.2	247,663	328,970	164.4	高知県
66,700	13,199	91.1	861,119	170,401	85.2	福岡県
11,947	14,068	97.1	235,950	277,840	138.8	佐賀県
18,994	13,375	92.3	354,270	249,460	124.7	長崎県
24,331	13,394	92.5	402,542	221,594	110.7	熊本県
17,546	14,745	101.8	300,837	252,809	126.3	大分県
16,324	14,350	99.1	300,109	263,819	131.8	宮崎県
24,188	14,268	98.5	437,372	257,995	128.9	鹿児島県
16,814	11,768	81.2	334,904	234,392	117.1	沖縄県
1,830,934	14,486	100.0	25,293,648	200,118	100.0	合計

21 市町村税収入等の都道府県別所在状況（その1）（平成24年度）

都道府県			市 町 村 民 税					
			個 人			法 人		
			税 額 (百万円)	人口1人当たり		税 額 (百万円)	人口1人当たり	
税額(円)	指 数	税額(円)		指 数				
北海道			233,769	42,938	78.2	59,524	10,933	64.9
青森県			47,049	34,387	62.6	11,490	8,398	49.9
岩手県			46,165	35,267	64.2	15,251	11,651	69.2
宮城県			96,603	41,912	76.3	39,544	17,156	101.9
秋田県			36,514	34,041	62.0	9,161	8,541	50.7
山形県			43,696	38,002	69.2	12,089	10,514	62.4
福島県			75,657	38,382	69.9	23,636	11,991	71.2
茨城県			148,286	50,302	91.6	43,408	14,725	87.4
栃木県			98,678	49,798	90.7	29,497	14,885	88.4
群馬県			94,203	47,509	86.5	28,612	14,430	85.7
埼玉県			425,149	59,410	108.2	83,411	11,656	69.2
千葉県			381,960	62,247	113.3	70,566	11,500	68.3
東京都			1,133,023	88,813	161.7	593,700	46,538	276.3
神奈川県			648,776	72,699	132.4	122,483	13,725	81.5
新潟県			99,547	42,391	77.2	30,902	13,159	78.1
富山県			53,859	49,793	90.7	15,138	13,995	83.1
石川県			56,013	48,596	88.5	16,866	14,633	86.9
福井県			38,776	48,535	88.4	11,825	14,801	87.9
山梨県			39,985	47,020	85.6	13,304	15,645	92.9
長野県			97,593	45,714	83.2	24,372	11,416	67.8
岐阜県			100,225	48,685	88.6	24,634	11,966	71.1
静岡県			203,919	54,589	99.4	51,834	13,876	82.4
愛知県			456,090	62,710	114.2	136,258	18,735	111.2
三重県			95,268	52,042	94.8	22,116	12,082	71.7
滋賀県			73,828	52,909	96.3	19,295	13,828	82.1
京都府			133,864	52,780	96.1	35,450	13,977	83.0
大阪府			458,932	52,910	96.3	183,624	21,170	125.7
兵庫県			309,849	55,680	101.4	70,931	12,746	75.7
奈良県			72,692	52,119	94.9	10,075	7,224	42.9
和歌山県			41,389	40,939	74.5	9,354	9,253	54.9
鳥取県			22,405	38,325	69.8	5,448	9,319	55.3
島根県			28,159	39,779	72.4	6,960	9,832	58.4
岡山県			88,077	45,737	83.3	24,542	12,744	75.7
広島県			146,326	51,595	93.9	43,304	15,269	90.7
山口県			65,678	45,790	83.4	18,222	12,704	75.4
徳島県			32,093	41,140	74.9	11,559	14,817	88.0
香川県			47,849	47,723	86.9	17,308	17,262	102.5
愛媛県			57,158	39,931	72.7	18,607	12,999	77.2
高知県			28,834	38,300	69.7	5,759	7,649	45.4
福岡県			235,843	46,670	85.0	72,790	14,404	85.5
佐賀県			32,503	38,273	69.7	8,736	10,287	61.1
長崎県			53,909	37,961	69.1	12,371	8,711	51.7
熊本県			68,547	37,734	68.7	17,917	9,863	58.6
大分県			46,921	39,430	71.8	12,115	10,181	60.5
宮崎県			39,933	35,104	63.9	9,324	8,196	48.7
鹿児島県			60,556	35,720	65.0	14,608	8,617	51.2
沖縄県			45,970	32,173	58.6	10,736	7,514	44.6
合 計			6,942,119	54,925	100.0	2,128,652	16,841	100.0

(注) 1 人口1人当たりの指数は全国平均を100とした数値を掲げており、人口は平成25年3月31日現在の住民基本台帳人口による。
 2 東京都は、都が特別区において都税として徴収した市町村税相当分を含む。
 3 項目毎に四捨五入しており、合計と一致しないことがある。

市 町 村 民 税			固 定 資 産 税			都 道 府 県
計			土 地			
税 額 (百万円)	人口1人当たり		税 額 (百万円)	人口1人当たり		
	税額(円)	指 数		税額(円)	指 数	
293,293	53,871	75.1	69,867	12,833	47.7	北 海 道
58,539	42,784	59.6	21,118	15,434	57.4	青 森 県
61,415	46,917	65.4	21,925	16,749	62.3	岩 手 県
136,147	59,069	82.3	40,076	17,387	64.7	宮 城 県
45,675	42,583	59.3	16,685	15,555	57.8	秋 田 県
55,786	48,516	67.6	19,432	16,900	62.8	山 形 県
99,292	50,373	70.2	32,980	16,731	62.2	福 島 県
191,694	65,028	90.6	62,789	21,300	79.2	茨 城 県
128,174	64,683	90.1	48,710	24,581	91.4	栃 木 県
122,814	61,939	86.3	48,397	24,408	90.8	群 馬 県
508,560	71,065	99.0	195,916	27,377	101.8	埼 玉 県
452,526	73,746	102.8	138,052	22,498	83.7	千 葉 県
1,726,723	135,350	188.6	708,206	55,513	206.4	東 京 都
771,258	86,424	120.4	276,141	30,943	115.1	神 奈 川 県
130,449	55,550	77.4	47,546	20,247	75.3	新 潟 県
68,997	63,788	88.9	23,416	21,648	80.5	富 山 県
72,879	63,229	88.1	25,619	22,227	82.7	石 川 県
50,602	63,336	88.3	18,816	23,551	87.6	福 井 県
53,288	62,665	87.3	19,172	22,546	83.8	山 梨 県
121,965	57,130	79.6	45,633	21,375	79.5	長 野 県
124,860	60,651	84.5	49,048	23,825	88.6	岐 阜 県
255,753	68,465	95.4	107,930	28,893	107.4	静 岡 県
592,348	81,445	113.5	241,255	33,171	123.3	愛 知 県
117,384	64,124	89.4	40,304	22,017	81.9	三 重 県
93,123	66,737	93.0	29,913	21,438	79.7	滋 賀 県
169,314	66,758	93.0	71,629	28,242	105.0	京 都 府
642,556	74,079	103.2	261,319	30,127	112.0	大 阪 府
380,780	68,426	95.3	141,917	25,503	94.8	兵 庫 県
82,767	59,343	82.7	28,986	20,783	77.3	奈 良 県
50,743	50,192	69.9	21,089	20,860	77.6	和 歌 山 県
27,853	47,644	66.4	11,087	18,965	70.5	鳥 取 県
35,118	49,611	69.1	13,107	18,516	68.9	島 根 県
112,618	58,482	81.5	44,232	22,969	85.4	岡 山 県
189,631	66,865	93.2	71,420	25,183	93.6	広 島 県
83,899	58,494	81.5	29,503	20,569	76.5	山 口 県
43,652	55,957	78.0	17,264	22,131	82.3	徳 島 県
65,157	64,985	90.6	20,682	20,628	76.7	香 川 県
75,766	52,929	73.8	33,180	23,180	86.2	愛 媛 県
34,593	45,949	64.0	15,507	20,598	76.6	高 知 県
308,633	61,073	85.1	108,588	21,488	79.9	福 岡 県
41,239	48,560	67.7	15,062	17,736	66.0	佐 賀 県
66,280	46,671	65.0	19,092	13,444	50.0	長 崎 県
86,464	47,597	66.3	29,900	16,460	61.2	熊 本 県
59,036	49,611	69.1	21,541	18,102	67.3	大 分 県
49,257	43,301	60.3	18,281	16,071	59.8	宮 崎 県
75,164	44,337	61.8	28,571	16,853	62.7	鹿 児 島 県
56,705	39,687	55.3	28,110	19,673	73.2	沖 縄 県
9,070,771	71,766	100.0	3,399,016	26,892	100.0	合 計

市町村税収入等の都道府県別所在状況（その2）（平成24年度）

都道府県			固定資産税					
			家屋			償却資産		
			税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり	
税額(円)	指数	税額(円)		指数				
北海道			153,069	28,115	100.1	50,180	9,217	75.7
青森県			34,197	24,993	88.9	16,503	12,061	99.1
岩手県			29,035	22,181	78.9	14,211	10,856	89.2
宮城県			54,692	23,729	84.5	25,849	11,215	92.1
秋田県			24,514	22,854	81.3	10,269	9,574	78.6
山形県			27,013	23,493	83.6	11,335	9,858	81.0
福島県			39,164	19,869	70.7	34,664	17,586	144.5
茨城県			80,326	27,249	97.0	44,377	15,054	123.7
栃木県			56,739	28,633	101.9	29,879	15,079	123.9
群馬県			53,611	27,038	96.2	30,251	15,257	125.3
埼玉県			168,923	23,605	84.0	58,480	8,172	67.1
千葉県			160,727	26,193	93.2	74,667	12,168	100.0
東京都			497,348	38,985	138.7	162,656	12,750	104.7
神奈川県			253,497	28,406	101.1	99,693	11,171	91.8
新潟県			63,949	27,232	96.9	34,930	14,874	122.2
富山県			33,726	31,179	111.0	17,593	16,264	133.6
石川県			32,963	28,598	101.8	14,683	12,739	104.6
福井県			24,347	30,475	108.5	16,363	20,481	168.2
山梨県			23,694	27,863	99.2	12,081	14,207	116.7
長野県			58,551	27,426	97.6	28,026	13,128	107.8
岐阜県			54,183	26,320	93.7	26,795	13,016	106.9
静岡県			110,372	29,547	105.2	59,532	15,937	130.9
愛知県			227,684	31,305	111.4	107,922	14,839	121.9
三重県			49,027	26,782	95.3	38,078	20,801	170.9
滋賀県			40,681	29,154	103.8	22,744	16,300	133.9
京都府			67,740	26,709	95.1	26,904	10,608	87.1
大阪府			272,239	31,386	111.7	87,033	10,034	82.4
兵庫県			160,108	28,771	102.4	71,251	12,804	105.2
奈良県			27,545	19,750	70.3	9,844	7,058	58.0
和歌山県			22,642	22,396	79.7	12,721	12,583	103.4
鳥取県			14,564	24,913	88.7	5,809	9,937	81.6
島根県			16,832	23,778	84.6	9,512	13,437	110.4
岡山県			47,826	24,836	88.4	27,781	14,426	118.5
広島県			73,876	26,049	92.7	35,612	12,557	103.1
山口県			34,905	24,335	86.6	23,464	16,358	134.4
徳島県			19,718	25,276	90.0	10,655	13,659	112.2
香川県			27,704	27,631	98.3	10,113	10,087	82.9
愛媛県			35,102	24,522	87.3	17,300	12,086	99.3
高知県			17,023	22,612	80.5	6,053	8,040	66.0
福岡県			138,075	27,323	97.2	48,763	9,649	79.3
佐賀県			19,984	23,532	83.7	10,706	12,606	103.5
長崎県			32,675	23,008	81.9	11,387	8,018	65.9
熊本県			41,760	22,988	81.8	17,147	9,439	77.5
大分県			29,418	24,721	88.0	18,102	15,212	125.0
宮崎県			25,468	22,388	79.7	13,679	12,025	98.8
鹿児島県			38,505	22,713	80.8	15,069	8,889	73.0
沖縄県			35,631	24,938	88.8	7,990	5,592	45.9
合計			3,551,372	28,098	100.0	1,538,656	12,174	100.0

固 定 資 産 税						都 道 府 県
交 付 金			計			
税 額	人口1人当たり		税 額	人口1人当たり		
(百万円)	税額(円)	指 数	(百万円)	税額(円)	指 数	
3,338	613	84.8	276,453	50,778	74.8	北海道
1,056	772	106.8	72,874	53,261	78.5	青森県
1,385	1,058	146.3	66,555	50,844	74.9	岩手県
1,084	470	65.0	121,701	52,801	77.8	宮城県
2,000	1,864	257.8	53,467	49,847	73.4	秋田県
1,099	956	132.2	58,880	51,207	75.4	山形県
1,165	591	81.7	107,972	54,777	80.7	福島県
1,457	494	68.3	188,950	64,097	94.4	茨城県
996	502	69.4	136,324	68,795	101.3	栃木県
1,104	557	77.0	133,364	67,260	99.1	群馬県
3,661	512	70.8	426,979	59,665	87.9	埼玉県
2,479	404	55.9	375,924	61,263	90.2	千葉県
20,128	1,578	218.3	1,388,338	108,826	160.3	東京都
5,447	610	84.4	634,778	71,130	104.8	神奈川県
1,104	470	65.0	147,529	62,823	92.5	新潟県
625	577	79.8	75,358	69,669	102.6	富山県
756	656	90.7	74,022	64,220	94.6	石川県
534	668	92.4	60,060	75,175	110.7	福井県
567	667	92.3	55,515	65,283	96.2	山梨県
1,383	648	89.6	133,593	62,577	92.2	長野県
405	197	27.2	130,432	63,358	93.3	岐阜県
1,399	374	51.7	279,234	74,751	110.1	静岡県
3,628	499	69.0	580,489	79,814	117.6	愛知県
466	255	35.3	127,875	69,855	102.9	三重県
301	216	29.9	93,639	67,107	98.9	滋賀県
690	272	37.6	166,963	65,831	97.0	京都府
7,435	857	118.5	628,026	72,404	106.7	大阪府
4,153	746	103.2	377,430	67,824	99.9	兵庫県
294	211	29.2	66,669	47,801	70.4	奈良県
363	359	49.7	56,815	56,198	82.8	和歌山県
320	548	75.8	31,780	54,362	80.1	鳥取県
472	666	92.1	39,923	56,398	83.1	島根県
1,179	612	84.6	121,018	62,844	92.6	岡山県
1,348	475	65.7	182,256	64,264	94.7	広島県
1,008	703	97.2	88,880	61,966	91.3	山口県
458	587	81.2	48,095	61,652	90.8	徳島県
364	363	50.2	58,864	58,709	86.5	香川県
787	550	76.1	86,370	60,337	88.9	愛媛県
653	868	120.1	39,236	52,117	76.8	高知県
4,831	956	132.2	300,257	59,416	87.5	福岡県
365	430	59.5	46,117	54,305	80.0	佐賀県
1,752	1,234	170.7	64,905	45,703	67.3	長崎県
817	450	62.2	89,623	49,336	72.7	熊本県
519	436	60.3	69,580	58,471	86.1	大分県
1,039	914	126.4	58,468	51,398	75.7	宮崎県
2,575	1,519	210.1	84,720	49,974	73.6	鹿児島県
2,377	1,664	230.2	74,108	51,867	76.4	沖縄県
91,364	723	100.0	8,580,408	67,886	100.0	合計

市町村税収入等の都道府県別所在状況（その3）（平成24年度）

都道府県	軽自動車税			市町村たばこ税		
	税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり	
		税額(円)	指数		税額(円)	指数
北海道	7,209	1,324	90.8	45,747	8,403	119.7
青森県	2,775	2,028	139.1	10,702	7,822	111.4
岩手県	2,744	2,096	143.8	8,911	6,808	97.0
宮城県	3,620	1,571	107.8	18,019	7,818	111.4
秋田県	2,232	2,081	142.7	7,135	6,652	94.8
山形県	2,536	2,206	151.3	7,222	6,281	89.5
福島県	3,884	1,971	135.2	14,987	7,603	108.3
茨城県	5,247	1,780	122.1	22,061	7,484	106.6
栃木県	3,509	1,771	121.5	14,692	7,414	105.6
群馬県	4,010	2,023	138.8	13,987	7,054	100.5
埼玉県	7,584	1,060	72.7	46,545	6,504	92.7
千葉県	6,510	1,061	72.8	40,752	6,641	94.6
東京都	5,580	437	30.0	103,755	8,133	115.9
神奈川県	6,242	699	47.9	56,044	6,280	89.5
新潟県	5,128	2,184	149.8	15,640	6,660	94.9
富山県	2,196	2,030	139.2	7,142	6,603	94.1
石川県	2,084	1,808	124.0	8,152	7,072	100.8
福井県	1,653	2,070	142.0	5,387	6,742	96.1
山梨県	1,943	2,284	156.7	6,068	7,136	101.7
長野県	5,028	2,355	161.5	13,022	6,100	86.9
岐阜県	3,928	1,908	130.9	12,555	6,098	86.9
静岡県	7,073	1,893	129.8	25,325	6,779	96.6
愛知県	9,694	1,333	91.4	50,336	6,921	98.6
三重県	3,797	2,074	142.2	12,180	6,654	94.8
滋賀県	2,689	1,927	132.2	9,109	6,528	93.0
京都府	3,165	1,248	85.6	16,573	6,534	93.1
大阪府	7,042	812	55.7	71,402	8,232	117.3
兵庫県	6,600	1,186	81.3	34,091	6,126	87.3
奈良県	2,091	1,499	102.8	7,446	5,339	76.1
和歌山県	2,358	2,333	160.0	6,837	6,763	96.4
鳥取県	1,385	2,368	162.4	3,786	6,477	92.3
島根県	1,901	2,685	184.2	4,100	5,792	82.5
岡山県	4,310	2,238	153.5	12,562	6,523	92.9
広島県	5,029	1,773	121.6	18,098	6,381	90.9
山口県	2,996	2,089	143.3	9,195	6,411	91.3
徳島県	1,854	2,376	163.0	5,153	6,605	94.1
香川県	2,290	2,284	156.7	6,710	6,693	95.4
愛媛県	3,110	2,173	149.0	9,062	6,331	90.2
高知県	1,913	2,541	174.3	5,156	6,848	97.6
福岡県	7,661	1,516	104.0	37,107	7,343	104.6
佐賀県	2,012	2,369	162.5	6,067	7,145	101.8
長崎県	3,025	2,130	146.1	9,404	6,622	94.3
熊本県	3,878	2,135	146.4	12,036	6,626	94.4
大分県	2,596	2,182	149.7	8,187	6,880	98.0
宮崎県	2,740	2,408	165.2	7,725	6,790	96.7
鹿児島県	4,030	2,377	163.0	11,022	6,502	92.6
沖縄県	3,390	2,373	162.8	9,916	6,940	98.9
合計	184,272	1,458	100.0	887,112	7,019	100.0

鉱産税			特別土地保有税			都道府県
税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり		
	税額(円)	指数		税額(円)	指数	
236	43	268.8	2	-	-	北海道
17	13	81.3	0	-	-	青森県
10	8	50.0	2	1	16.7	岩手県
1	1	6.3	8	3	50.0	宮城県
74	69	431.3	-	-	-	秋田県
7	6	37.5	0	0	0.0	山形県
1	0	0.0	8	4	66.7	福島県
2	1	6.3	9	3	50.0	茨城県
26	13	81.3	2	1	16.7	栃木県
4	2	12.5	3	1	16.7	群馬県
30	4	25.0	0	0	0.0	埼玉県
65	11	68.8	48	8	133.3	千葉県
5	0	0.0	191	15	250.0	東京都
-	-	-	54	6	100.0	神奈川県
925	394	2,462.5	0	-	-	新潟県
0	0	0.0	0	-	-	富山県
0	0	0.0	2	2	33.3	石川県
1	1	6.3	-	-	-	福井県
-	-	-	0	0	0.0	山梨県
0	0	0.0	1	0	0.0	長野県
9	5	31.3	1	1	16.7	岐阜県
0	0	0.0	20	5	83.3	静岡県
7	1	6.3	9	1	16.7	愛知県
12	6	37.5	16	9	150.0	三重県
6	4	25.0	-	-	-	滋賀県
1	0	0.0	-	-	-	京都府
-	-	-	0	-	-	大阪府
3	1	6.3	208	37	616.7	兵庫県
-	-	-	-	-	-	奈良県
-	-	-	111	109	1,816.7	和歌山県
-	-	-	-	-	-	鳥取県
0	1	6.3	-	-	-	島根県
9	4	25.0	-	-	-	岡山県
0	0	0.0	8	3	50.0	広島県
60	42	262.5	6	4	66.7	山口県
2	2	12.5	7	9	150.0	徳島県
-	-	-	-	-	-	香川県
0	0	0.0	-	-	-	愛媛県
30	40	250.0	1	2	33.3	高知県
37	7	43.8	2	-	-	福岡県
-	-	-	-	-	-	佐賀県
2	1	6.3	0	-	-	長崎県
0	0	0.0	1	1	16.7	熊本県
46	39	243.8	8	7	116.7	大分県
-	-	-	-	-	-	宮崎県
316	187	1,168.8	-	0	0.0	鹿児島県
31	22	137.5	0	-	-	沖縄県
1,979	16	100.0	731	6	100.0	合計

市町村税収入等の都道府県別所在状況（その4）（平成24年度）

都道府県	入湯税			事業所税		
	税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり	
		税額(円)	指数		税額(円)	指数
北海道	2,238	411	239.0	9,389	1,725	62.3
青森県	184	135	78.5	1,122	820	29.6
岩手県	549	419	243.6	-	-	-
宮城県	525	228	132.6	4,820	2,091	75.5
秋田県	647	603	350.6	1,494	1,393	50.3
山形県	591	514	298.8	-	-	-
福島県	749	380	220.9	3,935	1,996	72.1
茨城県	370	125	72.7	-	-	-
栃木県	874	441	256.4	3,107	1,568	56.6
群馬県	920	464	269.8	3,758	1,895	68.5
埼玉県	61	8	4.7	8,561	1,196	43.2
千葉県	351	57	33.1	10,597	1,727	62.4
東京都	240	19	11.0	99,299	7,784	281.2
神奈川県	946	106	61.6	32,376	3,628	131.1
新潟県	876	373	216.9	4,429	1,886	68.1
富山県	311	287	166.9	3,321	3,070	110.9
石川県	535	465	270.3	2,447	2,123	76.7
福井県	433	542	315.1	-	-	-
山梨県	732	861	500.6	-	-	-
長野県	1,230	576	334.9	1,891	886	32.0
岐阜県	704	342	198.8	1,567	761	27.5
静岡県	1,620	434	252.3	9,074	2,429	87.8
愛知県	332	46	26.7	30,061	4,133	149.3
三重県	565	309	179.7	2,783	1,520	54.9
滋賀県	216	155	90.1	1,480	1,060	38.3
京都府	193	76	44.2	7,064	2,785	100.6
大阪府	148	17	9.9	37,150	4,283	154.7
兵庫県	705	127	73.8	17,770	3,193	115.4
奈良県	37	27	15.7	955	685	24.7
和歌山県	411	407	236.6	2,364	2,338	84.5
鳥取県	175	299	173.8	-	-	-
島根県	196	277	161.0	-	-	-
岡山県	181	94	54.7	7,900	4,102	148.2
広島県	228	80	46.5	9,787	3,451	124.7
山口県	244	170	98.8	-	-	-
徳島県	38	48	27.9	-	-	-
香川県	129	129	75.0	2,187	2,181	78.8
愛媛県	173	121	70.3	1,947	1,360	49.1
高知県	54	71	41.3	1,092	1,451	52.4
福岡県	247	49	28.5	15,255	3,019	109.1
佐賀県	162	190	110.5	-	-	-
長崎県	227	160	93.0	1,787	1,259	45.5
熊本県	407	224	130.2	1,990	1,096	39.6
大分県	515	433	251.7	2,985	2,509	90.6
宮崎県	152	133	77.3	1,302	1,145	41.4
鹿児島県	318	188	109.3	1,914	1,129	40.8
沖縄県	61	43	25.0	837	586	21.2
合計	21,799	172	100.0	349,796	2,768	100.0

都 市 計 画 税			その他の市町村税			都 道 府 県		
税 額 (百万円)	人口1人当たり		税 額 (百万円)	人口1人当たり				
	税額(円)	指 数		税額(円)	指 数			
43,762	8,038	83.6	-	-	-	北 海 道		
1,364	997	10.4	-	-	-	青 森 県		
2,109	1,611	16.8	-	-	-	岩 手 県		
16,972	7,363	76.6	1	-	-	宮 城 県		
284	265	2.8	-	-	-	秋 田 県		
7,282	6,333	65.9	0	-	-	山 形 県		
7,905	4,010	41.7	-	-	-	福 島 県		
16,761	5,686	59.1	-	-	-	茨 城 県		
14,519	7,327	76.2	-	-	-	栃 木 県		
11,866	5,984	62.2	-	-	-	群 馬 県		
66,064	9,232	96.0	-	-	-	埼 玉 県		
54,912	8,949	93.1	-	-	-	千 葉 県		
266,705	20,906	217.4	369	29	131.8	東 京 都		
120,662	13,521	140.6	5	1	4.5	神 奈 川 県		
12,669	5,395	56.1	587	250	1,136.4	新 潟 県		
3,149	2,911	30.3	3	2	9.1	富 山 県		
10,542	9,146	95.1	-	-	-	石 川 県		
5,594	7,001	72.8	-	-	-	福 井 県		
2,753	3,238	33.7	10	11	50.0	山 梨 県		
12,481	5,846	60.8	-	-	-	長 野 県		
15,567	7,562	78.6	25	12	54.5	岐 阜 県		
39,505	10,575	110.0	555	149	677.3	静 岡 県		
94,303	12,966	134.8	-	-	-	愛 知 県		
10,490	5,731	59.6	-	-	-	三 重 県		
8,953	6,416	66.7	1	-	-	滋 賀 県		
29,023	11,443	119.0	16	6	27.3	京 都 府		
126,213	14,551	151.3	-	-	-	大 阪 府		
63,721	11,451	119.1	-	-	-	兵 庫 県		
8,449	6,058	63.0	-	-	-	奈 良 県		
6,296	6,228	64.8	-	-	-	和 歌 山 県		
670	1,147	11.9	-	-	-	鳥 取 県		
1,328	1,876	19.5	-	-	-	島 根 県		
14,948	7,762	80.7	0	-	-	岡 山 県		
27,885	9,833	102.2	-	-	-	広 島 県		
10,247	7,144	74.3	-	-	-	山 口 県		
2,752	3,528	36.7	-	-	-	徳 島 県		
421	420	4.4	-	-	-	香 川 県		
1,084	757	7.9	-	-	-	愛 媛 県		
-	-	-	0	0	0.0	高 知 県		
40,130	7,941	82.6	842	167	759.1	福 岡 県		
1,972	2,322	24.1	-	-	-	佐 賀 県		
8,500	5,985	62.2	-	-	-	長 崎 県		
5,669	3,121	32.5	-	-	-	熊 本 県		
7,363	6,187	64.3	-	-	-	大 分 県		
3,437	3,022	31.4	-	-	-	宮 崎 県		
8,201	4,838	50.3	392	231	1,050.0	鹿 児 島 県		
-	-	-	16	11	50.0	沖 縄 県		
1,215,485	9,617	100.0	2,821	22	100.0	合 計		

市町村税収入等の都道府県別所在状況（その5）（平成24年度）

都道府県	市町村税			地方交付税		
	税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり	
		税額(円)	指数		税額(円)	指数
北海道	678,330	124,594	77.5	882,916	162,172	228.4
青森県	147,578	107,859	67.1	224,638	164,180	231.3
岩手県	142,295	108,704	67.6	269,876	206,168	290.4
宮城県	301,814	130,945	81.5	349,656	151,702	213.7
秋田県	111,009	103,493	64.4	211,175	196,877	277.3
山形県	132,304	115,062	71.6	166,552	144,847	204.0
福島県	238,735	121,115	75.4	281,708	142,916	201.3
茨城県	425,093	144,203	89.7	194,271	65,902	92.8
栃木県	301,227	152,013	94.6	105,180	53,079	74.8
群馬県	290,726	146,622	91.2	137,122	69,155	97.4
埼玉県	1,064,385	148,736	92.5	169,778	23,725	33.4
千葉県	941,685	153,463	95.5	182,013	29,662	41.8
東京都	3,591,204	281,499	175.1	66,830	5,238	7.4
神奈川県	1,622,364	181,795	113.1	75,469	8,457	11.9
新潟県	318,232	135,515	84.3	292,305	124,474	175.3
富山県	160,478	148,362	92.3	99,525	92,011	129.6
石川県	170,663	148,064	92.1	119,366	103,560	145.9
福井県	123,729	154,866	96.4	71,876	89,964	126.7
山梨県	120,310	141,479	88.0	101,277	119,096	167.8
長野県	289,212	135,471	84.3	272,699	127,736	179.9
岐阜県	289,648	140,698	87.5	183,036	88,911	125.2
静岡県	618,157	165,481	103.0	118,271	31,661	44.6
愛知県	1,357,577	186,659	116.1	111,635	15,349	21.6
三重県	275,103	150,281	93.5	134,166	73,291	103.2
滋賀県	209,215	149,936	93.3	96,071	68,850	97.0
京都府	392,312	154,683	96.2	168,426	66,408	93.5
大阪府	1,512,537	174,378	108.5	289,918	33,424	47.1
兵庫県	881,308	158,371	98.5	330,773	59,440	83.7
奈良県	168,414	120,750	75.1	131,503	94,285	132.8
和歌山県	125,935	124,567	77.5	128,166	126,773	178.6
鳥取県	65,649	112,297	69.9	96,000	164,214	231.3
島根県	82,567	116,640	72.6	158,620	224,079	315.6
岡山県	273,546	142,051	88.4	195,581	101,564	143.1
広島県	432,922	152,650	95.0	222,881	78,589	110.7
山口県	195,528	136,320	84.8	149,786	104,429	147.1
徳島県	101,553	130,178	81.0	101,882	130,599	184.0
香川県	135,760	135,401	84.2	87,729	87,498	123.3
愛媛県	177,511	124,008	77.2	167,681	117,141	165.0
高知県	82,076	109,021	67.8	146,199	194,195	273.6
福岡県	710,172	140,531	87.4	374,085	74,025	104.3
佐賀県	97,569	114,891	71.5	106,148	124,994	176.1
長崎県	154,131	108,532	67.5	222,137	156,419	220.3
熊本県	200,069	110,135	68.5	241,780	133,097	187.5
大分県	150,317	126,319	78.6	150,612	126,567	178.3
宮崎県	123,080	108,197	67.3	156,023	137,156	193.2
鹿児島県	186,078	109,763	68.3	277,570	163,732	230.6
沖縄県	145,065	101,528	63.2	151,788	106,233	149.6
合計	20,315,173	160,729	100.0	8,972,699	70,990	100.0

地方譲与税 C			合計 A+B+C			都道府県
税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり		
	税額(円)	指数		税額(円)	指数	
31,828	5,846	167.7	1,593,073	292,613	124.4	北海道
5,764	4,213	120.9	377,980	276,252	117.5	青森県
8,246	6,299	180.7	420,417	321,172	136.5	岩手県
9,144	3,967	113.8	660,614	286,614	121.9	宮城県
6,081	5,670	162.7	328,266	306,040	130.1	秋田県
4,832	4,202	120.5	303,688	264,111	112.3	山形県
10,276	5,213	149.5	530,718	269,244	114.5	福島県
13,829	4,691	134.6	633,193	214,796	91.3	茨城県
7,600	3,835	110.0	414,007	208,927	88.8	栃木県
8,729	4,402	126.3	436,578	220,179	93.6	群馬県
18,256	2,551	73.2	1,252,420	175,011	74.4	埼玉県
17,761	2,894	83.0	1,141,459	186,019	79.1	千葉県
22,324	1,750	50.2	3,680,358	288,487	122.7	東京都
20,937	2,346	67.3	1,718,770	192,598	81.9	神奈川県
11,535	4,912	140.9	622,072	264,901	112.6	新潟県
4,503	4,163	119.4	264,505	244,535	104.0	富山県
4,360	3,782	108.5	294,388	255,406	108.6	石川県
3,306	4,138	118.7	198,911	248,969	105.9	福井県
2,954	3,474	99.7	224,541	264,049	112.3	山梨県
11,010	5,157	147.9	572,922	268,364	114.1	長野県
8,699	4,225	121.2	481,383	233,834	99.4	岐阜県
14,100	3,775	108.3	750,529	200,916	85.4	静岡県
23,033	3,167	90.8	1,492,244	205,176	87.2	愛知県
7,234	3,952	113.4	416,503	227,524	96.7	三重県
4,305	3,085	88.5	309,591	221,871	94.3	滋賀県
7,152	2,820	80.9	567,890	223,910	95.2	京都府
21,009	2,422	69.5	1,823,464	210,224	89.4	大阪府
17,297	3,108	89.2	1,229,378	220,920	93.9	兵庫県
3,907	2,801	80.3	303,824	217,837	92.6	奈良県
3,606	3,567	102.3	257,707	254,908	108.4	和歌山県
2,282	3,904	112.0	163,931	280,415	119.2	鳥取県
4,204	5,940	170.4	245,391	346,658	147.4	島根県
9,226	4,791	137.4	478,354	248,406	105.6	岡山県
10,353	3,651	104.7	666,156	234,889	99.9	広島県
5,278	3,680	105.6	350,592	244,428	103.9	山口県
3,464	4,440	127.4	206,898	265,218	112.8	徳島県
3,179	3,171	91.0	226,669	226,070	96.1	香川県
5,105	3,566	102.3	350,297	244,716	104.0	愛媛県
3,234	4,295	123.2	231,508	307,511	130.7	高知県
19,870	3,932	112.8	1,104,126	218,489	92.9	福岡県
3,343	3,937	112.9	207,061	243,821	103.7	佐賀県
5,295	3,728	106.9	381,563	268,679	114.2	長崎県
7,979	4,392	126.0	449,829	247,624	105.3	熊本県
5,649	4,747	136.2	306,578	257,632	109.5	大分県
6,321	5,557	159.4	285,424	250,909	106.7	宮崎県
8,291	4,891	140.3	471,939	278,385	118.4	鹿児島県
3,856	2,699	77.4	300,708	210,460	89.5	沖縄県
440,546	3,486	100.0	29,728,418	235,205	100.0	合計

(参考) 超過課税及び法定外税を除いた地方税収の都道府県別所在状況 (平成24年度)

都道府県	地方税収計			個人住民税		
	税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり	
		税額(円)	指数		税額(円)	指数
北海道	1,310,914	240,786	85.5	387,035	71,090	78.1
青森県	289,652	211,696	75.2	77,819	56,875	62.5
岩手県	288,139	220,120	78.2	76,314	58,299	64.0
宮城県	591,807	256,761	91.2	159,890	69,370	76.2
秋田県	221,506	206,509	73.3	60,390	56,301	61.8
山形県	257,261	223,734	79.4	72,290	62,869	69.0
福島県	480,419	243,726	86.5	125,214	63,524	69.8
茨城県	795,265	269,775	95.8	245,712	83,352	91.5
栃木県	571,350	288,330	102.4	163,456	82,487	90.6
群馬県	539,475	272,073	96.6	156,004	78,677	86.4
埼玉県	1,901,796	265,754	94.4	705,162	98,538	108.2
千葉県	1,558,627	254,003	90.2	633,500	103,239	113.4
東京都	5,609,428	439,698	156.1	1,881,425	147,477	161.9
神奈川県	2,731,548	306,086	108.7	1,073,829	120,329	132.1
新潟県	592,709	252,397	89.6	164,743	70,154	77.0
富山県	288,192	266,434	94.6	89,191	82,457	90.5
石川県	315,977	274,135	97.3	92,798	80,510	88.4
福井県	226,710	283,764	100.8	64,185	80,338	88.2
山梨県	232,390	273,279	97.0	66,196	77,843	85.5
長野県	549,679	257,477	91.4	161,535	75,665	83.1
岐阜県	540,844	262,717	93.3	165,980	80,625	88.5
静岡県	1,125,822	301,383	107.0	337,822	90,435	99.3
愛知県	2,379,633	327,187	116.2	760,971	104,629	114.9
三重県	500,799	273,573	97.1	157,881	86,246	94.7
滋賀県	382,088	273,827	97.2	122,361	87,691	96.3
京都府	697,974	275,200	97.7	221,948	87,511	96.1
大阪府	2,494,518	287,589	102.1	760,824	87,714	96.3
兵庫県	1,496,371	268,898	95.5	513,835	92,336	101.4
奈良県	312,236	223,868	79.5	120,538	86,424	94.9
和歌山県	225,975	223,520	79.4	68,547	67,802	74.5
鳥取県	126,926	217,115	77.1	37,060	63,394	69.6
島根県	155,908	220,247	78.2	46,591	65,818	72.3
岡山県	483,535	251,096	89.2	145,897	75,763	83.2
広島県	774,409	273,060	97.0	242,626	85,551	93.9
山口県	343,752	239,659	85.1	108,770	75,833	83.3
徳島県	192,880	247,249	87.8	53,132	68,109	74.8
香川県	253,971	253,299	89.9	79,253	79,043	86.8
愛媛県	325,200	227,183	80.7	94,646	66,120	72.6
高知県	155,902	207,084	73.5	47,723	63,391	69.6
福岡県	1,267,475	250,813	89.1	390,838	77,341	84.9
佐賀県	191,175	225,115	79.9	53,776	63,323	69.5
長崎県	290,912	204,847	72.7	89,208	62,816	69.0
熊本県	389,712	214,531	76.2	113,488	62,474	68.6
大分県	273,505	229,839	81.6	77,676	65,275	71.7
宮崎県	238,556	209,709	74.5	65,970	57,993	63.7
鹿児島県	351,225	207,179	73.6	100,216	59,115	64.9
沖縄県	269,305	188,481	66.9	76,106	53,265	58.5
合計	35,593,451	281,608	100.0	11,510,371	91,068	100.0

(注) 1 人口1人当たりの指数は全国平均を100とした数値を掲げており、人口は平成25年3月31日現在の住民基本台帳人口による。
2 地方税収計の税額は、地方法人特別譲与税の額を含み、超過課税、法定外普通税及び法定外目的税を除いた額である。
また、地方消費税は、都道府県間における清算後の額である。
3 個人住民税の税額は、個人道府県民税（均等割及び所得割）及び個人市町村民税（均等割及び所得割）の合計から超過課税

地 方 法 人 二 税			固 定 資 産 税			都 道 府 県
税 額 (百万円)	人 口 1 人 当 た り		税 額 (百万円)	人 口 1 人 当 た り		
	税 額 (円)	指 数		税 額 (円)	指 数	
135,216	24,836	64.4	277,034	50,885	75.2	北 海 道
28,853	21,087	54.7	67,954	49,665	73.4	青 森 県
34,959	26,707	69.3	64,868	49,555	73.3	岩 手 県
94,323	40,923	106.2	121,701	52,801	78.1	宮 城 県
21,222	19,785	51.3	51,124	47,663	70.5	秋 田 県
28,066	24,408	63.3	58,442	50,826	75.1	山 形 県
67,009	33,995	88.2	106,732	54,148	80.1	福 島 県
102,928	34,916	90.6	188,950	64,097	94.8	茨 城 県
67,720	34,175	88.7	136,324	68,795	101.7	栃 木 県
65,035	32,799	85.1	133,364	67,260	99.4	群 馬 県
187,729	26,233	68.1	426,979	59,665	88.2	埼 玉 県
168,029	27,383	71.0	375,924	61,263	90.6	千 葉 県
1,233,066	96,655	250.8	1,388,338	108,826	160.9	東 京 都
294,635	33,016	85.7	634,778	71,130	105.2	神 奈 川 県
75,917	32,328	83.9	147,529	62,823	92.9	新 潟 県
35,521	32,839	85.2	70,881	65,530	96.9	富 山 県
41,071	35,632	92.4	73,210	63,516	93.9	石 川 県
30,510	38,188	99.1	59,717	74,746	110.5	福 井 県
34,142	40,149	104.2	55,492	65,256	96.5	山 梨 県
59,827	28,024	72.7	133,231	62,407	92.3	長 野 県
62,819	30,515	79.2	129,422	62,867	93.0	岐 阜 県
140,552	37,626	97.6	279,234	74,751	110.5	静 岡 県
334,088	45,935	119.2	580,847	79,863	118.1	愛 知 県
60,580	33,093	85.9	127,875	69,855	103.3	三 重 県
47,862	34,300	89.0	93,639	67,107	99.2	滋 賀 県
80,116	31,589	82.0	164,782	64,971	96.1	京 都 府
409,226	47,179	122.4	627,788	72,377	107.0	大 阪 府
162,180	29,144	75.6	377,079	67,761	100.2	兵 庫 県
23,210	16,641	43.2	66,470	47,658	70.5	奈 良 県
23,076	22,825	59.2	56,624	56,009	82.8	和 歌 山 県
12,877	22,027	57.1	29,999	51,316	75.9	鳥 取 県
17,481	24,695	64.1	37,755	53,335	78.9	島 根 県
57,670	29,948	77.7	120,990	62,829	92.9	岡 山 県
99,451	35,067	91.0	182,256	64,264	95.0	広 島 県
43,498	30,326	78.7	88,880	61,966	91.6	山 口 県
26,914	34,500	89.5	48,095	61,652	91.2	徳 島 県
39,576	39,472	102.4	58,864	58,709	86.8	香 川 県
42,605	29,764	77.2	86,370	60,337	89.2	愛 媛 県
13,265	17,620	45.7	37,385	49,658	73.4	高 知 県
161,028	31,865	82.7	297,846	58,939	87.1	福 岡 県
21,526	25,347	65.8	45,890	54,037	79.9	佐 賀 県
30,069	21,173	54.9	64,905	45,703	67.6	長 崎 県
40,407	22,244	57.7	88,690	48,823	72.2	熊 本 県
29,083	24,440	63.4	69,580	58,471	86.5	大 分 県
23,603	20,749	53.8	55,910	49,149	72.7	宮 崎 県
34,448	20,320	52.7	84,720	49,974	73.9	鹿 児 島 県
28,630	20,038	52.0	74,108	51,867	76.7	沖 縄 県
4,871,619	38,543	100.0	8,548,576	67,635	100.0	合 計

分を除いた額である。

4 地方法人二税の税額は法人道府県民税、法人市町村民税及び法人事業税の合計から超過課税分を除いた額である。

5 固定資産税の税収額は、市町村分（土地、家屋、償却資産及び交付金）及び道府県分の合計から超過課税分を除いた額である。

6 項目毎に四捨五入しており、合計と一致しないことがある。

22 県民経済計算

項目 県別	県内純生産				県民所得(分配)				県内総生産	
	実数(10億円)		増加率(%)		実数(10億円)		増加率(%)		実数(10億円)	
	21年度	22年度	21年度	22年度	21年度	22年度	21年度	22年度	21年度	22年度
北海道	13,124.6	13,231.7	-1.2	0.8	13,268.2	13,437.8	-1.1	1.3	18,284.3	18,428.4
青森県	3,111.6	3,161.1	0.1	1.6	3,163.8	3,219.9	0.5	1.8	4,451.6	4,474.8
岩手県	2,933.8	2,916.4	-2.6	-0.6	2,979.1	2,972.2	-2.2	-0.2	4,171.6	4,097.0
宮城県	5,702.9	5,647.6	0.3	-1.0	5,775.4	5,753.4	0.8	-0.4	8,027.7	8,045.3
秋田県	2,428.0	2,452.5	-0.8	1.0	2,440.5	2,488.2	-0.6	2.0	3,521.6	3,526.1
山形県	2,583.6	2,697.8	-5.5	4.4	2,763.4	2,879.8	-4.9	4.2	3,633.8	3,739.1
福島県	4,945.4	5,076.2	-4.7	2.6	5,098.6	5,246.5	-5.0	2.9	7,112.9	7,126.3
茨城県	7,638.5	8,103.3	-6.2	6.1	8,393.0	8,842.8	-5.4	5.4	10,733.7	11,188.5
栃木県	5,585.0	5,808.9	-3.5	4.0	5,663.5	5,898.5	-3.0	4.1	7,645.4	7,807.8
群馬県	5,174.3	5,432.1	-2.9	5.0	5,219.7	5,453.0	-2.9	4.5	7,180.8	7,427.8
埼玉県	14,507.2	14,626.8	-1.7	0.8	19,904.0	20,017.4	-1.9	0.6	19,985.4	20,108.4
千葉県	13,028.2	13,022.8	-0.8	-0.0	16,874.6	16,936.4	-2.0	0.4	19,098.5	19,006.0
東京都	70,842.1	70,304.0	-5.4	-0.8	57,345.8	56,668.4	-7.6	-1.2	91,534.1	91,139.3
神奈川県	20,181.8	20,514.5	-5.2	1.6	26,074.0	26,332.3	-4.8	1.0	29,468.2	29,757.1
新潟県	5,980.4	6,068.7	-2.8	1.5	6,140.2	6,250.2	-3.0	1.8	8,510.5	8,606.8
富山県	2,904.3	3,108.3	-10.3	7.0	2,965.4	3,170.8	-10.4	6.9	4,192.2	4,370.4
石川県	2,992.7	3,027.6	-7.8	1.2	3,082.3	3,102.6	-6.2	0.7	4,261.6	4,265.0
福井県	2,205.3	2,266.9	-3.0	2.8	2,176.6	2,254.4	-2.4	3.6	3,241.8	3,302.8
山梨県	2,091.8	2,310.3	-7.2	10.4	2,200.6	2,418.1	-7.5	9.9	2,928.1	3,123.3
長野県	5,629.5	5,811.5	-3.3	3.2	5,632.9	5,850.8	-3.2	3.9	7,848.4	8,024.1
岐阜県	5,113.6	5,183.7	-5.1	1.4	5,361.5	5,436.2	-5.0	1.4	7,015.7	7,093.4
静岡県	10,532.8	11,016.2	-8.6	4.6	11,235.6	11,672.9	-8.4	3.9	15,314.5	15,765.6
愛知県	22,416.4	22,019.2	-2.9	-1.8	22,755.4	22,489.2	-3.0	-1.2	32,121.8	31,642.3
三重県	4,697.0	4,996.8	-6.2	6.4	5,033.8	5,309.4	-6.3	5.5	7,128.6	7,368.1
滋賀県	4,261.7	4,432.3	-3.6	4.0	4,381.6	4,611.4	-1.8	5.2	5,857.0	6,013.9
京都府	6,837.3	6,906.6	-3.0	1.0	7,117.9	7,187.3	-3.5	1.0	9,329.8	9,372.6
大阪府	26,404.4	26,000.5	-5.2	-1.5	25,310.9	25,012.3	-4.6	-1.2	36,355.4	36,384.3
兵庫県	12,281.9	12,524.4	-7.1	2.0	14,839.8	15,016.1	-5.5	1.2	17,731.8	18,346.2
奈良県	2,533.5	2,601.5	-5.3	2.7	3,374.7	3,481.6	-7.4	3.2	3,476.7	3,551.8
和歌山県	2,362.9	2,466.1	-6.4	4.4	2,429.4	2,553.3	-6.5	5.1	3,349.0	3,503.4
鳥取県	1,336.1	1,302.6	-4.1	-2.5	1,365.2	1,330.5	-5.0	-2.5	1,910.3	1,836.2
島根県	1,588.3	1,607.1	0.1	1.2	1,640.4	1,657.2	0.8	1.0	2,321.3	2,325.4
岡山県	4,832.3	4,879.5	-5.2	1.0	4,971.0	5,017.9	-5.2	0.9	7,049.5	7,064.7
広島県	7,775.5	7,869.4	-6.5	1.2	8,021.2	8,153.1	-7.1	1.6	10,706.8	10,808.0
山口県	3,802.4	3,914.1	-5.1	2.9	3,985.9	4,092.2	-5.5	2.7	5,626.0	5,752.2
徳島県	2,020.6	2,073.6	-0.1	2.6	2,081.1	2,166.6	-0.2	4.1	2,742.9	2,820.0
香川県	2,599.4	2,516.8	-0.4	-3.2	2,716.1	2,626.8	-0.1	-3.3	3,626.6	3,571.2
愛媛県	3,363.4	3,502.8	0.0	4.1	3,460.6	3,601.9	0.7	4.1	4,746.7	4,887.9
高知県	1,501.1	1,547.5	-4.6	3.1	1,632.8	1,665.3	-4.0	2.0	2,105.0	2,158.4
福岡県	12,954.0	13,341.6	-0.1	3.0	13,553.1	14,078.7	0.5	3.9	17,631.6	18,041.9
佐賀県	1,966.7	2,095.7	-6.9	6.6	2,019.9	2,152.3	-7.1	6.6	2,715.7	2,867.6
長崎県	3,141.2	3,162.6	0.7	0.7	3,245.8	3,277.0	0.8	1.0	4,357.6	4,377.0
熊本県	3,930.0	4,055.1	-2.0	3.2	4,106.8	4,253.8	-2.1	3.6	5,450.8	5,559.8
大分県	2,764.2	2,946.4	-9.5	6.6	2,810.5	2,962.0	-7.3	5.4	4,120.8	4,293.5
宮崎県	2,453.4	2,482.3	0.3	1.2	2,471.8	2,510.2	0.7	1.6	3,492.9	3,496.7
鹿児島県	3,736.1	3,904.0	-1.1	4.5	3,877.1	4,088.4	-0.4	5.5	5,266.3	5,446.1
沖縄県	2,595.4	2,597.0	2.1	0.1	2,823.9	2,820.4	2.0	-0.1	3,721.3	3,725.6
合計	353,392.6	357,534.3	-4.1	1.2	363,785.5	368,417.6	-4.2	1.3	491,104.1	495,637.7

(注) 1 この表は、内閣府経済社会総合研究所の平成25年版「県民経済計算年報」によるものである。

2 この県民経済計算は、各都道府県が内閣府経済社会総合研究所が示した「県民経済計算標準方式」に基づき推計したものである。

(名目)		県内総生産(実質)				1人当たり県民所得				項目
増加率(%)		実数(10億円)		増加率(%)		実数(1,000円)		増加率(%)		県別
21年度	22年度	21年度	22年度	21年度	22年度	21年度	22年度	21年度	22年度	
-1.1	0.8	19,044.4	19,846.8	0.1	4.2	2,402	2,440	-0.7	1.6	北海道
-0.4	0.5	4,650.1	4,808.0	2.5	3.4	2,287	2,345	1.3	2.5	青森県
-2.2	-1.8	4,342.9	4,314.6	-1.5	-0.7	2,223	2,234	-1.3	0.5	岩手県
-0.7	0.2	8,631.8	8,164.6	1.6	-5.4	2,460	2,450	0.9	-0.4	宮城県
-0.7	0.1	3,770.4	3,931.0	0.2	4.3	2,225	2,291	0.4	3.0	秋田県
-5.3	2.9	4,257.8	4,539.4	0.6	6.6	2,345	2,464	-4.1	5.0	山形県
-4.0	0.2	7,337.8	7,651.5	-3.6	4.3	2,498	2,586	-4.4	3.5	福島県
-6.1	4.2	11,204.5	11,950.1	-6.0	6.7	2,826	2,978	-5.4	5.4	茨城県
-2.7	2.1	7,855.8	8,312.0	-1.2	5.8	2,816	2,938	-2.8	4.3	栃木県
-3.4	3.4	7,629.8	8,284.9	-4.7	8.6	2,592	2,716	-2.7	4.8	群馬県
-1.9	0.6	20,824.7	21,979.2	1.1	5.5	2,779	2,782	-2.2	0.1	埼玉県
-0.6	-0.5	20,390.5	21,258.4	0.5	4.3	2,730	2,725	-2.5	-0.2	千葉県
-5.2	-0.4	95,585.6	98,444.8	-4.0	3.0	4,395	4,306	-8.1	-2.0	東京都
-4.6	1.0	31,573.4	33,417.8	-3.7	5.8	2,895	2,910	-5.3	0.5	神奈川県
-2.4	1.1	8,925.1	9,366.4	0.0	4.9	2,575	2,632	-2.6	2.2	新潟県
-7.8	4.3	4,417.5	4,771.2	-5.5	8.0	2,702	2,900	-10.0	7.3	富山県
-6.3	0.1	4,423.0	4,590.7	-3.8	3.8	2,633	2,652	-6.1	0.7	石川県
-2.2	1.9	3,341.1	3,485.8	0.4	4.3	2,688	2,796	-1.9	4.0	福井県
-5.8	6.7	3,037.1	3,295.5	-2.5	8.5	2,538	2,802	-7.1	10.4	山梨県
-3.2	2.2	8,418.4	9,004.6	-0.6	7.0	2,605	2,718	-2.7	4.3	長野県
-4.9	1.1	7,167.3	7,353.8	-3.8	2.6	2,564	2,613	-4.6	1.9	岐阜県
-6.5	2.9	16,075.2	17,197.7	-4.4	7.0	2,970	3,100	-8.2	4.4	静岡県
-3.8	-1.5	33,488.2	33,871.8	-4.7	1.1	3,070	3,035	-3.1	-1.2	愛知県
-4.1	3.4	7,507.9	7,970.2	0.4	6.2	2,700	2,863	-6.0	6.0	三重県
-3.1	2.7	6,493.2	6,927.9	-0.3	6.7	3,111	3,269	-2.0	5.1	滋賀県
-3.1	0.5	9,939.0	10,413.4	-1.2	4.8	2,699	2,726	-3.3	1.0	京都府
-5.6	0.1	36,816.3	37,376.5	-4.5	1.5	2,858	2,821	-4.7	-1.3	大阪府
-6.6	3.5	19,149.3	20,416.3	-5.2	6.6	2,654	2,687	-5.4	1.2	兵庫県
-5.3	2.2	3,711.6	3,967.8	-4.1	6.9	2,404	2,486	-7.1	3.4	奈良県
-5.1	4.6	3,464.3	3,673.4	0.3	6.0	2,411	2,548	-5.9	5.7	和歌山県
-3.6	-3.9	1,990.2	1,970.0	-1.0	-1.0	2,306	2,260	-4.4	-2.0	鳥取県
-0.2	0.2	2,402.3	2,460.0	2.9	2.4	2,275	2,310	1.6	1.6	島根県
-4.1	0.2	7,511.0	7,834.2	-2.1	4.3	2,551	2,580	-4.9	1.1	岡山県
-5.9	0.9	11,339.9	11,760.7	-3.9	3.7	2,800	2,850	-6.9	1.8	広島県
-3.8	2.2	5,854.2	6,110.9	0.3	4.4	2,732	2,820	-5.0	3.2	山口県
-1.1	2.8	2,857.3	3,018.1	2.3	5.6	2,634	2,758	0.4	4.7	徳島県
-0.8	-1.5	3,786.5	3,846.1	3.3	1.6	2,718	2,638	0.2	-2.9	香川県
0.0	3.0	4,972.6	5,282.9	3.0	6.2	2,407	2,516	1.3	4.5	愛媛県
-4.1	2.5	2,231.9	2,394.2	-1.7	7.3	2,124	2,178	-3.2	2.6	高知県
-0.5	2.3	18,503.1	19,557.7	2.2	5.7	2,676	2,776	0.4	3.7	福岡県
-5.8	5.6	2,730.8	2,893.2	-4.0	5.9	2,369	2,533	-6.7	6.9	佐賀県
-0.1	0.4	4,629.5	4,877.9	1.0	5.4	2,264	2,297	1.4	1.4	長崎県
-2.2	2.0	5,757.1	6,088.6	0.4	5.8	2,255	2,341	-1.8	3.8	熊本県
-7.4	4.2	4,283.6	4,582.1	-4.2	7.0	2,342	2,475	-7.0	5.7	大分県
-0.1	0.1	3,765.4	3,921.6	1.2	4.1	2,173	2,211	0.9	1.8	宮崎県
-1.2	3.4	5,486.4	5,835.6	2.1	6.4	2,264	2,396	0.1	5.8	鹿児島県
1.5	0.1	3,896.6	4,050.0	1.9	3.9	2,039	2,025	1.5	-0.7	沖縄県
-3.9	0.9	515,472.4	537,069.9	-2.3	4.2	2,841	2,877	-4.2	1.3	合計

23 主要経済指標の推移

区分	国内総生産		国内民間総資本形成		民間企業設備	
	金額(億円)	前年度比(%)	金額(億円)	前年度比(%)	金額(億円)	前年度比(%)
昭和45年度	752,985	115.7	230,368	117.8	156,685	115.5
50	1,523,616	110.0	356,048	98.2	243,739	99.3
55	2,483,759	109.0	568,400	108.5	396,807	113.3
60	3,303,968	107.2	716,074	113.8	545,560	114.3
平成2年度	4,516,830	108.6	1,191,147	111.7	920,967	114.1
7	5,045,943	101.8	976,255	102.0	722,218	101.2
8	5,159,439	102.2	1,038,733	106.4	745,079	103.2
9	5,212,954	101.0	1,043,892	100.5	781,900	104.9
10	5,109,192	98.0	907,927	87.0	709,486	90.7
11	5,065,992	99.2	870,110	95.8	698,279	98.4
12	5,108,347	100.8	927,307	106.6	720,764	103.2
13	5,017,106	98.2	853,479	92.0	676,867	93.9
14	4,980,088	99.3	811,107	95.0	644,187	95.2
15	5,018,891	100.8	843,221	104.0	658,481	102.2
16	5,027,608	100.2	874,659	103.7	678,469	103.0
17	5,053,494	100.5	896,412	102.5	706,357	104.1
18	5,091,063	100.7	939,004	104.8	746,507	105.7
19	5,130,233	100.8	948,434	101.0	768,317	102.9
20	4,895,201	95.4	888,835	93.7	710,147	92.4
21	4,739,339	96.8	683,722	76.9	607,180	85.5
22	4,802,325	101.3	746,258	109.1	619,451	102.0
23	4,736,691	98.6	761,152	102.0	643,205	103.8
24	4,725,965	99.8	767,479	100.8	646,307	100.5
25	4,842,000	102.5	781,000	101.8	656,000	101.4
26	5,004,000	103.3	824,000	105.5	688,000	105.0

区分	民間在庫品増加		民間住宅		民間最終消費支出	
	金額(億円)	前年度比(%)	金額(億円)	前年度比(%)	金額(億円)	前年度比(%)
昭和45年度	25,248	-	48,435	115.6	394,566	114.3
50	1,305	-	111,004	115.4	869,946	113.9
55	20,110	-	151,483	97.2	1,345,063	108.0
60	23,200	-	147,314	103.8	1,789,097	105.7
平成2年度	19,511	-	250,669	108.6	2,385,178	108.1
7	12,203	-	241,834	93.7	2,796,223	101.8
8	16,335	-	277,319	114.7	2,871,189	102.7
9	34,498	-	227,494	82.0	2,881,365	100.4
10	7	-	198,434	87.2	2,880,810	100.0
11	-32,337	-	204,168	102.9	2,895,073	100.5
12	3,344	-	203,199	99.5	2,885,343	99.7
13	-9,252	-	185,864	91.5	2,890,920	100.2
14	-13,093	-	180,013	96.9	2,888,248	99.9
15	4,735	-	180,005	100.0	2,882,973	99.8
16	12,380	-	183,810	102.1	2,884,128	100.0
17	6,146	-	183,909	100.1	2,923,976	101.4
18	4,684	-	187,813	102.1	2,933,752	100.3
19	16,576	-	163,541	87.1	2,947,275	100.5
20	13,412	-	165,276	101.1	2,881,054	97.8
21	-49,877	-	126,419	76.5	2,842,110	98.6
22	-2,555	-	129,362	102.3	2,844,897	100.1
23	-16,195	-	134,142	103.7	2,863,683	100.7
24	-19,322	-	140,494	104.7	2,880,505	100.6
25	-30,000	-	155,000	110.1	2,959,000	102.7
26	-18,000	-	154,000	99.6	3,042,000	102.8

区分	鉱工業生産指数		企業物価指数		消費者物価指数	
	指数22年=100	前年度比(%)	指数22年=100	前年度比(%)	指数22年=100	前年度比(%)
昭和45年度	48.6	110.8	56.3	102.2	33.2	-
50	52.9	95.6	86.9	102.2	57.2	110.4
55	71.4	102.2	114.4	112.5	78.4	107.6
60	85.0	102.5	112.5	98.3	88.8	101.9
平成2年度	107.1	105.0	108.2	101.2	95.4	103.3
7	101.5	102.1	103.1	98.9	101.0	99.9
8	104.9	103.4	101.6	98.5	101.4	100.4
9	106.1	101.1	102.6	101.0	103.5	102.0
10	98.8	93.0	100.4	97.9	103.7	100.2
11	101.5	102.6	99.6	99.2	103.2	99.5
12	105.8	104.3	99.1	99.5	102.6	99.5
13	96.1	90.9	96.6	97.5	101.5	99.0
14	98.9	102.8	95.0	98.3	100.9	99.4
15	101.8	103.5	94.5	99.5	100.7	99.8
16	105.7	103.9	96.0	101.6	100.6	99.9
17	107.4	101.6	97.7	101.8	100.4	99.9
18	112.3	104.6	99.7	102.0	100.6	100.2
19	115.4	102.7	102.0	102.3	101.0	100.4
20	101.0	87.3	105.2	103.1	102.1	101.1
21	91.4	90.5	99.8	94.9	100.4	98.3
22	99.4	108.8	100.2	100.4	99.9	99.6
23	98.7	99.3	101.6	101.4	99.8	99.9
24	95.8	97.1	100.5	98.9	99.5	99.7
25	-	102.4	-	101.9	-	100.7
26	-	103.3	-	103.9	-	103.2

(注) 平成24年度までは実績、平成25年度及び平成26年度は「平成26年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」(平成26年1月24日閣議決定)によった。

なお、国内総生産、民間最終消費支出等「国民経済計算」による数値は、実額については、昭和54年度までは平成2年基準(68SNA)、昭和55年度以降平成5年度までは平成12年基準(93SNA)、平成6年度以降は平成17年基準(93SNA)によるものであり、前年度比については、昭和55年度までは平成2年基準(68SNA)、昭和56年度以降平成6年度までは平成12年基準(93SNA)、平成7年度以降は平成17年基準(93SNA)によるものである。

参 考

- I 地方財政計画(平成26年度)
- II 租税及び印紙収入予算額(平成26年度)
- III 税制改正(内国税関係)による増減収見込額
(平成26年度)
- IV 主要経済指標(平成26年度)

I 地方財政計画（平成26年度）

【通常収支分】

（単位：億円）

区 分	平成26年度 (A)	平成25年度 (B)	増 減 額 (A) - (B)	増 減 率 (%)
A 歳 入				
I 地 方 税	350,127	340,175	9,952	2.9
II 地 方 譲 与 税	27,564	23,470	4,094	17.4
1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	2,708	2,756	△ 48	△ 1.7
2 石 油 ガ ス 譲 与 税	100	110	△ 10	△ 9.1
3 自 動 車 重 量 譲 与 税	2,656	2,696	△ 40	△ 1.5
4 航 空 機 燃 料 譲 与 税	145	140	5	3.6
5 特 別 と ん 譲 与 税	126	125	1	0.8
6 地 方 法 人 特 別 譲 与 税	21,829	17,643	4,186	23.7
III 地 方 特 例 交 付 金	1,192	1,255	△ 63	△ 5.0
IV 地 方 交 付 税	168,855	170,624	△ 1,769	△ 1.0
V 国 庫 支 出 金	124,491	118,503	5,988	5.1
1 義 務 教 育 職 員 給 与 費 負 担 金	15,322	14,879	443	3.0
2 そ の 他 普 通 補 助 負 担 金 等	79,805	76,183	3,622	4.8
(ア) 生 活 保 護 費 負 担 金	-	28,595	△ 28,595	皆減
(イ) 生 活 扶 助 費 等 負 担 金	15,024	-	15,024	皆増
(ロ) 医 療 扶 助 費 等 負 担 金	13,409	-	13,409	皆増
(ハ) 介 護 扶 助 費 等 負 担 金	769	-	769	皆増
(ニ) 児 童 保 護 費 等 負 担 金	5,582	5,882	△ 300	△ 5.1
(ホ) 障 害 者 自 立 支 援 給 付 費 等 負 担 金	11,541	10,699	842	7.9
(ヘ) 子 ど も の た め の 金 銭 の 給 付 交 付 金	14,178	14,311	△ 133	△ 0.9
(ニ) 公 立 高 等 学 校 授 業 料 不 徴 収 交 付 金 及 び 高 等 学 校 等 就 学 支 援 金 交 付 金	3,797	3,894	△ 97	△ 2.5
(ク) そ の 他 の 補 助 負 担 金 等	15,505	12,802	2,703	21.1
3 公 共 事 業 費 補 助 負 担 金	26,632	24,745	1,887	7.6
(ア) 普 通 建 設 事 業 費 補 助 負 担 金	26,246	24,361	1,885	7.7
(イ) 災 害 復 旧 事 業 費 補 助 負 担 金	386	384	2	0.5
4 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	275	275	0	0.0
5 施 設 等 所 在 市 町 村 調 整 交 付 金	70	70	0	0.0
6 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	645	706	△ 61	△ 8.6
7 電 源 立 地 地 域 対 策 等 交 付 金	1,374	1,290	84	6.5
8 特 定 防 衛 施 設 周 辺 整 備 調 整 交 付 金	312	299	13	4.3
9 石 油 貯 蔵 施 設 立 地 対 策 等 交 付 金	56	56	0	0.0
VI 地 方 債	105,570	111,517	△ 5,947	△ 5.3
VII 使 用 料 及 び 手 数 料	15,862	13,888	1,974	14.2
VIII 雑 収 入	40,059	39,852	207	0.5
IX 全 国 防 災 事 業 一 般 財 源 充 当 分	△ 113	△ 130	17	△ 13.1
歳 入 合 計	833,607	819,154	14,453	1.8

(単位：億円)

区 分	平成26年度 (A)	平成25年度 (B)	増 減 額 (A) - (B)	増 減 率 (%)
B 歳 出				
I 給 与 関 係 経 費	203,414	197,479	5,935	3.0
1 給与費(退職手当を除く)	184,632	177,691	6,941	3.9
(7) 義務教育教職員	56,845	55,627	1,218	2.2
(4) 警察関係職員	22,841	21,929	912	4.2
(9) 消防職員	12,198	11,561	637	5.5
(エ) 一般職員及び義務制以外の教員並びに特別職等	92,748	88,574	4,174	4.7
2 退職手当	18,611	19,587	△ 976	△ 5.0
3 恩給	171	201	△ 30	△ 14.9
II 一 般 行 政 経 費	332,194	318,257	13,937	4.4
1 国庫補助負担金等を伴うもの	173,976	163,919	10,057	6.1
(7) 生活保護費	38,935	38,126	809	2.1
(4) 児童保護費	12,958	11,764	1,194	10.1
(9) 障害者自立支援給付費	23,081	21,398	1,683	7.9
(エ) 後期高齢者医療給付費	23,547	22,583	964	4.3
(オ) 介護給付費	25,021	23,668	1,353	5.7
(カ) 子どものための金銭の給付交付金	20,366	20,593	△ 227	△ 1.1
(キ) その他の一般行政経費	30,068	25,787	4,281	16.6
2 国庫補助負担金を伴わないもの	139,536	139,993	△ 457	△ 0.3
3 国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費	15,182	14,345	837	5.8
4 地域の元気創造事業費	3,500	—	3,500	皆増
III 地域経済基盤強化・雇用等対策費	11,950	14,950	△ 3,000	△ 20.1
IV 公 債 費	130,745	131,078	△ 333	△ 0.3
V 維 持 補 修 費	10,357	9,889	468	4.7
VI 投 資 的 経 費	110,035	106,698	3,337	3.1
1 直轄事業負担金	5,820	5,874	△ 54	△ 0.9
2 公 共 事 業 費	51,936	50,794	1,142	2.2
(7) 普通建設事業費	51,416	50,271	1,145	2.3
(4) 災害復旧事業費	520	523	△ 3	△ 0.6
(直轄、補助事業計)	57,756	56,668	1,088	1.9
3 一 般 事 業 費	28,508	32,548	△ 4,040	△ 12.4
(7) 普通建設事業費	28,138	32,178	△ 4,040	△ 12.6
(4) 災害復旧事業費	370	370	0	0.0
4 特 別 事 業 費	23,771	17,482	6,289	36.0
(7) 過疎対策事業費	9,794	8,450	1,344	15.9
(4) 地域活性化事業費	475	475	0	0.0
(9) 旧合併特例事業費	6,602	6,602	0	0.0
(エ) 防災対策事業費	948	1,003	△ 55	△ 5.5
(オ) 施設整備事業費(一般財源化分)	952	952	0	0.0
(カ) 緊急防災・減災事業費	5,000	—	5,000	皆増
(地方単独事業計)	52,279	50,030	2,249	4.5
VII 給与の臨時特例対応分	—	7,550	△ 7,550	皆減
1 緊急防災・減災事業費	—	4,550	△ 4,550	皆減
2 地域の元気づくり事業費	—	3,000	△ 3,000	皆減
VIII 公 営 企 業 繰 出 金	25,612	25,753	△ 141	△ 0.5
1 収益勘定繰出金	12,268	12,529	△ 261	△ 2.1
2 資本勘定繰出金	13,344	13,224	120	0.9
IX 地方交付税の不交付団体における平均水準を超える必要経費	9,300	7,500	1,800	24.0
歳 出 合 計	833,607	819,154	14,453	1.8

(参 考)

歳入歳出の構成比

(1) 歳 入

区 分	平成26年度		平成25年度	
	計画額	構成比	計画額	構成比
	億円	%	億円	%
地 方 税	350,127	42.0	340,175	41.5
地 方 譲 与 税	27,564	3.3	23,470	2.9
地 方 特 例 交 付 金	1,192	0.1	1,255	0.2
地 方 交 付 税	168,855	20.3	170,624	20.8
国 庫 支 出 金	124,491	14.9	118,503	14.5
地 方 債	105,570	12.7	111,517	13.6
使 用 料 及 び 手 数 料	15,862	1.9	13,888	1.7
雑 収 入	40,059	4.8	39,852	4.8
歳 入 合 計	833,720	100.0	819,284	100.0

(注) 上記の計数の歳入合計は、全国防災事業一般財源充当分を含まない。

(2) 歳 出

区 分	平成26年度		平成25年度	
	計画額	構成比	計画額	構成比
	億円	%	億円	%
給 与 関 係 経 費	203,414	24.4	197,479	24.1
一 般 行 政 経 費	332,194	39.9	318,257	38.9
地域経済基盤強化・雇用等対策費	11,950	1.4	14,950	1.8
公 債 費	130,745	15.7	131,078	16.0
維 持 補 修 費	10,357	1.2	9,889	1.2
投 資 的 経 費	110,035	13.2	106,698	13.0
給 与 の 臨 時 特 例 対 応 分	—	—	7,550	0.9
公 営 企 業 繰 出 金	25,612	3.1	25,753	3.2
地方交付税の不交付団体における 平均水準を超える必要経費	9,300	1.1	7,500	0.9
歳 出 合 計	833,607	100.0	819,154	100.0

【東日本大震災分】

(復旧・復興事業)

(単位：億円)

区 分	平成26年度 (A)	平成25年度 (B)	増 減 額 (A) - (B)	増 減 率 (%)
A 歳 入				
I 震災復興特別交付税	5,723	6,198	△ 475	△ 7.7
II 国庫支出金	13,353	16,895	△ 3,542	△ 21.0
III 地方債	455	233	222	95.3
IV 雑収入	86	21	65	309.5
歳入合計	19,617	23,347	△ 3,730	△ 16.0
B 歳 出				
I 給与関係経費	117	121	△ 4	△ 3.3
II 一般行政経費	5,350	6,829	△ 1,479	△ 21.7
1 国庫補助負担金等を伴うもの	3,779	5,283	△ 1,504	△ 28.5
2 国庫補助負担金を伴わないもの	1,571	1,546	25	1.6
III 公債費	85	18	67	372.2
IV 投資的経費	13,905	16,255	△ 2,350	△ 14.5
1 直轄事業負担金	536	534	2	0.4
2 公共事業費	12,989	15,211	△ 2,222	△ 14.6
3 一般事業費	380	510	△ 130	△ 25.5
V 公営企業繰出金	160	124	36	29.0
歳出合計	19,617	23,347	△ 3,730	△ 16.0

(参 考)

歳入歳出の構成比

区 分	平成26年度		平成25年度	
	計画額	構成比	計画額	構成比
A 歳 入	億円	%	億円	%
I 震災復興特別交付税	5,723	29.2	6,198	26.5
II 国庫支出金	13,353	68.1	16,895	72.4
III 地方債	455	2.3	233	1.0
IV 雑収入	86	0.4	21	0.1
歳入合計	19,617	100.0	23,347	100.0
B 歳 出				
I 給与関係経費	117	0.6	121	0.5
II 一般行政経費	5,350	27.3	6,829	29.3
III 公債費	85	0.4	18	0.1
IV 投資的経費	13,905	70.9	16,255	69.6
V 公営企業繰出金	160	0.8	124	0.5
歳出合計	19,617	100.0	23,347	100.0

(全国防災事業)

(単位：億円)

区 分	平成26年度 (A)	平成25年度 (B)	増 減 額 (A) - (B)	増 減 率 (%)
A 歳 入				
I 地 方 税	679	123	556	452.0
II 一 般 財 源 充 当 分	113	130	△ 17	△ 13.1
III 国 庫 支 出 金	736	800	△ 64	△ 8.0
IV 地 方 債 入	983	973	10	1.0
V 雑 収 入	10	5	5	100.0
歳 入 合 計	2,521	2,031	490	24.1
B 歳 出				
I 公 債 費	802	258	544	210.9
II 投 資 的 経 費	1,719	1,773	△ 54	△ 3.0
1 直 轄 事 業 負 担 金	94	76	18	23.7
2 公 共 事 業 費	1,625	1,697	△ 72	△ 4.2
歳 出 合 計	2,521	2,031	490	24.1

(参 考)

歳入歳出の構成比

区 分	平成26年度		平成25年度	
	計画額	構成比	計画額	構成比
A 歳 入	億円	%	億円	%
I 地 方 税	679	26.9	123	6.1
II 一 般 財 源 充 当 分	113	4.5	130	6.4
III 国 庫 支 出 金	736	29.2	800	39.4
IV 地 方 債 入	983	39.0	973	47.9
V 雑 収 入	10	0.4	5	0.2
歳 入 合 計	2,521	100.0	2,031	100.0
B 歳 出				
I 公 債 費	802	31.8	258	12.7
II 投 資 的 経 費	1,719	68.2	1,773	87.3
歳 出 合 計	2,521	100.0	2,031	100.0

Ⅱ 租税及び印紙収入予算額（平成26年度）

(単位 億円)

税 目	平成25年度 当初予算額	平成 26 年 度				
		前年度当初 予算額に対 する現行法 による増減 (△)収見込額	現行法によ る収入見込 額	税制改正に よる増減(△) 収見込額	改正法によ る収入見込 額(予算額)	前年度当初 予算額に対 する増減(△) 収見込額
		(1)	(2)	(3)=(1)+(2)	(4)	(5)=(3)+(4)
(一 般 会 計)						
所得税	114,620	8,000	122,620	-	122,620	8,000
源泉分	24,360	920	25,280	-	25,280	920
申告分	138,980	8,920	147,900	-	147,900	8,920
計	87,140	18,750	105,890	△ 5,710	100,180	13,040
法人税	14,950	500	15,450	-	15,450	500
相続税	106,490	46,950	153,440	△ 50	153,390	46,900
消費税	13,470	△ 60	13,410	-	13,410	△ 60
酒	9,910	△ 690	9,220	-	9,220	△ 690
たばこ	25,660	△ 210	25,450	-	25,450	△ 210
揮発油	110	△ 10	100	-	100	△ 10
石油ガス	500	30	530	-	530	30
航空機燃料	6,500	△ 240	6,260	△ 130	6,130	△ 370
石油石炭	3,300	△ 30	3,270	-	3,270	△ 30
電源開発促進	3,860	△ 40	3,820	50	3,870	10
自動車重量	8,970	1,490	10,460	△ 10	10,450	1,480
関税	100	-	100	-	100	-
とん	8,050	△ 420	7,630	-	7,630	△ 420
印紙収入	2,970	△ 40	2,930	-	2,930	△ 40
収入印紙	11,020	△ 460	10,560	-	10,560	△ 460
現金収入	430,960	74,900	505,860	△ 5,850	500,010	69,050
計						
(交 付 税 及 び 譲 与 税 配 付 金 特 別 会 計)						
交付税及び譲与税配付金特別会計	-	-	-	3	3	3
地方税法	2,745	△ 21	2,724	-	2,724	△ 21
地方揮発油	110	△ 10	100	-	100	△ 10
石油ガス税(譲与分)	143	7	150	-	150	7
航空機燃料税(譲与分)	2,649	△ 27	2,622	34	2,656	7
自動車重量税(譲与分)	125	-	125	-	125	-
特別とん	17,685	4,196	21,881	-	21,881	4,196
地方法人特別	23,457	4,145	27,602	37	27,639	4,182
計						
(国 債 整 理 基 金 特 別 会 計)						
国債整理基金特別会計	1,533	△ 107	1,426	-	#VALUE!	#### #VALUE!
たばこ特別						
(東 日 本 大 震 災 復 興 特 別 会 計)						
復興特別	3,095	△ 12	3,083	-	3,083	△ 12
復興特別所得	9,145	1,606	10,751	△ 6,453	4,298	△ 4,847
復興特別法人	12,240	1,594	13,834	△ 6,453	7,381	△ 4,859
計						
総計	468,190	80,532	548,722	#### #VALUE!	#VALUE!	#### #VALUE!

Ⅲ 税制改正（内国税関係）による増減収見込額（平成26年度）

（単位：億円）

改正事項	平 年 度	初 年 度
I 「消費税率及び地方消費税率の引上げとそれに伴う対応について」での決定事項		
(1) 生産性向上設備投資促進税制の創設	▲ 2,990	▲ 3,520
(2) 研究開発税制の拡充	▲ 270	▲ 200
(3) 中小企業投資促進税制の拡充	▲ 170	▲ 170
(4) ベンチャー投資促進税制の創設	▲ 30	▲ 10
(5) 事業再編促進税制の創設	▲ 100	▲ 100
(6) 既存建築物の耐震改修投資の促進のための税制措置の創設	▲ 70	▲ 60
(7) 所得拡大促進税制の拡充	▲ 1,060	▲ 1,350
II Iに追加して決定する事項		
1. 個人所得課税		
(1) 給与所得控除の見直し	810 (380)	- -
(2) 企業型確定拠出年金の拠出限度額の引上げ	▲ 70	▲ 20
個人所得課税計	740	▲ 20
2. 法人課税		
(1) 交際費等の損金不算入制度の見直し	▲ 430	▲ 290
(2) 国家戦略特別区域における税制措置の創設	▲ 20	0
(3) 集積区域における集積産業用資産の特別償却制度の廃止	10	10
法人課税計	▲ 440	▲ 280
3. 消費課税		
(1) 車体課税		
① 自動車重量税のエコカー減税の拡充	▲ 160	-
② 経年車に係る自動車重量税の税率の見直し	150	80
小計	▲ 10	80
(2) 非製品ガスに係る石油石炭税の還付制度の創設	▲ 150	▲ 130
(3) 消費税		
① 簡易課税制度のみなし仕入率の見直し	180	-
② 外国人旅行者向け消費税免税制度の見直し	▲ 100	▲ 50
小計	80	▲ 50
消費課税計	▲ 80	▲ 100
合 計	▲ 4,470	▲ 5,810

（備考）1. 上記の計数は10億円未満を四捨五入している。

2. 「II I 1. (1) 給与所得控除の見直し」の平年度の増収見込額は平成29年施行分適用後の増収見込額であり、カッコ書きは平成28年施行分適用後の増収見込額である。

3. 復興特別法人税の1年前倒し廃止に伴う特別会計分の減収見込額は、平成26年度▲6,453億円となる。

4. 「II 3. (1) 車体課税」の増減収見込額は、特別会計分（平年度▲4億円、初年度34億円）を含む。

5. 地方法人税（仮称）の創設による特別会計分の増収見込額は、平年度4,845億円、初年度3億円。地方法人特別譲与税の増減収見込額（国税の税制改正に伴うものを含む。）は、平年度▲7,100億円、初年度▲211億円となる（総務省試算）。

IV 主要経済指標(平成26年度)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	対前年度比増減率					
	(2012年度)	(2013年度)	(2014年度)	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	(実績)	(実績見込み)	(見通し)	(2012年度)		(2013年度)		(2014年度)	
	兆円 (名目)	兆円程度 (名目)	兆円程度 (名目)	% (名目)	% (実質)	%程度 (名目)	%程度 (実質)	%程度 (名目)	%程度 (実質)
国内総生産	472.6	484.2	500.4	▲ 0.2	0.7	2.5	2.6	3.3	1.4
民間最終消費支出	288.1	295.9	304.2	0.6	1.5	2.7	2.5	2.8	0.4
民間住宅	14.0	15.5	15.4	4.7	5.3	10.1	7.3	▲ 0.4	▲ 3.2
民間企業設備	64.6	65.6	68.8	0.5	0.7	1.4	0.4	5.0	4.4
民間在庫品増加()内は寄与度	▲ 1.9	▲ 3.0	▲ 1.8	(▲ 0.1)	(▲ 0.1)	(▲ 0.2)	(▲ 0.2)	(0.2)	(0.2)
政府支出	118.1	123.4	126.7	0.5	1.4	4.5	4.3	2.6	0.7
政府最終消費支出	97.1	98.7	101.7	0.5	1.5	1.6	1.7	3.1	1.5
公的固定資本形成	21.0	24.8	25.0	1.1	1.3	17.9	16.1	0.9	▲ 2.3
財貨・サービスの輸出	70.4	79.4	84.8	▲ 0.7	▲ 1.2	12.7	4.0	6.8	5.4
(控除)財貨・サービスの輸入	80.8	92.5	97.7	4.5	3.8	14.5	4.2	5.7	3.5
内需寄与度				0.6	1.5	3.0	2.7	3.3	1.2
民需寄与度				0.5	1.1	1.9	1.6	2.6	1.0
公需寄与度				0.1	0.3	1.1	1.1	0.7	0.2
外需寄与度				▲ 0.8	▲ 0.8	▲ 0.6	▲ 0.1	0.0	0.2
国民所得	351.1	362.9	370.5	0.6		3.4		2.1	
雇用者報酬	246.0	248.6	253.6	0.1		1.1		2.0	
財産所得	21.5	23.6	24.4	3.8		9.7		3.3	
企業所得	83.6	90.7	92.5	1.1		8.5		1.9	
労働・雇用	万人	万人程度	万人程度	%		%程度		%程度	
労働力人口	6,555	6,567	6,567	▲ 0.3		0.2		0.0	
就業者数	6,275	6,309	6,323	▲ 0.1		0.5		0.2	
雇用者数	5,511	5,563	5,592	0.2		0.9		0.5	
完全失業率	%	%程度	%程度						
	4.3	3.9	3.7						
生産	%	%程度	%程度						
鉱工業生産指数・増減率	▲ 2.9	2.4	3.3						
物価	%	%程度	%程度						
国内企業物価指数・変化率	▲ 1.1	1.9	3.9						
消費者物価指数・変化率	▲ 0.3	0.7	3.2						
GDPデフレーター・変化率	▲ 0.9	▲ 0.1	1.9						
国際収支	兆円	兆円程度	兆円程度	%		%程度		%程度	
貿易・サービス収支	▲ 9.4	▲ 11.6	▲ 11.5						
貿易収支	▲ 6.9	▲ 10.1	▲ 10.0						
輸出	61.6	68.7	73.6	▲ 1.7		11.6		7.2	
輸入	68.5	78.8	83.6	3.6		15.1		6.1	
経常収支	4.4	4.2	4.7						
経常収支対名目GDP比	%	%程度	%程度						
	0.9	0.9	0.9						

(注1) 消費者物価指数は総合である。

(注2) 消費税率引上げの影響を機械的に除いて試算すると、平成26年度の消費者物価指数・変化率は1.2%程度、GDPデフレーター・変化率は0.5%程度と見込まれる。

(注3) 平成24年度(実績)の労働・雇用の対前年度比増減率は、岩手県、宮城県及び福島県についての補完的推計を含む平成23年度の全国値からの変化率である。

(注3) 世界GDP(日本を除く)、円相場、原油輸入価格については、以下の前提を置いている。なお、これらは、作業のための想定であって、政府としての予測あるいは見通しを示すものではない。

	平成24年度 (実績)	平成25年度	平成26年度
世界GDP(日本を除く)の 実質成長率(%)	2.8	2.6	3.3
円相場(円/ドル)	83.1	99.2	100.0
原油輸入価格(ドル/バレル)	113.4	109.0	110.1

(備考)

- 世界GDP(日本を除く)の実質成長率は、国際機関等の経済見通しを基に算出。
- 円相場は、平成25年11月1日～平成25年11月29日の期間の平均値(100.0円/ドル)が平成25年12月2日以後一定と想定。
- 原油輸入価格は、スポット価格の前月平均値に運賃、保険料を付加した値。スポット価格は、平成25年11月1日～平成25年11月29日の期間の平均値が平成25年12月2日以後一定と想定。平成25年12月以降の原油輸入価格(110.1ドル/バレル)で一定と想定。